

平成18年第3回志布志市議会定例会

目 次

第1号（9月11日）	頁
1. 議事日程	10
2. 出席議員氏名	11
3. 欠席議員氏名	11
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	11
5. 議会事務局職員出席者	11
6. 開 会・開 議	12
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	12
8. 日程第2 会期の決定	12
9. 日程第3 報告	12
10. 日程第4 議案第115号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	12
11. 日程第5 議案第116号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	14
12. 日程第6 議案第117号 志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定について	15
13. 日程第7 議案第118号 志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について	16
14. 日程第8 議案第119号 志布志市松山体育施設条例の制定について	16
15. 日程第9 議案第120号 志布志市有明体育施設条例の制定について	16
16. 日程第10 議案第121号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	22
17. 日程第11 議案第122号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
18. 日程第12 議案第123号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について	28
19. 日程第13 議案第124号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）	28
20. 日程第14 議案第125号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	51
21. 日程第15 議案第126号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）	53
22. 日程第16 議案第127号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）	53
23. 日程第17 議案第128号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）	54
24. 日程第18 議案第129号 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）	56
25. 日程第19 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	58
26. 散 会	58

第2号（9月19日）

1. 議事日程	59
2. 出席議員氏名	60
3. 欠席議員氏名	60
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	60
5. 議会事務局職員出席者	60
6. 開 議	61
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	61
8. 日程第2 事件の訂正について （議案第127号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算 （第1号））	61
9. 日程第3 一般質問	61
林 勇作	62
本田孝志	75
立山静幸	83
坂元修一郎	91
小野広嗣	103
10. 延 会	124

第3号（9月20日）

1. 議事日程	125
2. 出席議員氏名	126
3. 欠席議員氏名	126
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	126
5. 議会事務局職員出席者	126
6. 開 議	127
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	127
8. 日程第2 一般質問	127
玉垣大二郎	127
金子光博	138
宮田慶一郎	145
木藤茂弘	156
藤後昇一	169
9. 延 会	181

第4号（9月21日）

1. 議事日程	182
2. 出席議員氏名	183
3. 欠席議員氏名	183
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	183
5. 議会事務局職員出席者	183
6. 開 議	184
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	184
8. 日程第2 一般質問	184
小園義行	184
下平晴行	206
鶴迫京子	216
野村公一	231
9. 散 会	246

第5号（9月29日）

1. 議事日程	247
2. 出席議員氏名	249
3. 欠席議員氏名	249
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	249
5. 議会事務局職員出席者	249
6. 開 議	250
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	250
8. 日程第2 議案第115号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	250
9. 日程第3 議案第116号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	251
10. 日程第4 議案第117号 志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定について	252
11. 日程第5 議案第118号 志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について	255
12. 日程第6 議案第119号 志布志市松山体育施設条例の制定について	255
13. 日程第7 議案第120号 志布志市有明体育施設条例の制定について	255
14. 日程第8 議案第121号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	259
15. 日程第9 議案第122号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	262

16.	日程第10	議案第123号	曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について……	263
17.	日程第11	議案第124号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）……………	264
18.	日程第12	議案第125号	平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）……………	276
19.	日程第13	議案第126号	平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）…	277
20.	日程第14	議案第127号	平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）…	278
21.	日程第15	議案第128号	平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）・	279
22.	日程第16	議案第129号	平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）…………	280
23.	日程第17	議案第130号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	282
24.	日程第18	議案第131号	損害賠償の額を定め、和解することについて……………	283
25.	日程第19	議案第132号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第5号）……………	289
26.	日程第20	認定第 1号	平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定について…………	290
27.	日程第21	認定第 2号	平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について……………	291
28.	日程第22	認定第 3号	平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	291
29.	日程第23	認定第 4号	平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	291
30.	日程第24	認定第 5号	平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	291
31.	日程第25	認定第 6号	平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	291
32.	日程第26	認定第 7号	平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定について……	292
33.	日程第27	認定第 8号	平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について……………	292
34.	日程第28	認定第 9号	平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	292
35.	日程第29	認定第 10号	平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	292
36.	日程第30	認定第 11号	平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	292
37.	日程第31	認定第 12号	平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について……………	292
38.	日程第32	認定第 13号	平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に	

		ついて……………	292
39. 日程第33	認定第 14号	平成17年度志布志町水道事業会計歳入歳出決算認定につ いて……………	292
40. 日程第34	認定第 15号	平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定について…………	293
41. 日程第35	認定第 16号	平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定 について……………	293
42. 日程第36	認定第 17号	平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	293
43. 日程第37	認定第 18号	平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	293
44. 日程第38	認定第 19号	平成17年度有明町水道管理特別会計歳入歳出決算認定につ いて……………	293
45. 日程第39	認定第 20号	平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	293
46. 日程第40	認定第 21号	平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について…………	294
47. 日程第41	認定第 22号	平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認 定について……………	295
48. 日程第42	認定第 23号	平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	295
49. 日程第43	認定第 24号	平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	295
50. 日程第44	認定第 25号	平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定 について……………	295
51. 日程第45	認定第 26号	平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算 認定について……………	295
52. 日程第46	認定第 27号	平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定に ついて……………	295
53. 日程第47	認定第 28号	平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	295
54. 日程第48	認定第 29号	平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定につい て……………	295
55. 日程第49	陳情第 4号	障害者自立支援法（乳幼児期の療育）についての陳情書…………	300
56. 日程第50	陳情第 18号	志布志運動公園の整備に関する陳情書……………	301
57. 日程第51	陳情第 20号	国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求 める陳情書……………	302

58. 日程第52	議員派遣の決定	303
59. 日程第53	閉会中の継続審査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長)	303
60. 日程第54	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長・陳情第13号志布志市の活性化対策についての調査特別委員長)	303
61. 追加日程第1	発議第14号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の 提出について (国)	304
62. 追加日程第2	発議第15号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の 提出について (鹿児島県)	306
63. 閉 会		307

平成18年第3回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	会 議 別	内 容
9月11日	月	本 会 議	開 会、会期の決定、議案上程
9月12日	火	休 会	
9月13日	水	休 会	
9月14日	木	休 会	
9月15日	金	休 会	
9月16日	土		
9月17日	日		
9月18日	月		
9月19日	火	本 会 議	一般質問
9月20日	水	本 会 議	一般質問
9月21日	木	本 会 議	一般質問
9月22日	金	委 員 会	
9月23日	土		
9月24日	日		
9月25日	月	委 員 会	
9月26日	火	休 会	
9月27日	水	休 会	
9月28日	木	休 会	
9月29日	金	本 会 議	議案上程、閉 会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第115号	志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
議案第116号	志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
議案第117号	志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定について
議案第118号	志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について
議案第119号	志布志市松山体育施設条例の制定について
議案第120号	志布志市有明体育施設条例の制定について
議案第121号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第122号	志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第123号	曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について
議案第124号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）
議案第125号	平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議案第126号	平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）
議案第127号	平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第128号	平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）
議案第129号	平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
議案第130号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第131号	損害賠償の額を定め、和解することについて
議案第132号	平成18年度志布志市一般会計補正予算（第5号）
認定第1号	平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号	平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号	平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号	平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号	平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第7号	平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第8号	平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第9号	平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第10号	平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
認定第11号	平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第12号	平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第13号	平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第14号	平成17年度志布志町水道事業会計歳入歳出決算認定について
認定第15号	平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第16号	平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第17号	平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
認定第18号	平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第19号	平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第20号	平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
認定第21号	平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
認定第22号	平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 23号 平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 24号 平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 25号 平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 26号 平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 27号 平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 28号 平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 29号 平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 陳情第 4号 障害者自立支援法（乳幼児期の療育）についての陳情書
- 陳情第 14号 弓道遠的競技場施設に関する陳情書
- 陳情第 15号 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情について
- 陳情第 16号 「青少年健全育成基本法」の制定を求める意見書提出についての陳情
- 陳情第 18号 志布志運動公園の整備に関する陳情書
- 陳情第 19号 捜査の適正化と取り調べの可視化を求める陳情書
- 陳情第 20号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求める陳情書
- 発議第 14号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について（国）
- 発議第 15号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について（鹿児島県）

平成18年第3回志布志市議会定例会（第1号）

期 日：平成18年9月11日（月曜日）午前10時10分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 報告 |
| 日程第4 | 議案第115号 | 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第116号 | 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第117号 | 志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第118号 | 志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第119号 | 志布志市松山体育施設条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第120号 | 志布志市有明体育施設条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第121号 | 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第122号 | 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第123号 | 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について |
| 日程第13 | 議案第124号 | 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第14 | 議案第125号 | 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第126号 | 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第16 | 議案第127号 | 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第128号 | 平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第129号 | 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 諮問第4号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて |

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	助 役	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	隈 元 勝 昭
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	稲 付 道 憲
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	井 手 南 海 男	松 山 支 所 長	吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	山 裾 幸 良
総 務 課 長	上 村 和 憲	企 画 政 策 課 長	山 下 修 一
財 務 課 長	溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長	小 辻 一 海
市 民 課 長	竹 之 内 宏 史	水 道 局 長	徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗		

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時10分 開会 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

ただいまから、平成18年第3回志布志市議会定例会を開会をいたします。

これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により迫田正弘君と毛野了君を指名します。



日程第2 会期の決定

○議長（谷口松生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月29日までの19日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月29日までの19日間に決定いたしました。



日程第3 報告

○議長（谷口松生君） 日程第3、報告を申し上げます。

昨日まで受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第14号、陳情第16号、陳情第18号及び陳情第20号は、文教厚生常任委員会に、陳情第15号及び陳情第19号は、総務常任委員会に付託いたしました。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、志布志町農業公社、松山町農業公社、やっちくふるさと村から、平成17年度事業報告及び決算書、平成18年度事業計画及び予算書並びに監査委員からの監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思います。



日程第4 議案第115号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第115号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第115号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、鹿児島県警察署設置条例の一部改正による大隅警察署及び志布志警察署の管轄区域の変更並びに志布志市商工会及び志布志市地域女性団体連絡協議会の発足に伴い、志布志市防災会議の組織を改める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し

上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） おはようございます。

議案第115号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

当条例は、鹿児島県警察署設置条例の一部改正によりまして、旧松山町地域が大隅警察署の管轄区域から志布志警察署の管轄区域へ変更になったことと、商工会と女性団体について、それぞれ各旧町ごとにあったものが統合され、新たに結成されたことによる名称の変更でございます。

説明資料の1ページをお開きください。

第3条第5項第14号の「大隅警察署長」を削り、第18号の「商工会長」を「志布志市商工会長」に、第19号の「女性団体の代表者」を「志布志市地域女性団体連絡協議会長」に改め、第15号以下をそれぞれ1号ずつ繰り上げるものです。

同条第6項は、「大隅警察署長」を削ったことから、委員の人数を35人以内から34人以内とするものであります。

同条第7項につきましては、号が繰り上がったことによります条文整理であります。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（岩根賢二君） ただいまの説明にもありましたけれども、管轄が変わったということで、この改正の趣旨には異論はないわけですが、この新旧対照表の中で、(1)から(13)というところは省略がしてあります。この中に、私は感じたわけですが、防災ということから考えて、建設業者が入るべきではないかなあと思っているところなんです、この1から13の間に建設業者は入ってますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○総務部長（隈元勝昭君） この委員の構成につきましては、ちょっと読み上げてみます、13まで。

1が市議会の代表者、2が志布志保健所長、3が志布志湾港湾事務所長、4が大隅総務事務所長、5が大隅土木事務所長、6が大隅耕地事務所長、7が大隅農林事務所長、8が助役、9が収入役、10が教育長、11が消防団長、12が大隅曾於地区消防組合消防長、13が志布志警察署長、以上となっております。

○19番（岩根賢二君） この改正の検討をするにあたって、建設業者を入れたらどうだろうかとかいうような議論はなかったものかどうかお聞きいたします。

○総務部長（隈元勝昭君） このことにつきましては、従前、旧町の時代のものを参考にして作ったわけございまして、そのときの論議の中では、建設業者の方を入れるということでは議論はなかったところでございます。

○19番（岩根賢二君） 今後、検討する余地はないものか、それだけお聞きしておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの提案を受けたことを考慮いたしまして、少し検討させていただければというふうに思っています。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第115号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第116号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第116号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第116号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、消防組織法の一部改正による同法の条の繰り下げが行われることに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改める必要があるため改正するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務部長（隈元勝昭君） 議案第116号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について補足して御説明を申し上げます。

消防組織法の第15条の2には、消防団員の定員は条例で定めると規定しており、第15条の6には、消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務、その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については、地方公務員法に定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定めると規定されており、この条例の制定根拠を示す部分でございますが、この条例が繰り下げられ、それぞれ第19条第2項と第23条第1項に改正されたものであります。新旧対照表につきましては、説明資料の2ページに掲載してございますので、よろしく願いいたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（岩根賢二君） 今、御説明の新旧対照表のですね、改正のことについては異論はないわけですが、第1条には「定員」という言葉が使われておりますが、第2条で「定数」は480名とすると書いてあるわけですね。これは整合性はなくてもいいですか。定員でも定数でも構わないんですか。

○総務部長（隈元勝昭君） 今、御質問のところにつきましては、「定員」とあるが、「定数」でも構わないかということでございますが、「定員」とある部分は「定数」ということでも構わないということでございます。

○19番（岩根賢二君） 私がお聞きしてるのは、1条では「定員」と書いて、第2条では、ここには書いてないですよ、第2条を見ると「定数」と書いてあるんですね。だから、それは1条では「定員」と書いて、第2条では「定数」と書いて、それでも別に構わないんですかということをお願いしてるんです。

○総務部長（隈元勝昭君） 別に構わないということでございます。申し上げますのは、いわゆる定数

というのは、数を一応示してございます。その数を示すという意味で「定数」という言葉を使わせていただいております。

○28番（重永重久君） 今、この消防団条例が出ているわけですが、前回ですね、消防団の定年延長の陳情が出てきたわけですね。そういうことから、団員確保が難しいということで、そういうことに対しての議論はなされなかったのか、この条例に対してですね。

○総務部長（隈元勝昭君） その議論につきましては、旧町時代の事務のすり合わせ等の中で協議をした結果でございまして、その後、陳情が出てまいりましたけれども、このことにつきましては、今、総務省の方から消防団員の確保ということにつきましては、公務員、つまり職員も消防団に加入するように、あるいは会社の方々も加入がしやすいように配慮するよというということで、総務省の方から通達が出来ております。そういったことも含めまして、消防団員の確保ということにつきましては、今後はそういった形で確保していきたいというふうを考えております。

○28番（重永重久君） この前、新聞紙上に出ていましたけれども、そういう会社なり企業というのは、点数も上がるというようなことになっているようですが、そういうことに対しての啓蒙はどのように考えていらっしゃるんですかね。啓発、啓蒙ですね。

○総務部長（隈元勝昭君） 今後は、そういった民間企業にもですね、当然お願いをしていきたいというふうを考えております。なおまた、消防団員の確保ということにつきましては、御理解をいただくように民間企業にはチラシ等も作ってお願いをしてみたいというふうには考えております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第116号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第117号 志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第6、議案第117号、志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第117号、志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市やっちくふれあいセンターの管理について、指定管理者制度を採るため、現在、施行されている志布志市やっちくふれあいセンター条例を廃止し、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長（山裾幸良君） 議案第117号、志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定についてを補足して御説明申し上げます。

この施設につきましては、松山町泰野地区にありまして、市民の文化及び教養の向上、ふれあい、健康の増進並びにレクリエーションのための便宜を総合的に共有するための施設でございますが、指定管理者制度を採ることとしたため、志布志市やちくふれあいセンター条例を新たに制定するものでございます。

条文につきましては、ほぼ現行どおりでございますが、第3条、指定管理者による管理、第4条、指定管理者が行う業務及び第16条の過料の条文が新たに加わったものでございます。

附則でございますが、2項で現行条例を廃止し、3項、4項で経過措置についてを規定しております。

なお、施行日につきましては、平成19年4月1日とするものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第117号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第118号 志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について

日程第8 議案第119号 志布志市松山体育施設条例の制定について

日程第9 議案第120号 志布志市有明体育施設条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第7、議案第118号から日程第9、議案第120号まで、以上3件については、体育施設関係であり、関連がありますので、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第118号、志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市体育施設の管理について、指定管理者制度を採るものと直営方式を採るものとに区分するため、現在施行されている志布志市体育施設条例を廃止する必要があるため提案するものであります。

本条例にある施設のうち、松山地区の松山弓道場及び尾野見地区運動場は直営方式を採り、松山中学校校庭照明施設につきましては、現行条例の志布志市屋外運動施設照明施設設置条例に規定している田之浦中学校の照明施設と、平成19年4月から一本化する計画であります。

また、有明地区の施設では、有明国民運動場を市民グラウンドに名称を改め、有明総合体育館、有明B&G海洋センター、有明農村運動場、有明野球場、有明弓道場の6施設を、指定管理者制度を導入しようとするものであります。

次に、議案第119号、志布志市松山体育施設条例の制定について説明申し上げます。

本案は、松山体育施設の管理について、直営方式を採るため、市長の権限等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

次に、議案第120号、志布志市有明体育施設条例の制定について説明申し上げます。

本案は、有明体育施設の管理について、指定管理者制度を採るため、指定管理者が行う業務等を定めた条例を制定する必要があるため提案するものであります。

以上、議案第118号から議案第120号まで説明いたしました但、詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○教育次長（山裾幸良君） 続きまして、議案第119号、志布志市松山体育施設条例の制定についてを補足して御説明申し上げます。

この施設は、松山町泰野地区にあります松山弓道場、松山町尾野見地区にあります尾野見地区運動場で、市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康で明るい文化的な活動の推進を寄与するための施設でございます。

松山弓道場は、松山中学校内に設置されており、日常管理は松山中学校で行い、また尾野見地区運動場の使用許可事務等の日常管理は尾野見地区公民館の公民館主事が行っていることから、今回、管理について直営方式を採ることとしたため、志布志市松山体育施設条例を新たに制定するものでございます。

第1条の設置から第12条、過料につきまして規定するものでございます。

なお、この施行日、平成19年4月1日とするものでございます。

よろしく御説明申し上げます。

次に、議案第120号について補足して御説明申し上げます。

志布志市有明体育施設条例の制定についてを補足して説明申し上げます。

今回、御提案申し上げております志布志市有明体育施設条例の制定につきましては、指定管理者制度を採ることとしたため、新たに制定するものでございます。

条文につきましては、ほぼ現行どおりでございますが、第2条で明文化しております有明体育施設は、市となりましたので、今回、国民運動場の名称を変更いたしまして、市民グラウンド、有明総合体育館、有明B&G海洋センター、有明野球場、有明弓道場、五つの施設のほか、蓬原地区宇都に設置しております農村研修センター横の有明農村運動場でございます。

第3条、指定管理者による管理、第4条、指定管理者が行う業務の条文が新たに加わったものでございます。

第11条、使用料、料金につきましては、現行条例のとおりでございます。

なお、施行日につきましては、平成19年4月1日からとするものでございます。

よろしく御審議をお願い申し上げたいと思います。

○議長（谷口松生君） これから3件に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） 1点だけお願いします。

先の議会は、少し欠席をさせていただきましたので、そのときに説明があったかも知れません。この弓道場の関係ですが、それぞれ無料にするということでもあります。旧志布志町のその弓道場もそういった状況というふうに、条例の改正がされているというふうに理解してよろしいですね。

○教育次長（山裾幸良君） ただいまの質問でございますが、旧志布志町の弓道場については、現行の使用料を取る条例となっているところです。今回については、施設の整備その他、条項等を勘案しまし

て、有明地区にあります弓道場については、一応無料ということで、今回定めるところでございます。以上でございます。

○25番（小園義行君） 同じ弓道をされる方が、旧松山町の弓道場も無料とします。そして、有明町の体育施設、弓道場を利用する者は除く、これも無料ですね。そして、旧志布志町の弓道場を利用される方だけ使用料をいただくということになると、その整合性としてですよ、同じ弓道をされる方々が、それぞれの施設でお金を払ったり、払わなかったりするという、ここの整合性はどういうふうに理解をしたらいいのかお願いをします。

○教育次長（山裾幸良君） 志布志の施設につきましては、相当財源をつぎ込んだ施設でございます、使用料を取ることについての規定付けをしておりますが、これについては市民皆さんが、すべて志布志の弓道場を使うときには、旧有明、旧松山の方が使っても、その使用料はいただくということですから、市民にとっては公平だと。ただ、有明、松山の弓道場については、施設の不備等、その他練習等の考え方で、使用料を取ることについてを、今のところ、施設整備を行った段階でそのことについては考えているということでございます。以上です。

○25番（小園義行君） 今回の議会に陳情も、それぞれ弓道関係者の方から出ておりますが、基本的な考え方としてですね、松山町地域の弓道場は無料、有明町の弓道場も無料、そして志布志町だけお金を取る。それはなぜかという、財源をたくさん入れたから。でも、これは弓道をする側から、される人から見たらですね、この条例を見たときに整合性がないというふうに理解します。なぜなら、有明町体育施設の使用料の納入というところで、第11条、利用者、有明弓道場を利用する者を除くですよ、これね。別表に定める使用料を納入しなければならない。弓道場を利用する方は、これは利用料を取らないということですよ。だから、松山町のこの体育施設の弓道場、これは第9条で体育施設の使用料は無料とするとうたってあります。この条例がですよ、それぞれの市の考え方としては統一性がないと、少し同じ弓道場を利用される方からしたときに、なぜそうなったのかなあということが問われても仕方がないと思います。そこで、先ほど次長の答弁として、旧志布志町の弓道場だけ利用料を取るというふうにしてあるという、そこについては少し理解がいかないというところです。住民の皆さんに説得のしようがありません。ここについての考え方、当然これは委員会付託になると思いますが、再度、その考え方をお聞きをしておきたいと思います。

○教育次長（山裾幸良君） ただいま、先ほど答弁申し上げましたが、志布志の施設、有明、松山にある施設については、有明、松山の施設については、聞くところによりますと、使用についてはほとんど学生が使用しているということもございます。志布志の施設については、一般の方から多くの方が利用いただいているということで、市民の方々が志布志の弓道場を使用するときには、今までもそういう形をお願いしておりましたので、やっぱり受益者負担の原則に従って、お願いをしたいというふうに考えているところです。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○31番（野村公一君） 今の質問もありました、同じ体育施設ですね。市内に3箇所あると、1箇所は有料だと。こういう決定をされた、その決定機関はどこなんですか、ちょっと教えてください。

○教育次長（山裾幸良君） 当然、条例の制定は市長でございますので、法令審査委員会等に諮って、そのことについてを決定していただいて、議案を提案しているところでございます。

○31番（野村公一君） じゃあ、その法令審査委員会がいつ行われて、その中でどういう議論がされたか、まずそれが第1点。

それから、為政者である市長にお伺いをしておきますが、一番、政の中心になるのは平等だろうと思いますね。そういう意味からしますと、先ほど次長の説明では、同じ市民が志布志を使うとき、あるいは有明を使うとき、平等であるという答弁をいただいたんですが、その中には当然、地域性というものがあるだろうと私は思っています。志布志の皆さんが松山に行ったり、有明に行ったりして、練習をするというのは限られている。反対に有明やら松山の人が志布志に来て練習をする、これも私は限られていると思う。それから見ますと、当然、志布志の人が志布志の施設を使うだろうと私は見てます。それからしますと、その積み重ねからすると、志布志の大変負担をしていかなきゃならんというふうに私は思いますが、決して同じ市民で平等ではないという判断をいたしております。そこで、市長にお伺いをしますが、為政者として、このことが正しい判断をされたと思われるかどうか。その2点を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この施設につきましては、合併がありまして、そして3町それぞれの施設があるというふうな結果になったわけでございます。そのようなことで、相互に、そしてその地域、地域で利用されて、そして一緒に合同に練習されるということになれば、いいことになろうかというふうに思いますが、施設のそれぞれの地域性、特異性を考えたときに、従来の形の利用の形態がまたあるかというふうに思っています。先日行われましたお釈迦祭りの弓道大会におきましては、志布志の弓道場で行われたわけでございますが、先ほど次長の方で答弁いたしましたとおり、志布志の弓道場につきましては、ほかの弓道場に比べて設備的に優れているというふうに感じたところでした。設備が整っていると。それに比較しまして、ほかの弓道場につきましては、簡易的な造りでありましたので、このような形で利用される方には理解いただけるんじゃないかなあというふうに感じたところであります。

○教育次長（山裾幸良君） 法令審査委員会のことで御質問でございます。9月1日に実施しているところでございます。具体的には、この提案しております条例の料金につきましては、審議の経過の中では、特段触れてないところでございます。以上でございます。

○31番（野村公一君） 法令審査委員会でこのことが何も検討されなかったということのようですが、それでは有明と松山は無料、志布志は有料と、これは誰が決めたんですかね。誰が決定したか、それをちょっと教えてください。それと、私はこのことはもういいかなあって思ってたんですが、次長と市長は同じ答弁をされる。金を入れたから、この施設は有料だと。私はこれは大変な間違いだと思ってるんですよ。それは行政の理由です。我々市民は、それは何も関係ないことですよ、使う方は。行政が10億円金を入れたからといって、10億円分を我々は金を払うということじゃないんです。例え金を入れた施設であっても、ほかの施設と同様に無料にしていく。これが私はサービスだろうと思うんですよ。同じ答弁をされてる。そのことはちょっと私は答弁としておかしいと思うが、撤回の意思はありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、施設の充実度、そして使い勝手さ、それから新しさというの、いろいろな意味で考えたときに、ある程度、新しい、そして設備が整ったものについては、その都度その都度、料金が定められてきたというような経過があると思います。そのようなことで、今回、合併いたしました、新たな料金制度を考えたときに、志布志市の弓道場について考えたときに、かなりそういう意味で設備が優れているというようなことの判断で、こういった料金体系が設定されたというふうに考えます。なお、この施設の用料につきましては、合併協議会等で審議いただきまして、その上で調整項目として可決していただいたものというふうに理解しております。

○教育次長（山裾幸良君） この条例について、誰が決定したかという御質問だったと思いますが、これについては、当然、法令審査委員会に上げる前に原案を作って御提案するわけですので、その中で異論がなかったということでございます。あとは市長が提案しているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○22番（宮城義治君） いろいろ同僚議員からも出ておりますように、この施設が金がかかっているから、これはもらうんだ。じゃあ今後、そういう施設を建設する場合に、またこの地区ではこのくらいのもを造った、ここはちょっと高いから、ここは今度はいくらかもらうとか、そういうようなことも考えられるわけですね。やはり、執行部もですね、合併するときは全員の3町の町民が大賛成したわけじゃないわけですよ。やはり合併して良かったなあと、合併して良かったということ、今考えなくてはならないときなんです、こういう問題も。それを志布志地区の施設は金が今までかかっただけから、金をもらうんだと。そういうことをですね、これは市民が聞いたら大変なことですよ。これはもう撤回して、やはり同じ施設で、みんなが有明、松山の人たちが行った場合でも、今度はそこをちゃんとして、金を持っていかんといかんというわけでしょう。「これ、ないごっかよ。」と、これは出てくると思うんですよ。絶対こういうことをしてはなりません。スポーツというものは、やっぱり健康の維持。いろいろなものが勘案するわけです。何かを習いに行く場所と違うわけです。幼児から年寄りまで、スポーツ施設というものは使うわけです。そういうことを考えてですね、これはやはり撤回して、やはり見直しをするべきだと、私は考えます。終わります。答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

建設費にですね、多額の費用を要したからどうこういうようなことではなくですね、当然そこにはある一定の受益者負担というようなこともあろうかというふうに思います。そのようなことで、今回のこの件については、利用される方は納得していただけるのではないかなというふうに考えています。そして、今後、また新しくですね、それこそ今風の、今以上の施設をまた設置した場合には、それに見合ったような用料体系というものが当然、市民の皆さん方に提示して理解していただくような形になるかというふうに思います。

○議長（谷口松生君） よろしゅうございますか。

○18番（木藤茂弘君） 基本的なことなんですけど、9月1日に実施された法令審査委員会の前提においてですよ、当部局として競技団体の意見を聞かれたものなのか、そこらあたりを教えてください。

○教育次長（山裾幸良君） 今回提案申し上げている議案につきましては、旧町から、合併前から引き続き合併協議会で論議した上でございましたので、指定管理者制度を採るということで、現行のままお願いするというので、基本的には競技団体等の協議については行ってないところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 合併協議会の一応すり合わせ等の過程においても、競技団体の意見は聞いていない。今回のこの法令審査委員会に臨む形においても、競技団体の意見は聞いていないということであるとすれば、まさに行政ペースでこのことは運ばれたということに理解していいわけですね。

○教育次長（山裾幸良君） はい。競技団体と協議しておりませんので、そう解釈されてもやむを得ないと思います。

○18番（木藤茂弘君） 当然、委員会に付託される事項だろうと思いますので、過去に松山町の場合に、金がかかったから、金がかからないからという、そういう面ではなかったと思いますが、ゲートボールのグラウンド使用料の問題がございまして、合併と同時にそれらの問題については考慮していただいた一件もありますので、それあたりとの整合性を考えた中で、腹案をもって委員会等に参加していただければ有難いなあというふうに考えております。以上です。

○議長（谷口松生君） 31番、野村公一君。特に許可いたします。

○31番（野村公一君） すごく大事な問題です。政治が平等に行われてるかという基本的な問題ですが、教育長、あなたにちょっとお伺いをします。市内の子供たち、あるいは大人が、それぞれの施設を使うときに、あなたは教育上、平等にその市民を取り扱いをしていく、あるいは平等に接していく、これがあなたの基本だろうというふうに思いますが、この教育施設がこういう状況になったことを、あなたはどう思われますか。

○教育長（坪田勝秀君） ただいま、公平に使用するということが原則であろうという御意見でございますが、使用をするという公共の、例えば市の設置する、あるいは県の設置するというのでは県民、あるいは市の設置するものでは市民ということにおいて、公平にそれを誰でも平等に使うことができる。これは何といても原則だろうと思います。ただ、今回、弓道場のことでございまして、私も合併のすり合わせの経過、あるいは施設の今出ております老朽化の度合い、あるいは建設費用のうんぬんということはございまして、そういうことが勘案されて、一部無料、一部有料というやむを得ない結果が生じたのかなあというふうに理解はしておりますが、先ほどありましたように、委員会付託という議案であるということにございまして、さらにまた腹案をもって臨まれたらどうかという御意見もありましたので、そういうふうにして新しいスタートが、不公平感のないスタートができれば、一番望ましいことではないかと、かように考えております。

○12番（本田孝志君） この旧志布志の弓道場のところですね、これの旧志布志町時代はですね、年間の使用料はいくらであったか、合計のほどをお示し願います。

○教育次長（山裾幸良君） ちょっと手元に資料がございませんので、すぐ調べて御回答申し上げます。

○議長（谷口松生君） 答弁のため、しばらく休憩します。



午前10時56分 休憩

午前10時57分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育次長（山裾幸良君） ただいま弓道場の使用料のことでございましたが、17年度で7万6,870円、収入として上げております。使用人数で3,953名でございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第118号、議案第119号及び議案第120号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第121号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第121号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第121号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、国民健康保険法の一部改正に伴い、国民健康保険の被保険者の一部負担金の割合及び出産育児一時金の額を改める必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第121号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

お手元の志布志市議会付議案件の説明資料に基づきまして説明申し上げますが、資料の3ページに新旧対照表が記載してございますので御覧をいただきたいと思っております。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険被保険者の一部負担の割合及び出産育児一時金の額の変更を行うため、国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

条例第5条中、第1号及び第4号でございますが、70歳に達した人及びその人と同じ世帯で一定以上の所得のある人で、市民税における各種控除後の課税所得が基準額145万円以上の人について、医療機関等で支払う自己負担の割合を、現在の10分の2から、現役世代の方と同様の10分の3とするものでございます。

また、条例第6条につきましては、現在の出産育児一時金の額を30万円から35万円とするものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は平成18年10月1日から施行するものであり、経過措置といたしましては、施行日前に出産した被保険者については、従前の例によるものとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○12番（本田孝志君） 出産の育児一時金を30万円から35万円にということですが、今、志布志市ですね、人口の集計表を見ているわけですが、0歳が283人、志布志、有明、松山、合計でございます。志布志市全体で283人、そして1歳児が282人、大体200台でございます。200台で5万円ということですが、大した額ではないと。5万円の増ということですが、ここらあたりを少子高齢化の中でですね、ぜひ、志布志市としては40万円でも50万円でも出しますというようなぐらいの検討はされたものか。国に準じてやったというようなことだと思いますが、私は特例措置で志布志市の場合はこのようにやりますというようなことのような考えはないか、市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 今回、御提案申し上げますのは、国民健康保険条例の一部改正に伴いまして改定するというところでございます。市独自の少子高齢化対策等につきましては、様々な面から検討いたしまして、今後提案していきたいというふうに思っています。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○14番（小野広嗣君） 国民健康保険法の一部改正ということで、10月1日からですね、この30万円の出産一時金が35万円にアップすると。このことが法律の改正に伴って、庁内ですね、こういったことを契機にして、いろんな議論をされると思うんですが、例えばこの出産一時金の貸付制度ということもあります。8割、事前に貸付けができるという問題もあります、こういったことを新市においてですよ、もうスタートしているところもいっぱいあるわけですが、議論がどうだったのか。

そして、こういったことを契機に、例えば一時金の受領委任ですね、委任受領払いといいます、いわゆる保険者の方から、かかった病院の側に一括して支払うというシステムを採ってるところも増えておりますが、そういったことを国の方でも検討するよということですが、その辺の検討状況はどうだったのかお聞きをしておきたいと思えます。

○市民部長（稲付道憲君） ただいまの御質問でございますが、いろいろな福祉事業、保健事業につきましても、やはり被保険者の立場に立った施策というのが、今おっしゃるように国等も見直されてきております。当然、私どももそれを受けて、なるべく被保険者等の負担にならないような形で諸事業も検討していかなければならんというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 答弁が少しちょっと、考え方としてはそういう考え方でやっていくというのは当然のことですが、今言いました、いわゆる出産一時金の貸付制度に対してのこれまでの議論、そして受領委任払い等に対する考え方、こういったことがしっかり庁内で議論されてきたのかと、その経過を聞いてるんです。

○市民部長（稲付道憲君） ただいまの貸付け等についての具体的な検討というのは、まだいたしておりません。

○14番（小野広嗣君） 併せて、じゃあ受領委任払いも検討されてないということですね。それも後で答弁してください。

であればですよ、今、部長の方から話がありましたように、いわゆるそのこういう30万円から35万円、

この金額の問題は別に議論すればいいと思いますが、いわゆるこういう制度が変わって、いわゆる制度が変わった背景には、当然、出産一時金が30万円では足りないという状況があるわけですね。35万円でも厳しいという状況がある。そういった中で、いわゆる出産に際する費用を払うときに、なかなか大変だということがある。一時金が出ても、今度はその一時金をですよ、いわゆる出産費用に充てるんじゃないくて、いろんな意味で借金に充てたりとかいう部分も出てくるんですね。だから、そういったことを避けるためにも、逆に保険者の方からしっかり病院側の方に振り込まれる方が望ましいというような考え方もあるわけです。だから、そういったことをひとつしっかり議論するのと、また一方では部長が言われたように、いわゆるそういう出産に携わってる人たちが、出産に至るまでも、様々な費用がかかる。そういったことで、8割程度ですね、その例えばこれまでの30万円だったら、その8割程度を貸付けするという制度があるわけですので、そういった本当に出産する側の立場に立った議論をなぜこれまでされてないのかと不思議でならないわけですが、そういったことをしっかり取り組んでいくべきだろうというふうに思っていますので、しっかり検討をお願いしたい。先ほどの件、答弁があれば。

○市民課長（竹之内宏史君） 口座に現在、振り替えてお支払いしております。口座等の関係とか、現金払いとか、いろいろ制度がございますので、そういうことで一応担当部署といたしましては、医療機関等へ直接払うということについては前向きに検討しようということでは、その方法等については、今、協議しているところでございます。以上です。

○11番（立平利男君） 一時金についてですが、部長の方から検討が少ないような答弁でございました。特別会計で、今回、240万円の補正ということで、48名分の補正になろうかと思いますが、この条例を見てみますと、経過措置が非常に気になるところでございます。従前の10月1日以前の方は従前の例によるということであれば、4月以降から9月末日までの方は5万円少ないという不公平感を感じておりますが、先ほど市長の答弁の中で、市独自の今後、一時金についての検討もやっていくということですが、それはそれとして、この不公平感をなくすために、市長はどうお考えなのか。本当、やさしい、この市政を、そして少子化対策をという観点から考えると、当然、大きく検討しなくてはいかんかと思っておりますが、市長はどうお考えなのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 10月1日からお生まれになった方々に、こういった形で、今回また増額して一時金として差し上げようというようなことで、それ以前の方については、該当しないというようなことになると、非常に心苦しいというふうには思うところでございますが、期限を区切るということになりますと、どこかの時点でそういった方々が、割を食う方々が出てくるんじゃないかなあというふうには思うところでありまして、本当にその点については私自身も残念に思うところでございます。しかしながら、新しくこういった制度の中で、新しい措置が受けられるという面から見れば、非常に前向きになってくるのではなからうかなというふうに思います。そのようなことで、国全体としてもこういった形で少子高齢化対策を打とうと、前に進もうというような状況でございますので、私どものまちとしましても、このことについてはさらに議論を深めて、市民の方々が他の地域に負けない形で少子化対策があるんだなという充実感があるような施策を考えていきたいというふうに思っております。

○11番（立平利男君） 市長、今後の独自の政策については期待をしますが、私が言うのは、

不公平感があるということです。しかも、地方分権で、市長は赤ちゃんの泣き声がする地域をつくりたい。240万円、48人分ですよ、半年分が。恐らく9月末までもそれぐらいの予算で施行できるんじゃないか、そういうふうに思うんですが、本当、市長、心苦しいという表現もありました。合併当時から、負担は低く、サービスは高く、そういう観点からすると、市長独自の政策もこういうのに反映されてもいいんじゃないかなあとと思いますが、再考する考えはないか伺いたします。

○市長（本田修一君） 今回のことにつきましては、この健康保険条例の改正に伴う措置というようなことをございますので、そのようなふうに理解を求めたいというふうに思っています。先ほども申しましたように、ある期間を区切って制度を適用するというふうになりますと、それをさかのぼって、また適用ということは、なかなか難しい面があるかというふうに思います。そういう意味で御理解していただければというふうに思います。

○11番（立平利男君） 市長、期間をさかのぼってやるのは難しいという面はないと思っております。今までも年度始めなり、年始めにさかのぼってやった経緯はいっぱいあります。この18年度に生まれた子供たちは、入学式は同じ日、そして負担が、サービスが、少し差がある。そういうのについて、非常に懸念をいたしております。市民の側に立った市政をという考えですが、十分今後も内部なり、先ほど部長の話も一時貸付制度等もありましたように、検討が少なかったような気がいたしております。そういう内部の検討を十分、本当に公平の市政を望んでおりますので、そういう考えをもう一回お聞きしたいと思っております。

○市長（本田修一君） 国民健康保険法の改正に伴います条例の改正のお願いということでございますので、この国の政策にいたしましても、当初からこういった議論がされていたようでございますが、ようやくこういった形でされてきたというようなことであるようでございます。そういったことで、年度の途中であるということで、その月に該当しない方々が、そういった措置を受けられないということについては非常に残念だというふうに思うところでございますが、そういった国の政策に伴います、今回の条例制定だということを御理解していただきたいなというふうに思うところであります。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○25番（小園義行君） 2点ほどお願いします。

今回、この2割から3割に引き上がるということですね。また、高齢の方々は本当負担増ということですが、これがどれぐらいの対象者がおられるのかですね。

そして、今問題になってますが、この出産一時金、30万円を35万円にするという国民健康保険法の改正ということで、国の政策であります。もちろん少子社会の対応としてお金を出すということです。この5万円引き上がることは、大いに賛成であります。そのことによって、一方負担増を迫られる方々がおられるわけですね。これは財源は国のですよ、その財源をどこから、この5万円を全国で、それぞれの金額があるわけですけど、その財源としてどこからそれが来たのか。これは恐らくサラリーマン世帯に、その所得の税の上げとかですね、いろんなことでこれは来てると思うんですが、その財源の内訳が分かっていたら、ちょっと、国から来るやつですよ、それをちょっとお願いします。

○市民部長（稲付道憲君） まず、10分の2から10分の3に引き上がったために、かかわる被保険者は

どれくらいかという御質問でございますが、まず国民健康保険の前期高齢者でございますが、70歳以上75歳未満の方で、58名でございます。そして、老人保健の適用者、いわゆる75歳以上の方でございますが、122名でございます。

それと、出産育児一時金のその財源ということでございますが、これは会計上は一般会計から国民健康保険特別会計への繰入金という形で事務処理がなされますが、その一般会計の大元になる財源というのは、地方交付税の中で措置されるということでございます。以上でございます。

○25番（小園義行君） 約180名の方がですね、そういう今回の引き上げるその対象としてですね、この方々もこれは所得145万円ということでしたけど、それぞれにですね、大変な負担増になっていってるわけですね、現在もですね。さらに今回、この国民健康保険法の改正ということで、引き上げをしながら、一方ではまたそういう負担も大いにしていかなきゃいけないという状況が表れてるところに、大変心配をするところです。これはよく、その対象はよく分かりました。

それと、この地方交付税、当然措置されてるんですが、その財源として、課長、わかっておられると思うんですが、まあいいでしょう。これは委員会でもたいろいろ質疑やりたいと思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（鶴迫京子君） 今回の志布志市国民健康保険条例の一部を改正するという事で提案されてますが、その先ほどもいろいろ質疑・応答がありました。あえてまた、出産した立場といたしまして、質疑を一つお願いしたいです。私事ながら、18年前の9月30日に3人目を出産しました。ここで10月1日から、先ほどもありましたが、施行ということで、まあ9月30日に、すぐ思いました。この平成18年10月1日からということで、9月30日、1日で5万円の命の差があるという、そのやはり不公平感というのは、やはり行政でこういう条例を、改正する条例を作る側と、それを受ける住民側、そしてその立場に立つということを根本に考えてから、いろいろ議論されたり、条例改正なり、その中でされることを願いたいんですが、その不公平感というのをやはり1月から9月までの誕生した子供たちは、ずうっとその不公平感があるわけですね。その母親としても、5万円という金額がありますが、やはり5万円というのがなかったらですね、30万円そのままだったら、命もあまりそういうことを考えないで済むかも知れませんが、その5万円の差というのは、やはり作る側といたしまして、考慮して、再度また考えていただきたいなあと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、この制度につきましては、国の制度の改正による条例の制定を申し上げるということになっておりまして、本当にある期間で区切ってしまって、それに適用されない方というのは、本当にお気の毒という表現は悪いわけですが、本当に残念だなあというふうに思うところでございますが、どうしても何らかの制度をする場合には期間を区切って制度が発効するというような状況になりますので、そのようなことを十分お話して納得していただければというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） それは原則論だと思います。すべてのことにその区切るということはあると思います。しかし、やはりその区切ること、できることとできないこともあるかと思いますが、やは

りそこいらへんを、ただすんなり決まっているから施行するとかではなくて、そこでやはり議論が必要じゃなかったかなと思います。それが1点ですね。ですので、また再考していただきたいなあと思います。

それともう1点、先ほども出てましたが、受領委任払いということで、マスコミ報道を見ましたところ、この10月1日で国の条例改正ということで、すごくああ喜ばしいことだなあと思ひまして、そしてそれが理解不足かも知れませんが、報道では10月1日以降はそういう国の方向性ですので、直接病院に行政から、自治体から病院の方にその35万円というのが入って、その差額だけをその利用者が払えばいいのかなという思いに立ったのでありますが、そういうシステムも今、協議中、検討中だとかいうことを、答弁がありました。それはもう前向きにそれを前提にして協議していただきたいなあと思ひますが、そしてちょっとこの条例の改正から少し外れるかも知れませんが、すべてのことと思ってるんですが、乳幼児医療費にしる、普通の医療費にしる、償還払いになってますね。だから、そういうようなところも検討は、償還払いじゃなくて、直払いですね、そういうようなことは検討、今後、市に合併してなったわけですので、そういうことは方向性として、どのような方向性をもってなっているのかということをお聞きしたいです。

○市民部長（稲付道憲君） 一部負担の支払いの件でございますけれども、これは今おっしゃいますように、乳幼児医療とか、あるいは国民健康保険の一部負担、いろいろあるわけでございますが、償還払いで一旦本人が受け取って、その後、医療機関に払うとか、いろんな被保険者、いわゆる受益者にとっては大変不合理的な面も現在あるわけでございますが、いわゆる現物給付ということで、現金を伴わずに医療機関に即、払い込みができるというようなシステムが、今採られつつあるようでございます。いろんな制度の改正等も出てまいりますので、そこらあたりを前向きに検討しながら、私どももそういった制度改正を含めて、内容検討を図っていききたいというふうに思ひます。

○7番（鶴迫京子君） 3番と挙手してましたが、7番に訂正させていただきます。旧町が3番でした。本当に前向きに検討していただきたいなあと思ひます。

○市民部長（稲付道憲君） ただいまの議員の御意見を十分踏まえて、前向きに検討させていただきます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第121号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

○

日程第11 議案第122号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第122号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第122号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の施行に伴い、施設の名称を変更し、及び重度心身障害者医療費助成金の支給に関し、児童福祉施設の入所者を他の社会福祉施設等の入所者と同様の取り扱いとする必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、資料を配付しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第122号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第12 議案第123号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第123号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第123号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について説明を申し上げます。

本案は、曾於市に曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務を委託するため、地方自治法第252条の14第3項の規定において準用する、同法第252条の2第3項本文の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第123号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第13 議案第124号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成18年7月5日の豪雨災害の発生に伴う経費等を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画部長（持富秀明君） 議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足して説明を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に6億8,238万8,000円を追加し、予算の総額を188億2,632万7,000円とするものでございます。

それでは、予算書の7ページをお開きください。

第2表の地方債補正でございますが、一般単独事業、合併特例事業ほか5,330万円増額、現年農林水産業施設に係る災害復旧事業1億4,680万円増額、借入額の決定に伴い、減税補てん債を40万円増額、臨時財政対策債を190万円減額し、総額を1億9,860万円増額変更いたしております。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

まず、歳入の地方交付税は、普通交付税の額が64億1,671万8,000円に決定をいたしましたことによりまして、2億8,671万8,000円を増額しております。

次、11ページをお開きください。

分担金及び負担金は、農地災害の分担金を1,841万2,000円、県費単独補助治山事業の分担金を385万円計上いたしております。

12ページから14ページにかけましての国庫支出金でございますが、これにつきましては、総体で352万2,000円増額をいたしております。主なものといたしましては、国庫負担金の保育所運営費等、前年度分の精算による増額でございます。

続きまして、15ページから17ページは、県支出金を3億1,698万2,000円増額いたしております。主なものといたしましては、16ページの県補助金で、県費単独補助治山事業2,505万円など、農林水産業費補助金を3,260万円、県単急傾斜地崩壊対策事業の土木費補助金を1,500万円、それから農林水産業施設の災害復旧費補助金を2億6,808万8,000円増額をいたしております。

次に、19ページをお開きいただきたいと思っております。

財産収入の不動産売払収入は、自治会等分収契約をしている市有林の売払い代金を352万6,000円計上をいたしております。

続いて20ページでございますが、繰入金の基金繰入金は、補正の財源調整として財政調整基金を3億1,843万5,000円減額をいたしまして、地域福祉基金を184万6,000円、漁業振興基金を1,362万6,000円、それぞれ増額をいたしております。

22ページをお開きください。

繰越金は、前年度からの繰越額が決定をいたしましたので、1億4,770万3,000円増額をいたしたところでございます。

次、24ページをお開きください。

市債につきましては、災害復旧債など1億9,860万円増額し、総額を24億4,900万円といたしております。

次に、歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の25ページでございますが、総務費の一般管理費は、郵送料を800万円増額、目の3の財産管理費は分収契約に基づく市有林売払いに伴う自治会分を241万4,000円計上をいたしております。

それから、27ページをお開きいただきたいと思います。

民生費でございます。民生費の目の1、社会福祉総務費は、障害者支援費システム等の改修委託料109万円、それから制度改正に伴う出産育児一時金の増額分を国民健康保険特別会計へ繰出金として160万円増額をいたしております。

目の3でございますが、身体障害者福祉費の402万5,000円の減額は、障害者地域生活支援事業の実施に伴いまして、日常生活用具給付事業等の組み替えによるものでございます。

目の4の老人福祉費の節の13、委託料の1,399万円の増額の内訳でございますが、志布志地域の福祉タクシー運行委託料を400万円、当初、特定高齢者を見込んで生きがい活動支援通所事業等を介護保険特別会計で予算計上いたしましたが、該当者が少なかったことによる介護保険特別会計からの組み替え分999万円でございます。

節の20、扶助費の616万4,000円の減額の内訳でございますが、在宅寝たきり老人等介護手当814万4,000円を介護保険の地域支援事業に組み替え、緊急通報体制等整備事業198万円を介護保険から組み替えをいたしております。

また、今回新設いたしました目の7、地域生活支援事業費は、障害者自立支援法により、10月から実施される福祉サービスの事業費として1,110万1,000円を計上をいたしております。

30ページをお開きください。

生活保護費は、前年度国庫負担金の精算返納金として1,186万円計上いたしております。

次、31ページでございますが、衛生費でございます。衛生費の目の1、保健衛生総務費は、水道事業会計に係る豪雨災害による応急復旧費及び冠水対策経費を繰出金として2,320万3,000円増額。それから、32ページの目の3、し尿処理費は、下水道管理特別会計への平準化債の借り入れによる繰出金を6,631万2,000円を減額をいたしております。

それから、33ページをお開きいただきたいと思います。

農林水産業費でございますが、農林水産業費の目の5、茶業振興費でございますけれども、来年度、本市で開催予定の県茶品評会の出品対策費として146万4,000円、目の6、畜産業費でございますが、これにつきましては、松山町農業公社に対する飼料生産対策事業費を355万円、目の9、土地改良費は中岳ダム完工式の負担金を140万円計上いたしております。

次に、34ページですが、目の4、治山費でございますが、茗ヶ谷地区ほか7地区の県費単独補助治山事業の工事費を3,666万4,000円、それから野神小迫地区ほか2地区の県営治山事業負担金を240万円計上いたしております。

35ページをお開きください。

目の2、水産業振興費は、ハモの消費拡大を図るための加工施設等施設整備補助金を1,762万6,000円計上いたしております。

36ページでございますが、商工費でございます。目の2、商工業振興費は、商店街の振興と消費者の

地元購買意欲を図るため、振興補助金を125万円計上いたしております。

38ページをお開きいただきたいと思います。

土木費の目の2、道路維持費につきましては、市道の維持補修工事等6,457万3,000円増額、目の3の道路新設改良費は、事業費の調整に伴う費目の組み替えを行っております。

39ページをお開きください。

目の2、砂防費につきまして、仮屋地区ほか1地区の県単急傾斜地崩壊対策事業費等を3,150万円、それから県営の砂防事業負担金を305万円計上いたしております。

40ページ、目の1でございますが、都市計画総務費は、志布志地区の地下壕調査委託料を300万円計上いたしております。

41ページでございますが、目の1、住宅管理費は、空き家となっております市営住宅の解体整地経費を300万円計上いたしております。

42ページの消防費の目の2、非常備消防費は、消防団員の弔慰救済負担金を61万5,000円、目の3の消防施設費は、消火栓の移設経費を120万円増をいたしております。

43ページの教育費でございますが、教育費は小・中学校の耐震化優先度調査を2カ年で実施する予定でございましたけれども、県からの指導等もありまして、工法を変更して本年度ですべてを終えることとし、その調査委託料を小学校費で125万円増額し、中学校費で67万2,000円減額をいたしております。

次、47ページをお開きいただきたいと思います。

目の3の青少年教育費でございますけれども、成人式の費用等を118万円、それから目の6、文化財保護費は、緊急確認調査経費等を96万3,000円増額をいたしております。

次、48ページをお開きいただきたいと思います。

48ページでございますが、目の2、体育施設費は県民体育大会に向けた城山総合公園テニスコートの人工芝改修経費として3,900万円計上いたしております。

49ページをお開きください。

49ページは災害でございますが、目の1、現年農林水産業施設災害復旧費につきまして、これにつきましては農地、農業用施設の災害復旧事業として4億6,210万9,000円増額をいたしております。

以上で補正予算の補足説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○25番（小園義行君） もう一括、全部いいですか、聞きたいことを。それでいいですね。

はい、じゃあ少しお願いします。

それぞれ、所管別ということでございますので、ちょっとお聞きします。この郵送料の関係ですけど、ここにそれぞれ今後の見込額ということで、それぞれされてるんですが、本市が事務事業の見直し、そして経費の見直し、そういったものを財政が厳しいということで、ずっと取り組まれてきてるわけですが、この郵送料の関係で、一旦お出しになったもので、どれぐらいこの4月から7月までで結構ですが、文書が返ってきているものがどれぐらいあるのか、全くゼロなのかですね、それをちょっとお願いします。

そして、今後の見込みとして1,300万円からのものをされてるんですが、例えば役所の職員に対しても、文書でそれが通知されるとか、そういったものについての見直し等をどれぐらい真剣にやっておられるのか、議員に対しての文書の配送、そういった等を含めて、こういった見直しをされてきたのかですね、予算書の25ページでございます。

次に、予算書の25ページで、企画部で志布志市女性支援推進会議、これは補助金を今回新たに出すということですが、これは一般財源で50万円という金額ですけれども、女性支援推進会議を設置して市政への参画を図る。このことは基本的には市の中に女性対策室なり、そういったものがしっかりと明記された上で、女性のいろんなものに対する支援をしていく。このことは県が作っています男女共同参画条例、こういったものとの整合性としてですね、こういった位置付けなのかですね、お願いをします。

そして、この女性支援推進会議、ここはどういった構成でこれがされるのか、ぜひお願いをします。

そして、予算書の27ページ、在宅寝たきり老人等介護手当支給事業、これが先ほど部長の方でちょっと説明があったんですけど、どの費目なのかなという、これよく分からなくてですね、これはマイナスの814万円ですが、これは介護保険法との関係で、これは改悪されてですね、こういう形になってるわけですが、これはそれぞれこれまでは一般財源ということで、旧3町独自に在宅で寝たきりの方を介護している人に支給をしていた制度であります。それが今回、介護保険法の、私は改悪というわけですが、改正があったところで、介護保険の方に組み入れられて、地域支援事業としての関係でされるんですが、もしそういったことであれば、これまでは一般財源、税金でそういった対応をしてこられたのに、今度は自分が納める保険料、そういったものでその介護手当をいただくというふうになると、まさに何のための制度なのかというふうに思われて仕方がないわけでありまして。そういった理解でいいのかですね、介護保険の改正によって、この在宅寝たきり老人等介護手当支給事業が介護保険で見なさいよということになったのかですね、これは多分そういうふうに理解を私はするんですが、あと介護特会で出てくるんですけど、そのこのですね、この費目についても、少し27ページですか、もう一回、この関係だけお願いをします。

次に、緊急通報体制等の整備事業、これも27ページですが、これ予算説明資料をいただいてですね、これ給付でやるというふうに後付けでのり付けがされてるんですね。これはもともとは貸与だったと思うんですよ。これ給付ということで、ここに提案がされてます。条例もそうなってます、変わりましたけど。これについては、基本的な考え方でいったら問題があると思いますけど、質疑をします。この給付にした場合に、この緊急通報装置が故障をしたときの対応はどういったふうに考えられて、給付というふうになったのかですね。2点目は、1回給付を受けられた方が、故障し使えなくなると、故障でもう駄目になった場合に、2回目以降はどうなるのか、そこについての論議がどのようにされたのかお願いします。これは介護保険の関係等もありますので、この給付ということについてのみお聞きをしておきたいと思っております。

それから、30ページの生活保護申請、これは現在で結構ですが、どれぐらいの申請になって、対前年度比、どれぐらい増えているのかをお願いします。

そして、35ページ、漁業付加価値向上対策事業補助金、ハモ加工施設等設置事業ですが、この今回、補助金を出されて、ハモの消費拡大を図ろうと、こう大いに理解をするところですが、これまで旧3町の中で志布志の方々だけがこういった事業というのを目にされてるわけですし、松山町、有明町の方々は今回が初めてだろうというふうに思います。今回のこの施設の概要ですね、増設されるそういった概要がどういったものになってるのかをお願いします。

そして、この漁業振興基金、今回これを繰り出すことによって、基金の残高がいくらになるのかをお願いをします。

予算書の40ページです。この都市計画の関係で、この地下壕の関係ですが、この今回調査をされる、この一般財源でされるんですが、仮にこれが旧日本軍がやったそういったこと等が明確になった際に、この調査費は国から後もって交付税措置されるものかどうか、そのことだけをお願いします。

そして、当然それが日本軍がやったということであれば、それに対しては、当然国の財源で対応されるというふうに理解しますので、この調査費がどうなるのかをお願いをします。

とりあえず、1回目をお願いします。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。

まず、文書発送に関する御質問でございましたので、文書発送に関しましては、平成17年度の3カ町の4月から7月分までを見てみますと、約600万円程度でございまして、本市になりましてからは4月から7月までは約660万円と、まあ大体平年並みということになっているところであります。

それから、この節約という観点で申し上げますと、同じ管内で100通以上あるもの場合は、郵便料が80円のもの65円と、この特別料金を最大限に利用しているところでございます。特に志布志地区のものであれば、志布志郵便局から発送するようにいたしているところでございます。また、近年は、宅配業者が料金の安いメール便を使うようになっておりますので、メール便を使って発送しても支障のない分については、それを利用させていただいているところでございます。

庁舎内にいる職員あての郵便物については、手渡しで行っているところでございます。

それから、6月からでしか、その統計はとっていないわけですが、返信があった分については、約145通程度ということでございます。

以上でございます。

○企画部長（持富秀明君） 女性支援対策関係につきまして答弁いたします。

50万円の運営補助金を、今回予算計上をさせていただいているところでございます。これは志布志市の女性支援推進会議を立ち上げようとするものでありまして、まだこれらについては設立をされておられません。予算決定後ということになるかと思えます。こちらの方で、今、内々に考えているのが、市内の女性で10名程度を推進会議の委員として委嘱をして運営していきたいと。メンバーといたしましては、地域女性団体連絡協議会、それから生活研究グループ、PTA母親代表、ボランティアグループ、加工グループ、それから商工会など、各種団体の代表を考えているところでございます。

推進会議の役割と申しますか、これにつきましては、女性団体の皆さんの考えていらっしゃることで、意向調査といえますか、そういったこと、それから市に対する女性としての提案、それからどのような

支援や施策を考えていらっしゃるのかですね、そういった内容になるのではないかというふうに考えております。いずれにいたしましても、女性の方々がどのようなニーズを持っておられるのかですね、そこらあたりのところから入っていききたいというふうに考えているところでございます。

50万円の使途でございますけれども、現在の企画でございますけれども、女性を対象にしたパソコン教室とか、それから各種のニーズに基づいた中での各講座等を開催したいと。これらについて、講座の講師謝金や原材料等が考えられますので、そのような経費を今回お願いをしているところでございます。

男女共同参画社会とのことでございますけれども、大きくくくりをいたしますと、男女共同参画社会の推進ということになるかと思いますが、男女共同参画社会の実現へ向けて、男性も女性も社会のあらゆる分野で対等な構成員として共に参画をし、性別にかかわらず、それぞれの個性や能力を十分発揮しながら、この志布志市で生きがいをもって暮らすことを目指していこうというものでございます。以上でございます。

○福祉部長（蔵園修文君） 27ページの在宅寝たきり老人等介護手当についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、議員のおっしゃるとおり、介護保険の地域支援事業との組替えでございます。これにつきましては、国が6月の地域支援事業の実施要綱を示した関係で、それに該当する事業と一般会計で見べき事業とに振り分けを行いまして、今回の補正で組み替えについてお願いをするということで、先ほど説明の中でありました生きがいの通所事業、食の自立等についても、その関係で今回組替えをお願いするというところでございます。制度的な内容につきましては、全く変更はないと、財源の組替えということでございます。

それから、緊急通報の給付の対応でございますが、これにつきましては、返却があった分につきまして、うちで保管をいたしております。それで申し出のあった分については対応ができるというふうに考えております。

それから、30ページの生活保護の人員の関係でございますが、1月1日、合併当初でございますが、この時点で380世帯であったものが、直近で392世帯ということで、12世帯の増というふうになっております。以上でございます。

○産業振興部長（永田史生君） 予算書の35ページの施設整備補助金、ハモの加工施設等の概要についてお答え申し上げたいと思います。加工施設等につきましては、既存の施設、現在あります荷さばき施設の西側というところでございますが、既存の施設71.31㎡でございますが、それを増改築し、衛生的な加工施設を建設したいということでございます。中身的には加工場、物品庫、冷蔵庫室、販売スペース、休憩室というふうに考えております。改築が71.31㎡、それから若干増築いたします。増築分が25.73㎡でございます。総体事業にいたしまして、1,914万円でございます。そのうち県の補助等を使いますので、補助金が400万円、それから基金からの取り崩しを行いますので、1,362万6,000円、それから漁協が自己負担の1割を負担をしてもらおうということでございましたので、151万4,000円を漁協が負担するという事業でございます。

基金の残額でございますが、今回、1,362万6,000円を支出いたしますれば、残額の基金残高が6,357万4,603円になるところでございます。以上でございます。

○建設部長（井手南海男君） 40ページの都市計画総務費の予算計上でございますが、今回の予算につきましては、あくまでも国庫補助事業を申請するための確認のための調査委託料ということでございまして、戦時中の防空壕であるかどうかということを確認し、その規模等を調査するための予算計上でございます。一般財源で調査費については計上いたします。

あと、この戦時中のいわゆる防空壕といいますか、特殊地下壕であるということを確認し、本申請を行いまして、補助事業の対象ということになれば、かかる経費の2分の1が補助でいただけると。あと、残る分については、交付税措置されるというふうに理解しております。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○25番（小園義行君） 議長、このままいいですか。

○議長（谷口松生君） 昼食のため、暫時休憩します。午後は1時10分から再開いたします。

○

午後0時03分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第124号の質疑を続行します。質疑ございますか。

○25番（小園義行君） 質疑をします。

先ほど、志布志市女性支援推進会議ということで答弁があったんですが、答弁の中身そのものを聞いてまして、すべてこれまで団体等でやられていることを今度新たにまた別個にやっというふうにしていく。これは旧志布志町においても男女共同参画社会の実現ということで、条例制定等へ向けてそれぞれ一生懸命、当局の方々が研修、そういったものをいっぱいされてきております。そうした中で、今回、新たにまた志布志市女性推進会議という、この答弁のそのものが果たして本当にこの新しく作り上げていって、その目的を達成することになるのかなというような気がして、少しならないところがあります。先ほどの答弁では、言ったとおりであります。このパソコン教室、講座等を開いて研修していく、そういったことは男女共同参画社会推進条例、県のいろいろそうしたものを含めて、本市でもそういったものを当然やっという立場からしたときに、この女性支援推進会議という、この名称そのものもですよ、男女共同参画社会の実現というそういった立場からしてもどうなのかという点で、再度、これお願いをします。

次に、在宅寝たきり老人等介護手当、部長の答弁はいわゆる予算の組み替えだというようなことであつたわけですが、このそれぞれ在宅寝たきり老人等介護手当支給事業、これは1回目でも質疑をしました。それぞれ旧町が独自に行っていた事業であります。任意事業としてこれをやられていたわけでありまして、補助金等そういったものを含めて、あつたということには理解をしてないわけですが、今回、独自にされていた政策が、介護保険法の改悪をもって、介護保険の事業の中でやらなきゃならないというふうになりますと、この制度を、いわゆる給付を受けている方々は、保険料をたくさん納めないと、自

分のいただくそういったものが給付が受けられないと。給付を受けようとする、当然、保険料が上がると、こういうふうに理解をするわけですが、この食の自立支援事業、こういったもの等も含めて、まさに福祉行政が高齢者いじめと言われても仕方がないというふうを感じるところでありますが、今回のこの一般財源で賄っていたものを特別会計で見なきゃならないということに対しての、当局としての国の制度がそうだとすることでされるんでしょうが、そこらについての自治体がやるべき仕事としてどうなのかということも含めてですね、住民の負担をいわゆる保険料で賄うという、こういうことが果たしてどうなのかと、そこらへんがどんな論議があったのかをお願いします。

そして、緊急通報体制等整備事業、先ほど私は条例というふうになんか発言をしたという同僚議員からの指摘もありましたので、訂正をさせていただきます。これは給付ということで、ここにはなってるわけですが、志布志市緊急通報システム事業実施要綱、平成18年1月1日のこの要綱では、貸与というふうになってるわけですね、私たちが頂いてる中で。そこで、この貸与するというのがいつの時点でこの要綱の改正があったのか、給付ということで。3月議会であったのかなと、少したくさんのことがありましたので、3月議会はですね。そこについては、少し私の失念してる部分もあるかも知れませんが、貸与が給付にいつの時点で、この要綱の改正があったのかをお願いします。

そして、先ほどの答弁では、現在あるものを1回給付を受けて、壊れたり故障したものについては、新たに別なものをやるというような、そういったことで対応したいということでありましたが、給付ということになりますと、これは一遍、1回だけ給付をし、それが故障しますと、当然その人のいわゆる受益者の方で対応しなきゃいけないというふうになるわけですけど、ここについての考え方、この電子機器は雷等ですぐやられます。そういったものも含めてですね、1回給付を受けたものが故障した際に、次に2回目、その申請があったときには、どういうふうにお考えなのかということも含めて、そこについてのことををお願いします。

あと、ハモの関係ですけれども、このハモの関係は、先ほど増築部分の25.73㎡ということと、合わせてあと改築部分もあるんだということでありました。17年度のハモの販売実績というのがどれだけあったのか。そして、今後これを補助金を出すことによって、どれぐらいの現在の販売高と合わせて、志布志漁協、そういったところに効果が期待されているのか、そこらについての見込み等をお願いします。

○企画部長（持富秀明君） 支援事業のことをございますけれども、男女共同参画社会の中で行われているのではないかと、数々の総合的な事業実施として、男女共同参画社会の中で取り上げられて進められております。今回はそうした全般的な総合的な面から男女共同参画社会はとらえられておりますが、その一つ、男女共同参画社会の一つの支援事業として、現在、企画部の中に女性支援対策室を設置いたしましたして、そして国・県等におきましても、いろんな女性に対するチャレンジ支援等が行われておるわけですが、そういった中で、それらで対応できる部分については、そういったものも利用しながら進めていきたいと思いますが、その中で志布志版といいますか、そういった形での女性の方々のチャレンジに対して支援はできないかということ等を、これもいろいろな意見を聞きながら、そしてやれるもの、やれないもの、いろいろあると思いますが、そういった形で作り上げていって、最終的にはそのことが

また男女共同参画社会の実現へ結び付けていければというような考え方で思っております。非常に難しい、じゃあどういった区分をするのかとおっしゃられると、またこれもまた明快なですね、区分ができないわけでございますけれども、最終的に目的は男女共同参画社会であります。したがって、男女がお互いのパートナーとして、この社会の中で共同して生きていく、そういう社会が目的でありますけれども、その一つの女性の支援をするチャレンジに対する支援をすることができたらというようなふうにとらえて、この事業を進めていけたらというふうに思っているところでございます。

○福祉部長（蔵園修文君） まず、在宅寝たきり老人等介護手当でございますが、これにつきましては、これまで一般会計で全額見ていたものでございます。これは一般会計で見ていたものを、今回、地域支援事業の創設に伴いまして、その要綱が示され、その中で対応できるということで、そのうちの81%につきましては、国、県、市の負担ということで、19%については一般の保険料で対応するというところでございますが、補助事業ということでの対応ができるということで、今回、組み替えを行ったところでございます。

それから、緊急通報でございますが、議員がおっしゃいます1月1日では、貸与ということになっているということでございますが、これにつきましては、合併協議の中で旧志布志町が貸与ということで実施をしてきたわけでございます。旧有明町、旧松山町につきましては、給付ということで、合併協議の中で給付ということで決定をしたということでございます。そして、この要綱につきましては、1月1日で確におっしゃるとおり、この1月1日分につきましては、貸与ということになっておりますが、今、調査した結果、当初でのこの校正ミスということで、これにつきましては給付ということで、今、事業実施しているということでございます。

それから、落雷等による故障の対応でございますが、給付ということでございますので、原則は受益者負担ということが原則になるということでございますが、当然、不幸にしてお亡くなりになるとか、不用になるとかいった場合については、自宅に置いておくよりということで、返していただく分がございます。それで対応できる分については対応していくということでございます。なお、1年以内の機器の故障につきましては、保障期間ということで、そちらの方で対応するというところで、今のところ、先日も落雷による故障が1件あったわけですが、そちらの方で対応したということでございます。

○産業振興部長（永田史生君） ハモの販売関係について御説明を申し上げます。

17年度の販売実績ということですが、これはあくまでも漁協の取扱量という格好で、まずお答え申し上げますが、年間約30 tほどの水揚げがあるということでございます。これまでkg当たり100円で取り引きをされていたものが、漁協が中に入って加工販売することによって、500円から600円という値で購入がされているということで、最終的にはそれらはすべて漁民の方々に跳ね返っていくというような格好でございます。加工販売の実績といたしましては、昨年度、漁協が販売した数字でございますが、7月から今年の3月までが約792万円ほど販売をいたしております。kg当たり2,400円で販売をいたしております。加工した分でございます。それから、4月から今年の8月までの売上げが約920万円、現在まで1,600万円ほどの売上げが上がっているところでございます。

それから、量といたしましては、昨年7月から3月までが、2万6,325kgの水揚げということで

ので約26 t、うち漁協が購入した分が8,454kg、8.4 t というところがございます。それから、4月から8月までが29 t ほど揚がっておりますので、そのうち漁協が20 t ほどを購入いたしております。以上でございます。

今後の見込みにつきましては、申しあげましたとおり、年間約30 t、特に今年につきましては、夏場が大分、昨年度より量が上がっているということで、現在、そういった冷蔵庫等がないために、民間の冷蔵庫を借りて、それに貯蔵して販売をしているというような状態でございますので、今年は量的に上がっているというふうに聞いておりますので、当然、今後やはり30 t 程度の量が上がるとすれば、それらをやはり付加価値を付けて販売をしていくというのが、今後の振興策になってくるんじゃないかならうかというふうに考えております。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（木藤茂弘君） 逐次、質疑をさせていただきますが、先ほど同僚議員から出ております女性支援推進会議、企画部の関係ですが、また同じような形で説明資料の5ページの中で、商工・観光戦略会議、いろいろなこうした会議が出ておるわけですが、一方には50万円の運営補助を付けながら、一方はそれなりの実行予算的など申しますかですね、そういう会でやっておられますが、私がお聞きしたいのは、この女性支援推進会議は自主団体として位置付けられるのか、一つお願いします。

○企画部長（持富秀明君） 女性支援につきましては、一応助役を会長にして、そして各団体からの委員の方々を委嘱いたしまして、この会議を進めていきたいということでございます。

○18番（木藤茂弘君） それでは、自主団体ということではないわけですね。私は、ここに50万円の補助金という分が出ておるものですから、これが自主団体でないとするならばですね、当然、一応それなりの執行については、各節費目で組んで、その事業をやるべきではないかというふうに感じたわけですが、当然、委員会に付託されますので、委員会の方で論議があるかと思いますが、この団体に対しての、会議に対しての私の意見といたしましては、とりあえず研修や講座等の事業を展開していくという、この中でですね、市は生涯学習センターにも2,000万円の金を出しております。シルバーセンターにもそれなりの補助事業として出しております。その中でそれぞれの研修、講座、そうした活動をやっておられるわけですが、それと重複するような活動の内容であっては困ると。この会議にふさわしい、他の補助団体が実施していないような、そうした研修、講座、活動であるとするならば、その目的を達しうるんじゃないかというふうに感ずるわけです。この点について、お願いいたします。

○企画部長（持富秀明君） 今、議員御指摘のとおりですね、当然そういった重複するようなですね、やり方ではなくて、やはり女性自身の活躍の場、そしてまた女性自身が事業を立ち上げるなり、そういった支援のやり方でできればと。その中で特に一般的な、例えばパソコン教室でやっていないようなプログラムですね、そういったもの等について、この中で取り組んでいくというようなふうに、今の時点では考えているところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 次に、説明資料は出ておるんですけどね、先ほど担当部長の方からも予算の説明があったわけですけど、特に説明資料の6ページ、それから一応7ページのこの予算書の説明の、一応27ページの老人福祉費のこれとの関係ですね。とりあえずこれは地域支援事業、これは特別会計だと

と思いますが、これとの関係のですね、数字的なこの説明資料の中ではですね、数字的な整合性にですね、私は合わない、理解できない、一応部分でですね、「こら聞いてみらんな分らんない。」ということでございましたので、どうもこうもこの私の頭脳が悪いのかどうか知りませんが、計算機が合わないわけですよ。まあそういうことでございますので、委員会にですね、この老人福祉費とですね、特別会計のいわゆる地域支援事業のですね、数字の流れを明確に示していただきたい。

○福祉部長（蔵園修文君） 委員会の開会には、その資料を提出したいというふうに考えます。

○議長（谷口松生君） 18番、木藤茂弘君、特に許可します。

○18番（木藤茂弘君） それからですね、予算書の一応29ページの保育費のですね、いわゆる負担金補助及び交付金のですね、この141万円というこの数字のいわゆる説明資料等のですね、整合性ですね、私は1年間のいわゆるこの4箇所の保育園の1年間の数字を上げてですね、この141万円という数字は説明資料に出てこないわけですよ。当初予算との差引算用の中で不足分が141万円ということだろうと思うんですが、ここらあたりについてもですね、委員会の中で一応、再度、説明資料を出していただきたいと、私なりに感じた分がですね。この数字を足しますと、231万円になるわけですね。説明資料は説明資料になっていないものですから、再度、一応委員会に提出をお願いしたいと。この点についてお願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） はい。そのようにいたします。

○議長（谷口松生君） 木藤議員、もう回数がきています。一括してください。

○18番（木藤茂弘君） それでは、一応私の委員会以外の分についてですね、お願いしたいと思いますが、23ページ、予算書のですね。これが一応、いわゆる土地改良費のこの分でございますが、東部土地改良区中岳ダムのいわゆる完成式に伴う特別負担金ということで、積算が出ておるんですがね、このいきさつ、これはこの式典を行うための何かそうした、いわゆる別の組織を作られるのか、東部土地改良区に流そうとしておられるのかという、そのことですね。

それから、次に34ページ、この治山費ですね、これは治山費は一応県単事業でやられるということですが、事務費が補助対象になるのか、いわゆる説明資料ではなるようになっておりますけど、なるのか。県単ですね。それと同時に、委託設計費は組んでないが、市でやられるのか。

それから、私の委員会外の中で最後ですけど、38ページのですね、いわゆる道路新設改良費のいわゆる工事請負費を4,170万円減にして、公有財産購入に一応2,060万円の用地取得ということで、それで補償金が1,180万円ということで、これは一応、当然、当初はいわゆる工事と同時に、工事費を一応計上されておったわけですけど、こういうことで減にされて、先行投資でその土地買収をしておられるのか、この点についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

33ページだと思います。土地改良費の負担金でございます。これにつきましては、曾於東部推進連絡協議会に流すという格好でございます。

それから、治山費でございますが、設計委託料につきましては、賃金ということで160万円組んでありますので、当然、こちらの方で設計をやるということでございます。以上でございます。

○建設部長（井手南海男君） 38ページの道路新設改良費でございますが、組み替えをしておるわけでございます。これは先ほど議員御指摘のように、用地取得や補償金等を先行するというので、工事請負費を減額したというのが理由でございます。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

○14番（小野広嗣君） もう2点ほど、お聞きをしておきたいと思いますが、予算説明資料の方にはあったんですが、先ほどの予算書に沿った流れの中で出てこなかったものですから、ちょっと聞きたいと思いますが、この商工・観光戦略会議、いわゆる81万4,000円ということを出てまして、予算書の方を見ますと、これは内訳が謝礼金、そして普通旅費、消耗品費という、その合計が81万4,000円であろうというふうに思うわけですが、この具体的なですね、説明資料にはありますが、その姿が少し分かり辛い。もう少しですね、肉付けをした説明をいただければと思います。もっと細かく言えば、対象を公募でやるというふうに考えていらっしゃるようですが、こういった公募される人数枠、そしてどういった方を中心としてこの会議が進められていくのか、そういったことも含めて、こういう謝礼金が発生しているのか、そのへんのところをお示しをお願いしたい。

それともう1点、先ほども出てましたけど、緊急通報、この関係ですが、ちょっと角度を変えてですね、質疑をしておきたいと思いますが、旧有明、松山、そして志布志町、それぞれこの事業あったわけですが、この緊急通報の利用状況ですね、ここ数年の利用状況がどうだったのかというのをまずお聞きをしておきたいと思います。

○企画部長（持冨秀明君） 商工・観光戦略会議でございますけれども、今回、この予算を提案をいたしておりますが、やはり地域住民の方はもとより、市内外から、こうしたらもっと賑やかに活気が溢れるまちになるんじゃないか、あるいはやる気をもった方々がいらっしゃるんじゃないかということで、これの委員等の構成につきましては、広く公募式にやってみたいというふうに考えておるところでございます。したがって、毎月、定例会等を開くか、あるいはまた分科会等に分けてですね、そういった会議の持ち方がいいのか、このあたりを今、両方とらえて考えているところでございます。短期的に取り組む問題、それから長期戦略みたいな形で取り組まなければならない問題、多々、多くの課題があると思いますけれども、例えば一例で申し上げますと、お釈迦祭り等につきまして、現在、推計でございますけれども、5万人程度の方々が訪れて、賑やかなお釈迦祭り等が行われるわけでございますが、例えばこのお釈迦祭りをもっと広くPRをしながら、10万人規模にできないのかとか、そういった考え方もちまして、目標といいますか、そういった目標をもちながら、実際それを今度は実施する場合にどうしたらいいのかとかですね、そうしたこと等については、やはり広く関心のある人などを募って討議をしながら、実現を図れたらと、そういった思いをもっているわけでございます。観光、それからいろいろな歴史・文化もこの地域にはあるわけでございますが、やはりそういったものが今、点でしかないということございまして、大きく大隅半島等まで視野を広げてですね、そうした形でこの商工・観光戦略会議で議論をしながら、その実現を図れたらというような考え方をもっているところでございます。

構成委員についてはどういったことかということでございますが、やはり全員を公募によって選定したいと考えておりますけれども、やはり商工会や、あるいは観光協会、それから特産品協会といった、

現に長い間、これらについてその造けいのある方々があるわけですので、当然やはり全体的な考え方は公募でやりますけれども、こういった方々等にも入っていただいて、大所高所からの御意見を伺って進めていけたらというような形で今考えているところでございます。

予算につきましては、当然、報酬等については支払われませんので、謝礼金みたいなそういった報償費等で予算を計上していると。それにまつわる旅費等、調査旅費等が発生した場合に、調査旅費等について、一部予算計上したということでございます。

○福祉部長（蔵園修文君） 緊急通報の利用状況についてお答えをいたします。

幸いにといいますか、今まで私どもに利用の状況についての報告はないということでございます。

○14番（小野広嗣君） 今、企画部長の方から答弁いただきまして、考え方がいくらかはですね、理解できたわけですが、このやはり位置付けをですね、はっきりさせておかないと、先ほどありましたように、この商工会、あるいは特産品協会、あるいは漁協、そして観光協会、様々こういった問題に取り組んでみえた団体がある。そして、庁内にもそういった港湾商工課を含めてですね、いろいろと取り組んできた実績があるわけですね。そういった中で、やはり整合性をとりながら、こういった形でこの戦略会議というのが位置付けられるのか、そこをはっきりしていかないと、やはりこの系統がですね、違ってくる、誤解が生じるという可能性もあると思うんですね。目指す方向性としては、こういった会議を設けて、いわゆる商工・観光、これに資するということは、すごく大事であろうと思うんですが、そこらをしっかり整理してですね、取り組んでいかなければいけないと思いますが、そこらの整理については大丈夫なのか。いわゆる特産品協会とか、いろんな協会の方々も含めて、入ってきていただくというふうになると、その人だけの発言というのではなくて、やはりその団体を代表しての発言ということにもなってくるわけですので、その団体の中で事前に今度は協議をしてこなきゃいけないという、そういった問題も出てくるわけですね。そういったところほどここまで議論されて、ここへこうやって上がってきてるのか、そこをお聞きをしておきたいと思います。

あと、この緊急通報体制ですが、利用がないのがいいのか悪いのかという問題もあろうかと思えます。逆に利用しづらいという問題もあるのではないのかということもあるのではないかと。だから、いわゆるこの緊急通報システムという、この装置それ自体に対する検討、いわゆる例えばこういう緊急通報でも、以前、部長とお話をしたこともありますが、いわゆる電話をかけて、相談ものってくれて、そして通報にもつながるといようなシステムもあるわけですね。そういった、そうすることによって、利用が少ない方がいいのかという問題も当然出てくるわけですが、そのことによって事前に防ぐということがあろうかと思うんですよ。逆に、通報することによって、いわゆる迷惑をかけたくないということで、すごく我慢をするという問題も一方であるわけですので、ないのいいということでもなくて、いわゆる使いやすいとか、通報しやすい、そういうシステムの検討ということも大事だろうと思うんです。だから、随契でこういったシステムをやってこられてるのか、そういった見直しと、利用しやすいシステムに見直す方法とか、そういう議論はなかったのかお聞きをしておきたいと思えます。

○企画部長（持富秀明君） 今、議員御指摘の区分の問題でございまして、現在これまで様々な形で御意見等、あるいは提言等をこれまでいただいてきているところでございます。観光・商工という、この

志布志市において、最も大切な産業の一つでもあろうというふうに思います。市長のマニフェスト等でも示されておりますとおり、この会議をできるだけ早く立ち上げたいということで、これまでいろいろ議論を重ねてきたところでございますが、私どもとしては、最終的にはやはり行政がこういったことを主導的にやるのか、あるいは民間、行政含めてやっていった方がいいのか、そこらあたりからまず検討しなければならないと。いくら行政が計画をしても、そこに住んでいる人たちが実際立ち上がらなければ何もできないわけございまして、こういった諸々のこと等を検討をしながら、今回、御提案を申し上げているところでございます。御指摘のとおり、これまで積み重ねてきた団体の御意見等もあるわけでございますので、やはりそこらあたりとは整合性をもちながら進めていかなければならないということは、これはもう鉄則でございます。したがって、進め方としての手法につきまして、いろいろまだ検討しなければならないと思っておりますので、今回の予算が認められた段階で、そこらあたりを含めて十分慎重な対応をしてみたいというふうに思います。

○福祉部長（蔵園修文君） 先ほど、私が答弁しましたのは、今の志布志市におけるシステム自体が体調等に異変が生じた場合、そういった場合の緊急事態を想定したシステムであるということで、これはないに越したことはないということで御答弁申し上げたところでございますが、ただいま議員がおっしゃいますように、利用しやすいシステムの検討、これにつきましては当然、高齢者のこの緊急事態のみならず、やはり地域情報を全体としてとらえるべきではないかというふうに考えております。そのことを含めまして、今後の検討課題として関係課と協議をしていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） 分かりました。

これは企画部長に再度お聞きをしたいわけですが、この戦略会議で、先ほど予算の流れの中で謝礼金と、想定されるということで普通旅費等もですね、計上されてるわけですが、会議によって、いわゆる謝礼金を発生させている会議、そうでない会議、そういったくくりの部分の整理というのはどの辺でつけていらっしゃるんですか。

○企画部長（持富秀明君） この謝礼金のとらえ方でございますが、当然、短時間の場合もありましょうし、長い時間の場合もありましょうし、これらにつきましては、やはり委員等を決定した段階ですね、お願いをする段階で、とてもこの予算では足りない部分、あるいは出てくると思います。そういった私たちは、何と申しますか、自主的なそういうボランティア的なですね、活動もこの中には当然出てくると思います。そういった形の中で、委員の皆さんたちに相談をしながら、予算の範囲内でできる活動と申しますか、そういった形で進めていきたいというふうにとらえております。いろいろ委員の皆さん方に相談をしたり、あるいは分科会等をつくった場合に、分科会での議論の仕方、あるいは中には相当時間を費やしてやらなければならないこと等も多々出てくると思いますので、それに合わせて委員の皆さんと相談をしながら進めていきたいというふうに思います。

○30番（福重彰史君） 3点、お伺いをいたしたいと思います。

まず、商工費でございますけれども、今回、地元購買促進対策事業補助金ということで出されておりますが、これは私の総務委員会の所管でございますので、これは簡単にお聞きをいたしたいというふうに思います。この商工会の振興というのは、いわゆる全市を対象としたところの振興策、そしてまた、

それぞれの地域に合った振興策というものがあろうかというふうに私は思っておるところでございます。これを見ますと、この全市を対象とした販売促進事業ということで、この説明資料の中にもうたわれておりますけれども、これはここにも書いてありますように、旧松山町で行っていた商品券事業であったわけございまして、恐らく旧松山町の商工会からも、この事業の継続というものについての要望もあったかというふうに思いますけれども、まさにこれは地域に合った振興策の一環ではなかったかというふうに思うところでございます。そこで、これは全市を対象としたということであれば、いわゆるこの市全体の振興策というふうに受け取るわけでございますけれども、まずここに会員数が書いてありますけれども、この911名という会員数であるようございまして、この志布志市商工会の会員というものの中には、いわゆる大型小売店等もその会員というふうに、この会員になっていらっしゃるのかということが第1点。そして、今回、125万円でございますけれども、単純に911人で割ってみますと、1.3万円、いわゆる1万3,000円の額であるようございまして、この125万円をもって、この販売促進を行うわけでございますけれども、125万円をどのような販売促進をもって、販売促進の効果があるというふうに、市としてはその点考えていらっしゃるのか。そしてまた、販売額としてこの125万円を行使することによって、販売額としてどれだけの見返りがあるというふうに思っているのかお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、土木費でございますけれども、先ほど木藤議員の方からございましたけれども、今回の起債事業でございます。いわゆる事業費の組み替えということでございまして、この内容を見ますと、いわゆる地方特定道路整備事業並びに市単独改良事業、この事業のいわゆる一部の組み替えではないかというふうに思いますけれども、この工事請負費からいわゆる委託料ないし公有財産購入費、あるいは補償補填への組替えということでございまして、この工事請負費の吉村押切線、香月線、宇都鼻志陽1号線というんですかね、この3路線、等ですから他にもあるんでしょうけれども、結局これにつきましては、今回計画されているこの路線についての工事施工はしなくて、そしてこの組み替えをされたということになるのか、あるいはこの路線の執行残をいわゆるこちらの方に組み替えをするということであるのか、その点についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、3点目でございますけれども、これは教育委員会でございます。学校関係でございますけれども、小・中学校それぞれでございます。耐震化優先度調査ということで、それぞれここに6月議会だったですかね、これをまず予算計上されて、そしてまた今回、内容の変更が出されておるようございまして、まずこのコア方式から、コア抜きですね、このコア抜きのこの調査から、シュミットハンマー方式に変えるんだということであるようございまして、まず、このシュミットハンマー方式というものはどういうものであるのか、この3点についてお伺いをいたしたいと思います。

○企画部長（持富秀明君） 地元購買対策事業補助金でございます。議員御承知のとおり、松山町商工会がこれまで行っておりました、やっちく商品券事業を全市に広めて、歳末の大売り出しをやりたいという、これは計画でございます。したがって、この歳末大売り出しを大々的に開催をいたしまして、地元産の特産品と地元商工業者加盟店で使用できる商品券を売り出しの商品として提供するものであります。したがって、魅力ある商品を数多く揃え、消費者の地元での購買意欲を高めたいというような要

望がこれまで商工会からあったところでございます。その内容といたしましては、市の補助金につきましては、125万円でございますが、商工会が実質、加盟店からの負担金、これが約、予算では300万円程度というふうに見込まれております。それから、公告負担金が25万円、それから助成金収入が10万円と、それと前期の繰越金等がありまして、まあ今回のこの大売り出しの予算自体が508万円程度ということで実施をされるということでございます。

それと、大型店も会員かということでございますが、これについては、大型店は加入していないということでございます。

○建設部長（井手南海男君） 38ページの道路新設改良費の件でございますけれども、各路線ごとの進捗状況については、現在手元には把握しておりませんが、基本的にはいわゆる用地取得やら補償費等を先行するということが全体的な今回の組み替えでございます。以上です。

○教育次長（山裾幸良君） 耐震化の診断のことについて御質問でございますが、シュミットハンマー方式ということで、今回、経費の方を若干下げながらやる方式ということですが、これは文科省の方から、今回、コア抜き方式でやりなさいというようなことで、した方が実効が上がるよというようなことで、予算を6月でお願いしたわけでございますが、今回、文科省の方から、もう軽易な調査を含めて早急にやりなさいということで、このシュミットハンマー方式といいますか、これでも調査については結果が出るのではないかという指摘を受けて、今回お願いをしたところでございます。これは、コンクリートを叩いて、その調査をすると。音を聞きながら調査をするという方式でございます。

○建設部長（井手南海男君） 道路新設改良費の件について、先ほど御答弁申し上げたところでございますが、ちょっと私の答弁に至らぬ点がございましたので、お詫びして訂正申し上げたいと思います。

宇都鼻志陽線につきましては、執行残を用地買収等に回したということでございます。あと、幹線につきましては、重点的に先行してやるということで、そのような意味合いから、工事請負費やら用地取得を先行する形で組み替えをしたということでございます。以上でございます。

○30番（福重彰史君） 今、建設部長の方からございましたけれども、この宇都鼻志陽線については、執行残ということで、他の路線については、工事執行するんじゃないかと、いわゆる土地の購入やら、いわゆる建物の補償等への先行取得をしていくんだという答弁じゃなかったかというふうに思いますけれども、この前回、6月議会の中でこれに対する、いわゆるこういう設計測量の委託料なり、あるいはこういう工事請負費、あるいはまたこういう土地の購入、補てん補償それぞれ組まれているわけでございますけれども、当然、このことをいわゆる今回施工には入らずに先行取得をしていくということになれば、その分だけ整備が遅れるということになるわけでございますけれども、当初の計画という中では、いわゆるそういうしっかりとした計画をもつての道路の整備という、そういう考え方では臨まれないのか。こういうふうにして、今の答弁を聞いてると、いわゆる実際中に入って、極端な言い方をすると、その時その時の行き当たりばったりでやっていかざるを得ないと、そういう状況もあるんだと。それは十分、そういう状況もたまにはあるでしょう。しかし、これだけの予算、路線の中で、そしてこれだけの予算を講じながら、いわゆるこのような変更をされるということにつきましては、やはり事前のそういうような取り組みについて、慎重な姿勢が足らなかったんじゃないかというふうに思うわけですね。

ども、その点についてお伺いをいたしたいというふうに思います。

それから、この耐震化優先度調査の関係でございますけれども、いわゆるこのコア抜き取りからシュミットハンマー方式に変えるということで、これが理由としては簡易的な強度測定でもできるんだということで、このことを2カ年にわたって実施する予定であったが、単年度で済ませていくという答弁ではなかったかというふうに思いますけれども、こういう学校の施設というものは、いわゆる児童・生徒が一番安心して安全でいなければならない、そういう施設であろうかというふうに思います。そういう中で、そういう簡易的な強度調査でも十分だということであるようでございますけれども、これはできるだけ早く調査を済ませることが先決だということが、やはり前提にあるんじゃないかなあというふうに私は思うわけでございますけれども、調査を早く済ませるといふこと、これはもう一番大事なことであるわけでございますけれども、やはりその中には1年でも早く調査を済ませると同時に、やはり一番安全なやはり調査を行うと、一番確実な調査を行うということが、より大事じゃないかなあというふうに、この二つですね、この二つでいくべきではないかなあというふうに私は思うところでございます。予算的に見ましても、この今回のこれでいきますと、6月に出されたものでいけば、1棟当たり25万円かかる、今回の場合は1棟当たり13万円で済むんだというような説明が書いてありますけれども、小学校を見てみましても、25万円で計算しても1,075万円、13万円で計算しても559万円、その差は516万円ですよね。この財源は何でもつかという一般財源でというふうになっているようでございますけれども、やはり516万円を、いわゆるその安く済むということ、いわゆるそういう財政的には安く済ませるといふことも大事かも知れませんが、たった516万円かけることによって、より精密な安全な強度が測定できるということであれば、簡易的なものじゃなくて、こういうものにやはり取り組むべきじゃないかなあ、1年でもどうせ一般財源で対応するわけですから、これを2カ年でするにしても、1カ年にしても、やはり一般財源で対応するという考え方でいっちゃったというふうに思いますけれども、小学校で見てもこれだけ、中学校で見ても、たった216万円の差ですよね。やはりそういう中で、合わせても700万円ちょっとぐらいの予算になるようでございますけれども、そういう700万円かけることによって、よりかけることによって、このしっかりとした耐震診断測定調査ができるということであれば、やはりそういう方向を選択するのが一番大事なことはないかなあ、やはりそういう子供たちの安全性というものを考えたときには、早く実施するというところだけじゃなくて、早く実施することと、一番確実なそういう調査を行うという方向というものが十分考えるべきことじゃなかったかなあというふうに、私は思うんですけれども、そのことについてお伺いをいたしたいというふうに思います。

○教育次長（山裾幸良君） 議員御指摘のとおりだと思いますが、今回ですね、早急に61棟を実施しないといけないということがございまして、いわゆるこの調査には図面を確認することと、目視と、今言いましたコア抜きかシュミットハンマー方式かということでございますので、県等の指導のもとに、ハンマー方式でも早急に全体の調査を早くしなさいというようなことがございまして、今回お願いするわけでございます。これによりまして、いわゆる調査の結果、早急にそういう本格調査をしないといけないものを選別しながら、今後またお願いをしていくという形になるかと思っております。

○建設部長（井手南海男君） 今回の補正での組み替えの件についてでございますが、現在の手法とい

いますか、やり方が、当初の時点とといいますか、6月の肉付け予算の時点でございますが、概算で工事費、補償費、用地費等はその時点では見ていなかったということで、その後、測量設計をいたしまして、ほぼ地区ごとに決定を見たということで、今回の組み替えになったところでございます。議員御指摘のように、まず計画の熟度とといいますか、それが不足したということは否めない事実でございますので、今後、ちゃんとした計画、そして熟度を高めながら、こういう予算計上し、執行していきたいというふうに考えます。

なお、先ほど説明が不足しましたが、香月線につきましては、用地の確保等の関係から、今回は見送ったということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○30番（福重彰史君） 教育委員会に、再度、確認だけをさせていただきたいと思います。

この直接、コア抜きいわゆる調査と、そしてこのシュミットハンマー方式の調査、これはどちらの方が、その正確にその測定ができるのかということをお聞きをいたしまして、私、これで終われます。

○教育次長（山裾幸良君） 議員の今、御質問ですが、当然、コア抜きであれば、その断面をコア抜いて調査するわけですので、強度についても試験もできますし、1棟で1カ所ですので、そのことがそれだけで判断できるかとは思いませんけれども、シュミットハンマーについては、全体をやりながらやるという調査ですので、そのへんは精度的にはコア抜きだろうと思います。以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○22番（宮城義治君） 1点だけお聞きしたいと思います。

確認のためにですね、この補助金で県支出金の355万円、これでも事業名は飼料生産対策事業という資料の説明に、これは松山支所ですね、分であるんですが、この33ページの予算の中では、この目の6の畜産業費、そして355万円の施設整備事業補助金とこういうふうになっているんですが、これは同じ事業のことであるのか、それともこのまた設備整備事業は別に何かあるのか、あるいはまたこれに含まれているのかの説明をお願いいたします。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

一般会計上の補助金の出し方としては、施設整備事業補助金という費目の中で出しております。お手元の説明資料につきましては、飼料生産対策事業というのは事業名でございます。中身はあくまでも一緒でございます。

○22番（宮城義治君） 内容が一緒であれば、県支出金はこれでいいとしても、であればやはりこの中身を見てみるとですね、内容は、やはり飼料生産対策事業でいけば、やはりアタッチ3台とか、こういったものであれば、機器ですよ、まあ道具ですよ。そして今度はこの予算では、施設となると、建物とか何かそういう形に、我々は見るとですよ。それを一つであると、考え方はそういうふうにとらえるけれども、であるとすれば統一した方がやっぱり、自分もこれは所管ですから、そうじゃないかなあとは思ったんですが、やはりそこに迷いがあると思うんですよ。だから、統一はできないんですか。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

予算書につきましては、一応、機械、建物については施設整備事業等補助金ということで、一応全体、一般会計の中で費目が分かれているところでございます。お手元の説明資料の中身が飼料生産対策事業

という県の事業名を書いてございますので、若干、今議員の言われましたように、分かり難い面があるかと思いますが、資料の方についての訂正をさせていただければというふうに考えています。

○8番（藤後昇一君） 予算書の27ページ、老人福祉費の老人福祉関係措置等委託料の中の志布志地区福祉タクシーの400万円、今朝ほど路線バスの問題について説明があったわけですが、この路線バスの地図でいう、2番、3番、4番の、馬庭、四浦、それからダグリですか、この路線が全廃になりますので、その対策として、この福祉タクシー運行委託事業が出てきたんだらうと思うんですが、まず1点確認したいのは、この中で説明資料の6ページで、路線運行方式で実施予定とありますけれども、これは従前、今も岩崎バスがやっています停留所等を設けて、そこを運行していくという方式を採られるんでしょうか。まず、その1点を確認させていただきます。

○福祉部長（蔵園修文君） お答えいたします。

これは合併協議に伴う実施でございます。路線につきましては、先ほど議員のおっしゃる路線バスの路線と一致するというところでございます。なお、路線方式としましたのは、現在実施しております有明、松山に比べて非常に面積が広いということ、それから1路線走らせるのに相当な時間を要するというところで、とりあえず私どもとしましては、補正予算可決後に早急にこの志布志地区での実施を行いたいということで、今年度、路線方式として、今、実施を計画しているところでございます。バス停ということに限らず、その路線の沿線まではお願いできないかということで、今、調整をいたしているところでございます。具体的には9月議会で予算可決後に正式に委託会社等と協議をしていくということになるかと思っております。

○8番（藤後昇一君） 停留所とはいいませんけれども、そこまでは来ていただくということですよ。そこで、この対象者ですけれども、身体障害者など、より自動車の運転が困難と認められる者とありますね。この路線バスが先ほどアンケート等の調査はされていないということなんですが、私がいろんな人の話を、高齢者等の話を聞きますとですね、この路線バスがなぜ利用されないかといいますと、この自宅から停留所まで行く足がないということが非常に大きな問題でありまして、これがまた利用者の数を減らしている大きな原因の一つでもあるわけですね。そこで、福祉タクシーと銘を打つ以上、例えば自宅までとは言いませんけれども、その付近まで行く。しかも先ほどの話でいきますと、この全廃になりました理由は非常に利用者が少ないというのが一つになっておりますので、この利用者をせっかく400万円もの予算を立てられているわけですから、利用者を増やすためにも、また利用者の利便性を高めるためにも、また福祉という本来の目的のためにもですね、できれば柔軟に対応していただいて、この自動車等の利用が、自分で利用できない、運転できないという人たちの利便性を高めるためにも、もうちょっと柔軟な、審議の中でそういう話はなかったのかどうか、また今後そういう方向は見出せないものか一つお願いいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） 当然、そういったことにつきましては、今後検討していくということで、とりあえず路線方式でスタートをさせると。そして、その中でこういった課題が出てくるのか、当然、市として同じ事業で実施していくわけでございますので、方法については旧有明、松山、志布志が同じ方法で実施するのが一番いい方法であろうというふうに思っております。とにかく志布志がまだ実施で

きない状況でございますので、今回の補正を踏まえまして、これは当然、相手方、委託事業所になろうかと思いますが、タクシー会社等と協議を進めながら、どの程度のその自宅の近くまで可能なのかわか、そこらへんにつきましては、今後、実施の段階までに検討していくということにいたしているところでございます。

○31番(野村公一君) まず、予算書の中で地方債の補正でございますが、この中で合併特例事業で3,640万円、今回補正がされておるようであります、この事業内容を1点、それから今年度、この6億4,170万円、これの合併特例事業が全体で何本あるのかですね、ちょっと教えてください。

それから、2点目でございますが、今回、当初組まれておりましたバイオマス事業、これが減額になっておりますね。どういう経過でこういう予算措置になったのか、それが2点目でございます。

それから、3点目は、先ほど来、女性会議あるいは商工・観光会議等のこの補助金の問題で議論がなされておりますが、この予算措置にあたる手続き、あるいは手順というものを若干御意見をお伺いしてみたいと思うんですね。といいますのは、当然、予算措置がされたのでありますので、このことについて、どういう事業をしていくという具体的に、その計画書が出来ているというふうに思います。したがって、市長はその計画書をどう判断をされて、予算措置をされたのか、市長の一つ意見をお伺いをしたい。できますれば、その事業計画書たるものがあればですね、やっぱりこういう議会の席でありますので、少なくともこういう事業をしていくんだという案内はあるべきであろうと、私は思っております。あれば、一つ御配付をお願いを申し上げたい。

それから、次に志布志の若浜地区の住宅が今回解体をされるということで予算措置がされております。廃屋同然の住宅でありますので、当然であろうというふうには思いますが、その後、どういうその計画があるのか、あるいはないのか、一つお知らせをいただきたいというふうに思います。以上です。

○市長(本田修一君) 今回、女性支援対策事業、そして商工・観光戦略会議なるものを、皆さん方に御審議いただくわけでございますが、これらについて計画書があるのかどうかというようなことでございますが、これにつきましては、私が市長に臨む際に、市民の方々にマニフェストとして提示したことに基づきまして、今回、事業化をしていこうということで御提案するものでございます。その計画書につきましては、各担当の部課を通じまして、審議をいたしまして、具体的に事業化ができる道について、ただいま計画書を作りまして、こうして皆さん方に御提案を申し上げているところでございます。そのようなふうに御理解していただければというふうに思います。

○企画部長(持富秀明君) 地方債補正についてでございますが、特にその合併特例債事業でございます。現4号補正までの合併特例債事業は全体で33本でございます。事業区分で、消防防災施設、それから農業排水路、それから流末排水路、道路排水路、都市下水路、それから市道、農道、急傾斜地崩壊対策事業、それから体育施設、公民館、文化施設等でございます、総額6億4,170万円でございます。

○市民部長(稲付道憲君) バイオマスタウン事業の減額についてのお尋ねでございますが、当初予算が500万円を計上いたしておりましたが、入札によりまして155万4,000円で落札ということで、その差額は減額ということでございます。

○建設部長(井手南海男君) 若浜住宅の撤去の件についてでございますが、もう議員御案内のように、

非常に老朽化が進んでおりまして、香月小学校の下の香月線に面した住宅でございますが、かなり老朽化も進みまして、火災等、災害の危険もあると、それから衛生面といいますか、ネズミやら病害虫が発生する恐れもある。あるいは青少年の非行にもつながるのではということと等から、今回、解体するものでございます。今後の計画につきましては、今のところ、どういう計画という具体的なものはございませんけれども、今後、市長やら企画サイド等と協議しながら、その方向性について検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○31番（野村公一君） 事業計画書はないんでしょう。市長は見やったの。見てないんでしょうが。そういうでたらめな答弁をしてもらっては困る。予算措置をされるときに、もちろん私より皆さんの方がプロだから、よくお分かりだろうと思うけれども、予算を立てられるときには、事業計画書をすっかり出来上がって予算措置をされるんでしょう。そして、こういう事業をするからといって、我々議会に提案をされる。我々はその事業計画書を見ながら、これならよからうと行ってGOサインを出していくんです。今、皆さんのところでは、その事業計画書というはないんでしょう。ただ、市長が公約でこういうものを作りたい、描きたい、こういう方向で事業を進めたいという思惑で予算措置をされてると思うんですよ。これが企画だから通ったんですよ、予算が。ほかの福祉だとか、ほかの事業部門がそういう予算措置をして財政が通りますか。通らんでしょう。しっかりした事業計画を出せていうでしょうが。予算措置をして議会が認めたら、事業に入りましょうという魂胆だと私は思ってるんですよ。我々は何を根拠にこの予算を認めていくんですか。市長、答弁してみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話いたしましたように、私自身が市民の皆さん方にお話して、そしてお約束したことを事業化しようということで、今回、こういった形で御提案するものであります。その提案する手順につきましては、当然、私自身の考えがこういうことであるから、担当の部課に対して、そのことの具体化について計画を練りなさいと、事業化について手順を踏みなさいということをするわけでございまして、当然、その中にはその事業の趣旨、目的というものが、まず明確に盛られまして、その次にその事業を執行するにあたっての段取りが組まれていくというふうになっております。そのことに基づきまして、今回こういった形で提案するというところでございます。

○企画部長（持富秀明君） まず、女性支援推進会議に関する補助金でございますが、まず第1点が推進会議開催に関する経費、それから学びプロジェクトに関する経費、挑戦プロジェクトに関する経費、応援プロジェクト、それから意見聴取の応援隊に関する経費というような区分で計画をいたしております。具体的積算根拠について申し上げますので、ちょっと。予算要求をするにあたりまして、予算積算根拠を立ててですね、実際、予算要求をするわけでございまして。

[発言する者あり]

○議長（谷口松生君） しばらく休憩します。

午後2時34分 休憩

午後2時47分 再開

○
○議長（谷口松生君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来、計画書について御質疑でございますが、この志布志市女性支援推進会議につきましては、先ほど来言いますように、担当の課に命じまして、その推進会議の実施について計画をするように命じたところでした。それに基づきまして、平成18年度志布志市生き生きライフプランというような形で計画が私の方に示されまして、その中に学びプロジェクト、そして挑戦プロジェクト、応援プロジェクトというようなものを開催するというようなことでございますが、今後はこの女性推進会議を設置しまして、設置した後にその女性団体等の意向調査や提案、支援内容の検討を行っていききたいと。そして、同時に先ほど言いますような、各種講座等を開催していききたいというようなことの計画でございます。

○31番（野村公一君） 市長、事業のそういうのは、あなたが指示をされて、恐らくその企画政策課に、担当部に言われたんだろうから、それは分かるんですよ。分かるけど、地方自治法の150条の第1項をよく御覧くださいよ。根拠となるものがないと議会は認められないんですよ。そうすると、ここに御提案があるように、支援推進会議だとか、戦略会議だとか、これは補助金で今度提案をされてるんですよ。そういう団体があるんですか、今。ないでしょう。なければ、お金を出せんがな。そのお金を出すところがないのに、議会で認めるというのがおかしいでしょう。そのことを私は話してるんですよ。普通だったら、補助金というのは、補助金要綱によって、支出負担行為を起こして、そしてお金を払っていくでしょう。そういう手続きは何もできんでしょうが、これを、補助団体がないんだから。トップダウンで事業を行うのも結構、この事業が私はおかしいとは言わんのですよ。これは市長の公約ですからね、これは結構。ただ、手続きがおかしいというんです、予算措置の手続きが。本来なら、この手続きをしていくときに、あるいはその旅費だとか、その人件費だとかというものを少し予算を組んどって、しっかりした組織をつくった後、補助金で議会に提案をされるというんだったら分かるんですよ。交付先の団体のないところに補助金を出してもらっても、我々は認めるわけにはいかんのですよ。撤回をするか、修正をするかしか方法はないでしょう。

○議長（谷口松生君） 再度、休憩します。

○
午後 2 時 52 分 休憩

午後 3 時 39 分 再開
○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を認めます。

○市長（本田修一君） 貴重な時間、私どもの方で内部で協議をさせていただきまして、ありがとうございました。

ただいま野村議員の方から貴重な御意見をいただきまして、改めてこの議会に対しまして慎重審議、

そして慎重な提案が必要だなあというふう実感したところでした。

先ほど来、議員の方で御指摘のあった件につきまして、私どもの方の説明不足ということもございまして、そして提案の中身について十分に協議できない形で提案されましたことを誠に申し訳なく思います。したがって、今回、本会議で提案いたしました件につきましては、委員会の方に組み替えというような形で、改めて皆さん方に審議していただきたいというふうに思いますので、どうぞそのようなふうにご了承していただければというふうに思います。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第124号は、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。



日程第14 議案第125号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第125号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第125号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、出産育児一時金、保険財政共同安定化事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第125号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

まず、予算書の6ページをお開き願います。

歳入でございますが、国庫負担金、目1、療養給付費等負担金につきましては、過年度分2,261万円を増額いたしまして、11億1,292万9,000円とするものでございます。

それから、7ページをお開き願います。

7ページの共同事業交付金につきましては、新たに保険財政共同安定化事業交付金として、目を設けまして、2億7,589万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、平成18年10月改正に伴う新規事業でございます。都道府県内の市町村国保間の保険税の平準化、財政の安定化を図るため、1件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出によりまして、保険財政共同安定化事業を創設するものでございます。

8ページをお開き願います。

繰入金でございますが、こちらにつきましても、今回の条例改正でもございました出産育児一時金の増額に伴いまして、一般会計からその3分の2を繰り入れるために160万円を増額し、3億7,478万円と

するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

繰越金でございますが、繰り越しにつきましては、平成17年度の確定によるものでございます。

それから、10ページをお開き願います。

諸収入でございますが、目1、納付金、一般被保険者退職被保険者等第三者納付金につきましては676万4,000円を増額し、986万4,000円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

総務費、一般管理費につきましては、委託料、第三者行為求償事務共同事業手数料として18万円、負担金補助及び交付金といたしまして7,000円、合計18万7,000円を増額し、3,220万9,000円とするものでございます。

次に12ページでございますが、保険給付費、出産育児諸費につきましては、今回の条例改正等もありますように、出産育児一時金が10月1日から30万円から35万円に増額をされたことに伴い、240万円を増額いたしまして、2,790万円とするものでございます。

次に13ページでございますが、共同事業拠出金につきましては、新たに保険財政共同安定化事業の開始に伴い、目2として新たに保険財政共同安定化事業拠出金を設置し、2億7,589万円を計上するものでございます。

次に14ページでございます。

一時借入金の増額に伴いまして、一時借入金金利子を41万円増額いたしまして、90万4,000円とするものでございます。

次に15ページでございます。

諸支出金のうち、目3、償還金につきましては、平成17年度療養給付費等負担金確定に伴う返還金を1,376万4,000円増額し、1,377万4,000円とし、目4、一般被保険者保険税還付加算金を15万円増額いたしまして、20万円とし、さらに目5でございますが、退職被保険者等保険税還付加算金を5万円増額いたしまして、6万円とするものでございます。

次に16ページの予備費でございます。今回の補正予算に伴う調整のため、1,485万9,000円を増額いたしまして、6,587万1,000円とするものでございます。

それから、第2条の一時借入金の補正について御説明申し上げます。

予算書の2枚目になります。

今回の補正は、現在の国民健康保険特別会計の資金運用の安定化を図るため、新たに2億円を追加し、一時借入金の最高額を4億円とし、健全な事業運営を行おうとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第125号は、文教厚生常任委員会に付託をいたします。



日程第15 議案第126号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第126号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第126号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、老人保健事務電算処理委託に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） 議案第126号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、補足して御説明申し上げます。

まず、予算書の5ページをお開き願います。

国庫負担金、目2、事務費国庫補助金につきましては、老人医療費適正化対策事業に伴う事務費を111万7,000円増額をいたしまして、269万7,000円とするものでございます。

次に6ページをお開きください。

繰入金でございますが、目1、一般会計繰入金につきましては、健康保険法等の改正に伴うシステム改修に伴う事務費繰入金を13万3,000円増額をいたしまして、3億8,641万5,000円とするものでございます。

次に歳出でございますが、7ページを御覧いただきます。

総務管理費、目1、一般管理費につきましては、老人保健事務電算処理委託料として125万円を増額をいたしまして、1,042万8,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第126号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第16 議案第127号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第127号、平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第127号、平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

す。

本案は、保険給付費、地域支援事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○福祉部長（蔵園修文君） 議案第127号、平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予讃の総額に、歳入歳出それぞれ4,974万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億6,285万7,000円にしようとするものでございます。

まず、歳入でございますが、予算書の7ページでございます。

国庫負担金につきましては、介護保険施設等に要する給付費の国と県の負担割合が5%ずつ変更になったことに伴う減額でございます。

9ページの支払基金交付金につきましては、主なものとしまして、平成17年度保険給付費の確定による追加交付分でございます。

10ページの県負担金は、国庫負担金と同じ理由により、同額を増額するものでございます。

12ページ、繰入金につきましては、地域支援事業費の変更によります一般会計負担分でございます。

13ページ、繰越金につきましては、前年度の繰越額が確定しましたので、1,129万円を計上するものでございます。

次に、歳出でございますが、14ページをお願いいたします。

款の保険給付費におきましては、7月までの実績に基づきまして、居宅介護サービス給付費を2億円減額し、地域密着型介護サービス給付費を1億3,200万円、居宅介護サービス計画給付費を2,000万円、19ページの高額介護サービス費を4,800万円それぞれ増額するなど、組替えを行うものでございます。

財源の振替につきましては、決算に伴う財源振替でございます。

21、22ページの諸支出金につきましては、前年度給付費の確定に伴う、国、県、市への返納分でございます。

23、24ページの地域支援事業費につきましては、国の示した地域支援事業実施要綱に基づきまして、それぞれの事業ごとに整理をした結果、一般会計の高齢者福祉事業との組替、地域支援事業内での組替の必要が生じたため補正をするものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第127号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第128号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第128号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第128号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、市債の借入額等を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の部長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民部長（稲付道憲君） それでは、議案第128号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、補足して御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

目1、一般会計繰入金でございます。金額が6,631万2,000円の減額でございますが、これは市債の増額に伴う減額分でございます。

それから、7ページをお開き願います。

目1、繰越金でございますが、これは平成17年度の確定によるものでございます。金額が1,339万5,000円でございます。

それから、8ページでございますが、目1、農林水産業債5,770万円の増額補正であります。これは当初、旧有明町分のみが県の起債許可を受けて借入れをしておりましたが、今回、旧松山町分につきましても、県との協議の結果、起債の増額が認められたための補正でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

目1、一般管理費でございますが、節12の役務費100万円の増額は、先の集中豪雨で下水道管路が決壊いたしまして、今後の台風等に備えまして、新たにその部分の予算措置をしたものでございます。

それから、14節の使用料及び賃借料でございますが、この18万円は、これも先の集中豪雨で松山橋が決壊いたしましたが、その橋にこの下水管路が布設してありましたが、その応急工事のために資材の借上げを行ったための18万円の増額でございます。

それから、節15、工事請負費の50万円でございますが、これにつきましても集中豪雨によりまして、これまで災害復旧工事に執行いたしました後の、今後の災害等を見込んだ修繕費の予算計上でございます。

それから、前に戻っていただきまして、3ページをお開きください。

地方債の補正でございますが、先ほど予算のところで御説明申し上げましたが、下水道事業における資本費平準化債で今回5,770万円を追加いたしまして、限度額を1億5,380万円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第128号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第129号 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第129号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第129号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、収益的収入、収益的支出及び資本的支出を補正するため、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、補正予算を調整したので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の局長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道局長（徳田俊美君） 補足説明の前に、少しだけ時間をいただきたいと思えます。

去る7月5日、午後10時から11時の間に、時間雨量100mmを越す集中豪雨となり、主要河川の多くが増水し、志布志地区で2カ所、有明地区で2カ所、松山地区で1カ所、計5カ所で水源地が冠水し、それぞれの施設に被災を受けたところであります。復旧には総力をもって努めました。地域によりまして、最長3日間の断水に至ったところであります。このことは、公営企業の経営の基本であります安定した水道水の供給に至らなかったことであり、利用者の皆様には不便を与えたことに対して深くお詫び申し上げます。今後は、被災を教訓にして、改善に努めていきたいと考えております。どうかよろしく申し上げます。

それでは、議案第129号、志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について、補足して説明申し上げます。

予算書の1ページ、2ページをお願いします。

今回補正を必要とする主なものは、7月5日の集中豪雨により冠水被害を受けた水源地5箇所分の復旧に係るものであります。

それでは、予算書にしたがって、主なものについて説明いたします。

第2条、収益的収入及び支出のうち、国庫災害復旧に要する予定費用9,300万円の財源に充てるため、企業債3,300万円を借り入れるものであります。このことを含め、収入として上水道事業収益既決予定額に8,699万6,000円を追加補正し、4億1,271万9,000円とし、さらに簡易水道事業収益既決予定額に2,570万6,000円を追加補正し、2億7,373万9,000円とするものです。また、支出として、上水道事業費用既決予定額に8,494万1,000円

追加補正し、3億9,237万円とし、さらに簡易水道事業費用既決予定額に2,627万円を追加補正し、2億

8,496万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、復旧に関連する一部について補正の必要が生じたものであり、このことにより支出に不足する額を補てんする財源にも、それぞれ変化が生じたものであります。

第4条、一時借入金につきましては、既決予定額3,000万円に企業債借入額を加えて6,300万円に改めるものであります。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります職員給与費を、今回は減額して補正を行うものであります。

第10条、他会計からの補助金として、今回、被災復旧に要する経費の一部として補助を受けるものであります。

続きまして、別添の説明資料を御覧いただきたいと思っております。

1枚目が今回の被災箇所を災害の国庫補助制度を利用し、復旧を行うための予定内訳であります。上水道事業として、大迫水源地、森山水源地を1カ所として申請するものであります。

また、簡易水道としまして、野神原水源地、芝用水源地、新橋第一水源地をそれぞれ申請をいたしますが、合算したもので表示してございます。

2枚目は、今回の被災に対しまして、応急作業を行ったものと、今後の冠水対策を行うもので、他会計よりの補助と単独で行うものを区分したものであります。

以上で補足説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1番（下平晴行君） 局長の方で、7月5日の災害のことが説明があったわけですが、今回、そういう冠水がないような工事をしていくということで予算計上されたということでございますが、これは今の施設に水が入らないように増設をするというような形でされるわけですね、5カ所とも。そのことをちょっとお願いいたします。

○水道局長（徳田俊美君） 冠水の主なところとしまして、大迫水源地があります。それと、有明地区の野神原、芝用水源地、これにつきまして、外の囲いを上げる手法又は建物自体を密閉をする手法、それぞれありますけれども、このことを現地をよく検討しながら、いずれが経済的に行えるか、また後もって手が要らないかということで検討いたしたいと思っております。けれども、なかなか地理的に不便なところというところが一般的でございますので、なかなか完璧にはいかないかと思っておりますけれども、先ほど申しましたように、今回の教訓を生かしながら、少しでも被害を少なくしていきたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第129号は、産業建設常任委員会に付託することにいたします。



平成18年第3回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成18年9月19日（火曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 事件の訂正について

（議案第127号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号））

日程第3 一般質問

林 勇 作
本 田 孝 志
立 山 静 幸
坂 元 修一郎
小 野 広 嗣
玉 垣 大二郎
金 子 光 博
宮 田 慶一郎
木 藤 茂 弘
藤 後 昇 一
小 園 義 行
下 平 晴 行
鶴 迫 京 子
野 村 公 一

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	11 番 立 平 利 男
12 番 本 田 孝 志	13 番 立 山 静 幸
14 番 小 野 広 嗣	15 番 長 岡 耕 二
16 番 金 子 光 博	17 番 林 勇 作
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

10 番 毛 野 了

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	企 画 政 策 課 長 山 下 修 一
財 務 課 長 溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	福 祉 課 長 津 曲 兼 隆
保 健 課 長 今 井 善 文	林 務 水 産 課 長 祝 田 壽 丈
耕 地 課 長 通 山 正 文	志 布 志 支 所 地 域 振 興 課 長 五 代 豊 一
松 山 支 所 福 祉 課 長 木 佐 貫 一 也	志 布 志 支 所 福 祉 課 長 萩 本 昌 一 郎
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。
毛野了議員より欠席の届が提出されております。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、迫田正弘君と立平利男君を指名します。

○
日程第2 事件の訂正について

（議案第127号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号））

○議長（谷口松生君） 日程第2、事件の訂正についてを議題とします。
事件の訂正理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

議案第127号の訂正について説明を申し上げます。

先に御提案申し上げました平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）についての訂正であります。

3ページの表中、4、款の諸支出金の補正前の額の欄中「17万9,000円」を「117万9,000円」に、同じく計の欄中「4,818万7,000円」を「4,918万7,000円」に、1、項の償還金及び還付加算金のうち、補正前の額の欄中「17万1,000円」を「117万1,000円」に、同じく計の欄中「4,396万6,000円」を「4,496万6,000円」に訂正するものであります。

次に4ページの表中、歳出合計の補正前の額の欄中「30億989万4,000円」を「30億1,311万1,000円」に、同じく計の欄中「30億5,964万円」を「30億6,285万2,000円」に訂正するものであります。

今後、このようなことがないよう気を付けてまいりますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

すみません。ただいま読み上げましたのに間違いがございましたので、改めて申し上げます。最後の方の、「30億6,285万7,000円」に訂正するものであります。今後、このようなことがないよう気を付けてまいりますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正についてを、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、事件の訂正については承認することに決定しました。

○
日程第3 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、17番、林勇作君。

○17番（林 勇作君） おはようございます。

通告をしておりましたので、通告順にしたがって質問をしてみたいと思います。市長の誠意ある答弁を期待をするものであります。

1番目に公有財産の管理ということで通告をしておりました。その前に1、2点質問をしてみたいと思います。

市長は、新市長に当選されて、議会で3月の所信表明、6月の施政方針の中で、新市の目標、公約、職員の意識改革などを市民に向けて述べておられますが、本所・支所の職員に、市役所は市民のために役立つところであるという市長の意思としてですね、どのように伝えてあるのか、まずお聞きしたいと思います。そして、その全職員に所信表明なり施政方針が配付して、市長の意思としてどのように伝わっているのかですね、まずこれを1点お願いをしたいと思います。

それから、2番目に志布志、松山の支所について、合併協議の中では総合的判断のできる総合支所ということで協議がなされたところであります。現在の支所について、市長はどのような考えをお持ちなのか、まずこの2点をお聞きしてから質問に入りたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（谷口松生君） 正式に通告されておりませんが、概略答弁できますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、ただいま林議員が申されましたように、市民のために、市民に開かれた、市民の目線で市政を行うんだということで所信表明、そして施政方針で述べてきたところでした。このことにつきましては、常平生から職員に対しまして、月1の朝礼で、そのことについて詳しく申し述べているところがございます。さらに、各部長、各週ごとの部長会でも、そのことについては改めて、その都度、その都度、申し伝えて、そして様々な事業、様々な事案がある度に、そのことを思って職務に専念するよう、意識を高めるよう申し伝えていただいております。そのようなことで、各職員におきましては、私の考えというものが浸透してきているのではないかなというふうに思っているところでございます。

次に、支所につきまして、現在どのようなふうに認識しているかということでございますが、合併をいたしまして、それぞれの支所の地域の方々が、自分たちの支所の地域については、どういったふうになるんだろうということ御懸念されておるという状況でございます。そのことは私自身も十分自覚しております。そして、職員についても、そのことをもって特に支所が管轄する地域の方々については、合併をして不自由さが発生した、あるいは不便になった、あるいは取り残されているというような意識が決してないような形で、職に専念するようというのを申し伝えていただいております。そのようなことで、常日頃から、そのことには職員に私の考えを申し伝えておりますので、先ほども申しましたように、徐々に、そしてかなりの確率で、職員の意識も高まってきているのではないかなというふうに思っているところでございます。

○17番（林 勇作君） 分かりました。

では、本題に入っていきたいと思います。この問題についても、いろいろと支所なり、本所なり、お

願いに上がった経緯がございます。それで、先ほどのことをお聞きしたつもりでございます。いろいろ3月から私も支所なり、本所なり、相談に行った経緯があるわけですが、この曲瀬線の道路改良については、いわゆる県道からの、いわゆる町道への取付工事で、民地との道路の段差が5mぐらいあったところがございます。市長も御存知だと思っておりますが、その法面部分で埋立てをした、いわゆる道路敷きのことでございます。そういう埋め立てた時点で、民地との境界の確認が、まず必要になったところがございます。それを道路敷きを集落が管理委託を受け、その一部を個人が維持管理を許可されている変則的な状態になっているわけですが、個人はその家からの通路の出入口に使用しているところがございます。その通路の下にですね、馬頭観音碑が祭られておりますということの質問の趣旨でございますが、道路敷きにこの問題を許可されたのかどうなのか、まずお答えをいただければと考えております。市長の答弁によっては、一発で終わるかも知れません。場合によっては、次の質問までいきたいと思っておりますので、一つよろしく御答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問の箇所につきましては、県道志布志福山線沿いで、安楽校区、曲瀬集落内の中央にあり、松山町尾野見地区へ通ずる弓場ヶ尾・曲瀬線との交差点付近であります。当該道路敷きにつきましては、平成16年度道路工事で発生した残土にて埋め立てた部分であります。管理委託につきましては、合併前の旧志布志町時代に曲瀬集落小組合から集落民の憩いの広場として使用したいとの請願書が、平成17年12月に提出され、平成17年12月28日付けで廃道敷地の維持管理を集落小組合と隣接者に委託しております。なお、現在、当敷地は曲瀬集落の小組合の自治公民館活動の場として、花壇及びごみステーションの設置並びに隣接宅地の通用口として委託管理されております。そのような状況で、現在、管理をお願いしているところがございますが、今後、集落の運営の中で、集落の方々の憩いの場あるいは環境に対するごみステーションの設置という機能も果たしておりますので、引き続き、今後、集落としては花壇として管理したいというような申出もございました。しかしながら、現在、様々な面で検討しなければならないということであるようでございますので、諸法に照らしながら、適切、納得いく方法で今後、善処していきたいというふうに考えているところがございますので、しばらくお時間をいただきたいというふうに存じます。

○17番（林 勇作君） 市長、その管理委託の内容についてはですね、私もとにかく反対をする、そういう理屈じゃないんですよ。ただ、その行政財産の中にですね、いわゆる普通財産への変更もなくでですね、行政財産の中に建っていると私は理解をしているわけですが、それはですね、集落に私どもがどうのこうのと言うんじゃないくて、民地との境界確定、ここらあたりと、今まで裏通りになっていたところにですね、突然と馬頭観音碑が設置されたと。その民地の方は大変な心労なんですよ、今までは人も通らん裏通りでしたから。そこらあたりをですね、理解をさせていただいて、答弁があればですね、その塵とか花壇とか、そういうものに対して私が反対をどうのこうの言ってるんじゃないんです。ただ、行政財産から普通財産への切替えもなくでですね、許可をされたのかということでございます。再度、わかっとならば、そこらあたりをですね、正確な御答弁をお願いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政財産使用につきましては、地方自治法第238条の4で示された、条例で詳細になっていますが、旧志布志町条例第18条第1項の4の町長が特に必要と認める場合を適用して、廃道敷地の管理委託にしたところございました。しかしながら、ただいまお話がありましたように、この管理委託をしました土地につきまして、隣接の方々は非常に御不興を被っておられるという状況があるようでございますので、このことにつきましては、特にまた、先ほど申しましたように、諸法とも照らし合わせながら、集落内でそのような集落活動がスムーズにいくような環境を醸成するような働きかけもしながら、解決を図っていければというふうに思っているところでございます。

○17番（林 勇作君） 市長の言われることは、私は理解をします。ただ、行政として、いわゆる住民のために使用する、それはもうモットーですから理解をします。その馬頭観音碑というのはですね、志布志市民のために使うのかどうかと、この議論が難しいところなんです、それを公道敷きにですね、設置して、それが行政として許されるものなのかどうかと。それは時間はいつでもいいんですよ。私は祭ってあってもいいと思うんですけど、法的にいった場合におかしいんじゃないですか。私はその1点を聞きたくて質問をしたわけであって、もうどうのこうのという理屈じゃないんですよ。ただ、行政は御書物にしたがって、住民のために仕事をやらにゃいかんというのが原則ですから、そこらあたりを市長がですね、はっきりと言ってもらえれば、それで私はいいと思うんですよ。解決する意思があるかないかということさえ聞けばですね、それは集落との話合いの中でやっていただければいいんですけど、そのために先ほど質問をしましたように、支所に何回も行っているんです。本所にも来ているんですよ、はっきり言って。それからもう3月に入ってから、ずっと返事がないわけですね。梨の礫です。私もガソリンを使って、何回も本所まで来たりですね、支所まで行ってるんですよ。ただ、それはそれとして、やっぱり行政は御書物に則ってですね、執行をしていただきたい。それが一番住民の幸せになるような気もするわけですよ。この問題は、あっちを立てれば、こっちが立たずというようなことでございますので、そこらあたりを再度ですね、どうこの観音碑について考えておられるか、この一つでいいんです。再度、答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 平成18年の6月7日の日に、この馬頭観音並びに鳥居については、遅延なく撤去するというところで、現状回復の命令書を集落にお願いしたところでした。しかしながら、その後、その後、集落の方々から弁明書が提出されまして、そのものについては、馬頭観音については、花壇として見てほしいというようなお願いもありまして、そのことにつきまして、私どももまだ集落内でそのような形で解決すればよろしいのかなあというふうに見守っておったところでございますが、ただいま今議員、御指摘のとおり、そのような形で、まだ解決が図られてないというようなことでございますので、今後は先ほども申しました現状回復命令に基づいた形で集落の方々に、また改めてそのことを指摘して、命令を出したいというふうに思います。

○17番（林 勇作君） それは、まだいろいろあるわけですけど、これについては、いわゆる最後に要請をして、この問題は終わりたいと思います。その問題と併せて、道路敷きと民地との境界確認をですね、早急にしていきたい。これが行政のやっぱり仕事でございまして、これだけは最終的にお願いをしてですね、この問題は終わります。

次に、2番目に移りますが、いわゆる志布志市の老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定にというように通告をしておりましたが、その一部のいわゆる介護保険サービスの基盤整備について、施設の居住系のサービスの整備状況についてという、この2点に絞って質問をしてみたいと思います。

町村合併から始まって、一緒にこれは策定ということになったわけですが、今回、介護保険法の改正によりまして、いわゆる老人保健法の老人保健計画、それから老人福祉法の老人福祉計画と、介護保険の第17条の規定により、介護保険の事業計画は上位計画との整合性を図り、一体的に作成をしたものであるということで、これについては理解をします。ただ、その17年の8月から、南曾於地区老人保健福祉計画及び介護保険事業計画の連絡の調整会議のこれも設置されております。ある程度、3町の調整はここでされたのであろうと理解をいたします。そして、18年の1月1日に志布志市の発足に伴い、市の老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定委員会が設置され、検討されて決定されるものと理解をするわけですが、当然、私どもは1月1日に失職をしておりまして、市長ももちろん失職であります。そういう中でいろいろ決定がなされたんだろうというふうに理解はいたします。まず、その策定委員会のいわゆる協議の中で、いろいろ決定されたことは理解をしますが、委員会の報告を受けて、市長が最終決定をされたと思います。市長が決定された月は2月の12日以降だと思っておりますが、大体3月に決定されたものなのか、それとも策定委員会が決定をして、市長には報告だけということなのか、まずこれをお尋ねをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） 事業計画における施設の整備目標は、合併前の各町におきまして、町や県に対して事前協議等があったものを、第3期の設備整備目標とする方針に基づき計画書の策定を行ってきたところであります。制度改正では居住系サービスの利用を見込む上での指針となる参酌標準が示されました。この標準では要介護2から要介護5までの認定者に対する利用割合を、平成26年度までに37%以下にすることに目標数値がおかれております。市の場合、計画策定期間の平成17年10月現在で53.4%で、施設利用の占める割合が大きく、施設の利用割合が高ければ高いほど、保険料の決定にも影響を考えられ、住民の負担が大きくなるということが懸念されたため、施設整備に対してはこのような方針で計画書の策定を進めたところでございます。しかしながら、市の施設の入居者の状況は、国の示した参酌標準と比較すると、国の基準を超えているところでありますが、市内の介護状況は地域の介護力が低下していることや、家族の核家族化が進み、地元で介護する者がいない場合が多く、施設の入居利用は高いと考えるところであります。今期の計画におきましては、現在の施設整備目標となったところであります。今、議員お尋ねの策定委員会の決定につきましては、平成18年2月24日の日に策定委員会が開催されまして、決定がされているようでございます。

○17番（林 勇作君） そこで、順次、お尋ねをしてみたいと思います。

その中で、いわゆる施設の整備目標ということで挙げてあります。17年度中にですね、許可される、いわゆる施設の事前協議が行われておると思いますが、それは策定委員会が行ったものかですね、市長が行ったものか、許可についての一つ御答弁をお願いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいま申しましたように、最終的には2月24日に策定委員会で決定したわけですが、これに事前に4回ほど、旧町から策定委員会が3町間の策定委員としてされているよ

うでございまして、そのような流れの中で決定されたというふうに思っております。

○17番（林 勇作君） 施設のいわゆる関係については、策定委員会が決定をしたということで理解をしてよろしいですね。はい、分かりました。

それからですね、はっきり申し上げまして、18年度中にいわゆる何箇所ですね、この目標を見ますと、大体6箇所になっているような気もするわけですが、事前協議をですね、何箇所されたものか。それとまた、策定委員会ですね、書類でされたものなのかですね、分かっておれば、そこらあたりをお尋ねをしてみたい。

そして、18年度になってですね、いわゆるその許可をされる施設の箇所は何箇所なのかですね、分かっておれば、それまでお尋ねをしてみたいと思います。

それと、地域密着型サービス運営委員会の構成が分かっておればですね、一つお尋ねをしてみたいと思います。この3点を一つお願いをいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） ただいまの件について、私の方からお答えをさせていただきます。

今回の制度改正に伴いまして、地域密着型という市が決定をする施設制度が創設されたわけでございます。計画の中では、それぞれの地域ごと、圏域ごとといたしますか、旧町単位での圏域を定めまして、そこに目標量を設定をしたところでございます。地域密着型、いわゆるグループホームにつきましては、志布志地域が1箇所、有明地域が1箇所、松山地域が1箇所ということで計画には盛り込んだところでございます。その他に30床、この場合は30床を超える場合も含まれますが、特定施設、有料老人ホームでございますが、これにつきましても計画の中に、志布志地域に1箇所、それから有明地域に1箇所ということで計画には盛り込んだところでございます。

それから、地域密着型サービス運営委員会のメンバーでございますが、これは各階層からの人選ということ、それから合併前の3町から調整して委嘱すると。そのことが公正であると判断して選任をしたところでございます。メンバーとしては、医師、栄養士、介護関係事業所の職員、介護支援専門員、住民代表の一部、合計で18名でございます。以上でございます。

○17番（林 勇作君） 18年度に何箇所ということ、5箇所と6箇所ということですか、全体で。その上位計画ということでございますが、これは市長が入らずに、策定委員会が許可された。部長にお尋ねしますが、策定委員会で決定をしたんですか、こういう大事なものを。それを一つお願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） 介護保険法の中で、この地域密着型サービス運営委員会の意見を聞いて指定を行おうとする場合は、この意見を聞いて、市長が最終的に決定をするということになっておりますので、手続きとしてはそういった形になったところでございます。

○17番（林 勇作君） そうしますと、志布志市においては、18年度から20年度までの、いわゆる3計画期間というものを、17年度中に前倒しをして決めたと、そう理解をしてよろしいんですか。ちょっとそこらあたりをお願いをいたします。

○福祉部長（蔵園修文君） この計画は将来に向かう3年間を1期とする計画ということになっておりますので、全体の事業計画でいいますと、第3期の事業計画でございますが、向こう18年から、議員が

おっしゃいますとおり、18年から20年までの計画でございます。それを17年度で策定をするということでございます。

○17番（林 勇作君） 策定をされるのは、それは当然、上位計画と一体ですから理解をしますよ。施設を決定するということと、この計画書を作るということは別問題だと思うんですが、それを17年度で前倒しをしてやられた。後から話をしようと思うんですが、当然、新市の合併をして、市長のいわゆる初指定の問題ですよね。それを17年度でやられたというふうに私は理解をするわけですが、なら18年から20年までですね、いくらの施設を造られるわけですか、6箇所じゃないんですか、5箇所ですか。6箇所になると思うんですが、もう先に進んで質問をしてみたいと思いますので、そこらあたりしっかりと答弁をお願いをします。

○福祉部長（蔵園修文君） 計画では18年度以降の計画でございますので、17年度で決定をするということにはございません。それから、箇所数でございますが、先ほど申し上げましたとおり、一応5箇所、病床数、床数でございますが、これの総数をまた計画の中で定めておりますので、箇所数としては、一応5箇所ということでございます。地域密着型が3箇所です。18年度以降に決定をするということで、既に今、4箇所は決定をいたしております。それと、その計画外で既に計画時点で1箇所、そのベッド数に入り込んで分が1箇所ございます。それも計画に盛り込んだ中の数としてカウントをしているということでございます。

○17番（林 勇作君） 私が聞きたかったのは、17年度、いわゆる事前協議と、その時点である程度決定をしているわけですよね。先ほど、施設関係までいきましたので、ひっくり返してもう質問をしますが、私の考えていることはですね、今質問をした意味は、あなた方のその理由は分かるんですよね。いわゆる新生志布志になって初めての指定行為ですよね。しかも市内の施設、病院等から公募されて、公正・公平なですね、指定をされるのが、いわゆる新市長の務めではないかと考えております。先ほど市長に言いましたように、当然、3カ町が合併をして、いろいろ施設もあります。理解をします。今されたのが悪いというんじゃないんですよ。やり方がおかしいんじゃないですかということなんです。オープンにやるべきじゃないですかという意味ですよ。その今の施設のあれを私がどうのこうの話をしているわけじゃないんですけど、市長は志布志市の初代の市長ですよ。当然、これは公募してやるべき、例え今の施設が決まるにしてもですね、やっぱり納税者は住民ですから、策定委員会じゃないんですよ。介護保険料を納めるのは住民ですよ。それは住民の中で集められて、ここに策定をされたことは理解をします。それは住民は知りません。そしてまた市長もですよ、初めての新生志布志市、いわゆる市長が言われる新市の目標もありますよね。そうした場合に、当然、私は、公募して、今の人たちが決まったにしろですね、公正で公平な指定をされるのが本筋じゃないかという理解をするわけですよ。

それと、今、市長から後でいただきますが、部長に1回お尋ねしますが、18年度、新しい施設が何箇所相談がありましたか、私も受けたいたがと。そこらあたりを再度、明確に言ってください。一つじゃないですよ、松山も出てるでしょうが。何でそういう半端なことを言われるんですか。ちゃんとそこらあたり説明してみてください、状況を。

○福祉部長（蔵園修文君） 18年度で計画の中に盛り込んでおりましたのは、先ほど言いますように、

5箇所でございます。それに、新たに申請がなされたのは3箇所出てきております。

サービス委員会にかけたのは1箇所でございます。市が決定する決定権をもつものについては1箇所ということでございます。

○17番（林 勇作君） 確かに1箇所は指定をしないという文書が、お出でになって話を聞いたところ
です。

それから、当然、私も詳しいことは知らないわけですが、ある施設に行ったら、志布志市に行ったら
預かっておくとおられたところがありますね、1箇所。申請者は松山の方ですけど、施設は大隅町にあ
る分、課長は知ってると思いますよ。伺ったら、「林さん、こうして受け付けてもろうがなんとよなあ。」
と言われたんですよ。それはもう私がどうのこうの言う立場じゃないですから、いろいろ聞いてみてく
ださいということできたわけですが、市長が今言ったとおりですよ。2箇所も、いわゆる造りたいと
いう願望があるわけです。その17年度に決めなくてはならない理由、それとですね、公募されなかつた
理由、これを明確にお尋ねをします。これは市長に答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話ししましたように、策定委員会が最終的には18年の2月の24日に開催されたということで、
18年以降の事業については、17年度中に策定しなければならなかったというようなことであつたよう
でございます。そのようなことで、この時期までに、少なくとも事前にその旧町単位で申込みがあつた分
について協議がなされて策定委員会に諮られたというふう聞いております。そういうことで、この17
年度中に策定委員会をいたしまして、18年事業施行に向けて、事務的に手続きがされたということであ
ります。

それから、公募をなぜしなかつたかということにつきましては、先ほども言いますように、この策定
委員会の構成員の方々もいらっしゃいますが、この中で特段そういったふうに公募するべきだといふこ
ともなかつたというふう聞いております。例えば、この私どもが把握している関係の団体の方以外に
も新たに関係のない、私どもが想定もしない方々もあるかもしれないということで、どの方に案内して、
そして公募すればいいのかということがあつたというようなことで聞いておまして、そのような形で
公募というものがなされなかつたというふう聞いております。

○17番（林 勇作君） 市長ですね、これはあなたの決定権限だと思うんですよ、最終的には。策定委
員会は、それは確かに上位計画との必要性で決められるわけですから、最終的な権限は市長にあるわけ
ですよ。そうしても、まだ二つの施設が、希望者があるわけですよ。地元の人たちじゃないですか。そ
うなりますとですね、まあ人のことはとやかく言いたくないんですが、曾於市もやってるんですよ、公
募を。鹿屋市もやってるんですよ。5月の23日に公募してる。ここに書類がありますから、助役、あな
たはちゃんとそこらあたりは調べてこないといかんとやがな。ほら、ここにあるんですよ、公募のやつ
が。鹿屋もあるんですよ。鹿屋が13日なんです、9月の。9月の28日から10月20日まで。末吉もですね、
まあ人のことですから、あまり言いたくないんですが、末吉がですね、各地区に1箇所ずつ、末吉地区
に1箇所、こういうふうにして介護予防、認知症の対応型共同生活介護ということと、それから地域密
着型老人福祉施設入所者生活介護と、ここをですね、末吉も18年の5月の22日から26日までに公募され

てるんですよ、告示されて、公告されているんですよ。末吉ができて、鹿屋ができてですね、私は何で志布志ができなかったのかということなんです、はっきり申し上げまして。しかも、これは市長の権限ですよ。市長が地元のために一生懸命働いてもらわんなら。さっきも言ったじゃないですか。その5箇所は決まってもいいけど、やっぱり住民にこういう公告をしてですね、広報をしてやるべきなのが、市長の務めであり、いわゆる職員の務めであると理解をするんですがね。これは他の市のことですから、市長にとやかく言うつもりはないんですけど、ただ他市にできてですね、さっき聞いた、なぜできなかったのかという理由では、いやその2月の24日に策定委員会でしたから、そうなんだという答弁でしたから、それは理解をする。それはあなたの権限ですよ、最後は。市長が、いや、それじゃいかんと、やっぱり志布志市の住民のために公募した方がいいですよといえば、一口でできるんですよ。それが市長の権限なんです。私は策定委員会をどうのこうの言うつもりはないんですが、やっぱり上に立つ人は全体を見て、いわゆる事業を執行していただくんですね、納税者はどうにもなりませんよ。こういうやり方をしますと、いくらでも住民は苦しんで、介護保険の改悪と、老人の方々は大変ですよ。もう税金が上がるわ、いろいろ制約を受けるわですね、今までは自分でどのおりでも選定ができました。今はできません、そんなに。それで、せめてこういうものだけでもですね、開かれた、市長がいつも言われる施政方針の中に、「住民の目線で」という項目があるもので、私たちは市長の施政方針を見て、市長の政治姿勢を判断をするわけですから、内部のことは分かりません。私たちはスタッフもおりませんから、やっぱり権限を持たれる方はですね、そういう住民の立場で理解をしていただいでですね、公募していただきたかったなあという考えでございます。再度、一つ答弁をお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど来、お話しておりますように、今回の策定につきましては、第3期の計画書に基づいて策定をするということで、時間的に先ほども申しましたように、策定委員会が2月14日開催されて、そのことに基づきまして決定させていただいたということであります。そして、私自身、そのことにつきまして、経過を聴取いたしました折に、この計画に基づいて、今後そのようなサービスする事業所をさらに設置するとなると、さらに住民の方々の介護に対する負担が増していくというようなこともありましたし、しかも数値目標が示されておりまして、その数値目標に向かって、今後進めていかなければならないというような事情もあったようでございます。そのようなことで、事前に旧町単位で協議された分について、今回はさせていただいたというふうになったところでございます。今後はただいま林議員が御指摘のとおり、さらに新しい計画を策定するとなると、公募というような形をとっていくべきだというふうには考えるところでございます。

○17番（林 勇作君） 再度、一つ、部長、今、市長が言われたとおりですね、その旧町で選別をされたんですか。私、聞いてみたんですけどですね、それはなかったですよということでしたよ。それはそれでいいんだけど、17年の12月31日をもって、私どもと町長は失職をしているんですよ。新市長が決まったのは2月の11日、12日当選証書をいただいたわけですよ。なぜ、その旧町でこの選別をして、かれこれを。現実されたんですか。そのある程度の、それは策定委員会の話じゃないんですか。そこを再度お尋ねします。

○福祉部長（蔵園修文君） お答えいたします。

18年4月から執行をいたす計画でございますので、17年度の早い時期、実態調査につきましては、それ以前から調査をしまして、各町ごとに、旧町ごとにそういった調査を行うということで、市長の先ほどの答弁にもありましたように、この策定委員会、旧町合併前につきましては、9月から始めておりますが、その段階で旧町ごとに、そういった数値目標等を算出するというので、それを持ち寄って計画書に反映をさせるという手法をとったところでございます。したがって、1月、合併時点では、当然、市長並びに議員の方々には失職ということでございますが、策定委員会につきましては、その間も活動しているということで、最終的に答申をいただいたのが2月24日ということでございます。それを受けまして、議会で保険料の決定を、条例の議決を受けたと。特に重要になるのが、保険料の算定をするということでございますので、作業としては議会の開会前、大分前にそういった案を作り上げる必要があるということで、そのスケジュールにしたがって計画策定の作業をしていったところでございます。

○17番（林 勇作君） そこあたりは理解をしているわけですが、先ほども言いますようにですね、いわゆる住民のための政治をしていただくためには、当然、市長は最終的判断をされてやるべきことだと、私は理解をします。また、事務職員もやっぱりそこあたりはですね、市長の立場、理解、施政方針の中にもいわゆる提案制度というものがあるわけですから、当然、市長の身の立つようにやられるのがですね、私は本分じゃないかと理解をするわけです。それは私がとやかく言う筋合いのものじゃございませんけど、当然、全体的な指定でございますので、当然、市長の顔を立てるべきと私は理解をする一人だものですから、こういう質問をするんですが。市長、再度、そういう事情がありますから、先ほど言われましたように、今後についてはですね、そのように慎重なですね、指定をしていただきたい。それは要請をしておきます。

それとですね、再度、最後になりましたけど、この2番のこの問題については、いわゆる当然26年度までということでございますが、いわゆる18年度から20年度までは、これでいかれるということで理解をいたしますが、その見直し時期と申しますか、3年目に必要があれば、また見直しをされるのかですね、4計画期間に入る前に見直しをされるのかですね、そこをお尋ねして質問を、この分については終わりたいと思いますので、よろしくお願いをします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この介護保険事業につきましては、全体を3年計画ごとに見直しを進めながら、計画書を策定していくということになっておりますので、今後につきましても、第4期の前にこの計画書の見直しをいたしまして、策定をしていくというふうな流れになろうかというふうに思います。

○17番（林 勇作君） まあこのことは、まだ納得はしてないんですけど、もういくら言ってもですね、揚げ足取りになるものですから、こころあたりで終わりたいと思います。

次につきまして、いわゆる学校給食センターの建設ということでお尋ねをしてみたいと思います。

私もこの給食センターにつきましては、いろいろと馴染みがありましてですね、志布志町の議会でも、同僚と何人かで議論もした経緯がございます。これを見たときに、ほとんど私も大変喜んでおります。これは教育長には応援演説みたいにかも聞こえるかも知れませんが、一つよろしくお尋ねをいたしたいと

思います。

本来、志布志町の給食センターにつきましては、46年建設でございます。御存知のことと思いますが、いろいろ大変な問題もあります。そこでお尋ねいたしますが、いわゆる手続きの関係、決定、いろいろあろうとは思いますが、教育長、どうですか、一つ難しいとは思いますが、建設のですね、着工予定は今のところ、いつ頃を考えておられるのかですね、一つお尋ねをして入りたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） それでは、お答えをいたします。

本市における松山、志布志、有明の3学校給食センターの中で、松山学校給食センターは平成2年に開設されておりまして、現時点では施設運営に問題はありませんけれども、志布志学校給食センターにつきましては、ただいまございましたように、47年の4月に動き出しまして、有明学校給食センターにつきましては、51年1月に開設されまして、施設及び調理機器の老朽化で、和え物でありますとか、あるいはアレルギー対応食が困難なこと、それから施設がドライ方式でなくて、ウェット方式でありますので、調理員も防水対策のためのエプロンとか、あるいは長靴等の着用が余儀なくされておりまして、行動が制限されますとともに、高温多湿の中、疲労度が増進されるために、作業効率上支障があり、苦慮しているところでございます。また、志布志学校給食センター、有明学校給食センターとも、合併前からそれぞれ新センター建設が検討され、特に有明学校給食センターでは、センターの候補地も決まりまして、地質調査も実施されるなど、平成16年度に供用開始の計画が進んでいたと聞いているところでございます。しかしながら、新市の協議が進みまして、平成15年2月20日付けで、旧志布志町長と旧有明町長で、両町単独の給食センター計画が凍結されたと同っております。今後の新学校給食センターの建設につきましては、松山学校給食センターは、当分のままで施設を使用することといたしまして、新学校給食センターでは、食数を約3,000食規模を計画をしているところでございます。今後のスケジュールでございますが、学校長やPTA代表者からなる志布志市立学校給食センター建設委員会の第1回を10月13日に開催をいたしまして、新給食センターの建設場所、規模等について検討をいただく予定にいたしております。今後、12月議会で、地質調査費等の計上、19年4月に給食センター建設採択に伴う認可申請、建設費の計上、20年8月建設開始、20年の9月供用を予定はしているところでございます。以上でございます。

○17番（林 勇作君） いろいろいわゆる、先ほど言われましたとおり、旧志布志と有明とで共同建設の確認がされておりますから、当然、1箇所だろうと予想はしておりました。用地の問題、いろいろあろうかと思うんですが、できれば1年でも早くですね、建設をお願いをしたいと考えております。

そこで、教育長は御存知であろうと思うんですが、いわゆる20年となりますと、旧志布志のいわゆる給食センターについては、大きな問題を抱えておるところでございます。恐らく報告を受けて御存知だろうと思うんですが、志布志の現状を申し上げますと、いわゆる9年5月に、もう県から26項目のいわゆる改善勧告も受けております、はっきり申し上げます。ただ、町長が理解がなかったということで、今まできているわけですけどですね。そういう問題、それから浄化槽がないために、現在は汚水はもう直接排水溝に流しております。これもやっぱり行政がやるべき姿じゃないと。民間の方々はそれなりの設備投資をされてやられるわけですけど、いわゆる市役所である、これが一番法律を守らんというよう

なことで、現実はなっております。そうしますと、それから現状は御存知だろうと思うんですが、給食の運搬車の保冷・保温車の導入もできないわけですね。それから、アルマイトです、まだ志布志は。35年、アルマイトです。それと一番私が、遅れれば問題になるというのは、いわゆる衛生管理ではないだろうかと考えております。調理員はすべて臨時職員です。一番被害を被るのは、児童・生徒です。これを考えたときですね、1年でも早く建設をお願いをしたいというのが私どもの心情であると思います。

以上、今この5つの問題を申し上げましたが、現状をですね、教育長が見られて、どういう感想をお持ちになったかですね、まずここらあたりを一つお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） 給食センターの現状について、どう思うかということでございますが、私も前も申し上げましたとおり、ここにまいりますまでに、学校給食会の理事長という仕事をいたしておりました関係で、学校教育の中でとりわけ学校給食につきましても、御陰様で関心を持っているところでございます。そういうことで、志布志の給食センター、あるいはまた有明、あるいはまた松山の給食センターのことにつきましても、前任時代にはよくニュースが上がってきておりました。異物混入があったとか、なかったとか、あるいはまた給食の作業がどうかありましたけれども、実際に給食センターを見ましてですね、私が感じましたのは、これだけの施設設備の中で、いろいろな業務を本当に児童・生徒のためを思っていたきまして、本日まで大きな食中毒でありますとか、生命に関わるような異物混入だとか、そういう事故等がなく、ここまでできていただいているということに対しまして、私は教育長として、心から敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと。そういう意味からも、今、議員御指摘がありましたように、できるだけこの委員会を機能させまして、していただきまして、そして子供たちの安心・安全の給食が支給できるように、そしてまた現在、食育ということが盛んにいわれておりますので、学校給食の果たす役割は決して軽くはないと考えているところでございますので、それを通しまして、また地域や家庭、あるいは学校におきまして、食育を進める一つのきっかけになればと、そういうことを様々考えるものですから、この給食センターの建設につきましては、現在の職員の方々の御努力に甘えることなく、行政としていろいろと提案をいたしまして、新しい給食センターが1日も早く出来るように、私ども努力をしてまいりたいと、かように考えているところでございます。

○17番（林 勇作君） そこで、教育長にお尋ねをいたしますが、現在ですね、市内3箇所の調理の市の職員は、何名おられるかですね。そしてまた、今先ほど出ましたように、給食センター完成までにはまだちょっと時間があるわけですが、その中で臨時調理員のですね、研修が年に1回ぐらいはやってもいいんじゃないかと理解をしているところですが、このことをお願いを検討をしていただきたいと思いますと考えております。

それからですね、この給食センターにつきましては、いわゆる町、市いろいろあるわけですが、行財政改革の名のもとにですね、給食センターの調理職員はほとんど削減をされております。はっきり申し上げまして、ほとんどいないような状態ではないかと理解をするわけですが、現在も今、旧志布志の給食センターにおきましてはですね、調理は全部、臨時職員ですね。また、学校までの運搬はシルバー人材センターというところで、委託で運営されておりますが、そのまま新市に引き継がれて、今まで先ほど出ましたように、大変な事故もなく来ておるわけですが、問題が起きてからでは遅いというようなこ

とも思います。併せて、完成後についてですね、先ほど二つお尋ねをしてみたいと思いますが、給食センターがいわゆる調理、運搬について、完成後は教育長はどのような考え、完全に民間委託を考えておられるのかですね、それから現在のように、調理は一部職員と臨時職員、運搬などは今までどおりという方法もあるわけですが、どのような考えをお持ちなのかですね、これもお尋ねをしてみたい。これが一番重要なことであります。運営をどうするかというのが一番基本的な問題になるんじゃないかと思うんですが、併せてですね、もう早く終わりたいものですから、質問をぱっぱとしていきますが、3箇所ですね、給食センターの調理職員の定数、先ほどは現在何名いるかということを知りましたが、定数は何名になっていますか。そこをお尋ねいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 調理員の研修ということでございますが、これは極めて大事なことでございますので、是非そういうことも研究させてみたいと思います。現在は栄養士がそれぞれおりますので、栄養士と力を合わせ、そして知恵を出し合いながらやっているのが現状かと思っておりますが、実際に子供たちの給食を扱う職員がおるわけでありまして、十分子供たちの好みに合った、あるいはまた健康ということ等を考えながら、安全・安心を求めて調理をするということが前提でございますから、研修についても当然実施しなければいけないと思っております。

それから、調理員でございますが、現在、この正規の調理員は有明学校給食センターにのみ2名でございます。あと、志布志学校給食センター、それから松山センターには、正規の調理職員はおりませんが、3センターともに栄養職員の指導のもとにこれまで朝礼を行い、そして職員同士で互いに服装のチェック、それから健康観察、それから作業着の点検、そして調理作業前の消毒、それから調理作業後の清掃消毒等々を行って、衛生管理には十分注意して、安心・安全の給食作りに努力をさせていただいております。そういうことで、先ほど申しますように、これまで大変、特に大きな間違いもなく、本日まで来ておるわけでございますが、今後につきましては、先ほど申しましたその建設委員会等ですね、ここらあたりもまた場合によっては、ただ建設場所だけでございませんで、あとその中に私どもが委員会の掲げる事項について検討・調査を行うということにしておりまして、新給食センターの建設場所の設定に関する事、それからその他新給食センターの建設に関し重要な事項ということも、その審議事項の中に入れておりますので、その中で、果たしてどういう形で今後、調理員さん方の数を決めていけばいいのかと。御案内のとおり、生徒数もどんどん減っていきますので、その中で経済効率だけを教育に持ち込む気持ちもございませませんが、また一方で経済効率ということも考えていく一つの切り口ではあるかと思いますので、給食調理員、職員等の数等につきましても、過不足のないように適切に対応していかなければいけないかなと思っております。

すみません。ちょっと定数につきましては、しばらくお待ちください。

○17番（林 勇作君） 今度は市長にお尋ねをしてみたいと思います。

いわゆる先ほど言われましたとおり、行財政改革の代償としてですね、職員は2名ということ。全体を合わせれば、30人、40人おると思うんですが、その中の2名です。そういうことで、いわゆる教育の中で先ほど申し上げましたとおり、教育長が言われましたとおり、重要な位置を占めるべく、今のいわゆる給食センターではですね、位置を占めているということは疑問に思います。学校給食法の第2

条にも、教育の目的を達成するために4項目の目標が定めてあります。子どもの食の教育は、保護者、栄養職員、調理員、教職員、全体的な取組が必要ではないと言われております。その中で、大変無理だとは思いますが、市長にお尋ねします。給食センターの調理員は、30名、40名のが、たった2名ですから、全部とは言いませんが、ある程度の調理職員の配置はできないものかですね。行革大綱も出来ておりますので、志布志市の。それはどうかと思うんですが、市長に私どもの気持ちとしてお尋ねをしてみたい。調理員のある程度の配置はできないのか。それから、臨時職員、これは本当にパートです。これが、いわゆる月額制にはできないものかどうかですね、これが1点お尋ねをしてみたい。

それから、市内3箇所ですね、給食費の未納が大変あると思うんですが、この未納を無くすべきと思うんですよ。そうでないと、いわゆる給食費で食材は全部賄っておりますから、滞納が出ますと、それだけ児童・生徒に不自由をかけるということでございます、簡単に言えば。と思うんですが、その収納額とですね、未収額が分かっておれば、まあ収納額はいいいんですが、未収額が分かればですね、金額をお尋ねをしたい。まあそういうことです。お願いします。

○市長（本田修一君） この給食センターの新設につきましては、議員も本当に熱望されていると。1日も早く造ってほしいということでございます。それで、旧有明、そして旧志布志の間で、新しいセンターを造るんだということが合意がなされて、今回、皆さん方にこういった形で御相談しているという状況にあります。その中で、新センターを造る際に、新しく3,000食、配食するセンターを造る際に、子供たちに安心・安全な、そして栄養も十分摂れて、そして子供たちが喜んで食べるような食を提供するにはどうすれば、どういった管理体制がいいのかということも当然、今後検討していく内容だというふうに思っております。その中で調理員につきましても、現在の正規の調理員の配置をどうするかということも検討させていただければというふうに思うところでございます。

パートの月額報酬につきましても、そのような形で、今後検討させていただければというふうに思います。

未納につきましては、教育次長の方に回答してもらいます。

○教育次長（山裾幸良君） 給食センターの未納のことについてお尋ねでございますが、松山の学校給食センターについては未納はございません。8月末現在で調査した結果でございますが、志布志学校給食センターにつきましては、過年度を含めて295万8,771円でございます。有明学校給食センターにつきましては244万2,150円が未納ということでございます。以上でございます。

○17番（林 勇作君） 市長、教育長、聞かれたとおりです。これはですね、子供たちが出し合って、調理をする材料費ですよ。これは市からは、施設関係はいろいろありますけど、施設もあまりこれは良い施設じゃないですよ。調理員もゼロですから、市としてはあまり児童に対して認識がないということです、はっきり申し上げれば。ただ、今、報告がありましたように、志布志で290万円、旧有明で240万円と、これは大変な金額ですよ。これだけ児童が不自由をして食べているということです。1食百何円か200円の中ですね、これだけ未収があれば、食材費も栄養士の方は大変だろうと思います、はっきり申し上げて。ここらあたりを市長、理解されてですね、もう少し給食センターに理解を持っていただきたい。教育長がやりやすいようにですね、ここらあたりは人材配置もお願いをしたいと思うわけで

す。

最後に質問をして終わりたいと思いますが、今回、20年にいわゆる給食センターの建設が完成するというようなことではありますが、最後になりましたが、これはもう私どもが言わなくても、市長、教育長自ら理解があらうと思うんですが、建設については地元の業者のいわゆる算入だけでやっていただきたい。それから、資材の納入、これも3町でやっていただきたい。今はですね、どこも我が市内で獲得できるものは、あれをする状況になっております。志布志で材料を納められないとですね、志布志の業者は末吉、鹿屋では納められないわけですから、当然、冊子かれこれ、物品かれこれあるわけですから、当然これだけは理解をしていただいでですね、業者が落札業者が決まっても、必ず市内から材料も買うように、値段の調整もしていただくように、これはぜひ、市長と教育長に、入札の段階でですね、これだけは正式にお願いをしていただきたい。そうでないと、なかなか業者は安い方に行きます。それは今後、またそういう事情説明の中でですね、納品業者にもしていただきますと、それだけ志布志の中で仕事も出てくるし、品物も出るわけですから、これは私の越権行為であると思うんですが、当然、市長、教育長にはお願いをしてですね、早期の給食センターの完成と調理員のお願いをして、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、林勇作君の一般質問を終わります。

次に、12番、本田孝志君の一般質問を行います。

○12番（本田孝志君） 私は通告に基づき、通告の順番によって質問いたします。

まず初めにですね、7月5日、6日の災害で被災された皆様に心から御見舞を申し上げます。

では、この7月の5日、6日の災害について、これを天災か、まず市長に、天災か、普通の豪雨災害かということをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

天災か豪雨災害かということですが、この7月5日の異常な天然現象による梅雨前線豪雨で、本町雨量計は5日22時から23時の1時間雨量が100mmを記録し、24時間雨量も5日、15時から6日15時まで、227mmを記録した梅雨前線豪雨災害であります。

○12番（本田孝志君） ただいま、市長の答弁では、これは普通の豪雨災害のような私はそう取りましたがですね、手元の私の資料によりますと、9月8日の閣議で、9月13日に公布がなっております。それをちょっと読み上げますと、激甚災害名ということで、平成18年5月23日から7月29日までの間の豪雨及び暴風雨による災害、5月23日から7月29日にかけて日本付近に連続して停滞した梅雨前線等の影響により各地で大雨となり、長野県や鹿児島県、島根県などを中心に大きな被害が生じたとなっておりますが、ここのところは市長は御存知かどうかお伺いします。

○市長（本田修一君） ただいまの激甚災害につきましての閣議決定につきましては承知しております。

○12番（本田孝志君） もう一遍、ちょっとですね、ここの天災、どのような認識か、これが天災ということか、そこらあたりをもう一遍お伺いします。

○市長（本田修一君） 先ほども申しましたように、異常な天然現象による梅雨前線豪雨でございます

ので、天災というふうに認識しております。

○12番(本田孝志君) ただいま市長为天災ということで答弁されましたので、ではお伺いいたします。まずですね、天災となれば、災害等について、林業関係の事業ということで、合併協議会の第8回の平成16年9月24日にですね、その協議がなされております。そして、調整結果ということで、調整の結果の内容を読み上げますと、県費単独補助治山事業、事業内容、自然災害により崩壊した林地で、国庫補助対象にならない規模崩壊地の復旧を図るということで、補助条件として、人家が2戸以上に直接の被害を与え、また与える恐れのあるもので、1箇所の事業費が80万円以上800万円以下、そして負担割合が市防災計画等登載箇所、県70%、市20%、地元の10%、非登載箇所が県が50、市40、地元10となっております。この私が天災かどうかということを経理に聞いたわけですが、ここに調査結果ですね、一番大事なことが載っております。米印で、天災その他特別の事情がある場合には、減免を検討するとなっておりますが、ここあたりはですね、この天災という認識はいつ頃からあったものかお伺いいたします。

○市長(本田修一君) この認識につきましては、豪雨災害がありました直後から、特に集中豪雨で1時間100mmを超える雨だったというようなこと、そして各地に災害が発生したという状況を鑑みまして、そのようなふうに、天災だというふうに認識したところでございます。

○12番(本田孝志君) ではですね、今度の補正予算の本庁分が49ページに予算が上がっております、9,463万1,000円。そして、志布志支所分が2億5,749万6,000円、そしてもう1件、志布志支所が56万円、そして松山の方がですね、松山支所分が49ページに農地農業用施設の災害復旧ということで1億190万8,000円、そして250万円というふうになっておりますが、ここはこの天災ということに基づいて積算されたものかお伺いいたします。

○市長(本田修一君) そのような認識で積算がなされているというふうに御理解いただければと思います。

○12番(本田孝志君) では、ただいまのことを担当部長はどのように認識されているか回答願います。

○市長(本田修一君) ただいまの件につきましては、担当部長に回答させます。

○産業振興部長(永田史生君) 天災にかかわる分ということで計上させていただいております。

○12番(本田孝志君) もう一遍確認します。天災ということで承知したんですか。もう一遍、この予算書に上げたということは、その天災ということで書類を上げたわけですね。計画に上げたわけですね。

○産業振興部長(永田史生君) 天災か豪雨災害かという考えでございますが、天災の反対につきましては、人災というのがあるわけですが、これはあくまでも天災がやった被害であるということで、予算を計上させていただいております。

○12番(本田孝志君) ではですね、分かりました。

次に、この災害、農地等の災害、そして災害があったわけですが、その実態の調査等の方法はどのような方法で、何月何日に行われたものかお答え願います。

○市長(本田修一君) ただいまの件につきましても、部長に回答させます。

○耕地課長(通山正文君) それでは、お答え申し上げます。

災害が発生いたしましたのが、7月5日から6日にかけてでございまして、災害が発生いたしました翌日から、耕地課では2班に分かれまして、災害調査を行っております。大体主に1週間ぐらいを主にやりまして、あとにつきましては、また電話等でまいりました分につきまして調査をいたしております。特に今回の場合は、道路等のそうした施設の通行止めが多うございましたので、それら等の復旧を早急に行うということで、1週間ぐらいはそうした部分を重点に調査を行ったところでございます。

○12番（本田孝志君） ただいまの課長の答弁ではですね、1週間ぐらいで済んだというふうにお聞きしましたがですね、私の方はまだ今でも100%のその実態等の調査はできていないんじゃないかなあと考えております。そこで、志布志の支所、松山の支所、ただいま本庁の、今、課長の答弁でしたので、そのときの対応ですね、どのような対応で、本庁もですが、どのような対応、本庁のことは今、課長の方からちょっとお話が出ましたがですね、そのときの災害等の実態の調査というのは、どのような方法で行われたものかお伺いいたします。

○松山支所長（吉井宏徳君） お答え申し上げたいと思いますが、松山支所におきましては、翌日、それぞれ関係課の職員が現場に出向きまして調査、あるいは当然、被害者の方から電話でもあるわけでありますので、そういう確認をしながら、現地確認をさせていただいたところでございます。

○志布志支所長（山裾信博君） 志布志の支所管内も、翌日から班別に職員を構成して、災害調査に回っておりますが、おっしゃるとおり、その後も災害についての御相談が多かったものですから、8月の14日に再度、7月の5日の集中豪雨の追加報告等に関して、支所長名で各課長に災害調査の報告を再度お願いをしたところでございます。以上です。

○12番（本田孝志君） 先ほども私がちょっと申したんですがですね、まだその実態等が私ははっきり100%、当局の方は把握してないものと考えております。というのはですね、私ですね、ちょっと歩いてみますと、あそこはどげんなっちょっどかいな、どげんなっちょっどかいなということで、市役所等にも私はもう10回ぐらいいろいろと来ました。そして、今度のは何の災害な、何の災害な、激甚な、どげんなっちょっとなと、住民の皆さんが、皆さん不安になられましてですね、土砂の田畑の、土砂の撤去等について、どげんなっちょっどかいなということで、市役所の方にも来て、言ったんですが、まあ後はまた実態調査をすつとなということでですね、私は今、私事を言いますと、まあ集落の自治会長というような立場もございますものですから、文書が使送便で来るのかなあというふうに考えておったわけですが、やはり集落等の実態、自治会の実態の調査等は、私は役場職員はもちろんですけれども、広い範囲で把握するためには、小さい分まで把握するためにはですね、自治会長さんを使って実態調査等をぜひ把握していただければですね、まだ埋もれたものがたくさん出てくるんじゃないかなあと考えております。ですから、そこらあたりの考えはないものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきまして、自治会長を通じたということでございますが、そのような形で調査が当初は図られたというふうに私は報告を受けております。

○12番（本田孝志君） 市長、それはですね、訂正してもらわなくては困ります。私も自治会長なものですから、自治会長には一遍もそういう問い合わせ、そういう方法でやってくださいというような何も文書等はございませんでしたので、私のところには来ませんでした。まあ別のところは来たか来なかつ

たか分かりませんが、私のところには届いておりません。そこらあたり、もう一遍、その実態調査をやる考えはないか伺います。

○市長（本田修一君） 私の方で、自治会長を通じて、そういった調査が行われたというふうに、ただいま申しましたが、ただいまの件につきましては、その災害の直後、いろいろ混乱しておりましたので、私の方でその把握につきまして、間違いがあるかも知れませんので、担当部長の方に正確に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） 自治会長の災害の報告ということでございますが、正式には災害があった時点で、本人から私どもに電話等があるか、あるいはそういった集落の代表の関係の方から行動、そういったところの災害の報告があるわけでございます。現在、公共災害にかけるための手続をいたしておりますので、今回、補正予算等も計上いたしておりますので、議会が議決をされた後に対しましては、自治会長さんを通じて申請の取りまとめを行いたいというふうに考えております。

○12番（本田孝志君） まあちょっとですね、今の部長の答弁は、私はちょっとおかしいんじゃないかなど。予算書に上がってきて、いろいろと私も勉強したわけですが、それに後は本人が申請すればいいというようになっていきますけれどもですね、実態調査等を調べて、そして県・国に上げて、これはこれぐらいの災害だから、激甚にかけてくれんなというふうなのを実態調査を、まず初めに実態調査等をして、後、いろいろと県・国に数字を上げていくのが、私はそれが筋じゃないかなと考えております。やはりですね、今後そこらあたりをですね、徹底していただいて、もう一遍その実態調査等も、それもまた文書等で皆さんが、市役所の方から文書等で全戸数にやるわけじゃなくてですね、この前もちょっと自治会長にも来ておったわけですが、やはりいろいろと漏れ等があると思いますので、もう一遍ですね、ぜひ、周知徹底をしていただければと思います。

次にですね、移りますが、この豪雨災害等について、慶弔規程というのがございまして、志布志市の場合は、災害の見舞金の支給額ですね、全焼、全壊、又は流失した世帯、1世帯当たり5万円、半壊、半焼、1世帯当たり3万円となっておりますが、この豪雨災害により、被災した宅ですね、床上の災害を受けられた世帯数はいくらだったものか伺いたします。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

7月5日の集中豪雨災害の状況でございますが、住家が全壊が1棟、1世帯2名でございます。一部損壊が1棟、1世帯2名、非住家が全壊が1棟、これは空き家となっております。床上浸水が19棟、内訳でございますが、志布志が13、松山が2、有明が4でございます。床下浸水が44棟、志布志が30、松山が7、有明が7、この床上・床下浸水につきましては、7月11日現在でございます。よろしく申し上げます。

○12番（本田孝志君） 床上も19戸被災されたと、災害を受けられたということでございますが、床上については見舞金は出されたものか伺いたします。

○総務部長（隈元勝昭君） 本市の災害見舞金の支給規則の中では、そのことがうたってございませんので、支給はいたしておりません。ただ、今現在、このことにつきましても、他の市でもでございますが、合併後の取組といたしまして、いろんな災害についての見直しがあるようでございます。本市も今、

そのことにつきましては、見直しをしようということで、いろんな市の取組をされているところの資料を揃えて、今、検討中でございます。以上でございます。

○12番（本田孝志君） ちょっとのろいですね、することが。私もその条例を、このいろいろと勉強したわけですが、載っていません、総務部長がおっしゃるとおりですね。別な他のところはですね、先の方僚議員も言いましたが、人のことはあまり言いたくないんですけども、やはり床上されたとき、すぐ2日、3日のうちに、せめて1週間のうちにはですね、1週間ぐらいは全部避難されておってですね、お家にも帰れないというような状態で、大変な状態でした。私も行って見たわけですが、やはりそこらあたりをですね、まあ志布志の市として取り組む姿勢ですね、やはり被災された方には少しでもお金、やっぱり気持ちですので、人間は銭金には代えられんぞというあれもありますが、やっぱりその取り組む姿勢をですね、金額のことは先ほども言いましたが、人の市町村のことは言いませんがですね、ぜひ、志布志の市としては、気持ちとして私は被災された方に見舞金等も早く要綱をつくってもらってですね、ぜひ検討していただきたいと思います。そこらあたりはどう思われますか。

○総務部長（隈元勝昭君） そのことにつきましては、特に市長からもですね、そのときの災害で何とかできないのかということで御指摘があったわけでございます。ただ、私どもも合併後、その後、見直しをしようという中で、多少遅れの部分があるのは否めないところでございますが、なるだけそのように添うようにということで、市長からも御指示をいただいております。近いうちにお答えできるのではなかろうかと思っております。よろしく申し上げます。

○12番（本田孝志君） まあよろしくお願いたします。

では、次にですね、高齢化する今日、バリアフリー化をどのように推進しているかということで、身体障害者に対する志布志市の取組についてということで質問を申し上げます。

これがですね、平成16年の6月18日にですね、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律ができて、その中で特定建築物、学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホーム、その他の多数の者が利用する政令で定める建築物、又はその部分をいうということで、いろいろございますがですね、その中で第18条でですね、地方公共団体は国の施策に準じて、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進するよう努めなければならないとなっております。これがですね、平成6年9月政令310号により、平成6年9月28日から施行となっておりますが、この取組について、我が志布志市はですね、この法律できた後、どのような取組をなさっているものかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

21世紀を迎えた我が国では、急速に人口構造が高齢化し、10年後には国民の4分の1が65歳以上になることが推計されるなど、本格的な高齢化社会が到来しつつあります。このような急速な少子高齢化が進展する時代の変革に、的確に対応した社会経済システムを構築していくことが喫緊の課題であります。このため、バリアフリー化の推進を図りながら、年齢や障害の有無等にかかわらず、住民の皆さん誰もが社会参加するとともに、社会教育あるいは社会体育を通じて、心の豊かさや生きがいを感じることのできる環境を形成していく必要があるというふうに考えます。

公共施設等に関するバリアフリー化の整備状況を整理してみましたところ、まず公用施設である本庁舎の本館、別館、環境改善センター並びに志布志支所、松山支所についてであります。障害者、高齢者用のトイレ、手すり、スロープ、点字ブロック、エレベーター、昇降機リフト、ローカウンターあるいは障害者用駐車スペースといった施設整備の中で、現時点での課題を検討を要するところが、本庁舎本館内の点字ブロックの設置、環境改善センター入口に設置してあるスロープ及び障害者用駐車スペースの利用の困難さ、それから松山支所1、2階間の昇降機リフトの設置及び障害者用トイレの利用困難といった点であります。

そのようなことで、このことにつきまして、今後取り組んでいくわけですが、現在の段階では公共用の社会施設、体育施設におきましては、松山地区におきましては、社会体育施設5施設のうち、スロープが2施設、トイレが2施設、社会体育施設については1施設でスロープ、トイレが整備されております。

志布志地区におきましては、社会教育施設4施設のうち、スロープが1施設、トイレが1施設、社会体育施設6施設のうち、スロープ2施設、トイレ2施設が整備されております。

有明地区におきましては、社会教育施設12施設のうち、スロープが3施設、トイレが2施設、社会体育施設6施設のうち、スロープ1施設、トイレ2施設が整備されております。

教育施設につきましては、市管内の小学校18校のうち、スロープ7校、トイレ4校が、中学校のうち、スロープ1校、トイレ1校が整備されております。

また、福祉関係の施設では、保育所7施設が未整備、子育て支援センター、有明シルバーワーク、松山老人福祉センターがスロープを整備、志布志健康ふれあいプラザがスロープ、トイレを整備しております。そして、松山の老人憩の家並びに志布志シルバーワーク、志布志市民センターが未整備となっております。

道路につきましては、段差等のある歩道が見受けられますが、関係機関及び道路管理者等の協力を得て、幅の広い歩道等や段差の解消等を進め、歩行空間の障害物の除去等により、歩行空間の確保を図ってまいります。

また、過疎地域自立促進計画の中で、歩道を伴う再整備路線等につきましては、施行時の改良・改造において、バリアフリー化に取り組む計画であります。

バリアフリー化の推進につきましては、公共施設だけでなく、民間建築等も高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進について定めたハートビル法及び高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進を定めた、交通バリアフリー法の制定により、社会のバリアフリー化に向けた環境整備が進められているところであります。

このような状況を踏まえ、今後、行政サイドだけでなく、住民の方々、民間団体との関係者と一体となりまして、バリアフリー化への取組を推進していこうというふうにご考えているところでございます。

○12番（本田孝志君） まだまだですね、今の話を聞いていますと。今、私もですね、この前、志布志の文化センターの方に行ったわけですが、あれもスロープがですね、下の方の舞台の左の側面から入って、舞台の下までは行けると。それから舞台上がるときには、また車椅子か何か、人間が持って上げ

んないかんと。そして、裏の方の出演者等といいますか、そのところも裏の方も階段はあるんですが、そのようなスロープがないと。そこらあたりもですね、私は簡単にその中に入る階段のところもですが、2箇所ございますが、そこもちょっとした工夫でお金もあまり要らなくてですね、簡単に電動の椅子、そしてこの車椅子が簡単に行けると。外の方もですね、お金をかけなくても、簡単に行けるような状態でした。ですから、そしてまた、その有明の開田の里にあります体験館のところもですが、体験館に行くには段差があって、ちょっと行けないというようなことです。やっぱりそこらあたりも少しの予算で簡単にできるというようなところが、今、市長の方から答弁がございましたがですね、簡単に少しの予算でできるというようなことでございますが、ぜひ、そこらあたりを検討されて、早急にですね、少ない予算で大きな効果を上げるというようなことでございますので、そこらあたりをもう一遍、答弁を願います。

○市長（本田修一君） 各施設の状況をもう一回精査いたしまして、ただいま議員が御提案がありましたように、簡単な整備でできるところは重点的にどんどん押し進めていきたいというふうに考えるところであります。

○議長（谷口松生君） ここで昼食ため、暫時休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。



午後0時00分 休憩

午後1時08分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、本田孝志君の一般質問を続行いたします。

○12番（本田孝志君） では、午前中に引き続きまして、質問いたします。

志布志市の道路維持についてということでございます。この維持管理と申しますか、維持管理はですね、旧有明町のときは、環境整備課ですぐやる係ということだったと思いますが、その設立と申しますか、平成何年がそのすぐやる課ができたものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○建設部長（井手南海男君） お答え申し上げます。

平成3年の4月から、このような組織をつくっております。以上でございます。

○12番（本田孝志君） そのときですね、まあ少しは私も知っているつもりなんですが、そのときの旧町時代でしたが、町の職員の配置等の問題でいろいろ5人ぐらいで始めたんだと考えているところですが、その後ですね、この18年度の予算ベースで作業員の賃金と申しますか、作業員はですね、本庁で10名、志布志支所で4名、松山支所で5名、合計19人います。そして、いろいろと共済、修繕、消耗品、燃料、役務費、いろいろと賃借料等、原材料等を合わせますと、約8,975万9,000円というような金額でございますが、このですね、いろいろと今、この道路維持につきましては、各有明の方では6月、7月は建設業者が一部のところは下払い等を、道路管理をやっていると。そしてまた、今の時期になりますと、9月いっぱいでしたが、自治会にkm単価45円でしたか、というような単価で皆さんのまちは皆さん

できれいにしましょうということをやっているわけですが、これがですね、前、5人でスタートしたのが、今、本庁では10名というような人数になっております。これもですね、聞くところによりますと、大崎町は業者全員に1,100万円、大体85km、重機の借り上げ、人夫代として1,300万円というようなことですが、一概にこれもですね、我が市と比較することはちょっと困難かと思えますけれどもですね、今後、この方法につきまして、市長はどのような考えをお持ちか伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、市が管理している市道の延長は752kmあります。伐採等の維持管理につきましては、ただいま議員がお話があったとおり、6月から7月、市内全業者と、8月から9月に各自治会に草払い等の清掃作業を依頼しており、その他幹線的市道及び通学路等の急を要する路線等の伐採、小規模な維持補修、農道の路面採石散布等については、常用の維持作業班で維持管理を行っているという状況でございます。このように維持作業班で作業をする最大のメリットというのは、緊急に伐採や維持補修等を実施しなければならないときに、即座に対応できるということや、市道に関する市民からの要望、苦情等につきましても、その機動力を最大に生かして、きめ細やかな維持管理ができるということになっております。

規模の大きい舗装・補修や、技術を要する維持補修等に対しましては、対応ができないというデメリットがありますが、そういうものに対しましては、業者への補修依頼を行い、対応しているところでございます。

今後もこれらの手法を組み合わせ、効率的に市道の維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○12番（本田孝志君） あとはですね、今、何事も民間に委託、いろんなところになっているわけですが、やはり切り詰めていかななくてはならない部分というのものもあると思うのでございますが、志布志支所が4人、松山支所が5人というような形でやっているわけですので、ぜひ、本庁の方もですね、有明の方も、私はこのような形でできるんじゃないかなあと考えております。それもやはりその平成3年にすぐやる課ということで、全国的にブームになりまして、我が町もそのような取組をしてやってきたんじゃないかなと考えているところです。やはり、このようなことを、いろいろなことを鑑みまして、あとは市内の建設業者もたくさんいらっしゃるわけですので、ぜひどちらがお金の問題ではございませんが、損か得かの問題ではないと思うんですが、やはりできるものはですね、少しでもいろいろと今の昨今は、いろいろと何もかも値上がり、値上がりというふうな時代でございますので、やはり辛抱できるところは他の方法で、やれるところはやっていただきたい。そのような考えは、もう一遍お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えいたしましたように、この維持作業班と、そして業者への補修依頼あるいは対応等につきまして、いろいろ組み合わせをしながら、市民の市道につきましての維持管理につきましては、図っていきたいというふうに考えるところであります。有明の維持班につきましては、若干多いというような気もしますので、そのあたりも十分今後、他地域との兼ね合いもありますので、判断しながら対応していきたいというふうに考えます。

○12番（本田孝志君） これで私の一般質問を終わります。

○建設部長（井手南海男君） 訂正、お詫びでございます。よろしいでしょうか。

先ほど、私の答弁で、環境整備課はいつから新設されたかということでございますが、先ほど平成3年4月からと申し上げたわけでございますけど、平成3年7月1日から、環境整備課は新設されました。非常に申し訳ありませんでした。

○議長（谷口松生君） 以上で、本田孝志君の一般質問を終わります。

続きまして、13番、立山静幸君の一般質問を許可いたします。

○13番（立山静幸君） 通告に基づき、順次、市長に質問をいたします。

観光振興について、(1)の国際の森に水道の設備を、についてであります。6月議会の一般質問の際、国際の森周辺の市有地の有効利用についての質問の中で、調査中に国際の森に来られていた方々が、「水道が欲しいですね。」と言われたことを申し上げましたが、7月の中旬、同僚議員の方が、今まで旧志布志町議会でも再三、話がありました。また、女性議会でも2年にわたり質問があり、約束されたけれども、そのままでありますと話をさせていただきました。旧志布志町で平成14年11月14日と平成15年11月12日、女性議会が開会をされております。平成14年度は松本さんという方が質問をされ、内容といたしまして、平成3年、志布志町の基本構想計画の会があり、20名ぐらいのうち女性は私一人の委員でありました。陣岳という素晴らしい公園がある。ぜひ、水道と電気の取付けをと要望した。出席の議員の方から、その計画は近い内に実行に移されると言われました。11年経った今でも実現していません。もし、水道、電気が実現すれば、きっと国際の森として、観光のメインになるのではないかと思います。このことについて、町長さんの御意見をお伺いをいたします。

答弁といたしまして、国際の森の水道や電気の整備が、もう10年前から何もされていないということでございますが、先週、私も柳井谷のコスモス祭りに呼ばれていまして、陣岳越えで行ったわけですが、非常に景観もよろしく、観光のメインになる場所であります。しかし、一人当たりの滞在時間が短いことなど、現在のままで水道、電気施設を配置しても、その目的がもう少し生かされないのではないかと。そこで、国際の森の名もかなり浸透しており、自然を生かした本町の観光の一つの拠点として整備計画、プランづくりを急ぎたいと考えておりますという答弁であります。

平成15年度の東郷さんの質問は、昨年松本さんが同じ質問をされておりますが、去る10月5日、友だちと国際の森へ行きました。街灯もなく、トイレに行った後、手を洗う水もなく、不便極まりない状態です。松本さんの質問の答弁で、「観光開発を図り、自然を生かした制度を図っていきたい。そのためプランづくりを急ぎたいと考えております。」と答弁され、その後、電気、水道の設置について、どんなプランづくりがなされ、どんな対策をとられたかお伺いをいたします。

答弁といたしまして、「国際の森につきましては、昨年もおっしゃるとおり質問がありました。議員がおっしゃるとおり、一つの観光スポットになっておりまして、その場所が不快感を与えているような状態ではいけないことでもあります。今、水道がないために、持ち運んでおりますが、不十分だということで内部でもいろいろ検討しておりますが、水源地と国際の森の高低差が200m近くあるので、途中で圧力タンクを2箇所つくる構造となること、常時、水が使われないので、特に夏場、水が腐るというようなこと等、今、検討しているところであります。以前、生活環境保全整備事業の国の補助事業で実施をしております、その事業の拡充の補助事業があるので、今、県の方と協議中ではありますが、まだ煮

詰まっていない現状であります。」農林水産課長の答弁、「配水池からの高低差が200m以上あるということで、平成4年に試算した結果、2,600万円程度かかるということで、現在まで実現していない状況であります。県の再整備事業があるので、県といろいろと話し合いをいたしております、年数はかかると思いますが、できるだけ前向きに検討したいと思っております。」。

以上、お二方の質問、答弁を、主な部分だけ申し上げましたが、市長は今の平成14年、15年のお二方のやり取りをお聞きされまして、合併前の女性会議の約束について、現在まで実施されていないわけですが、新市でもお二方の約束を守る考えがあるのか、また合併前のことであり、約束を守る必要はないとお考えなのか、まずお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国際の森は、陣岳の一角に位置し、志布志湾が一望できる風光明媚な場所として20年ほど前から、からも交流の諸外国の皆さんが、志布志を訪問された際に記念植樹をされたことから、国際の森のネーミングが生まれました。この国際の森の位置は、海拔266mにあり、これまでの林道陣岳線の整備と併せ、ハイキングコースとしても市民に親しまれております。旧志布志町議会でも過去にこの国際の森の水問題を含め議論された経緯があり、ポンプ加圧等に莫大な経費を要することから、見送りされたいきさつがあります。林道が整備され、眺望の良いこの国際の森は、現在でも市内外から来客もあると思っておりますが、御案内のとおり、東屋、トイレ等はあるものの、水道施設がないのが現状です。お尋ねの国際の森への水道整備をするには、加圧ポンプを含め、事業費で現在のところ、約4,000万円を要します。さらに、施設に伴う電気料及び保守管理といったメンテナンスも発生するというふうに考えます。限られた予算の現状で、この水道設備に多額の費用を投入するのは難しいという状況であります。

さらに、お尋ねにありました女性議会での約束というようなお話があったわけですが、過去の志布志町におきましても、そのことにつきましては十分検討された上で、現在の状況になっているのではなかろうかというふうに考えているところであります。

○13番（立山静幸君） 今の答弁で、メンテナンスとか電気料とか、非常に経費がかかると。そして、工事費も莫大な経費がかかるという答弁で、無理だというような話でございましたけれども、旧有明町ではその岳野丘ですか、12、3年前から、もう上がっているわけですね。これは今の現在の本田市長が、平成元年、ミニ独立国有明べぶんこ村を立ち上げられて、その村長になり、現在は町長、市長となられております。その5、6年は非常に盛大に祭りも行われまして、牛の子が当たる抽選等ありまして、1,000人を超える町民、町外の皆さん方もおいでをいただいて、盛大に行われ、そのときに今の市長自らですね、水道がないから、どうしても水を揚げていただきたいとお願いをされたと思うんですね。そういう経験もあると思えます。そういう経験の持ち主がですね、答弁のように、「いやあメンテナンスが、電気料が。」と、実際、旧有明町では現在揚げていますよ。高さも今266mあるとおっしゃられましたが、頂上でちょっと違うかも知れませんが、陣岳が270.9m、岳野丘が274.3mあります。高さは同じです。そして、ここの市役所の位置と外之牧の高さがですね、大体同じような高さであります。あとは2,500、600m延長がありますが、延長だけが少し陣岳の方が長いというだけのことであります。今までの志布志の経緯はいろいろとあったかも知れませんが、同じ市となってですね、環境

も同じ、まだましてや陣岳、国際の森の方が利用率は多いと。そして、志布志市としての観光のメインでもあるということを考えればですね、私はこの一般質問を出したときに、大手を挙げて市長は賛成すべきだと、実施をするという答弁が返ってくると思っていたわけですよ。それを何と今の答弁のようなことです。2番目の質問と同じ質問をすればよかったんですけども、同じですね、一緒にすればよかったなあと後から考えたんですけども、電気よりか、やっぱり水が大事なんですよ。電気はいろいろと発電機もありまして、太陽光熱もありますしですね、当分いろいろな対応でできると思いますが、水だけはですね、どうしてもどうもできないわけですね。今現在、志布志支所の方で委託をされて、月3回ぐらい水を運んで、トイレの掃除をしたりして、委託で頼んでおられますが、市長は登ってみられたでしょうかね。そして、トイレ等の現状も見られたでしょうかね。もう一遍お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 私自身、この国際の森というのは、からいも交流を受け入れた経緯がありまして、その当時から登っておりまして、知っておる地でありました。さらに、市長となってからも、今、2度ほど登ったところです。この地を見てみますと、議員おっしゃるように、眺望が開けて、本当に観光振興の目玉となる地であるというふうに思っております。しかしながら、この名所に果たして何人訪れていただけるだろうかというような懸念もあるわけでございまして、先ほどお話の中にありましたように、女性議会の中での答弁にありましたように、夏場における滞留水の問題があるというようなふうに、担当の者から聞いたところでした。そのようなことで、もし布設した場合に、その問題を払拭できるのかというような大きな課題もございまして、そういったものも含めて検討した結果、先ほどお答えしたようなことになったわけでございます。そのようなことで、では何らか別な形で水の供給はできないかというようなことも検討しているようでございますので、そのようなことも含めまして、今しばらく検討させていただければというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 女性議会の答弁の中でも、滞留時間が短いというような答弁をされております。水がないから、条件が整っていないから、滞留時間が短いんですよ。あそこに水があったり、トイレに行ったり、不愉快の思いをせんけりゃですね、滞留時間も長い、利用者も来られる方も多いと思うんですよ。それから、水が腐るといことも答弁の中でありましたけれども、実際、十何年もこの岳野丘にはやっているんじゃないですか。これは月1回ぐらい水を抜いているんですよ。そういう対応をしているんですよ、現在。そして、今までどういう、事故とかそういうものないんじゃないですか。それはそれなりに対応してきているんですよ。料金の問題だって、同じ出しているんじゃないですか。市民等しく利用していただくようにやるのが市長の務めじゃないですか。志布志市で一番見晴らしの良い、展望の良い場所をですね、後からも申し上げますけれども、放っておくのが私にはどうも腑に落ちない、考えが及ばないというんですか、考えが当たらない。自ら率先してやらなければならない問題を先送りにするようですね、ことではいけない。もう少し時間をくださいというようなことですけども、考えても分かることですよ。市長が過疎計画でも、振興計画でもですね、来年度に検討してみらんかと言われれば、もうそれで終わりなんですよ。何十年も志布志の方々も、議会も、女性の方々も要望されてですね、首長がただ予算を出さなかつただけだと思うんですよ。そうじゃないでしょうかね。平成3年だったですかね、そのときに議員の方も委員として出席された方が、「そんなもういっきやつ

たっぞ。」と言われたということも質問されているわけですよ。もうその当時から、水道を引かなければ、あそこの観光地は生かされないということも分かっておったと思うんですよ。どうでしょうか、もう一遍お願いいたします。

○市長（本田修一君） 平成3年よりと、長い期間、そして平成14年から女性議会でもというようなことであるようでございますが、その間、旧志布志町の執行部の方でも質疑がある度に、検討がなされたのではなかろうかというふうに思います。そして、その後、検討の結果が現在のような状況ではなかろうかというふうに思うところでございます。新市になりまして、私どものこの新しいまちの観光振興というものを総体的にまた考えなければならぬというふうに改めて思うわけでございますが、その中であのダグリと、そして陣岳につきましても、どのような振興策がとられるべきかというものが、今後検討されていくというふうに考えます。その中で改めてこの地に水道を引くべきか否かというものを検討がなされるのではないかとこのように今改めて思うところでございます。岳野山につきましても、月1回の水抜きの管理がされていると、そのような状態で使用されているので、それで衛生管理については大丈夫だよというふうに御示唆があったわけでございますが、そのへん等も十分、安全面に問題はないか、私どもの方でもう一回調査をさせていただきまして、今後、陣岳につきましても、そのような形で供給できるか等にもついて検討させていただければというふうに思うところであります。

○13番（立山静幸君） 水の使用料が少ないということで、夏場は腐れるというようなことでありましたけれどもですね、私も水道関係者の方に聞いてみました。もう今、水は大体1月に1回ぐらい、使わない場合は水抜きをすれば、何も問題はないというようなことでありましたが、陣岳についてはですね、国際の森については、もうそんなことは必要ないと思うんですよ。それはもうトイレから、人が集まって飲む水からですね、それはもう回転はもう十分効くと思います。腐るといふ心配は恐らくないんじゃないかと思っております。そういうことでですね、ぜひ、観光戦略会議等も今度予算に載っているようでございますので、早急に検討していただいでですね、これが実現に向けてですね、努力をしていただきたいと思っております。

次に、(2)の国際の森を展望、夜景の名所に取り組む考えはないかとありますが、9月8日、南日本新聞の社説で、「新観光百選、鹿児島島の埋もれた資源を発掘したい」という見出しで、九州新幹線の全線開通を前に、鹿児島島の隠れた魅力を再発見しようという動きが活発になってきた。県は新観光百選を本年度から3カ年計画で選定するため、県民からのおすすめ風景、食、イベントなどの観光情報を募集しておりますということ。9月15日には、「鹿児島PR戦略策定へ、県庁で初会合、年度内に決定」の見出しということで、県は2007年3月までに、県内外に鹿児島を売り込み、イメージアップや観光誘致につなげる県内一体となったPRに取り組み、地域間競争の生き残りをかけるとあります。

さらに、9月の16日の社説では、「九州への誘客、鹿児島を売り込む好機」の見出しで、九州7県の行政と経済界が一体となって、観光浮揚に取り組む九州観光推進機構がJRグループと協力して、九州全県への観光客誘致キャンペーンをスタートされたとあります。

また、鹿児島市は、総合計画に九州新幹線の全線開通を見据えた鹿児島市の観光未来戦略をまとめ、観光立市を目指しております。その内容は2011年までに入り込み観光客1,000万人、宿泊観光客330万人、

外国人宿泊観光客10万人の到達を掲げて、振興計画がつけられ、その実施に向けておるといようなこととでございます。

国際の森からの展望、景勝の素晴らしさは、市民等しく認めているところであります。旧志布志町におきまして、あの道路の立派な桜並木から想像しまして、30年以上前から観光の名所にと、いろいろな事業を取組まれ、実施されてきたところであると思えます。

また、夜景につきましてでございますが、日本では北海道の函館の夜景が有名でもあります。近年、鹿児島市の城山から市内を見る夜景も有名となっております。志布志市には国際の森から見る夜景の素晴らしさがありました。左からボルベリアダグリ、夏井、港、市街地、大原の大地、海の漁船の明かり等々、素晴らしい夜景であります。国際の森は国道から近く、宮崎県の青島、鶴戸神宮、鹿屋のバラ園や桜島からの中間点ぐらいに位置しております。自然を生かした観光名所にするため、いろいろな事業を取り組み、また行事、イベント等の実施を県が推進している新観光百選や鹿児島PR合戦策定等と一体となって取組を実施すべきと考えますが、市長の考えをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 国際の森の展望、夜景の名所に取組む考えはないかというふうな御質問でございますが、先ほども申し上げましたように、国際の森は陣岳の市有林頂上付近に位置し、からいも交流で志布志市を訪問された外国の方々が記念植樹をされているところでもあります。頂上からは志布志湾を一望できる場所にあり、夜景も素晴らしいものがあります。これまで多くの方々に景色を楽しんでいただけるように、東屋等の設置、また大隅青年会議所による大型の地球儀を設置するなどの整備がされてきました。現在、本市を訪れる方々に、志布志市が一望できる場所としまして親しまれているところでございますが、今後、観光協会の協力をいただきながら、パンフレットの作成や市のホームページでの紹介、そしてさらに旅館組合等にもお願いしまして、宿泊されるお客様に対しましても、夜景が楽しめる場所として紹介を検討してまいりたいというふうに思います。

○13番（立山静幸君） 南日本新聞が発行しております生活情報誌のティータムという9月号でございますが、陣岳から夏井の港、それから枇榔島、表紙に載っておりますが、素晴らしい、改めて見て、素晴らしい陣岳から、国際の森からの眺めだなあと。こういう宣伝等がですね、宣伝費も納めずに行われているわけです。ただいまホームページ等、いろいろと載せてPRをしたいということでございます。この人たちも記者の方々も頂上まで登られたと思うんですよ。また、先戻りになるかも知れませんが、トイレにも行かれたかも知れませんが、水も飲みたかったかも知れませんが、汗をかいて、一息つかれたかも知れませんが、どんなにこの記者たちが思われたんでしょうかね。

それと、7月の4日から7日まで、国際青少年の音楽祭の 아일랜드の方々が、女子が52名、男子が16名、68名の方々がですね、あそこの頂上にも登っていらっしゃるわけです。そして、記念樹も植樹されているわけですね。あの外国の方々が、素晴らしい景観、眺めの中で恐らく何人かの方はトイレにも行ったと思うんですよ。そういうことですね、観光の名所になっているところをですね、そういう一つの水道の足りないところをですね、やっぱりもう少し認識をしていただいでですね、この観光の名所にするために、もう少し真剣にですね、先ほども冒頭に申し上げましたけれども、県も、国ももちろんでしょうけど、県も競争、各市町がですね、競争しているんですよ。観光について。鹿

児島市の場合も、もう戦略会議なるものを立ち上げてですね、目標を立てて、ちゃんともう実施されているわけですね。そういうことを考えますとですね、本市も宿泊施設なり、ボルベリアダグリとか大黒とか、いろいろあるわけですが、そういうところに宿泊客を何名、年間、ボルベリアダグリの部屋数とか、いろんなのもあって、あそこも一生懸命、今されております。そういうのを市がですね、やっぱり目標を立てて、そういう何年度にはこういう新幹線が全線開通した場合をにらんでですね、志布志市としてもそういう取組が必要ではないかと。もう少しですね、突っ込んだですね、市長の考えを再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国も、そして県も挙げて、観光振興というものを取り組もうというふうになっております。当然、市といたしましても、市の活性化のために、振興のために、その観光につきましては、重点政策になろうかというふうに思います。先日行われました商工会で、「私ならこうする商店街」という商店街活性化について討論、フォーラムがあったところでした。その中でもそれぞれの発表者が観光振興というものを一生懸命訴えられておりました。そのような中で、私どもは新たな市の観光振興というものをどういったふうにするかということで、今回、商工観光戦略会議を立ち上げまして、様々な方々の御意見をいただきながら、ただいま議員の方で御提案がありましたような形の年次的な計画等も盛られていくというふうに考えるところであります。観光というものは、ただ眺望が良いというだけでは人はなかなか来づらいんじゃないかなあというふうに思います。そこに、それなりの施設があって、そしてまたそこに歴史が盛り込まれていて、そしてできればそこにおいしい食べ物があるというような総合的なものが必要ではなからうかというふうに考えるところであります。そのような観点から、私どものまちでの商工観光は、どういった振興策が必要かというのを、先ほども言いましたように、各界各層の方々の御意見を賜りながら、今後、計画策定に向けて鋭意取り組んでいきたいというふうに考えます。

○13番（立山静幸君） 先ほどはちょっと言い忘れましたけれども、今、歴史の問題もありましたが、陣岳の由来もですね、あそこを書いてありますが、そういうことで歴史の戦場の場所でもあるんですよね、あそこはですね。そういうようなことも含めてですね、ぜひ、先ほど商工会のことも新聞等にも出ておりました。旧志布志町の議事堂を使ったですね、有効利用が図られたなあと、私もそう思って見ましたけれども、そういうことでですね、やっぱり市民が商工会あるいは観光協会、それから一般の方々も含めてですね、やっぱり観光について乗り遅れない施策をですね、今後、ほかの市町村にですよ、乗り遅れないやっぱり施策をとっていただきたいと思います。

次に、(3)の種田山頭火句碑建立についてであります。①の句碑建立の目的及び経緯についてであります。放浪の俳人、種田山頭火は、明治15年12月3日、山口県防府市生まれで、早稲田大学文学部を2年で退学、大正2年、荻原井泉水の主催する自由律俳句誌、層雲に出句、この頃、山頭火の号を用いておられた方です。昭和5年10月10日、福島から志布志に入り、鹿児島屋に2泊滞在され、12日に志布志駅から岩川、末吉を行乞し、都城へ向かっています。旧志布志町で平成15年度から建立されておりますが、目的及び経緯についてお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

種田山頭火句碑建立につきましてでございますが、まず句碑建立の目的及び経緯につきましては、句碑建立につきましては、旧志布志町が平成15年度から取り組んでいる事業でございます。放浪の俳人、種田山頭火は昭和5年10月10日に福島市方面から徒歩で旧志布志町に入り、2泊滞在しながら町中を行乞し、12日、志布志駅から都城へ向かっております。この間、山頭火は46の句を詠んでおり、句の中には当時の志布志の情景が詠みとれるところがございます。山頭火は、山口、防府市の出身で、様々などころを行乞してしておりますが、鹿児島県で滞在したのは旧志布志町のみでございます。このようなことから、市内に山頭火の句碑を建立、文化句碑として位置付け、全国の句碑とを結んだ観光ルートの確立や、俳句会の開催による観光振興対策の一環として、さらに俳句が市民に浸透することにより、文化の心が醸成されることや、児童・生徒の情操教育の一助となることを期待いたしまして、建立が始まったところでございます。なお、実績といたしましては、平成17年度までの3カ年間で、ダグリ周辺に2基、志布志駅前と宝満寺跡公園にそれぞれ1基の計4基を建立したところでございます。

○13番（立山静幸君） 今、句は46ですか。それと、旧曾於郡では志布志市が1箇所と言われたのですかね。その2点についてですね、お伺いをしますが、志布志駅の前にですね、建っている、放浪の俳人、まあいろいろ書いてあるんですが、その中にはですね、23句と書いてあるんですよ。23句詠んだと書いてあります。それから、志布志市が1町と言われましたが、末吉の駅前にですね、平成7年だったのですかね、7年に建立されているわけですよ。志布志に、私はさっきも申し上げましたが、岩川と末吉に降りて行乞したと申し上げましたが、その2点について、再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 山頭火の志布志滞在中の句は46句だということでございます。それで、末吉につきましては、どういう事情かはちょっと分かりませんが、志布志につきまして、滞在したのは、志布志に泊まったのが、この鹿児島では志布志だけだと。宿泊したのは志布志だけだというようなことであるようでございます。

○13番（立山静幸君） そうすると、志布志駅前のあの文章は、間違いということで訂正を早急にされなければならないと思います。

それと、末吉に、私も末吉の駅前の広場に行って参りました。「年とれば 故郷こひし つくつくぼうし」という句碑がですね、平成7年ですかね、建立されております。そういうことで、まあそれはそれで訂正方も、46句であれば46句に訂正をされると思いますが、次の②の今後の建立計画及び改善についてであります。志布志駅の構内の建立場所に説明書きがありますが、それによりますと、23句を詠んでいるようであります。現在まで何句建立され、今後の計画についてお伺いをしたいと思いますが、現在までの建立については、先ほど答弁がありましたので、今後の計画だけについてお伺いをいたします。

改善につきましては、一つ目に句の解説がほしいと思います。今は句が詠んであって、句だけ書いてありますが、句の解説が必要じゃないかと思っております。青島の句で、「白波 おしよせてくる 虫の声」の解説では、昭和5年の作、9月30日、山頭火は青島を見学した。浜に出ると大きな白波が次から次へ押し寄せてくる。夏にはいっぱいだった人出もなくなり、犬が1匹ついてくるが、それもどこかへ行ってしまった。どこかで虫の音がする。もうすっかり秋であると。このような説明書きが御書物に

書いてあるんですが、このような句の説明があれば、ああなるほどなあ、この句はそういう状況で詠んだ句だなあというようなことが分かるんじゃないか。少しお金はかかると思います。それぐらいのお金はですね、建立する以上はですね、やっぱり説明書きが必要ではないかと考えております。

それから、二つ目にはですね、句碑の建立に伴い、句を毛筆で書いた人を揮毫者というんだそうありますが、この揮毫者名もですね、しっかり書いていただきたいということですね。

それから、3つ目に建立場所についてであります。今後、建立が済みまして、そういう山頭火に対するPRもあり、そういう愛好家も増えてくるんじゃないかと思うんですが、そうした場合に多くの人が集まればですね、広い場所に建立をしなければ、危険な場合があるのではないかと。申しますのも、私、ダグリの下の方のあの角に建っているところに、車の止め方がちょっとまずかったのか知りませんが、2台の車ともですね、クラクションを鳴らして通られたんですよ。ああ、こんな角は危ないんじゃないかなあ、こう思ひまして、この3番目については、今後ですね、マイクロバスとかタクシーでもですね、来られた方がですね、安全な場所ですね、説明を聞くとか、見るとかですね、されなければ、これはいけないなあと思ひてお願いをするところでもあります。

以上、市長の答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本年度の6月議会でも補正予算で建立経費を提案して、そして議決いただいたところでございます。現在、4名の関係者で構成しています検討会で、句につきましては、46句すべて建立するんじゃなくて、志布志市にふさわしい句を1基につき1句というような形、あるいは場所については後々のトラブルを避けるためにも、市有地内というようなことなどが協議されております。今後の建立計画を含めまして、本年度の建立場所、それから句等につきましては、今、現在重ねているところでございます。

その碑の中に句を筆書きで書いた方の揮毫者の名前も必要ではないかというような御指摘でございますので、このことも含めて検討させていただければというふうに思ひます。

さらに、句についての解説があれば分かりやすいというようなお話でございますので、今、改めて句について解説がなされている、その解説をお聞きしましたところ、非常に分かりやすいなあ、そして親しみやすいなあというような気持ちになったところでございますので、志布志市の句碑につきましても、そのような形での解説を付けていきたいというふうに考えるところでございます。

場所につきましては、市有地をとということでございますのでね、交通の支障にならないような形の、広い場所を検討させていきたいと思ひます。

○13番（立山静幸君） 46句全部じゃなくて、志布志に一番関係のあるようなということですが、今後何年間でですね、何句ぐらい建立の計画かですね、お伺ひいたします。

○市長（本田修一君） ただいまのところ、具体的にそのような検討はされていないところでございますが、基本的には今申しましたように、志布志市にふさわしい句が望ましいのではないかとということで検討がされているようでございます。

○13番（立山静幸君） 参考までに、私、市役所の職員の方やら、図書館で9冊ほど読んだんですが、この御書物には、36句、志布志には詠んだと書いてあるんですよ。それが23句が46句になったり、30

何句になったり、まあこれは御書物で違うと思うんですが、そういうことでございますけれども、やっぱり市長がおっしゃったように、46句すべてを建立するんじゃなくて、ふさわしいのをお金を少しかけて、やっぱり建立して、観光歴史の町として、ふさわしい建立が必要ではないかと、こう考えております。

次にですね、3番目の市民に建立協力依頼は考えていないかであります、46句になったわけですが、初期の目的を早めに達成できるには、市民の協力を求めた方がいいのではないか。旧有明町の岳野丘に十二支の干支の石像が建立をされておりますが、それは丑年、申年とか、その年の干支の人たちの協力、希望者によるですね、希望者を募って建立費用を出し合って、毎年、建立がされております。このような方法や、市民に公募して、やる方法、又は市役所の職員も多くなりまして、市役所の退職者も多くなると思いますが、その退職者の方々に、話し合っただけで建立していただくとか、そのような協力の仕方、早めにこの建立を終わって、初期の目的を、達成するようなですね、方法はとられないものかですね、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 市の観光振興の一環といたしまして、この山頭火の句碑についても建立がされると。そして、もちろん教育的配慮からも出されるわけでございますが、その志布志市にふさわしい句がかなりの数、設置されますと、点から線への広がりがないかというふうに思っています。そのような意味から考えますと、なるべく早い時期にこれらのものが一体化した形で建立できればよろしいかというふうにと考えるとございまして、ただいま御提案のあったような形の、市民に対しても協力の呼びかけをいたしまして、早い時期の山頭火の句碑の建立を成し遂げていきたいというふうに思います。そのことにつきましても、検討会の中で協議をお願いしたいというふうに思います。

○議長（谷口松生君） 以上で、13番、立山静幸君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時16分 休憩

午後2時28分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、6番、坂元修一郎君の質問を許可いたします。

○6番（坂元修一郎君） それでは、通告書に基づきまして、畑かんの積極的水利用について、順次、質問をいたします。

去る8月30日に農業・農村活性化対策等調査特別委員会が開かれまして、志布志市の農業・農村における諸問題について、熱心に論議がされたところでございます。その中で、耕地課分の東部、南部の畑かん関係について説明をいただきました。現在進行中であるこの事業は、全面通水まで莫大な費用と20年以上の歳月をかけた、東部3,130ha、南部4,000haの広大な農地を潤すという、超大型のプロジェクト

でございます。中でも東部畑かんにつきましては、来年の全面通水に向けまして、末端の給水栓設置等も着々と進んでいるようでございます。ハード面は、ほぼ完成に近づいているということでございます。両畑かんの着工から完成までには、昔話の浦島太郎の話のごとく、長い年月の中にはいろいろな農業の移り変わりがあったように思います。いつの世も農業には厳しいことには変わりませんが、20年前と違うのは、これらの農業における諸問題を畑かんの積極的利用によって払拭してくれるのではないかとございます。しかし、全面通水したからといって、急激な農業の変革が望めるわけでもなく、農業の現場でうまく使われない限り、畑かんは生かされません。車を買ったとしても、運転ができなければ、無いのと同じことでございます。

通水を間近に控えまして、農家への指導体制や啓発といったソフトの面が非常にこれから大事になっていくのではないかと考えられます。あせりを覚えながらも、確実に成果を上げる、積極的な水利用のためには、畑地かんがい営農推進本部を中心としながら、議会、行政もさらなる知恵と知識を深め、農家への適切な啓発がなされていくことが肝要ではないかと考えます。

そういったことから、今回は畑かん利用について質問をしていきたいと思っております。

まず、水利用と農家への意識啓発についてお伺いいたしますけれども、現在、農家の方々と話をするときに、農家にとっての畑かんとは何だろうということに話がいったりしますけれども、その中でこういった意見が非常に多うございました。親が印鑑をついているからとかですね、無いよりもあった方がいいだろう、そしていつか使うときが来るだろう、まあそういった意見が多かったように思います。莫大な費用と、これから使用料を払っていくにも関わらずですね、畑かんを保険程度に考えている農家の方が多いように思います。それは現在の営農品目が、施設園芸を除いてはそれほど水を必要としなかったり、水を使った営農や水の利用価値の認識不足にあるのではないかとこのように思います。調べてみますと、確かに志布志市の年間降水量は2,000mmから2,500mm程度ございまして、全国でも非常に雨の多い地域でございます。この降水量が5日間隔で降ったとしますと、1回に降る量は30mmから34mm程度、降るわけございまして、この程度降りますと、かんがいというのは全く必要のないほどの雨が降っているということになるわけでございます。しかしながら、その多くは梅雨時期と台風の襲来時に集中しておりまして、大事な雨も実際は偏在的に降っておりまして、農家が望む作物の生育ステージには、合わせた降雨はなかなか望めないというものであります。最近の温暖化現象では、今年の7月にありましたように、集中的に大雨が降りまして、その後には日照りになるというような一方的な気象であるのが特徴でもあります。そういった環境の中で、これまで水を使ってきた農家というのは、少なくとも水の価値というのは、分かっているはずでございますけれども、これからですね、畑かんが来まして、初めて水を使う農家にとっては、いろいろな不安が出てくると考えられます。管理技術や水を使うタイミングの情報等も大事でございます。かん水資材や他産地での栽培管理情報等の提供も非常に大事になってくると考えます。

それでは、1番目の質問でございますけれども、国営かんがい排水事業も完全通水が迫ってきておりますが、水を有効に使うための利用方法やかん水技術、かん水資材等の情報など、農家への周知はどのようになされるのか、市長に質問いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

水の有効活用方法及びかん水技術、かん水資材に関する情報の農家への周知についてですが、現在、各地区別に散水実演会や県営事業の工事説明会を開催するとともに、曾於地域畑地かんがい営農推進本部が中心となり、積極的に水を利用した畑作営農の早期定着化を基本方針とした、曾於地域畑地かんがい営農指針を策定し、推進品目の選定、作物別かん水基準、かん水の基礎知識、かん水器材の取扱い等につつまして、周知を行っております。また、今月末に鹿児島県大隅耕地事務所によりますかん水器材の取扱方法及びかん水方法のビデオ作成も予定しており、完成後は受益農家への貸出しを予定しております。平成19年3月末通水予定地であります蓬原地区におきましては、平成18年8月22日にかん水器具実演会を行い、約70名の参加があったところです。今後は、農政担当職員に対する散水器材取扱研修を行うとともに、市広報紙やホームページ、自治会送便等を活用しまして、情報伝達に努めていきたいと考えております。

○6番（坂元修一郎君） ただいまお答えをいただきましたけれども、百聞は一見にしかずと申しまして、なかなかですね、この水の利用を農家に伝えようとしても、その実態はつかむのが難しいということで、今、お答えがございましたように、ビデオ等の作成ですね、そして水のかん水器材の実演等があるということがございます。そして、現地等、品種別の現地の検討会の実施ということもあるようでございますけれども、とにかく昔からの農作業の教えの中に、「水やり3年」という言葉がございますが、そのくらい水やりは難しく、こつをつかむまで長い年月と経験を必要とするということがございますけれども、言葉どおり、当分はですね、手とり足とりの状態が続くと思いますけれども、懇切丁寧なですね、情報公開をお願いしたいというふうに思います。水は保険ではなく、有効に使ってこそ農地も農家の懐も潤ってくるものと考えます。

そして、畑地かんがい営農指針、聞き取りをする中で、こういった立派なですね、指針の冊子もできております。しかしながら、内容はですね、結構専門的でございます。これは多分、指導関係が見られるのだと思いますけれども、農家にはもう少しですね、分かりやすい明瞭なですね、パンフレット配布をお願いしたいというふうに思います。

それでは、2番目の推進品目の選定基準と、推進品目外の品目について質問をいたします。6月議会におきましても、同僚議員が畑かんの営農について質問されております。その中で推進品目の選定がされているということございました。露地12品目、施設で8品目、営農類型で13種類に定めたとございました。選定にはいろいろなデータを基に策定がされているものと思いますけれども、推進品目を定めるための基準にはどのようなことをですね、基に決められたのかお伺いしたいと思います。また、産地化された品目の増収、品質向上も大きな目的でありますけれども、水の多目的利用によってもですね、営農方法が変化したり、作付け品目も変わっていく可能性も十分にあるわけでございまして、曾於地域の品目のバラエティ化による市場性の向上、パイオニア的やる気のある農家のためにもですね、目新しい参考品の付加、そして推進も必要ではないのかなあというふうに思ったわけでございます。

それでは、質問でございますけれども、推進品目が選定してありますけれども、選定基準は何か、産地化された推進品目外には、水利用の効果が高く、収益性の高い新規推進品目はないのか御質問申し上げ

げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

推進品目の選定基準につきましては、次のとおりとなっております。1番目に、過去の実証試験や試験場の水利用試験において、水利用の効果が高い。2番目に、平均価格が比較的安定している。3番目に、国の価格安定基金や経済連等の価格補償制度がある。4番目に、輸入農産物と競合しない。5番目に、農協などに販売戦略がある。6番目に、各作業が機械化され、大規模経営が可能である。7番目に、加工などの契約栽培ができる。8番目に、関係機関に品目の推進計画がある。それらのことから、推進品目が選定されておるわけですが、露地品目あるいは施設品目というふうに、品目が選定されております。それらの品目で、露地品目としましては、ニンジン、キャベツ、大根、茶、ゴボウ、バレイショ、サツマイモ、サトイモ、カボチャ、白菜、葉たばこ、飼料作物。施設品目につきましては、カボチャ、メロン、ナス、ニガウリ、キュウリ、ピーマン、イチゴ、菊類等が推進品目として選定されております。今申しましたそれぞれのものにつきまして、先ほど申しました1から8番目のことに基づいて、このものを推進品目として選定したということでございます。

さらに、新規の推進品目についてということですが、水利用効果が高く、収益性の高い品目としまして、ショウガ等がありまして、現在、営農実証中でございます。

○6番（坂元修一郎君） 畑かんを利用した品目の選定には、合理化、省力化、販売力、補償や安定化といった基本的条件がですね、非常に大事になってくるわけで、そういったことを含めて選定されたものと思います。そこには、人間サイドからのですね、条件が多く含まれておりまして、作物サイドからの生理的水利用というのはあまり考えられてないんじゃないか。そういうことで、そういう生理的水利用をですね、探ってみるのも必要だと思ひまして、いろいろな情報からですね、調べてみたところでございます。どんな作物がどれだけの水を使って成長するのか、また植物には多くの水を好むものと、それほど水を必要としない作物がございます。かんがい効果の高いものと、余分な水によってですね、かえって障害を起こすものまで、たくさんあるわけでございます。専門書からの引用でございますけれども、作物が乾燥重量で1 tの生育をするために必要な水の量をですね、示した文献がございましたので、ちょっと紹介をしてみたいと思ひます。作物1 tの乾燥重量をつくるための水の量、t数、ですから作物の重さの倍数ということになります。一番多いのが、ただいまありましたですね、ショウガでございます。ショウガで乾燥した1 tのショウガを育てるのに必要な水の量というのは998 tですね。このくらいのかなりの水が必要になる。1トンのショウガは998倍の水が必要であるということにもつながるわけでございます。次から多い順に読み上げてまいりますけれども、キュウリがですね、765 t必要である。ピーマンが625 t、大豆で585 t、ナス423 t、白菜329 t、サトイモ308 t、キャベツ196 t、レタス183 t、トウモロコシ96 t、以上、一番多いショウガでは、乾燥重量の約1,000倍ですね、1,000倍の水が必要であるということで、非常にですね、このやっぱり水というのは、作物に対して非常に重要であるとともに、たくさん水を使っているんだなあというふうに思ひます。一番少ないトウモロコシでも100倍の水を必要としているわけでございます。見方を変えまして、作物1株の水利用でいきますと、順番がこれは異なります。作物はそれぞれに大きさが違うわけございまして、1株当たりの生

育期間中ですね、芽を出してから収穫が終わり、そして抜き取るまでの間、この生育期間中に吸い上げる水の量でございますが、生育期間中に一番水を吸い上げる作物はといいますと、サトイモでございます。サトイモで1株当たり156匁で、かなりの多くの水を必要とすることが分かります。また、多い順に述べますけれども、次が大豆の149匁、キュウリで101匁、ナスで100匁、ピーマンで96匁、ショウガで94匁、白菜50匁、トウモロコシ39匁、キャベツ34匁、レタスで6匁ということになっておりますが、一番少ないレタスですね6匁、ちょっと少ないような気もいたしますが、一番少ないレタスに加えまして、サトイモはですね、レタスの26倍ものですね、水を必要とすることが、この文献によってですね、分かりました。作物というのは本当にたくさん水を必要とするわけでございます。この文献ではですね、他にも面白いのがありました。畑地かんがいによる増収効果ということで、干ばつに関わりなくですね、かんがい効果の上がる作物と干ばつ時にはかんがい効果を発揮する作物について、分けて記載してありました。まず、干ばつに関わりなくかんがい効果の高い作物でございますが、つまり雨の多い年、平成5年とか、今年も結構雨が多いわけでございますが、雨の多い年でもですね、晴れると水を必要とする作物であり、多くの水を使う作物でございます。普通作で陸稲ですね、果菜類でキュウリ、ピーマン、根菜類でサトイモ、大和芋、ショウガ、夏蒔きダイコン、夏蒔きニンジン、葉茎菜類で夏蒔きキャベツ、夏蒔きホウレンソウ、三つ葉、セロリ、夏蒔きレタス、飼料作物で青刈りトウモロコシ、ソルゴー、テオシント、以上のようなですね、作物を挙げてございました。そして、干ばつ時にはですね、かんがい、水を必要としますけれども、言い方をかえますと、雨の多いときにはあまり畑かんは必要ない作物でございますが、かんしょ、落花生、大豆、麦、トウモロコシですね。果菜類でスイカ、メロン、トマト、ナス、こういったものがですね、挙げてあります。根菜類でダイコン、ニンジン、カブとかですね、こういったものがあつたようでございます。かん水の効果は、機材の種類やタイミングによって大差があるようでございますけれども、どの作物にも共通しているのは、植付け時は少ない水で、少ない量を回数で散水して、生育期には多めに与え、収穫時期には乾燥気味にするのが、大方の散水方法のようございました。

質問にあたりですね、自分なりに推進品目の品目外の作物について調べてみましたけれども、他産地等の競合とかですね、市場性を考えずに耕畜の連携や水利用のみを考慮した場合、先ほど市長も言われましたショウガですね、そしてセロリ、アスパラガス等も考えられるんじゃないかというふうに思います。目新しいものでパプリカ、ズッキーニ等もですね、十分栽培可能なのではないかというふうに思いました。果菜類のほか、三つ葉ですね、大葉、このようなものも栽培可能ではないかというふうに思います。他にもですね、地方品種として、鹿児島しか栽培されてないものが結構あるんですね。たくさんあり過ぎて、ちょっと紹介ができませんけれども、若干、私の知っているようなやつをですね、御紹介したいと思いますけれども、ハヤトウリですね、大正6年に鹿児島県にアメリカからやってきたそうでございます、ハヤトウリの名前は、薩摩隼人の隼人とですね、ハヤトウリというふうに付けられたそうでございます、現在でも農家に行きますと軒先に鈴なりに生っておりますけれども、結構台風にも強くてですね、漬け物にしたりするわけでございますが、これが作られているのが、大体宮崎から鹿児島県に限られるということでございます、県外の人にハヤトウリの名前を言ってもですね、なかなか

理解されないのはそういうことだったのかというふうにですね、思います。そして、青長ヘチマとかですね、青長ニガウリ、今はゴウヤが盛んでございますけれども、昔は青長ニガウリがこっちでは主でございまして、小さい頃、苦いですね、ニガウリを食べた記憶がございまして。そして、白ナスですね。そして赤目サトイモ、そしてトイモガラですね、よく鳥刺にツマに入っておりますけれども、敷いてありますけれども、あれもですね、小さい頃はサトイモの茎だろうと思っておりましたけれども、そうではなくて、トイモガラという品種がですね、あるということでございますけれども、こういった在来種もですね、非常に魅力があるわけでございます、品種改良もいろいろこれから先、必要となってくるわけでございます。そして、南国のイメージがこの地域はあるわけでございますが、トロピカルフルーツ等もですね、考えていけないものか思うわけでございます。

そういった畑かん利用をですね、利用しながら、JA普及センター、飼料等もですね、協力しながら新しい農作物の模索、こういうことに関して、市長、どのように思われるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいま議員の方から、ショウガ以外にも、セロリ、アスパラ、パプリカと、この畑かん営農作物に適しているものが述べられたところでございました。これらのものも含めまして、推進品目となりうるかどうか、関係機関に図っていきたいというふうに考えます。

○6番（坂元修一郎君） やはり農業というものは現実だけ見ていると、なかなか厳しい点がございましてけれども、やはり夢をもちながら、将来の畑かんを利用したですね、農業というのを夢見ながら、やっていきたいものだというふうに思います。

次に、排水対策について質問いたします。現在、かん水の効果を最大限に引き出しているのは、砂漠のような土地、自然から雨の降らないハウス栽培であります。しかし、雨の降らないハウス栽培でもですね、排水不良のハウスではですね、少量の水でも生育の不揃いや根腐れを起こしている現状がございまして。したがって、かん水効果を上げるための畑かん営農には、この排水対策というものが非常に大事になってくるわけでございます。水の停滞は、酸素の欠乏を起こすために起こるわけでございますが、作物にとりましては、根の働きを悪くし、生育不良や収量・品質の低下を招き、病害虫の発生の原因ともなっております。これは、魚を飼うときにですね、水槽に入れまして、水を替えたり、空気を入れてやらないと、死んでしまうのと全く同じことございまして、全国でも早くから畑かんが取り入れられている産地というのは、砂丘の多い日本海側、そして鹿児島県の南薩方面のボラやボラ層のある排水の良い土地でございます。そういった地域というのは、かん水をしない限り、作物の品目にはかなりの制限があったでしょうし、しかし排水が良好でございますので、畑かんが来ますと、土壌水分のコントロールがしやすく、増収、品質の向上、そして栽培品目が多くなるというものでございます。土壌の水質が違えば、畑かんの利用効果もですね、様々でございます。南薩地域が効果を上げているから、我々の曾於地域に畑かんがやって来て、すぐその畑かんの効果が上がるかということですね、私はそういったことは全くないと思っております。曾於地域におきましてはですね、曾於市の北部、末吉の一部、財部周辺でございますが、南薩と同じボラ層が見られるわけでございます。中部から南部におきましては、地下はシラスでございまして、表面はクロボク、アカホヤといった土壌に覆われております。志布志市の土壌はといいますと、100mにも及びますシラス台地の上に農業が展開されておきまして、地下水位

が低く、干ばつになりやすい。しかしながらですね、表面の土壌というのは、南薩地域に比べまして、約2.5倍ほどの粘土含有がですね、あるようございまして、やや水分を含みやすい土壌となっているようございまして。

さらに、最近のほ場でございまして、近代化農業によりまして、大型機械の土壌鎮圧による硬盤ができておりまして、排水不良のほ場が非常に多く見られます。

初めに申しましたように、年間の降水量が2,500mmも降るような土地では、粘土を多く含んだ埴土といわれる土壌におきましては、排水不良のためにあらゆる作物に生育不良や根腐れ、立ち枯れといった症状が見られます。低い土地や水田の近くに植えてある野菜、茶畑ですね。生育が悪かったり、立ち枯れを起こしているのを見かけることがあるかと思いますが、それがほとんどがですね、排水不良によるものと言っても間違いではないというふうに思います。

畑かん着工の頃からしますと、大型重量機械の導入によりまして、深さ50cmから60cmの心土と呼ばれるところに透水性を阻む硬盤が形成されておりまして、かなり排水不良になっているものと思われまして。畑かんを利用し、効果を上げるための土壌管理としては、この心土の破碎、改善を行い、基層、固層、液層のですね、バランスを保ちながら、排水性を良好にし、土壌中の空気率を高めることが必要というわけございまして。

3番目の質問でございまして、水を利用した畑かん営農の現場では、土壌の排水性が効果を大きく作用しますが、深耕、天地返し、明・暗渠設置等の排水に対する事業展開はどのように進めるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県営畑地帯総合整備事業では、土壌の排水性効果を上げるために、畑地かんがだけでなく、農地保全、農道改良、天地返し等を行っております。また、県営畑地帯総合整備事業とは別に、市単独による簡易土地改良事業、天地返し等を行って、土壌の排水性効果を上げていきたいというふうに思います。市単独による事業といたしましては、志布志市高品質生産対策事業、これは生産規模、高品質を目指し、ほ場の天地返し事業を実施する農家に対しまして補助を行い、ほ場の土壌病害及び連作障害の防止を図ることによりまして、産地の維持拡大及び環境保全型農業を推進することを目的としまして設けてあります。さらに、県営畑地帯総合整備事業におきましては、土層改良、天地返しにつきましては、平成17年度まで6.5haが現在実施済みであるということございまして。

○6番（坂元修一郎君） 県、そして市単独でもですね、そういった排水関係に関する事業があるということございまして、排水を良好にする手立て、方法としまして、どのような方法があるのか、分かっておりますら、お示しをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

先ほど、市長の方からも触れられましたように、畑の場合はほ場整備、そういった傾斜によりまして、水路、側溝を造りまして、ほ場整備をしながら傾斜をつけて、そういった格好で水を乗せていく排水と、先ほど申し上げましたように、盤が地下にできたとすれば、当然、天地返しみたいなふうにしなから、

下の盤に穴を開けて排水をするという方法、そういった格好の中で、現在、事業としては進めているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 天地返し、側溝等が主になるということでございますけれども、一般の畑に関してはですね、バンブレイカーですか、ああいったものを心土を壊しながらできるわけでございまして、頻繁にできるわけでございますけれども、私、心配しますのは、特にお茶でございまして、例えばお茶を定植いたしますと、次、抜根をするまでに、40年から50年ぐらい栽培を続けるわけでございまして、一旦植え付けてからのですね、そういった排水処理というのは非常に難しくなってくるわけでございまして、土地の集積ですね、そして水田から畑地への転換というのも今後出てくるとは思いますけれども、そういった作物に応じた排水の対処というのもですね、非常に大事になってくるとは思いますので、この排水がですね、本当に良くなければ、畑かんというのは生かされないと思いますので、その対応をですね、しっかりと行うようお願いしたいところでございます。

ただいま申し上げましたように、農地を排水不良にしている原因というのが、大型機械の導入に一番の原因があるわけでございますが、ほかにもですね、ロータリーでの耕耘のしすぎ、有機物の減少、化学肥料の多投入ですね、そして石灰等の使いすぎも関係していると言われております。連作を強いられる現代の農業では、以前に比べまして腐植がかなり減少しており、硬くなりやすいという状況にあるようでございます。化学肥料をつかまえる力が衰え、微生物も偏ってきているということのようでございます。作物を育てる理想の定義というのがございまして、どのようなことをいうのか、専門書を見ますと、こういうふうに書いてありました。根が土の中で広く深く伸びて、十分な活動を行い、必要な養分が根から支障なく吸収されることにより、その養分のすべてが生育・成長のために使われることというふうに定義してございました。畑かんで効果を上げるためには、排水とともにですね、土づくりが必要であるということが明記されているわけでございます。案外、単に天地返しや堆肥の投入がですね、土づくりだと思っている方が多いかも知れませんが、化学性や物理性に微生物を含めてですね、総合的な土壌改良が大事だと言えます。

次に、畑かんで効果を上げるための、その土づくりと地下水環境保全について質問をいたしますけれども、ただいま畑かん事業を有効に活用するためには、排水性を良くすることが大事だというふうに申し上げましたけれども、ただ単に天地返しや深耕を行っただけでは、水というのは重力水、引力に従いまして浸透していきますので、作物が吸う、有効水にはならないと言われております。植物の利用できる水というのは、土と腐植がバランス良く含まれまして、団粒化された土の粒子の隙間にある毛管水といわれる有効水しか利用できないわけでございます。団粒化した理想的な土壌を作るためには、完熟堆肥のような有機物の施用と、天地返しや深耕といった作業を組み合わせることによってですね、理想的な土ができていくと言われております。理想的な土壌は、給水力、保水力が増しまして、排水性も良好になり、降雨、かん水で表土が流されるのを防ぎながら、なおかつ肥料分も逃がさないということになるわけでございます。更に、土の隙間には他の水のほかにも空気が多く含まれますので、土の吸熱力も増し、水分と温度がよく調整されるというふうに言われております。このような土壌というのは、根が深くまで入りまして、作物の増収、高品質はもちろん、微生物まで繁殖させまして、有機物の分解とと

もに、土に肥料が吸着されやすくなる。つまり肥料の流出を防ぎ、地下水の汚染防止や環境保全にもつながっていくと。まさに理想的な土ができるわけですが、なかなか口で言うようにはできないわけですが、現代の農業は、昔の農業と違いまして、耕畜が分離、専門化されておきまして、畜産は多頭化が進み、畜産廃棄物の処理に苦慮しておる。また、耕作農家におきましては、面積が拡大され、有機物の投入が少ない状態にあるようでございます。今朝のテレビでも言っておりましたけれども、鹿児島県、20年間、養鶏、豚ですね、牛の出荷が日本一だということは、やはりそれだけ有機物があるですね、畜産廃棄物があるということでもあるようでございます。しかしながら、水稲ではですね、40年前の5分の1程度しか堆肥の投入がないという文献もございまして、なかなかここにも偏在があつて、利用されていないということがうかがえます。土を柔らかく、保水性を保ち、土を理想的な状態にするにはですね、腐植を増やすための多くの有機物を入れることが大事であるということになりますけれども、生に近いですね、堆肥の投入をすればいいかという、そういうことでは全くございまして、環境保全、特にですね、地下水を汚染させないようにしなければならないわけですが、家畜の糞尿で地下水を汚染させない方法というのは、私もいろいろな試験をやってみたり、いろんなことを聞いたりする中で、やはり糞尿を分離させですね、別々に利用するのが一番ではないかというふうに思います。例えば、堆肥の切り返しもですね、水分が多すぎて、なかなか発酵していない現状を目の当たりにしております。そして、堆肥の切り返しはですね、回数を多くしながら、まず有機物の分解を促進させるということが大事のように思います。微生物の繁殖によりまして、完熟化を進め、流れやすい肥料分を土に吸着する。そして、環境に対して無害化するというのがですね、大きな目的であるように思います。流れやすい肥料分を土へとどめて、作物に吸収させること、こういったことがですね、非常に大事になるわけですが、永遠に続く農業というのは、耕畜の連携、循環による合理的かつ総合的なこの農業体系というのがですね、必要になるのではないかとこのように思います。畑かんを利用した露地作物については、年間の降水量に加え、さらにかん水を行うわけですが、以上のような土づくりや環境の保全にも考慮した取組がなされるのが当然なように思うわけですが、2番目でございまして、畑かんで効果を上げるための土作りと地下水の環境保全については、どういった考えをお持ちなのかお伺い申し上げます。

○議長（谷口松生君） 坂元議員、できるだけまとめて、そして質問をお願いします。

○市長（本田修一君） 畑かんで効果を上げるための土作りと地下水の環境保全ということでございますが、土壌は栽培上の基礎となるということでございますので、土壌条件の良し悪しというのが、作物の生育や収量、品質に対しても大きな影響があるということでございます。

作物の望ましい土壌条件につきましては、作物ごとに示されておりますが、生育環境の保全と肥料成分の効率的な吸収・利用を促進させまして、土壌環境と施肥効果を高めるために、有機物の施用で、土壌中の水分保持や通気性の改善、肥料の流亡を防ぐなどの効果があります。

今後も良質の作物づくりのために、畜産農家、耕種農家が連携した循環型農業の実践で、土壌環境の改善と地下水の汚染防止のために、環境にやさしい農業振興と土作りを積極的に推進していきたいというふうに考えます。

○6番（坂元修一郎君） 大変難しい問題でございまして、今後もですね、いろいろ勉強しながら、また質問もしていきたいというふうに思っております。

6月にもこの地下水問題については質問がございましたけれども、化学肥料や畜産の糞尿に含まれた窒素がですね、地下に浸透しまして、汚染源として関与しているのは、もう間違いのないこととございまして、土壌に吸着されずに浸透していく窒素というのは、水の耐水層に届くまでに10年から100年近くもかかるといわれておりますけれども、それが元に戻るまでには、同じ年月がかかるというふうにいわれております。市民は水道水の大部分をですね、地下水と湧き水に頼っているわけでございまして、子孫のためにも、きれいなおいしい水をですね、守っていかなければならないというふう考えます。降水に加えて、さらにかんがいを行う畑かんの営農の推進によってですね、水の汚染が進むことがないようですね、努力してまいりたいというふうにもお願いもしたいと思います。

次に、5番目の畑かんを利用した茶の防霜について質問いたします。お茶は3月から4月にかけて新芽が伸びてくるわけでございますけれども、放射冷却、そして寒波によってですね、凍霜害を受けることがございます。新芽が零度になった場合ですね、細胞破壊によって新芽は枯死するわけでございますが、被害を受けますと、目の不揃いが起こりますが、年間を通じて不揃いでございまして、品質の低下、収量の減少、あとダニ等ですね、害虫の発生などが起こりまして、管理作業も1年間難儀するわけでございます。防霜の方法としましては、被覆法とか防霜ファンですね、スプリンクラー、水を利用した散水氷結法というのがございますけれども、それぞれに長所・短所がございますが、畑かんの通水を前にですね、この茶園の防霜に関して、間断散水が今検討されているという話を聞いたわけですが、質問でございまして、茶畑の防霜では間断散水が検討されている。この間断にする根拠というのは、どういった根拠によってなのか。そして、その効果についてはですね、どう考えているのか質問を申し上げたいと思います。

○議長（谷口松生君） 議員の皆さん、ちょっと同僚議員の発言中でございますので、私語をできるだけ慎んでいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

水を利用した茶園の防霜といたしまして、連続散水がこれまで活用されてきてきました。近年、規模拡大による新植で、水の需要が見込まれ、水の確保が困難になってきています。そのため、各地の篤農家や任意水利用組合では、間断散水が普及し、節水と散水後の湿害も軽減されるなどの理由で導入されております。これは農家の経験及び実証で効果があると言われております。間断散水は、従来の連続散水に比べ、水量が半分であることから、防霜面積が拡大できるものと思っております。以上のようなことから、散水量の減で、水の確保と湿害防止、管理維持費の節減など、生産コストの引き上げにも効果があります。

なお、技術の確立を図るため、実証試験等の分析を急ぎまして、器材、圧力、立地条件、間断散水の使用方法などを十分検討しまして、総合的に関係機関や生産農家と検討いたしまして、地域に合った普及を努めていきたいというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） この間断散水についてはですね、我々も今まで行ってきましたので、その実績というのは存じ上げているわけでございますけれども、この間断散水がまだ畑かんが通水される前に

ですね、この検討がされているということでございますが、いつから検討されてですね、農家には知らされているのかですね、その辺をお聞きしたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） 間断散水についてでございますが、現在、耕地事務所がいろんな農家を回りながら、実証中でございます。これらをすべてまとめて、11月中にはある程度、耕地の方でそういった指針、マニュアル的なものが出るようになっていきますので、それらを基にして、今後下ろしていこうというふうに考えております。

○6番（坂元修一郎君） 今、意見を取りまとめて、農家に知らされるということでございますが、この散水氷結法というのは、水が凍るときに出る潜熱というのを利用しているわけでございますけれども、我々が行ってきた中では、非常に観察力と技術も大事になってくると思います。外気温が2度になったときに、大体、葉っぱの表面というのは零度になるわけでございますが、その時点で散水を始めて、まず氷を早く作ってしまう。そして、その氷の膜を作ることによってですね、保温効果というのを出しながら、その間断の時間を長くしていくというのが、今までやってきた中の技術であるというふうに思いますが、それを機械的にやるとなるとですね、非常に難しいようにも思いますが、そういった機械等の開発ですね、そういった機械が実際あるのかお伺いしたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） ただいまの質問については、今のところ、私の方もその機械の中身のことについてはお聞きしておりませんが、ただ問題は間断をしながら、水の利用を半分で済ませるんだという方法は聞いておりますが、具体的な内容については、今からそういうことが示されてくるんじゃないかと思っております。

○6番（坂元修一郎君） この問題ですね、やはり防霜に対して非常に苦労してきた農家は、この畑かんの通水というのを非常に楽しみにしておったわけで、そこにきてこの間断となりますとですね、非常に農家はびっくりされるんじゃないかというふうに思うわけでございます。間断の難しさ、そして例えば散水初め、水を止めるときにですね、もし誤って被害が出た場合に、その責任というのが、この間断散水にですね、向けられる可能性も私は十分にあると思うんですね。そこで、十分この点については検討されるようお願いしたいわけでございますが、その他にもですね、その節水に対しての方法というのはないものかお聞きしたいと思います。私的には節水型のスプリンクラーもあるわけでございますね。そういったものも利用できないのか。例えば、オレゴン、共立といったような、三大メーカーがですね、これしか、このスプリンクラーしか使えないのかですね、そのへんの事情をお聞かせいただきたいと思っております。

○耕地課長（通山正文君） それでは、間断散水についてお答え申し上げます。

今、耕地事務所の方で、郡内で約50箇所ぐらいの、こうした間断をされていらっしゃる方の調査等を行っているわけでございます。そういうことで、さっきも言いました維持管理費の問題、それから非常に南部等においては面積も当初計画よりも増えておるといふ、そういう関係で、要は耕地事務所の方では、今、実績のあります、そうした間断散水をとということで、今、指針を11月までに作成するというところでやっておられます。そういうことです。

○6番（坂元修一郎君） この間断についてはですね、先ほども申しましたけれども、十分な検討をさ

れてですね、やられた方がいいと思います。南部につきましては、旧有明町700町歩以上の面積がございます。まだ広がる可能性もございますけれども、確かに水の心配はございますけれども、ファームポンドの増設なりですね、そういった先ほど申しましたが、節水型のスプリンクラーの利用とかですね、十分検討していただいて、なるべくこの間断というのは避けてほしいというふうに思います。

最後の6番目の質問になりますけれども、今ありましたその防霜もですね、本来のかん水とは違う目的外の利用法となるわけでございますが、畑かん以外に多目的に利用できれば、多品種の栽培、コストの低減ですね、労力の省力化、さらには高所得につながっていくというふうに思うわけでございますが、水の多目的利用にはどのようなものがあるのかお伺い申し上げます。

○市長（本田修一君） 水の多目的利用についてでございますが、太陽熱土壤消毒、熱水土壤消毒、土壤還元消毒、散水氷結法による茶の防霜技術、細霧冷房技術、除塩、畦間湛水、防除や液肥の散布、火山灰の除去、農産物の洗浄等としての利用が考えられております。

○6番（坂元修一郎君） かん水するだけでなく、いろいろな多目的な利用方法があるということでございますが、土壤消毒、水で消毒するというのは非常に一般的には考えないようなわけでございますが、その水の土壤消毒についてですね、もし分かっておりましたら、御説明いただければ有難いかなと思います。

○産業振興部長（永田史生君） 先ほど市長の方から、水の多目的利用の中で、太陽熱土壤消毒というようなのが回答があったわけですが、御承知のとおり、水を貯めて、太陽熱を利用して消毒するというわけでございます。ビニールを当然、水を貯めた後にビニールを張る。そして、太陽熱を当てる。そして、熱をもたせて消毒するという方法、それから熱水土壤消毒というのがございますが、熱いボイラーで熱を湧かしながら、それらを地中にまきまがら、時間をかけて消毒する方法と、そういったものが水を使った消毒法として、現在いろんな農薬の規制の中で見直されて、行われているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 大変勉強になりました。水を使って消毒というのは、どういうものかなというふうに思いましたけれども、通水が迫ってきた中で、農家の方々と話をしますと、いろいろな水の使い方、発想が生まれるわけでございますが、作物の洗浄ですね、あと機械等の洗浄までは許されると思いますが、畜産の方からですね、出た話でございますが、畜舎での夏場の冷房ですね、はできないかとか、牛に飲ませることはできないのかとかですね、そして牛を洗ったりとか、そういったことに水は使えるのかというふうな質問も出ておりますが、そういったことに対してはいかがでしょうか。

○産業振興部長（永田史生君） 畑地かんがい用水の畜産への利用につきましてでございますが、目的外利用ということで、利用することは制限をされておりますが、今後これらがどういったふうに利用の仕方がなっていくのかということになりますと、やはり農業の振興という、そういったことを検討したときには、県あたりと協議をしながら、国、そういったところに要望もしていきたいというふうに思います。今の段階では、一応目的外利用というふうなとらえ方をいたしております。

○6番（坂元修一郎君） 質問をしてまいりましたけれども、畑かんが本当に有効に生かされまして、この曾於の地域が水で潤され、そして農家の懐もですね、潤いますように御祈念申し上げながら質問を終わりたいと思います。

○議長（谷口松生君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

小野議員まで入りたいと思いますので、ここで40分まで10分間休憩をいたします。



午後 3 時30分 休憩

午後 3 時41分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次に、14番、小野広嗣君。

○14番（小野広嗣君） それでは、早速、質問通告にしたがい、順次、質問してまいります。

初めに、住民サービスの観点から、住民基本台帳カードの多目的利用について伺います。総務省では、住民基本台帳カード内の住民基本台帳ネットワークシステムで利用する領域から独立した空き領域を利用して、それぞれの自治体において様々な住民サービスが可能であるとして、12の例を挙げております。そのうち七つのサービスを全国の自治体で利用可能な標準システムとして、財団法人地方自治情報センターにおいて、ICカード標準システムとして開発し、希望する市町村に対し、原則として無償で提供しており、現在では100を超す自治体で条例が定められ、様々な事務に利用されております。また、本年3月には、総務省より、住民基本台帳カードの利活用手法等に関する検討会報告書が公表され、住民基本台帳カードの多目的利用を推進している多くの先進事例が紹介されております。そこで、市民サービスの向上と普及率の増加に効果があると考えられている住民基本台帳カードの利活用方法に関して、本市の取り組む姿勢を伺いたいと思います。

次に、福祉施策の観点から、2点質問いたします。

一つは成年後見制度の利用促進についてであります。成年後見制度は認知症や知的障害、精神障害などの理由で、自己決定が難しく、判断能力が不十分な人々の権利を守る仕組みとして実施されている制度であります。親族や第三者などが後見人となり、不動産や預貯金などの財産管理や、生活上の契約を本人に代わって代理するとともに、本人が行った契約でもそれが本人に不利益な契約であれば、後見人が解約できる権限を持つものであります。例えば、リフォーム詐欺などの悪徳商法との関係で言えば、後見人がいれば、本人が悪徳業者と結んだ契約でも解約が可能になります。しかし、この制度は残念ながら、なかなか普及してきておりません。その理由として制度の内容が複雑で分かりにくいことや、実際にこの制度を利用できるようにするためには、多くの時間と手間がかかること、さらにこの制度を申請するためには高い費用がかかるということなどが挙げられております。厚生労働省が近年推計した資料では、認知症にかかってしまう高齢者は2030年には353万人に達すると予測され、全国の高齢者の6人に1人という割合になる可能性があるということからも、今後この制度はなくてはならないものではないかと考えております。そこで、本市の高齢者や障害者にとって、今後はもっと身近な制度となるよう、相談支援や普及に向けた対策を実行するべきではないかと思っております。今後の課題と併せて、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

福祉施策の2点目として、火災警報器の設置促進についてであります。全国で昨年1年間に発生した火災は5万7,487件に上り、そのうち2,197人が亡くなっております。特に住宅火災での死者が多く、建物火災の約9割、火災全体で考えても6割以上を占めております。去る8月には私の家のすぐ近くでも火災が発生し、誠に残念なことにお婆ちゃんが亡くなるという悲劇があったばかりであります。住宅火災では住民が就寝中などで気付かなかつたり、例え気付いていたとしても逃げ遅れてしまい、煙にまかれるなどして亡くなるケースが多いと言われております。実際、火災警報器を設置した場合と、設置していなかった場合の比較では、死者発生件数は3倍の差が出たとの報告もあります。このため、2004年に消防法が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務化され、新築については本年6月1日から始まっており、既存住宅については2008年6月から設置義務があり、既に新築住宅の場合、火災警報器が付いていなければ建築確認が通らないと言われております。特に、高齢者一人暮らしの世帯の方については、火災への不安が常にあり、今後の対応が急がれているところであります。そこで、本市の今後の取組について伺いたいと思います。

次に、健康増進の観点から、がん対策について伺いたいと思います。先の通常国会で、日本を対がん戦略の先進国にしようということで、がん対策基本法が成立いたしました。来年4月からの施行であります。今回のがん対策基本法の柱としては、一つにはがんの予防、早期発見、二つにはがん医療の均てん化、格差是正の促進、3点目のがん研究であります。厚生労働省が公表した我が国の人口動態統計では昨年のがんによる死者は過去最多の32万5,885人となり、死亡総数の30.1%にまで増加し、現在は3人に1人ががんで亡くなっております。本市でも死亡原因の第1はがんであることから、老人福祉計画でも検診受診率の向上を図るとしてありますが、残念ながら本市のがん検診の受診率については低い状況にあることがデータとして記載されております。そこで、本市の今後のがん検診の質の向上、受診率アップについての取組について、まず伺いたいと思います。

次に、教育行政の観点から、義務教育における保護者負担の軽減について伺いたいと思います。現在、深刻化している少子化現象のその一つの要因として、若い世代の方々が子育てに対して、様々な形で重い負担感をもっていると指摘されております。国立社会保障・人口問題研究所が行った出生動向基本調査では、若い夫婦が実際に持つつもりの子供の数、つまり予定子供数が、夫婦にとって理想的な子供の人数を下回る原因として、子育てや教育にお金がかかりすぎるという理由を挙げている人が、34歳以下の若い世代では7割を超えるという結果が出ております。また、総務省がまとめた少子化対策に関する政策評価書においても、子育てや教育に伴う経済的な負担の重いことが、繰り返し指摘されております。子育てにかかる費用のうちでも、特に多くを占めるのが教育費であります。学校教育費については、憲法第26条に義務教育はこれを無償とすると規定されており、さらに教育基本法第4条にも、国また地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料はこれを徴収しないとあります。ところが、児童・生徒の保護者には、授業料以外にも様々な費用が徴収されているのが現実であります。そこで、本市として、保護者に費用の負担をお願いしている、特に教材費、学校指定物品費などをはじめ、これまで保護者負担としていた費用についても再検討をすることにより、さらに費用の軽減を進めることや、公費で賄うことができるものもあるのではないかと思います。まずもって教育委員会の考えを

伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住民基本台帳カードによる利活用方法についてということですが、御承知のとおり、総務省が示しております住基カードのICチップの中の領域を使った利活用が考えられ、全国でも様々な利活用が図られているようでございます。本市におきましては、現在、合併以来、市民カードの普及に努めており、その発行件数も伸びており、土曜・日曜も利用できる自動交付機の使用件数も増え、市民の皆様方に馴染んできたところがございます。現在、住基カードにつきましては、公的な身分証明としての利活用をはじめ、金融機関等でもその活用が図られているようでございます。

本市における住基カードの多目的利活用につきましては、市民カードとの調整も考慮する必要がありますので、住基カードの普及状況を踏まえながら、市民のニーズや生活に密着した真に必要なサービスを検討して、利活用を図っていきたくと考えております。今しばらく検討させていただきたいと思いません。

次に、成年後見制度の利用促進のための相談支援や課題についてということでお尋ねでございますが、現行の成年後見制度は平成12年4月に新たにスタートしたもので、認知症、知的障害、精神障害などで判断能力が低下している人のため、援助してくれる人を家庭裁判所に選んでもらう制度であります。これによりまして、自分一人では困難な不動産や預貯金等の財産の管理、各種契約が安全に行われるようになりました。成年後見制度は大きく分けて、法定後見と任意後見とに分けられますが、法定後見では本人の判断能力の程度やその他の事情によって、後見、補佐、補助の3つに分けられております。成年後見制度の利用に当たっては、家庭裁判所への申立てが必要になりますが、申立ては誰にでもできるわけではなく、本人、配偶者、4親等内の親族、又は市町村長などに限られております。申立てから審判までの期間は、事案にもよりますが、一般的に3～6カ月かかります。また、費用は切手、印紙代で5,000円から1万円です。ただし、鑑定を要する場合は、別途鑑定費用が5万円から15万円かかります。さらに、申立てを弁護士や司法書士に依頼すると、別途報酬がかかることとなります。

相談の支援体制につきましては、介護保険における要支援及び要介護1の認定者が、要介護・要支援認定者全体の5割近くに増加しまして、これら軽度者に対するサービスが利用者の介護状況の改善につながっていないという実態を踏まえまして、平成18年4月に介護予防と地域づくりを重視した、新たな介護保険制度に転換されました。具体的には、新予防給付と地域支援事業の創設がなされ、これらを一体的に実施する中核拠点として、「志布志市地域包括支援センター」が設置されたところです。

センターでは、地域支援事業の一つとして、高齢者等が住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を維持できるように権利擁護業務を行っていますが、その一環としまして、成年後見制度の利用に関する相談等についても様々な支援を行うこととしております。具体的には成年後見制度普及の広報等、2番目に成年後見制度の利用に関する判断、3番目に成年後見制度の利用が必要な場合の申立て支援、4番目に診断書の作成や鑑定に関する地域の医療機関との連携等を行います。

課題といたしましては、制度に対するPR不足もあり、現実の支援まで至っておりませんので、今後、地域住民、関係機関等への広報啓発や、成年後見に対する説明会や相談会の実施、さらにパンフレット

等の活用によりまして、成年後見制度の利用促進につなげてまいります。

次に、福祉施策について、高齢者、特に一人暮らし高齢者への火災報知器の設置の促進についてということでお尋ねでございます。

近年におきます住宅火災による死者数が、建物火災の約9割を占め、毎年1,000人を超える尊い命が失われており、今後の高齢化を受けて、更に同死者数が増加する恐れがあるところです。本市においても、4月以降、2件の人家火災が発生いたしました。いずれも高齢者世帯で、議員のおっしゃるように、1名の方が亡くなられております。このような状況に対応するため、国は消防法の改正を行い、すべての住宅に住宅用火災報知器の設置を義務付けております。新築住宅につきましては、平成18年6月1日から設置、既存住宅については、平成23年6月1日までに設置がそれぞれ義務付けられたところです。設置場所は、住宅等の就寝用に供する居室、寝室がある階の階段などで、煙を感知して火災の発生を警報音又は音声で報せる煙式警報器を設置しなければならないということになります。また、任意ではありますが、熱を感知して火災の発生を警報音又は音声で知らせる熱式警報器は、台所に設置いたします。価格はいずれも1万円ぐらいです。なお、市民の皆様には、今年5月の広報で詳細にお知らせしたところですが、周知徹底を図るためにも、今後、機会をとらえて啓発してまいりたいと考えております。特に高齢者については、老人クラブや各種会合等を通じて、住宅用火災報知器の設置義務化への理解並びに設置促進を図ってまいります。

次に、健康増進について、がん対策基本法が成立したが、本市のがん検診の質の向上、受診率のアップについてということでお尋ねでございます。がん対策基本法は国民の疾病による死亡の最大の原因になっているなど、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題になっている現状に鑑み、がん対策を総合的かつ計画的に推進するため、がん対策に関し基本理念を定め、国、地方自治体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画について定めるとともに、がん対策の基本となるものについて定めたもので、議員立法で成立したものでございます。なお、施行日は平成19年4月となっております。その中の基本的施策で、がんの予防及び早期発見の推進があり、がん検診の質の向上については、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の確保、その他がん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講じるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発、その他の必要な施策を講じることになっております。がんによる死亡率を下げるためには、喫煙、食生活、運動、その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及など、がんの予防の推進とともに、初期の段階に検診で発見することが大事であると認識しております。

本市における各種がん検診の受診率につきましては、国・県と比較しまして、高いものもあれば、低いものもありますが、全体的にまだ低い水準にあります。がんが全国と同様に志布志市の死亡原因の第1位であることから、予防や早期発見の必要性を市民に広く周知し、検診受診率の向上を図っていくことは重要なことと認識しております。県はがん対策基本法に規定してあるがん対策推進計画については、来年の策定に向けて検討しているそうであり、検診の質の向上につきましては、医療技術、医療従事者との関連もありますので、県などと連携を図りながら対応してまいりたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、私もこの義務教育に関わる費用につきましては、憲法の中でも無償とすると定められておりますが、その無償とされるべき範囲につきましても、御指摘のとおり、授業料及び教科書の無償を指すものと理解しております。そのために、学用品その他、教育に必要な経費につきましては、必ずしも無償ということではないと私もとらえておるところでございます。それはさておきまして、義務教育における教材あるいは学校指定の物品等の購入のための経費が、学校により差はありますものの、思いのほか多額になる現状があるというのは、本市に限らず、無償であるべき義務教育において疑問をお持ちの保護者も一部にはおられるのではないかと思うところでございます。

市内の学校では、教材におきましては、すべての学校で校長を責任者とする教材選定委員会なるものを設置いたしまして、年間授業時数から内容あるいは分量の検討、そして保護者への負担等を考慮いたしまして、適切な教材を子供たちに与えるようにしているところでございます。また、教育委員会は使用する2週間前までに、学校から教材使用届を提出させまして、場合によっては改善の指導をすることといたしておるところでございます。また、保護者からの費用徴収につきましては、PTA総会や学級PTA等で、その目的を保護者の皆様方によく理解していただくことを前提といたしまして、徴収にあたりましては、適切な回数で分割納入を勧めるなど、保護者の皆様への配慮をしてくれております。今後は、例えばカバンや標準服など、例えばカバンや標準服など、兄弟で引き続き使えるようなものについで兄弟続けて使うことを勧めるなど、経費削減のための指導の必要もあるかと思っているところでございます。それがひいては児童・生徒が物を大切に作る心、あるいは感謝する心、あるいはもったいないと思う心などの育成につながるのではないかと考えているところでございます。

一方、この任意加入であります部活動での用品購入が過剰になっておるという例、あるいは子供たちがメーカー品欲しさにですね、学校から購入するよう指示されたなどと、その保護者に言っている例もあると、私、耳にいたしますので、競技力向上は忘れて、華やかなユニフォーム購入競争などにならないように、学校を指導いたしますとともに、保護者の協力も求めてまいりたいと、かように考えております。教育委員会といたしましては、これまでも義務教育費無償の精神を生かしまして、必要最小限で最大の教育効果を生む教材の選定と効果的な活用、そして保護者への過重な負担を強いることのないよう、学校やPTAが十分検討をするよう指導してまいりました。今後とも必要に応じまして、地域の民生委員の方々と連携して、準要保護などの就学援助制度などを適用いたしまして、義務教育が円滑に進められ、子供たちが明るく元気に学校生活を過ごせるよう指導してまいりたいと、かように考えております。

○14番（小野広嗣君） じゃあ質問通告にしたがいまして、順次、市長の方にまず一問一答で質問をしてまいりたいと思っておりますが、まず住民基本台帳カードの利用促進ということで、住民サービスを図ってはどうかという視点で質問をしているわけですが、ただいま合併して、志布志市としての市民カードの利用率も少しずつですけれども、伸びてきていると。そして、今後、身分証明あるいは金融機関等で利用しているケースもあるので、そういったことも含めて取組を検討したいと。今しばらく検討の時間をいただきたいと、そういう答弁であったらうと思っておりますが、じゃあですね、この志布志市民カード、これが今どれくらいの市民の方が利用されているのか、現在の交付枚数をお示しをください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○市民部長（稲付道憲君） ただいまの件についてお答えいたします。

まず、住基カードの発行件数でございますが、171件でございます。そして、市民カードの発行につきましては、2,518件、これはいずれも9月13日現在で取りまとめているところでございます。さらに、旧有明町におきましては、町民カードということで発行いたしておりますが、これが4,800件でございます。以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 住基カードは171、市民カードは2,518と。有明町の方で4,800、これはひまわりカードというやつですかね。そういう状況をお示しをいただきました。例えば、今度、志布志支所は少し遅れてでしたが、合併を機の一つはこの自動交付機を設置したわけですね。この自動交付機を設置して以降のですね、利用状況をお示しをお願いしたいと思います。

○市民部長（稲付道憲君） 住基カードにつきましては、志布志支所が116件、松山支所12件、有明本庁が43件の、171件でございます。それから、市民カード、先ほど申し上げたその内訳になりますが、志布志支所が1,568件、松山支所が250件、それから有明本庁が700件の、2,518件でございます。

○14番（小野広嗣君） 志布志支所の利用状況も伺ったところなんです、このいわゆる自動交付機のですね、利用状況、まあいいでしょう。市民カードもこれが多いのか少ないのかという議論もするべきであろうと思いますが、市長は伸びてきているという御答弁でありました。住基カードに関しては、決してこの普及しているとは言えない、そういうとても言えない状況であろうというふうにあるわけで、いわゆるこれを普及していく、そして住民サービスに供するという視点に立てばですよ、やはりこのカードの利用価値を高めていく戦略というのが必要であろうと思うんですね。より住民に身近なサービスを提供していくカードの使い道、これをやはり議論していかなきゃいけない。なぜこういう議論をするのかと言いますと、この住民基本台帳のシステムが立ち上がったときに、志布志町議会においてもこういった議論をし、そして再度議論をする中で、今度は合併が近づいてきて、そして合併後にこのことに関しては真剣に議論をさせていただきたいという答弁等も委員会の中でもあったものですから。先ほど市長は検討を今しばらくいただきたいということですので、現時点ではやはりこのことに関しての多機能なカードの利用方法についての検討というのはなされていないということですね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の発言にございましたように、合併に伴いまして、この住基カードの利用についての促進については協議がその時なされてなかった状況でございます。そして、合併がなされた時点で改めて検討するというふうになっておりまして、現在の段階ではまだその検討段階に入っていないということになっております。

○14番（小野広嗣君） 先ほど市長の方からもありましたように、この総務省が報告書を出していますね。そして、先進自治体のその使用例というものを挙げています。そして、基本的に12のサービスを提供できる形、そして、その中でも絞り込んで七つシステムを立ち上げて、希望する地方自治体に対しては無償でこれを配布すると。そして、その自治体で真剣に議論して、利用価値を高めていってもらいたいという方向性が打ち出されているわけですね。このことに関して、先ほど市長は、そういう流れがあると

ということだけを答弁をされたわけですが、この具体的な中身についての認識は市長はどこまでとらえていらっしゃるでしょうか。七つのサービス、そして12のサービス。

○市長（本田修一君） 現在、15のサービスにつきまして提示されていると。そして、そのうちの七つにつきまして、多目的に取り組んでいる市町村も参考に挙げられるということでございまして、様々な形のサービスが提示されているようでございます。例えば、証明書自動交付機を利用して住民票の写し、印鑑証明書、その他の書類交付を受けると。そして、申請書を自動的に作成するサービス、検診、健康診断、健康相談の申込み、結果の照会等を行う。事故、急病等で救急医療を受ける場合、あらかじめ登録した本人情報を医療機関等に提供するサービスというような形で、災害その他、15番まで多目的に利用できるサービスについて示されております。

○14番（小野広嗣君） 通告書を出しておりましたのでね、市長もブレーンの皆さんの出された資料等を目を通されて、今述べられたところであろうと思いますが、実際、こういった通告が出る以前のですね、いわゆる市長のこういった住基カードに対するですね、姿勢というものを実際聞きたいというのが僕の本音であります。今、その後、通告を出して、今市長が述べられたようなサービスがあると。全国の使っている条例を変えて、いろんな使い道を今展開しているわけですが、そういったのも、先ほど述べました検討会報告書の中で先進自治体の使用状況ということですね、いっぱい出てますよ。その一つ一つは手元に資料はありますけど、もうやりませんけれども、例えば今述べられた七つのサービスのうちでも、例えば志布志市にあって、今後これを使えたらいいなあという、そういった考え方は市長の中には今全然ありませんか。

○市長（本田修一君） 例えば、先ほど例の中で申しましたように、検診、健康診断、それから健康相談の申込みとか、それから結果の照会を行えるサービスというものがあったら、これは便利かなというふうには感じたところでございました。

○14番（小野広嗣君） これから検討されるということですので、ずっと先進自治体の状況を見てみると、本当これがあたらいいなあということがいっぱいあるわけなんですけど、やはりあまりにも多機能に利用できる範囲が広がっていても、今度は逆にですね、市民が使えないカードになっていくのかなというきらいもありますので、やはり検討会の中でこの合併した志布志市にあって一番必要なものであるということをしっかり議論していただきながら進めていただければなあというふうに思うんですが、やはり災害に強い、災害のためのカードという使い方をしてるところもありますし、今言われたように、高齢者等が免許証がない場合にですね、証明書代わりにですね、使っていらっしゃるところもある。カードがですね、この多いのか少ないのかという議論をすると、この図書館カード、図書利用カードですね、このカードの枚数はそちらで今分かりますか、利用枚数は。

○教育次長（山裾幸良君） 図書館カードの利用状況でございますが、今、1万6,000枚ほど発行しております。市内の方々にはその90%、1万4,400枚を発行しているところです。以上です。

○14番（小野広嗣君） 今、例えば、この図書館カードで言いますと、次長の方から答弁をいただきまして、1万6,000枚、かなりの利用があるという答弁であります。そういった意味でいきますと、今回七つの基本システム、ソフトがあるわけですが、その中にこの図書利用カードとしてのですね、機能を

持たすことができるというふうになっています。これを使っていくと、全国のどの図書館に行っても、このカードを使用して図書館の貸出し等もスムーズに行えるというシステムであります。ある意味で住基カードをですよ、今後検討していく中で、スムーズにサービスが提供できる流れとし、あるいはカードの促進というのが大事だろうと思うんですよ。やはり使う方が増えていくと、やはり雪崩をうって、その使用頻度というのは膨らんでいくだろうと思います。そういう意味では、この図書カードとのですね、併用ということも導入部のですね、スタートとしては大事なかなというふうに思うんですが、そのへんどうでしょうか。

○市長（本田修一君） 図書カードにつきましては、ただいま教育次長が申したように、かなりの数で利用されているという状況でございますので、その利用度は高いものというふうに思います。さらに、住基カードでこのことが利用できるとなれば、これらを利用される方がかなりまた利便性が高まって、利用率も高まっていくというふうには考えるところでございます。

○14番（小野広嗣君） その利用度を高めるためにですね、やはりしっかり検討をしていただきたいと思います。ある意味で、こういったことを導入するときには、ある程度のコストがかかってくる。しかし、このスタートを考えていったときですね、やはりICカード、そのセキュリティの高さをもって、サービスを提供していくという流れの中で、やはりこのIT戦略のですね、一環なわけですね。IT戦略の一環の中には、やはり事業コストの削減ということも考えてある。一方でそれを導入するときには、導入費用がかかるという問題も確かにあるんですが、やはりIT戦略の一環としては、それまであった事業の見直しを行うことによって、そしてそこにこういったサービスを入れ込むことによって、そういった金銭的な問題を解消していこうという流れもありますので、併せてですね、そういったことを理解した上で、やはり三つ、四つですね、このまちで利用できるものはないのか。確かに市長が先ほど言われましたように、いろんな面白いことをやってるなと思うんですけど、例えばこの温泉に行かれます、保養で行かれます。そして、そのときにこのカードを使って、カードを使う度にポイント数が貯まっていくと。そういうことによって健康増進にもつながっていくとかですね、いろんな使い道をされている。あるいは地域通貨として使っていられるところもある。先ほど申しました防災対策、中身はもう市長が資料で目を通されれば結構だろうと思いますので、そういった多機能な面をですね。それで、当初この住基が始まったときに、信頼性の面で個人情報の露出と、そういったことですごく心配もあったわけですが、数年経って段々落ち着いてきまして、住民の理解というのも段々深まってきたらと思うんですね。そういった意味では、やはり住民に対して、その信用性を訴えながらですね、PRをぜひやりながら、この普及率に向かってですね、取り組んでいただきたいと思います。そういう意味では、短期的なもの、中長期的なものとかですね、いろんな目標を決めて進めていただきたいと思います。市長は今回、施政方針の中で様々なことをやりたい。首長として当然であらうと思いますが、戦略会議を立ち上げたりですね、女性支援会議を立ち上げられたり、そういうものもあります。ある意味では、行財政改革をやっているということもされてますね。そういった中に、例えば行財政改革の一環としても、こういったことも含め、住民サービスも行う、そして行財政改革にも資するとか、そういった観点も含まれていると思うんですね。ですから、少ししばらく時間をいただいて検討していただきたいと思いますという、そのし

ばらくの期間というのがどの期間なのか、そこを少しお示してください。

○市長（本田修一君） ただいま、その検討の段階ではないということでございますが、議員の示されている様々な利便性につきまして、改めてその多目的利用について、本格的に取り組まなければならないというふうに痛感したところでございます。先ほど、答弁いたしました多目的利用の中身を見てみますと、その図書館の利用カードにつきましても、こういった住基カードが利用できるというようなことが示されているわけでございますので、これらのものを重点的にどのことを取り組むべきかということも含めまして、今後検討させていただければというふうに思います。そして、そのことが本来の行政の目的であります、住民への福祉の向上、そして利便性の、効率性への取組というものにつながっていきうということでございますので、行財政改革の中でもこのことについては当然出てくるべき項目だというふうに認識しております。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、こういった機会に市長も認識を新たにさせていただきながら、今、答弁いただいたような方向でですね、なるだけ早くですね、取組を開始していただきたい。結論は少し遅れると思いますが、スタートはですね、早く切ってほしいというふうに要望しておきたいと思います。

次に、成年後見制度に移りたいと思いますが、成年後見制度の質問に対しては、その後見制度の制度そのものの内容についてお話はございました。そして、あと答弁があったのは、支援体制に対して答弁があったのみでございます。そのことは後ほど触れますが、いわゆるこの志布志市の中に、この高齢者世帯が単身世帯でどれだけいらっしゃるのか、あるいは高齢者とくくられる夫婦の世帯でいくらなのか、その数字をお示してください。

○福祉部長（蔵園修文君） お答えいたします。

8月末現在でございますが、志布志市内の65歳以上の住基人口、1万363名でございます。そのうち一人世帯の数、これが3,006というふうになっております。全体の世帯数が1万5,606ですから、そのうち一人世帯数が3,006と。うち男661、女2,345というふうになっております。

○14番（小野広嗣君） 冒頭の質問でも申し上げましたように、本市だけを見なくても、やはり高齢化社会の流れにあって、いわゆるこの高齢者世帯あるいは夫婦世帯、その中でも一人世帯という数が凄まじい勢いで増えていっている。そして、増えていく流れの中で、残念なことにやはり年齢とともに認知症的なですね、認知症となった高齢者が出てきた。また、先ほど申し上げました障害者あるいは知的障害者、あるいは精神障害者の方々もいろいろおられる中で、ますますですね、手厚くそういったところに光を当てていかなきゃいけない時代に入ってきたんだらうなあとというふうに思うわけです。そういった中で、特にこの先ほど市長も言われましたように、この自分で社会的な契約であるとか、そういった場に臨んだときに、判断能力がない。そのためにいわゆる元気なうちに後見人をもう決めておきたいという方もいらっしゃいます。私もそういった相談も受けております。そして、逆に今度はやはりそういう状況になって、なおかつ身寄りもいなかったり、経済的支援もできないという状態のときに、市長自らが申立人になって、そうした費用も含めてですね、やはり手を伸ばしていくというシステムがあるわけですね。それがこの老人保健福祉計画の中にもしっかりと載ってるわけですが、この事業は国がこういった事業を立ち上げてから5年を経過してるわけです。5年経過して、実際この事業を使った方々、こ

の事業の実績というのは、一体どういう状況ですか。

○福祉部長（蔵園修文君） 合併前も含めまして、志布志市では利用がないというふうになっております。

○14番（小野広嗣君） この事業実績がゼロという状況である。この原因はどこにあると思いますか。

○市長（本田修一君） 原因につきましては、この事業のことにつきまして、まだまだ認知度が低いのではなかろうかというふうに思っております。

○14番（小野広嗣君） この事業に関する認知度が低いと、その責任はどこにあるんですか。

○市長（本田修一君） 当然、私どもが様々な施策を行っているわけがございますから、その施策につきまして詳しく述べなければなりません。そして、知っていただいて、利用していただくということで行うわけがございます。この成年後見制度につきましても、そのような意味で私どもの方でまだまだ利用度がゼロということで見ましたときに、まだまだそういった意味で私どものそういった周知が不足していたのではなかろうかというふうに考えます。

○14番（小野広嗣君） まさしくそうであろうと思うんですね。確かに難しい制度である。そして、いわゆるこれが個人で行う場合、先ほどありましたように、期間が4カ月かかるとか、あるいは裁判にもっていくときに、いわゆる鑑定のコストがかかる。それも鑑定を2回しなきゃいけなくなると、5万、10万、15万かかるとか、いろんな問題点はあるんです。ただ、やはり我々が議員として活動していく上で、いろんな相談を受ける中で、こういった問題や相談を受けるわけですよ。受けてるのに、行政にこういった相談がないということが、すごく不思議でならない。それは、やはりPRの不足であるとか、認識の不足であろうというふうに思うんですね。例えばですよ、この福祉計画書、この57ページに載ってますよ。任意事業のくくりの中に載ってます。成年後見制度利用支援事業とあります。ここを読んでいくと、市申立てに係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要する経費や、成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業ですと書いてあります。これを読んで分かりますか、この内容。じゃあ成年後見制度ということの意味が分からなければ、これは全然分からない文章ですよ。なぜこういうことを言うのかというと、この巻末にはですよ、用語集が出てますよ。親切にやさしく書いてある。いろんな事業を見てると、確かに事業の中に載ってない分がある。でも、その事業というのは、この説明で分かるんです、やっぱり。ところが、成年後見制度利用支援事業の成年後見制度ということの用語集の解説にも載ってませんよ。これではですね、やはり不親切、分からない。PRをしますと、広報をしますと言うけれども、制度が複雑であるが故に、余計PRをしていかないと、市民に伝わらないわけですね。その辺に対する考え方をやはり行政としてですね、しっかりやさしくですね、接していく在り方がないと、こういったことにやっぱりなるんだらうな。やはり認識が薄いから、こういった用語集の中にも出てこないんだなあというのをすごく感じたんですね。その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおり、用語集にもその成年後見制度についての説明がないということになれば、認識が不足でございまして、もっともっとPRすべき立場でありながら、そのようなものが不足していたというふうに思うところでございます。

○14番（小野広嗣君） この制度はもうスタートして5年経ってます。そして、本市においてもそうい

った実績がない。そして、それは本市においてもですね、それは本市に限ったことではなくて、やはり他の自治体でも遅れている自治体も多うございます。進んでるところもあります。それはやはり認識の違い、取組の姿勢だろうと思うんですね。そういった流れを受けて、法律が変わったんですね。法律が変わって、この高齢者の虐待防止と虐待を受けた高齢者の保護とともに、財産上の不当利益による高齢者の被害の防止と救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、この制度が広く利用されるようにしなければならないという法律の改正の中でうたわれたんです、今回新たにですね。やはり認識不足があったということですね。厚生労働省では、身寄りのない高齢者や知的障害者を対象に、成年後見制度を利用しやすくするため、市町村長が法定後見開始の審判を申し立てることができることとして、先ほど言った事業をスタートさせてるわけですね。これはその申立てがあったときに、経済的負担ができない、身寄りがいない、親戚等をあたって、そういった申立てをする人がいない、そういったときに市長自らが申立てができるんですよ。そして救済をしていくことができる。そのことに対する、やはり姿勢というものです、やはりしっかり考えていただいて、今回のこの法律のですね、改正法案を受けて、この事業のですね、利用促進に徹底して取り組んでいただきたい、そのように思っております。

あと、この相談体制ですね。相談体制に対しては、先ほど市長が述べられたように、今回、地域包括支援センター、これがスタートしておりますね。そして、そういった支援センターの中でも、いわゆるこういったことに対する相談事業として対応するという流れがございます。ただ、その地域包括支援センターに、例えば高齢者の方やら、家族の方々が行ったときに、即座に対応できる、そういった体制はきっちりと出来上がっておりますか。

○福祉部長（蔵園修文君） ただいま議員がおっしゃいますとおり、17年度までは介護予防地域支え合い事業の中で、その権利擁護等に関する事務が補助事業として入っていたわけでございますが、今回の介護保険法の改正に伴いまして、権利擁護事業につきましては、包括支援センターで担当するということになったところでございます。更に、障害者自立支援法に基づきます地域生活支援事業における相談事業等についても、また新たに制度化されるわけでございますが、こういったものを含めまして、市の相談体制の充実を図るということで、現在、包括支援センターの方でその担当になるべき職員について、今後の事業等、先ほど市長が説明いたしました事業等について、今、一生懸命勉強をさせているところでございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、今、部長の方から答弁もございました。この権利擁護事業ということもあって、この包括支援センターの中でしっかりそのことに対しても対応していくと。虐待の問題等も含みますよね、いろんな相談がここへ押し寄せてくる。やはりここが相談の大きな窓口になっていかなきゃいけない。現場的にはありますよ、現場、現場で対応できる問題もいっぱいありますが、やはりそういったここが大きな窓口として対応していきますよということをやはり周知することで、より相談体制がですね、相談しやすい状況ができる。そういった中では、この地域包括支援センターの中に、この権利擁護、こういったことも含めて、いわゆる保健師さん、あるいは社会福祉士さん、そして主任ケアマネージャーですね、こういった職種、3職種を置かなければならないというふうに規定されてい

る。今回、質問をしている流れの中で、この成年後見制度でいえば、より社会福祉士さんの、いわゆるこの専門性ですね、そしていろんな相談を受けたときの対応方、これがしっかりできるような状況で組まれていかなきゃいけない。そこらは今のところ、どうでしょうか。研修等も含めてやっていかないと、かなり複雑になってくると思うんですよ。どうですか。

○福祉部長（蔵園修文君） ただいま包括支援センターの所長になっております、志布志支所の福祉課長もまいっておりますので、そこら辺につきましては、詳細について課長の方から説明をさせたいというふうに思います。

○志布志支所福祉課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

御質問にございましたように、地域包括支援センターが4月に発足をいたしましてから、新しい介護保険制度改正の下で事業を実施しているところでございます。御質問にございましたように、地域包括支援センターにおきましては、新予防給付と地域支援事業をですね、新しい事業として実施しておりますが、特にその地域支援事業の中で、四つの大きな事業がございまして、まず総合相談支援事業ということで、これは市内のすべての高齢者の総合相談に応じるという、まず総合相談支援がございまして。それから、今御質問にございました権利擁護事業がございまして、その中に虐待を含めまして、こういった成年後見制度への対応と支援というのがあるわけがございます。そのほか介護予防支援事業、主任ケアマネ等の居宅支援への指導等がございまして、特にこの成年後見制度におきましては、先ほど来、答弁がございまして、平成12年度に制度は出来ましたが、これまで実績がないというようなこともございましたけれども、そういったことに新しく包括の方で対応できるように、社会福祉士というのを設置をしておりますので、今、いろんな研修等、それから相談を受ける中で、新たな相談が出てきたときにですね、すぐ対応できるようなことで、今、研修をさせているところでございます。以上でございます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、今、課長の方からも詳細に話を受けました。今の流れに沿ってですね、取組をしっかりやっていっていただきたいというふうに思うわけですが、先ほど市長の方からも、やはりPR不足であろうと、それが一つの原因、あるいはこれはやはりですね、こういった問題、後で述べる問題もそうですが、例えば福祉部だけの問題ではなくて、やはりみんなが一緒になってですね、意識を同じように持って進んでいかないと、こういったことはなかなか進まない。福祉部だけがそのことに携わるという問題でもなかろうと思うんですね。PR不足ということ言えば、今後、しっかり広報も含め、あるいはホームページ等でも掲載してPRしていただけたらと思うんですが、先ほどパンフレット等のことも出ておりました。パンフレットもですね、いろんなパンフレットがありますよ、僕も見えておりますので。やはりこの平仮名とかルビを打ったですね、やはり大きな活字のパンフレットをですね、やはり広報で使っていただきたい。そして、今回、法律が変わってますのでね、少し若干変わりますので、そういったこともしっかり目配りをしながらですね、パンフレットによる広報をするのであれば、少し時間がかかってもいいですから、そういったことを整理した上でですね、広報をやっていただきたい。これは要望をしておきたいと思っております。

あと、火災警報器というか火災報知器の件ですね。例えば先ほど市長が述べられました、これも広報

に関するわけですが、いわゆる18年の6月1日から、いわゆる新築においてはですよ、この火災報知器を付けなければいけないという設置義務になったわけです。そして、それをしないと建築許可は下りないという方向性が出てきたわけですね。そして、既存住宅に関しては20年から、そして最終的には23年の5月31日という期間、いわゆる5年間の余裕を持たせているわけですね。だけれども、そのときにまでは、いわゆる既存住宅においても火災報知器を付けなければいけないという状況です。これをもっと言えば、地方自治体で条例を作って、その設置義務を5年間のスパンの中でうたうという状況にあらうと思います。そういった中で、こういった設置の義務付けが6月1日からスタートしたということ、どこまでですね、市民の方が理解されているのか。5月に広報はなされておりますが、それ一発でどこまで理解されているのか、どういうふうに思われますか、市長。

○市長（本田修一君） 今回、5月の広報でこのことにつきまして告知をしたところでございます。その広報では、なかなか1回では周知が図られないのではなかろうかというふうに思っております。そのような中で、今後は民生委員の通常の見守り活動等を通じてお願いすると。あるいは様々な福祉ネットワークを活用いたしまして、一人暮らしの高齢者の方々には周知を図っていきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） じゃあ火災報知器が必要であると、高齢者、ましてや一人暮らしの高齢者にとって大事であると、そういう共通認識の下にですね、ちょっと細かくなりますが、一つ一つ聞いていきたいと思います。先ほど本年に関して、私の家のほんの近くでも火事があった。それで亡くなられました。本当に残念なことでありますが、やはりこれもいろんな理由がありますが、逃げ遅れが原因であらうというふうに思うわけですね。私はこの中身については詳しく知っておりますが、これ以上申し上げません。本年の火災の状況を言われましたが、例えば、過去5年間におけるですね、住宅火災の状況、そして負傷者の数、死者の数、そういったものを含めて、旧3カ町分も含めてお示しができるのであれば、ここでお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） ここにはございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○14番（小野広嗣君） それはそれでいいですけど、質問通告をしているわけで、こういった質問が出るというのは想定できませんか。一番大事なことですよ。議論をする上で、そのことは大事なデータですよ。そういった姿勢がいわゆるこの人身事故火災に対しては注意を払いましょうと言ったって、かけ声だけで終わってしまう。一時期、志布志においても、凄まじい火事が起こった年がありましたよ。そして、警戒態勢を本当に組んだ。議会も真剣になって議論をした。凄い質疑が出ました。やはりそういった緊張感というのをやっぱり持つとかなければですね、やはりそういった油断の中から物事は崩れていくんですよ。それは後でいただければいいです。じゃあ、先ほど私は簡単に言いましたが、この火災警報器を設置する、その設置することによる効果、併せてその効果のデータというものが、今回、私が質問通告をする中で、お手元にございますか。

○市長（本田修一君） データ等についてはございませんが、広報にお知らせしました内容について、把握しているというような状況でございます。

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○14番（小野広嗣君） データとすれば、こういった質問をするわけで、広報等も出てますが、アメリカの状況、そして総務省が出したデータ、アメリカでは半分に激減したと、20年間でですね。そして、総務省のデータによると、4.5に対して1.5と、もう設置することによって、どれだけ効果があるのかという状況が出ております。先ほどですよ、市長が答弁されましたけれども、この警報器の値段、大体1万円前後というふうに言われましたが、これでいいんですか。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしましたように、1万円程度ということでございます。

○14番（小野広嗣君） 制度の問題、いろいろと業者がしている中身によっても違うと思います。1万円というくりだけではできないわけですが、大体5,000円から1万円というふうに、私が調べたところによるとされておりますね。そういった値段、そして先ほど福祉部長の方からお答えをいただきました高齢者世帯の数、そして一人世帯の数、そういったものを含めたときに、やはり一番大変なのは高齢者、あるいは身体障害者の方々もいらっしゃいますよ。でも、介護人がいれば、違う部分が出てくる。ここで議論しているのは、特に高齢者の中でも一人世帯の方ですね。そういった方の場合、やはり逃げ遅れというのが一番の原因であるというのは、市長が言われたとおりであります。そうであれば、日常生活用具の一つとしてですね、こういった警報装置、こういった警報装置の設置のですね、補助ぐらいですね、行政でやっぱりやっていく。自治体においては、そういったところにしっかり目配りしながら、しっかり補助をやって付けているところがありますよ。そういった視点というのは、市長は持たれたことないですか。

○市長（本田修一君） 現在、実施しております高齢者日常生活用具給付事業等で、概ね65歳以上、低所得者の寝たきり高齢者、一人暮らし高齢者等を対象に、自動消火器のみを予算化して給付を行っておりますが、今後、住宅用火災警報器の設置も給付の対象にできるよう検討してまいりたいと思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、そういった検討をしていただきたい。消火器も大切です。ただ、もう高齢者になってくる。そして一人家庭、慌てたらですね、もうどうしようも、逃げるが先なんです。だから、やはり24時間、寝てる間も安全を守ってくれている警報器、これがやはり大事であろうというふうに思いますので、今の市長の答弁は理解できますので、前向きにですね、検討をしていただきたいと思いますというふうに思います。この報知器のことは、これで結構でございます。

それとですね、このPRをしていくときに、その一人家庭とか高齢者だけではなくて、火事そのものをやはり起こしちゃいけないということもありますし、財産を守らなきゃいけないという視点もありますので、やはりこのマンション経営者であるとか、大家さんであるとか、あるいは不動産屋さんであるとか、そういったところにもですね、しっかりとした周知をですね、していただきたいということを要望して、次へ進みたいというふうに思います。

次に、このがん検診の関係ですが、市長が述べられて、がん検診事業評価の実施という話をされまし

た。実は、今回質問する経緯の中で、基本法が変わった。その中で厚生労働省はこう言ってますね。がん検診の受診率や質の向上について、がん検診を実施する市町村自らが、検診の質を調べて公表する。そして、がん検診の受診率、その中身、がん検診の受診率、そして精密検査が必要とされた要精検率、精検を受けた精検受診率、そしてがんが発見された陽性反応的中度ですね、そしてがん発見率などの5項目について、事業評価を行うことを求め、それを公表するべきであるというふうに言ってるんですね。そのことを行うことによって、受診率の向上につながっていくんだというふうに述べてるんです。そのことがなかなかなされてきていない。その辺に対しての取組状況はどうですか。取り組もうとされる姿勢、場内での、庁舎内での検討状況。

○福祉部長（蔵園修文君） 先ほど、市長も答弁いたしましたように、この受診率を上げるということが当面の私どもの大きな課題でございます。現在進めております通常の方法によります方法では、市長が答弁しましたように、全体的には低い状況にあるということでございます。ただいま議員のおっしゃいました、今回の改正で、その事業評価を行うと、そのことによって受診率を高めるということの改正であるようでございますので、そういった改正内容等を含めまして、この法律改正に伴います法律が施行される19年度につきましては、受診率を上げるという大きな目標を立てて対応していきたいというふうに考えております。

○14番（小野広嗣君） よく分かりました。

先ほど市長の方からも、がん対策へ向けて、事前のですね、生活習慣病の予防、そしてこの喫煙関係も含めてですね、事前のやはり予防ということも大切であろうという視点もありました。そういう視点での分析は大事なんですが、やはりこの今、部長からもそういうお話があって、今後そういう姿勢で取り組むということではありますが、例えばですよ、国・県のデータと比較して、勝ってる部分もあれば負けてる部分もあると、高い部分もあれば低い部分もある。全体的に見たら、低いんですよ。その低い未受診の理由の掌握というのができているのか。例えばですよ、こういう福祉計画を作る、介護保険事業計画を作り上げていく、いろんな聞き取り調査をやっていく、そういった中に検診事業のことも含めて、いわゆる未受診の理由は何なのかという、この聞き取りなんかできないんですかね。その辺はどうなんですか。いろんなアンケートを取ったりして、その都度やるのか、あるいは総合的にやることによって無駄を省くのかとか、いろんなことがあろうと思うんですね。そういった意味では、こういった計画を立てるときに、聞き取り調査はしなかったのかどうか、掌握はできてるのかどうか、そこらをお示しくください。

○保健課長（今井善文君） お答えいたします。

議員のおっしゃるような調査はいたしておりません。

○14番（小野広嗣君） 毎年毎年、こういうデータを出す、あるいはこの計画書を作り上げる中で、国より低いと。一方、がんによる死亡率は、本市においても第1位にあると、そういった状況での検診率が低いという、その状況把握、なぜ低いのかと、その理由の追及がなされない限り、この受診率のアップというのは逆の考え方から立てば進まないということになるんじゃないですか。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおりだというふうに思います。その原因を追及しない限りは、改善

は見込まれないというふうに考えるところであります。

○14番（小野広嗣君） 今、市長答弁いただきましたように、なぜ低いのかということをしかり、なぜ県平均、全国平均よりも低いのかということ、隣のまちも低いよと、そういう意識ではなくて、なぜ我がまちが低いのかというとらえ方ですよね。そういう分析をしかりしていくと、今度は逆にその受診率の高い自治体もあるわけで、その受診率の高い自治体はなぜ高いのか、どのようなPRをやっているのかとか、いろんな知恵が出てくるだろうと思うんですね。そういった姿勢に立って取り組んでいていただきたいというふうに思います。

あと、実はこの住民の検診、C型肝炎の問題で、この肝炎の検診というのをやってるんですよね。本市でもやっております。やっているんですが、国の事業を受けて。肝炎ウィルスの血液検査ということで、これは無料で補助を受けながらやっているわけですが、これが国の制度の18年度をもってという流れの中で、これが一旦止まります。しかしながら、この検診、肝炎検診事業というのは、今後ますますですね、真剣に取り組んでいかなきゃいけない時代的な要請でもあります。そういった国の補助事業が一旦18年度で打ち切られる中で、継続的にですね、この検診というのやはりやるべきであろうというふうに思うんですが、そこらに対する庁舎内での議論というのとはなされてるんですか。

○福祉部長（蔵園修文君） その件につきましては、検討をいたしておりません。

○14番（小野広嗣君） これはですね、早急にですね、いわゆる福祉部内ですね、また医療機関とも連携を取りながらですね、この検診の持続ということを前提にですね、やはり議論すべきであろうと思うんですよ。これは本市においても、40歳から70歳の5歳刻み、生涯1回限りですけども、この肝炎の検査をやってますのでね、こういったことに対する事業の推進というのをですね、ぜひとも継続していけるような方向で議論をしていただきたいというふうに思います。これはもう、市長、答弁は結構ですので、一応検討をしていただきたいというふうに思っています。

あと最後に、このがん受診、この受診率の向上アップをどうやって図るかという議論をしてきたわけですが、保健事業との兼ね合いですね、この保健とこの医療が連携した中での取組、そういう意味では国民健康保険の保険者である市長の基本的な姿勢、ある意味ではこの保険業務、いわゆる医療費が高騰することを防がなきゃいけないという保険者としての努めもある。一方では、被保険者のその身を守っていくという立場もある。そういった両方をにらんだ中でのですね、今後の健康保険事業のですね、とらえ方、そういったものに対する考え方だけを一言お示しをください。

○市長（本田修一君） 健康保険の事業につきまして、毎年毎年、その医療費の支払いが増高しているということにつきましては、非常に胸が痛い思いであります。それらのものの改善を図るために、いかにすべきかということにつきましては、真剣に今取り組んでいるところでございます。そのような中で、改善を図る一つの策といたしまして、大きな柱となるのは、このやはり予防のための検診ではなかろうかというふうに思います。そして、先ほども申しましたように、それぞれ検診に至る前の、それぞれの方の健康管理というものにつきまして、食生活あるいは健康に関する生活習慣の改善というものも含めたもの、あるいはさらにその以前の段階の青少年における健康に関するあり方というものも含めて、総合的にこういったものに取り組んでいく中での予備のための検診というものが位置付けられるという

ふうにと考えるとあります。いずれにしても、この検診率がアップすることによりまして、その国民健康保険事業の支出がかなり低減されるということは証明済みでございますので、このことにつきましては、真剣に取り組んでいきたいというふうにと考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、そういう方向でですね、志布志市民の健康増進に向けてですね、保険者としてのですね、取組をしっかりと行っていただきたいというふうにと思います。

じゃあ、あと義務教育におけるこの保護者のですね、経費負担についてお伺いをしたいと思ひます。先ほど、教育長の方から答弁をいただいたわけですが、この後で答弁された中に、いわゆる学校で要するこの教育費の問題、これはやはり義務教育で公費で賄うもの、そしていろいろやってあげたいとは思ひうけれども、とてもじゃないけど公費では賄えないと、そういう部分、これはよく分かります。逆に、本当に教育長が言われるようにですよ、いわゆる学校教育外費用と言ひますかね、そういった費用の方が負担が大きくなってきている。ある意味で競争社会の中で、先ほどのジャージの話じゃありませんけれども、そういった部分、こういった部分に関しては、もう論外であつて、当然、公的に補つていくことはできない。目配りだけをしっかりと指導していくしかないというふうにと、私も理解をしておりまひす。そういう意味では、そちらのことに関してはですね、先ほどの教育長の答弁のとおり、指導をしっかりと行っていただければ有り難いなあというふうにと思ひておりまひす。前へ戻りたいと思ひうんですね。その件はそれで終わりにしたいと思ひます。前に戻りたいんですが、この公費で負担する部分、あるいは保護者負担とする部分、こういった区分の明確化というものがないと、学校において差ができてしまひう。そこに関しては、やはり教育委員会の権威をもつて、やはり整理をするべきであらうというふうにと僕は思ひうんですね。そういったことに関しては、その区分に対する明確な指針、こういったものを教育委員会が出すべきであらうと思ひうんです。締め付けるという意味じゃないんですよ。そこらはどうですか。

○教育長（坪田勝秀君） 今、議員御指摘のとおり、どこまで公費でみるのかと、この辺は、ここまでは学校に任せましようというところがあつていいのではないかと、締め付けるという意味ではなくてとということでしたが、私もその点につきまして、いろいろとこの教材費等の検討をいたしまひすと、例えばある学校でですね、この三つの物を買わせて、自分の学校の教育目標を具現化したいと、達成したいという学校もあれば、うちの学校はもう一つで何とかしてみたいという学校もあるわけございまして、それが先ほどから議員の御指摘のように、学校によってばらばらじゃないかという御指摘の一つの表れかなと思ひているところございまひす。この部分、例えばA、B、三つの教材だけは、いわゆる公費で買って与えるから、あとはプラスいくつはそれぞれの学校で求めなさいということが、できれば良いのではあります、なかなかその線引きにつきまして、学校の目標あるいは地域の要請というようなこと等がございましてですね、私どもが一斉に、先ほど議員御指摘のように、締め付けではないですよと、あえておっしゃいましたように、それが教育委員会がこれとこれを買えと言つたと、これとこれはいいからなどということになるのではないかと、私どもはついつい臆病になってしまうものですから、十分、先ほども申しましたように、必要最低限でですね、最大の効果を生む教材の選択をしてくださいなという御指導しかできていないわけございまひす。私も教材費が多額であればいいというものでもないし、少なければいいというものでもない。これはやはり何事においても、バランス感覚というのが大

事でありますように、この教材を買わせる面におきましても、私、学校別のデータを今持っておるわけですが、大変結構買わせてるなあという学校が、学力がついているか、先ほどのああいう基礎学力テストなどの結果が良いかという、必ずしもそうではない。だからといって、ならもうわずかしき買わせてない学校が、これが力があるかという、またそれでもないと。非常にこれこそまさに学校の特色といえど特色なんでしょうけれども、私といたしましては、この辺がどういふふうな教材の与え方がいいのかということ、もう一回、皆さん考えてくださいと、校長さん方に、一つ今回の議員の御質問を契機としてですね、投げかけてみたいと。そして、まさしくいい加減な、要するに過不足のない教材の与え方、そしてそれをもって過不足のない指導をもって、子どもたちに学力をつけ、地域住民の期待に応えるということを考えてみてほしいということ、早急に校長等に会等でですね、話題にしてみたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○14番（小野広嗣君） ぜひ、そういった方向で、問題提起をしていただきたいというふうに思うわけですが、これは教育長はもう当然、御理解されているだろうと思ひますが、すべて義務教育費に係るその経費をですね、公的に賄うことはできないと、これはもう十分私も分かりすぎるぐらい分かっております。そういった中で、今お話があったように、例えば副教材費がある。小学校1年生で、ある小学校で使う1年生の副教材費がいくらだと、まあ2,000円だと。ある小学校では、同じく副教材費が5,000円だったとする。差がある。ばらつきがありすぎる。相談を受けるんですよ。後で出てくる服の問題なんかもそうですね、指定物品の関係でも。もうちょっとどうにかならぬものかといったことをよくお聞きするんですね。やはりこのすべては賄えないわけですが、この親が出す金というのはいっぱいありますよ、教材費だけではない。指定物品もそうですね。そして、給食費もある。学級費もある。そして、例えば芸術鑑賞があれば、お金の伴う鑑賞であれば、お金も出さなきゃいけない。遠足費もある。様々ある。そういった中に、例えば小学校1年生から6年生まで3人子供がいたとすればどうなります。大変な状況です。こういう少子高齢化の中で一生懸命頑張っているわけですね。そういったところに対する特別待遇ということではなくて、やはり目配りをしっかりしていく、教育委員会の在り方であってほしいなというふうに思うんです。そのことは、教育長、十分理解をされているようでございますので、問題提起としてですね、そういったバランスをどうするのかという問題、いわゆる高い副教材を使うことが、それが結果として良いのか。ある意味では、それを使わなければ生徒を導いていけない能力の教師なのかとか、いろんな議論になってきますね。そういった声もやはり出てくるわけですので、そういったことをしっかりですね、見ていていただきたいというふうに思うわけです。この学校に行くときに、先ほど言いましたように、この制服の問題、かかる費用として、制服だとか、ジャージだとか、まあ体操着ですね、体操着だとか、このシューズの問題だとか、カバンの問題だとか、いっぱい出てくる。これが男性の場合は、ほとんど市としてもそんなに変わらない。女性の場合は少し変わりますがね。そういった問題を見ていったときに、やはり保護者の方からいろいろ言われるわけですよ。例えば、学校でこういった体操着の半袖着は似たようなものを持ってるから、これで何とかできないかと。シューズもありますよね。これで何とかならないかと。先生によっては、可愛いお子さんのためですから、買ってあげてくださいよと言った先生がいるわけですね。取りようによっては、子供が可愛かった

ら買ってあげるのが当然でしょうという言い方になりはしませんかね。そうすると、そう言われた親というのは、自分をこの先生はそういう目でずっと見ていこうと、自分の子供もそういう視点で見られるだろうという心配をされるんですよ。だから、本当に教育現場の先生たちというのは、こと教育費にかかる問題なんかに関しても、すごく今、大変な経済状況の中で子育てをされてる保護者の方々がいっぱいいらっしゃるんです。そういった視点というのは、やはり大事にしてほしいと思うんですが、教育長、どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） まさしく御指摘のとおりだと思います。それにつきましては、この指導力の問題、ソフト面です。いよいよ先生方の指導力の問題が出てまいりますし、それからまた、忙しい、多忙下の中に先生方がおるとよく言いますが、それはそれで分かるんですが、手作りの教材等をまた開発する意欲はないのかとかですね、そういうこともありましょし、また学校にあります先輩が使った、上級生が使った教材等を大事にまた学校に残しておくというような工夫もできないのかとか、そういうことを含めて、少しでも先ほど申しましたように、兄ちゃんから弟、また姉さんから妹へ、使えるものは譲っていかないかというように、子供たちにいろいろな物を大事にすることを教えることになると思いますので、あらゆる角度から、一方からでなくてですね、それこそ双方向的に多角的な形から、その子供たちの教育の健全性を行っていくように工夫していかなければならないと思います。できるだけ早めに、また学校長を通じて語ってまいりたいと、かように考えております。以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 理解できる答弁だったろうと思いますが、今ありましたように、この兄弟間ですね、譲り合い、そして物を大切に作る心、そして親御さんたちもですね、やったり取ったりで、あげたりもらったりということをしていながら、本当に知恵を絞りながらですね、こういった経済状況の中でどうやって子供を大事に育て上げていくのかということは議論されています。それで、教育長が言われたように、例えばそういった卒業生がですよ、そういった物を持ち寄って、そういったことでバザーを行ったりとかですね、いろんな取組も行われていますので、今の方向でですね、ぜひ進めていただければと思いますが、学校の指定教材に関して、副教材等に関して、やはり先ほど校長会、校長を中心としたこの教材選定委員会、これはよく理解できます。この中でしっかり適切な教材、そして経費も嵩まないようにですね、取り組んでいただければと思うんですが、ただこの学校の指定物品費といいますか、シューズにしても、制服にしても、カバンにしても、そういったものを選ぶときにですよ、やはりこのそういった選考委員会なるものがあって、そこにやはり保護者の代表なんか、こちらの視点の方が大事だと僕は思うんですよ。学校の視点というのは、ずっとこれまできた視点でしかないと思うんですよ。ところが、時代に即応した視点というのは、やっぱり保護者の視点が大事だろうと思うんですよ。そういった選考委員会等にですね、そういった保護者を交えてのですね、意見というものをやはりしっかり作り上げていくシステム、これをお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） そのことにつきましても、現在、各学校に本市の場合は、学校評議員制度が完全に入りましたので、私はこれもまた、学校評議員というのは、学力問題ばかりを語り合うわけではございませんので、ぜひそういう場でも、今の我が学校の子供たちの持ち物、あるいは教材等々、これが適切であるかどうかというようなことも議論の視点の一つとしていただいて、そして今おっしゃるよ

うな委員会の中にどしどし開かれた学校の視点として、今度は保護者代表等も入っていただいて、ただ学校の教師だけが、これがよかろう、これはやめようというような視点では、どうしても一方的になってしまいますので、そういうところも含めて検討するように、これもまた併せて指導してまいりたいと思いました。ありがとうございます。

○14番（小野広嗣君） 先ほど、カバン、標準服、この件も教育長が述べていただいたわけですが、例えばですよ、これは例えばの話ですが、志布志高校あたりになってくると、カバンは学校の方で一括購入ですね。そして、こういう形ですね。例えば、当然地元の指定店もありますことですから、そこらは慎重に考えていかなきゃいけない。ただ、保護者負担という観点から見たときに、学校側が途中マージンを省いて、一括購入で支給する方がより安く提供できるという面もございますね。先ほど、なぜ保護者の意見を取り入れなきゃいけないと言ったのかということ、例えばこの細かいところまで言われるんですよ。学校の制服にしても、刺繍を入れる、その刺繍代が高いんだと。もう今はワッペンでだってできるじゃないですかという話をされる場合も、そういった意見も、やはりそういった場に出てくるようなシステムを作り上げていかなきゃいけない。カバンにだって、一括して志布志市として、そういう流れをつくってもいいんじゃないとか、あるいは制服だって、志布志市ですべてが統一、これはもう僕の意見というんじゃないで、保護者の意見なんです、もう志布志市としては志布志の顔として一括してほしいと。その方が後の使い道もすごく便利で経済的なんだという話までされるお母さん方もいらっしゃるんですね。そういった意味では、このカバン一つとってみても、しっかり議論していかなきゃいけない。ある意味では、市長には通告しておりませんが、市長も全責任を負ってますので、例えばこの中学校の通学カバンですよ、こういったものだって一括購入で行政の側で値段をある程度叩いて購入すれば、安く買えると思うんですよ。買った通学カバンを、もっといえば中学生の新入学祝にですね、贈呈するぐらいの施策だって、子育て支援の観点からもやれる。教育委員会は教育の現場で教育をしている。それが子育てだという視点があるかも知れませんが、そういった視点でものを考えることだって大事だろうと僕は思うんですよ。そういったための予算化はできませんかって声を上げることだって大事だと思うんですよ。これはできるできないは別にして、こういった視点も検討材料として考えるべきであろうと思いますが、市長はこの辺どうですか。

○市長（本田修一君） ただいまの志布志高校におきまして、カバンの一括購入というような例がお話があったところでございました。そのような例等もあるということで、近くにあるということでございますので、そのことも併せて勉強させていただきまして、検討させていただければというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） 今、指摘のことでございますが、たまたま現在、中学生が1,100数名おりますが、この子供たちがですね、その場を想像していただくと、全員、例えばですよ、赤いカバンをみんな持ってたといいたします。あれはどこの生徒か、あれは宇都中学、あれは分からん、あれは、みんな志布志市の中学生ということは分かるわけでございますが、それでまた一方ではあまりにも管理的ではないかということ、そういうまた御意見も出てくるかも知れませんね。ですから、それはそのときは3種類ぐらい、赤と黄色と紫を使って、それでもって使わせればいかがなものかみたいな話も出てくるか

も知れませんが、今、議員おっしゃるように、一つの視点として議論する切り口として考えてごらんという御指摘でございますので、そのこともまた考えてみたいと思いますが、いずれにいたしましても、もともとは保護者の経費削減と、そしてまた一人でも多くの子供たちがまた子育て、そして少子化にブレーキをかけましょうという一つのきっかけかなと思っておりますので、それはそれとして、また承っておきたいと、かように考えます。

○14番（小野広嗣君） ぜひですね、いろんな叩き台として御提案を申し上げましたが、カバン一つとってみても、カバンの色を変える、あるいはそこに学校のマークが入ることによって、その学校の特色は出るのかなと、そういう議論もあるでしょう。そういったことも含めて進めていっていただきたい。

あと1点、これはお母さん方から相談を受けてますので、この修学旅行に関する教育委員会の考え方、もうその理論的な部分はよく分かります、必要なことも。目的地がどうだこうだということではないんです。経費削減という意味で、あまりにも修学旅行のことが突出して表に出てきますと、経費的な負担の部分で突出してくる。この負担というのが大変な状況、いわゆるこのためにお金を借りないといけなという人たちが出てきています、いっぱい。だから、そこらを入札も含めてですね、どのように取り組んでいращやるのか。

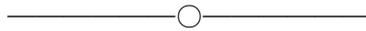
○教育長（坪田勝秀君） 修学旅行につきましては、私もかつて校長時代に修学旅行の改善をしてまいりましたけれども、その修学旅行という言葉自体がですね、最近、また意味を考えなければならない時代に、私は来ているのかなと思っております。私どもが高校時代はもう言葉は悪いですが、女子生徒だけという時代でございました。そして、私が教員になった頃は、ほんの一部だけを連れて行った記憶がございますが、今は海外修学旅行でありますとか、あるいはその他体験修学旅行でありますとか、あるいは離島、あるいはまた沖縄等への修学旅行とか、宿泊ホームステイとか、もういろいろなパターンが修学旅行にもあるようでございます。私はそこでもまたそれぞれの学校で工夫して、経費のかからない、あるいはまたより効果的な、そして子供たちの安全を踏まえた修学旅行というものがなされるようにということ、かねがね申しております。ただ、物見遊山になったり、ただどこか行って、いいものを食べて帰ってきたとかいうようなことの決してないということ、これは申しておりますが、わざわざ場合によっては遠くに出掛けなくても、それぞれの宿泊施設を、霧島でありますとか、あるいは鹿屋でありますとか、そういう比較的費用のかからない施設を使ってですね、あるいはまたあちこちの学校が一緒になって、小さな学校であれば、そして経費を割と安く上げるというような工夫もあっていいのではないかと、いうふうなことも、かねがね話題にはしております。これもまた一つの視点かなと思っております。ありがとうございます。

○14番（小野広嗣君） 今回の教育長の答弁は、よく理解をしました。だから、そういった姿勢ですね、もう事細かく、修学旅行のことでこちらあまり申し上げたくない気分でもございますが、やはりどうしても保護者の方々からそういった修学旅行に対する経済的負担ということは言われます。ただ、そういう意味では、PTAとか、総会とか、いろんなところでお話をしているという答弁も先ほどございましたが、やはり学校が、あるいは教育委員会としての、保護者を納得させるだけの、やはりお話も必要であろう。そして、修学旅行に対する透明性、こういった形で入札をしているのかと、そういったこと

も含めてですね、やはり問われたときにきっちりお答えができる、そういった体制を築き上げて、本当に純粋に教育委員会として、また学校側として、子供の情操教育も含めて、そして社会に羽ばたく、そういった子供を育成するために、修学旅行というのはやはり必要なんだということを自信を持って言えるようなですね、体制で臨んでいていただきたい。そういう要望をして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。



○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。明日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。ご苦労さまでございました。

午後5時20分 延会

平成18年第3回志布志市議会定例会（第3号）

期 日：平成18年9月20日（水曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

玉 垣 大二郎

金 子 光 博

宮 田 慶一郎

木 藤 茂 弘

藤 後 昇 一

小 園 義 行

下 平 晴 行

鶴 迫 京 子

野 村 公 一

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	11 番 立 平 利 男
12 番 本 田 孝 志	13 番 立 山 静 幸
14 番 小 野 広 嗣	15 番 長 岡 耕 二
16 番 金 子 光 博	17 番 林 勇 作
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

10 番 毛 野 了

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	企 画 政 策 課 長 山 下 修 一
財 務 課 長 溝 口 猛	港 湾 商 工 課 長 小 辻 一 海
畜 産 課 長 中 崎 章 文	耕 地 課 長 通 山 正 文
松 山 支 所 地 域 振 興 課 長 白 坂 照 雄	水 道 局 長 徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗	学 校 教 育 課 長 山 口 幸 彦

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

毛野了議員から欠席届が、岩根賢二議員から遅参届が出ております。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、迫田正弘君と立平利男君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言の許可をいたします。

まず、5番、玉垣大二郎君の発言を許可いたします。

○5番（玉垣大二郎君） おはようございます。

朝1番の質問ということで緊張いたしておりますが、通告いたしておりましたので、順次質問させていただきます。

まず、教育行政についてお伺いいたします。この夏、7月31日におきました埼玉県ふじみ野市の市営プールでの事故や、パロマの湯沸器死亡事故等大きく報道され、日本中を震撼させました。このことによってすべての自治体が公的施設の点検をしたと報道されたところですが、本市においても施設係を中心に、学校をはじめ公民館等即座に対応していただいたと伺っております。心より感謝申し上げる次第でございます。今回は学校現場でのハードな面ではなく、ソフトな面でお伺いいたしたいというふうに思います。現在、不審者や地震等における対策訓練は行われていると認識しておりますが、ここ数年来幸いにして学校でのプール事故は耳にしていないものの、全国的に今年は特に水による事故が多発したと聞いております。水泳の授業においては多くの生徒を先生一人で見ているわけですが、突発的な事故があった場合の先生による、あるいは子供たち同士での救助法や救出法、心肺蘇生法などの講習はどのような指導をなさっているのかお伺いいたしたいというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ご案内のとおり、学校におきましては、多様な教育活動が行われておりまして、その種類は社会の要請によりまして、ますます多様化してくる傾向にございます。

また、学校外での活動など体験的な活動を重視した積極的活動が増えれば増えるほど児童、生徒に降りかかる危険な場面が多くなることは否めない事実でございます。そこで教育委員会では、各学校に対しまして、子供たちが安全にまた安心して活動できるよう、最大限の努力を要請しているところであります。しかしながら、どうしても避けられない事故は起こりうることでございまして、そのようなときの子供の生命を救えるかどうかということはそばにいる教師の初期対応の迅速さと適確さいかにかかっていると考えております。

市内のほとんどの学校では心肺蘇生法を中心に据えた水難救助訓練等が児童、生徒、職員あるいは保護者を対象とし、実施されておるところでございます。この心肺蘇生法の講習につきましては、心肺蘇生訓練人形を用いた実技訓練が行われております。水難救助法の訓練に参加した多くの方が実技経験ができているものと理解はしております。また教育委員会主催による教職員を対象とした心肺蘇生法の訓練の実施につきましては、心肺蘇生訓練人形の数等の制限から効果的な実施は難しいものと判断しております。むしろ教育委員会としての取組よりもそれぞれの学校で取り組む方が実施訓練が、一人ひとり実施訓練ですね、訓練が可能であるというふうに考えておるところでございます。今後とも各学校に対しましては、さらに水難救助法及び心肺蘇生法の重要さを啓発いたしまして、子供の安全確保の観点から訓練実施に向けた検討を指導してまいりたいと、かように考えているところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 今、教育長より答弁いただいたわけなんですけれども、人形の数が少ないということで、それぞれの学校で対応していただいた方がいいというご答弁だったように思いますが、これでは学校の校長なり教頭なりの采配で実施されたり、実施されてない学校等もあるんじゃないかというふうに思いますが、このことについて教育委員会の方で、学校の実施状況を把握されているのかどうかお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本年度、本市では25校中約7割以上の小・中学校で水難救助法の講習会が行われているようでございます。参加者数は児童、生徒、職員、保護者、合計で1,000数名に上っているようでございます。議員のご指摘のとおり、児童、生徒の命を守るという観点から言うと、教育委員会による実施は当然と思いますが、先ほど申しますように、心肺蘇生法の訓練においては、この気道の確保から心臓マッサージや人工呼吸に至るまで実際に行い、経験することによってその実技、技術が身に付くわけでございます。これには心肺蘇生訓練人形がどうしても必要となります。ところが、この心肺蘇生訓練人形は大変高価な機械でございますので、数に限りがございます。したがって、全員が経験するためには、人数の制限をする必要がございます。仮に各学校から2名ずつ参加したといたしましても、25校でございますから、50人しか経験できない。こういうことになるわけでございます。それよりも、各学校において広く実施した方がより多くの経験者が誕生するのではないかと、確保できるのではないかとというふうに考えております。本年度は未実施校がまだありますので、7校ございますので、これらの学校にも心肺蘇生法の実施に向けた検討をするよう強く指導してまいりたいと思っております。同時に多くの訓練の場を提供するという考え方から、教育委員会による実施も検討いたしまして、総合的に判断してまいりたいと思っております。

最近では小学生などは着衣水泳と申しまして、洋服全部着たままで、もしおぼれたときにどうするかというような水泳なども、本当に時代を反映しているようでございますが、学校でただ水泳パンツ1枚で泳ぐということだけじゃなくて、そういうことも授業の中に取り入れながら、子供の生命を守ろうとする工夫もしている学校もあるようでございますので、手を変え、品を変えましてですね、子供たちの生命を守るということを指導してまいりたい、かように考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 次にですね、救助法の件をお尋ねしようかというふうに思ったんですが、今

教育長の方からご答弁いただきましたので、そちらの方は省かせていただきたいというふうに思います。ともかく、先ほどございましたように7校の未実施の学校があるということでございますので、子供たち、今6年生はですね、ユニバーサルデザインというのを勉強しておりますが、ソフトの面でのこのユニバーサルデザインをまさに児童、生徒が均一に受ける権利があるというふうに思いますので、教育委員会としてのご指導をよろしく要望しておきます。お願い申し上げます。

続きまして、学校での環境対策について3点ほどお伺いします。ここ数年来、地球環境問題が注目を浴びるようになり、特にここ数年来、CO₂の排出による地球温暖化現象、オゾン層破壊による紫外線量の強さなど新聞、テレビでも報道され、大きな話題になっております。

まずは紫外線対策からお伺いいたします。オーストラリアでは、20数年前から子供たちの皮膚がん、白内障の発生を予防するために、垂れ付きUVカットのキャップやハットを使用しており、学校ではUVカットクリームを置いて、いつでも使えるようにしてあります。日本でも福岡の双葉幼稚園が9年前からこの垂れ付き帽子を導入しましたところ、風邪などで休む子供が少なくなったということであり、このことは紫外線による免疫力低下を防ぐことができるからだと言われているようでございます。本市においても最近になってようやく幼稚園、保育園での導入があるようですが、小学校、中学校においてもこの導入を検討されるお考えはないのかお伺い申し上げます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

紫外線につきましては、二酸化炭素やフロンガス、窒素化合物の増加によるオゾン層の破壊によりまして、近年その危険性が叫ばれているところでございます。教育委員会におきましては、通知文や、それから管理職研修会等において繰り返し、その対策について指導をいたしますとともに、学校訪問等で全職員に注意を喚起しております。現在、志布志市内のほとんどの学校におきまして、職員会議や職員朝会等で話題に上っておりますし、その対策についての検討をしているようにとらえております。体育帽子の着用率につきましては、市内の小学校は100%でございます。中学校におきましては、57.1%となっております。UVカットクリームについては、ほとんどの学校におきまして何らかの形で使用を認めておるところでございます。

また、保健体育、家庭科、理科、総合的な学習等におきましては、二酸化炭素やフロンガス等の量を減らすための授業や、あるいは紫外線による人体の影響に関する授業等も行われているようでございます。今後ともますますこの進行いたしますオゾン層の破壊による皮膚への影響等を考慮いたしまして、適切な配慮をいたしますと共に、地球環境の保全の大切さをあらゆる教育の活動の場におきまして教えていくように各学校を指導してまいりたいと、かように考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 今のご答弁で十分な回答だというふうに思います。が、このUVカットクリームにつきましては、使用できるというふうに、今ご答弁いただいたわけなんですけども、これを家庭の保護者が全員それを知っているのかどうか、周知の方はですね、なかなかうまくいってないような気がするんですが、そのあたりは今後どのようにされるか一言お願い申し上げます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私もそうでございますが、この紫外線にそのような害があるなどという中で育った世代じゃないわけ

でございます、黒くなれ、黒くなれというような時代で大きくなったものですから、紫外線がそんな害があるのかというようなことは、つついおろそかにしがちでございますが、保護者の方々におきまして、やはり農作業等の方がいらっしゃると、紫外線というものに目に見えない紫外線につきましてですね、今議員ご指摘のとおり、割と理解がですね、浅いと言いますか、なかなかそんなもんかいというようなところがあるのかなあと考えております。

しかし、現実は今、子供たちがまさに危機に直面しておりますので、そのことを保護者にも十分、学校なら学校だけでそれを守ろうというんじゃないで、家庭における生活におきまして土、日のスポーツ活動等々における極端な日差しの下で活動するということがないように保護者に対しても十分注意を喚起してまいりたい、かように考えています。

○5番（玉垣大二郎君） このUVカットのほかにもですね、今もう紫外線対策の製品は多く出回っております。もうご存じだとは思いますが、水泳の時のロングパンツ、あるいは今はスイムシャツ、水着の上に着るような紫外線カットのシャツですね、そういったのも出回っているようでございます。昨日の14番議員との質問とまた逆になってくるんですが、そういったところもですね、教育委員会として数字的に調べていただきまして、保護者への通知徹底という形でしていただければなあというふうに思う次第でございます。

それからもう1つ、プールにですね、テントを張るというんじゃないんですけども、今はプール用シェードアスールというのがございます。こちらの方を各学校に導入する御計画はないのかをお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） ただいまのご質問でございますが、水着の着用につきましても、これどうしてもまた予算のかかる、金のかかることでございます。そしてまた、今ご指摘のテントの設置ということになりますと、私どもも、果たしてどのくらいの予算かかるものか、あるいはどういう効果が具体的に、費用対効果と申しますかね、そういうものがあるものかどうか、まだ研究しておりませんので、今後そういう方も研究いたしまして必要がありましたら、また要求をお願いしてですね、予算化していただきたいというふうに進めてまいりたいと、こういうように考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 現在XPA群と申しまして、色素性乾皮症という病気がございます。紫外線にあたることですぐに皮膚がんになってしまう。よって、夜だけの行動を強いられる子供たちが最近日本に非常に多くなってきたと言われております。この問題につきましても、何年後かに発生するということで、人生を左右する大きな問題になるかと思っておりますので、今、教育長よりご答弁いただきましたが、前向きに検討いただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。近年温暖化の影響でしょうか。今年は梅雨明けも遅く、特に蒸し暑い日が続いたような気がいたしました。子供たちはこのような中で、学業に取り組んでいるわけですが、劣悪な環境のもとで果たして勉強が身に付くのかなと思うところでもあります。以前、同僚議員が学校現場での教育環境の悪化を指摘され、冷房化への導入について質問された経緯がありましたが、その後どのようなになっているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。お答えいたします。

ご案内のとおり、旧志布志町の平成15年6月議会でも、普通教室への冷房導入についての考えはないかという質疑があったと聞いております。

当時、平成15年4月1日付けの文部科学省からの通達は、各小・中学校の建物の新・増改築や全面的な改造にあたり、普通教室に設置する場合に補助の対象となる内容でございました。このことから、普通教室に冷房機設置に該当するような施設はなく、特別教室における冷房機の設置は、それぞれ旧町の単独事業で整備したところでございます。現在、本市の冷暖房機の設置状況については、特別教室、(パソコン室、保健室、図書室、その他の室)にそれぞれ設置され、普通教室については未設置でございます。今後の本市の取組についてでございますが、現況の中でまずは耐震診断の結果を受け、補強又は改修等が最優先であると認識していることから、子供たちの命を第一に考え、冷暖房については今後改めて考えたいというふうに思います。

○5番(玉垣大二郎君) 子供の生命を優先するというので、耐震化の方からしていくということでございますが、授業参観などでですね、よく保護者の方から「せめて扇風機ぐらいはもう今必要だね。」と言うような声を多く聞くわけです。先日も南日本新聞で加世田中学校にPTAや同窓会の寄附で全学級に扇風機が取り付けられたというふうに記事が掲載されておりました。本市としまして、扇風機の予算を取れないのかどうかお伺いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

南さつま市の加世田中学校と万世中学校に、今年の夏休み期間中に、PTA、同窓会等の方からの寄贈がありまして、全学級に扇風機が設置されたという記事が南日本新聞に掲載されたところですが、本市の各学校における扇風機の設置については、全学級に設置してある学校があったり、風通しの悪い教室だけ設置している学校があるなど、学校によって異なっているという状況でございます。

25校の普通教室及び特別教室に2機ずつ天井扇風機を設置するとなると多額の経費が必要となります。したがって、市内すべての小・中学校に扇風機を同時に設置することは困難でございますので、今後各学校の日当たり、風向き等、扇風機が必要かどうかを調査いたして今後事業化を進めていきたいというふうに思っております。

○5番(玉垣大二郎君) 前向きなご回答、誠にありがとうございます。子供たちもですね、ほかの市町村に学力が劣らないように、一生懸命勉強しているところでございますので、子供たちの伸びる力は行政、学校、家庭との協力体制があつて成し得ることというふうに考えますので、よろしく願い申し上げます。要望しておきます。

次に、学校内でのカリキュラムの中での環境教育はどのように、先ほども少し出しましたけども、もう1回環境教育はどのようになされているのかお伺い申し上げます。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

このエコライフでありますとか、あるいは環境対策につきましては、大人のみならず、高齢者から子供に至るまで現代に生きる人々すべての共通の課題でございまして、ともに取り組んでいかなければならない、そうしないと解決できない問題であると理解しているところでございます。

本市におきましても、市長自ら環境美化を提唱されまして、実践されていることはご案内のとおりで

ございます。学校教育におきましては、国においても環境教育の重要性が述べられておりまして、本市の各学校におきましても、例えば安楽小学校の総合的な学習においては、「我ら安楽環境調査隊」と銘打ちまして、安楽地域についての環境という視点から課題意識を持たせて調査いたしましたり、話し合ったりしながら、自分たちでできることを実践していくような積極的な取組がなされております。

また他の学校におきましても、総合的な学習あるいは特別活動、あるいは社会科、家庭科、理科等の授業におきまして、「学校周辺のゴミ拾いと分別」でありますとか、あるいは「住みやすい暮らしについて」、あるいは「地球環境について」、あるいは「リサイクルについて」、「地熱発電所の見学とエネルギーについて」と、あるいは「環境新聞の作成」など多様な教育活動が展開されているようでございます。

また、道徳と特別活動の関連を図りました授業におきまして、「社会のよさや決まりの大切さ」についての学習をいたしまして、道徳教育の観点からエコライフについて考えている時間を設けている学校もございます。

これらの活動が、今後一層市内全校に広まりますとともに、これらの学習成果が子供たちの日常生活の中で実践化されまして、かけがえのないこの地球をいつまでも大切に守り続けるための、さらなる大きな成果として現れるように指導してまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（玉垣大二郎君） 今、様々な展開をしているということでお答えいただきましたが、今後ともこちらの方については推進をしていただきたいというふうに思います。今回、本市につきましては、地球温暖化対策推進実施計画を策定され、庁舎内でのCO₂の削減に取り組んでいかれるということでありますが、市民向けには「我が家から始めようエコライフ55」と題して、環境に優しいまちづくりを目指して旧地区ごとに説明会があったところです。これに私も参加させていただいたのですが、市長の目指す環境に優しいまちづくりがこのような出席人数で果たして浸透するのかなというふうに思った次第であります。このことについて、市長のお考えがあればお願い申し上げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新しく志布志市になりまして、この町を市民総参加の形の環境保全型の町にしていこうと、循環型の町にしていこうという形で様々な取組をしているところでございます。

ただ今、議員、参加していただきました「我が家から始めようエコライフ55」につきましても、その中の1つの取組でございまして、さらに各地域で行われます大きなイベントの前に行います「おじゃったもんせクリーン作戦」についてもそのような取組であるというようなことでございます。

そして、台風の影響で開催できませんでしたが、「全国環境を考える自治体サミット」につきましてもそのような取組でしたということでもございまして、そのような様々な取組を重ねていながら、市民の方々の意識の上昇を図っていただけたらというふうに思うところでございます。実際、今回のそのようなエコライフ55の説明会の参加については、少ないという状況であったようでございますが、このことは今申しましたように今後あらゆる機会を通じて環境について市民の方々にお話をして、そして一緒に取組に立ち上がってもらおうということ、それぞれの担当の課からお願いをしまして、最終的には

こぞっての参加をいただけるものというふうに期待した取組をしていきたいというふうに考えているところであります。

○5番（玉垣大二郎君） このことについてはですね、市長の施政方針でございますので、あらゆる場面でPR活動をして市民に取り組んでいただけるような方策を打っていただきたいというふうに思います。このような取組こそですね、私としましては、子供に力を借りた方がいいのではないか、子供に力を借りた方が広がりやすいのではないかと考えているところでございます。先ほどもありましたように、様々な教育の一環として様々なことをされておりますが、このエコライフ55を子供たちに教えることで。そしてまた学校でこの環境大臣の称号を子供たちに、それぞれに与えることで家庭での指導を子供たちにしてもらい、このことで無関心なことも親としての立場上、言わなくてはならなくなり、家族全員の取組としてかなりの環境保全につながるものと思われまます。学校のカリキュラムはいつぱいとは聞いておりますが、教育委員会のご配慮のもと、この事業が実施できないのか、全校で実施できないのか、お伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほども申しましたけれども、環境の教育につきましても、大変盛りだくさん、あれもこれもということではやや総花的になりましてですね、焦点が定まらない危険性もございますので、今後、今ご指摘にございました、議員ご指摘のありました点につきましてもですね、もう一遍精査をさせましてですね、教育課程の中で、教育活動の中でスクラップするものはないのか、あるいはビルドとして立ち上げるものはないのかと。そして、さらにまた軌道修正するものはないのかということ、ただだらだらとやればいいのかというもんでもございませぬので、もう1回、教育課程見直しのこともさせてみたいと思っております。その後に、取捨選択をさせてより効果的な教育活動が展開できるように指導してみたいと思っております。以上でございます。

○5番（玉垣大二郎君） 本当に、この環境問題というのは幅が広くて、今教育長がおっしゃるとおり焦点がぼけてしまうと、子供たちに対してどういう指導をすればいいのか分からなくなってくるということがございましたが、来年に向けて、本当にここを精査していただきまして、環境問題、どれから取り組めばいいのかというものをですね、ご一考いただきたいというふうに思います。

次に、地域振興策についてお尋ね申し上げます。まず、ふるさとづくり委員会についてお伺いいたします。市長が今回の施政方針でふるさとづくり委員会事業、むら再生促進事業を全市に展開し、自主活動による地域活性化を展開していくと言われておりますが、現在有明町、松山町のふるさとづくり委員会の事業展開はどのようになっているのかお伺い申し上げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ふるさとづくり委員会につきましては、議員もご承知のとおり、住民総意のまちづくり、住民総参加の行政を理念といたしまして住民自らが地域の課題や特性を話し合い、住み良い地域づくりに向けて活動を行いながら、将来の地域ビジョンを描き、それを行政が支援することで協働して住み良い環境を整備し、地域づくりを推進していく自主自立の地域づくり事業の一環でございます。各地区のふるさとづくり委員会では、これまでにそれぞれの委員会で策定された地域活性化プランに基づき、地域の課題解

決や地域づくりに取り組んでいただいておりますが、例えば遊歩道や散策道、ふれあいの森の整備など、地域住民の癒しの場の周辺整備、ひまわりやコスモス、菜の花の植栽など地域住民が楽しめる環境美化活動、ふるさと朝市や桜まつりなどの開催、伝統行事を復活させ、子供から高齢者までが参加する異年齢交流による継承活動など、それぞれの地域の特性を生かした取組が企画され、実践されてきております。また、委員会の中には自主財源を確保して、今後の事業展開を目指そうとする工夫された活動も見受けられるところであります。特徴的なものとして、神楽の里づくりを目指す田之浦地区においては、ふるさと交流館の建設に計画当初からふるさとづくり委員会を中心とした地域住民が参画して、行政と協働で実現してきた事例もあります。ふるさとづくり委員会事業の実施によりまして、自分たちの地域は自分たちで整備していくとの自立した意識が芽生えたとともに、地域づくりを行政と協働で実現していく取組も生まれてきていることは、私が掲げております「市民が輝く、共生・協働・自立のまちづくり」にもつながっていくと考えております。

現在、2地区から正式に委員会設立の報告を受けており、9月末までに5地区で委員会設立の確認をしてきております。残りの地区においても、積極的な組織づくりへの取組がされていると聞いております。これからも、各地域での自主的な地域づくりが展開されるように、さらに支援していきたいと考えております。

○5番（玉垣大二郎君） ただいま5地区の、9月末までに5地区が立ち上げをされるということですが、これらの地区で既に校区での組織が形成されてですね、事業展開に向けて本年度から活動していこうというところがあるというふうにお伺いしましたが、このような地区に対してどのような対応をされたのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 現在まで、ふるさとづくり委員会の事業の目的として、地域住民が自らの地域の課題や特性を話し合っていて、将来のその地域のビジョンを地域活性化プランとしてまとめていただくことがあります。まとめていただいたプランにつきましては、庁内実施委員会が検討して承認するという流れになってきておりまして、その後、そのプランに基づいて地域自ら実施できる事業について、ふるさとづくり委員会を中心に地域住民で取り組んでいただくこととなります。ただいまお尋ねにありました件につきましては、今回プランができるまでの期間がある程度必要というふうに考えますので、プランができ上がったのちにそのプランの承認後、事業の実施については、地域でしていただくもの、あるいは行政とするもの、そして行政が検討するものというふうに分けて整理させていただきまして、取組をしていきたいというふうに考えます。

○5番（玉垣大二郎君） それでは、今年から地域活性化プランを立ち上げて、承認を得られれば実施できるということで考えてよろしいのでしょうか。

○市長（本田修一君） ただいまお話ししましたように、その地域でプランが検討されまして、そのまとめていただいたプランに基づきまして、庁内で実施委員会で検討して承認するという流れになっております。そして、その承認がなされたものにつきましては、年度内でできる事業があれば年度内で実施していただきたいというふうには考えております。

○5番（玉垣大二郎君） これは補助金の関係でちょっとお尋ねしたいというふうに思いますが、立ち

上げと計画策定につきましては30万円、それから実施に向けて言えば50万円、来年よりというふうにですね、50万円という形で伺っていたんですが、その場合、今年度から実施されるというふるさとづくり委員会につきましては、どのような補助金になるのか、どういう形にされるのかお考えをお伺いします。

○市長（本田修一君） ただいまお答えいたしましたように、プランが提出されまして、プランの承認後ということでございますので、そのことで本年度中に事業が展開できるかというのも含めまして、検討させていただければというふうに思います。それぞれの地域でプラン策定につきまして、検討していただいたものを私どもの方で改めて実施ができるかどうかというものを検討させていただくということになりますので、そのようにご承知していただければというふうに思います。

○5番（玉垣大二郎君） 地域のプランづくりまでできるところはですね、それなりにやっぴいこうという意識がある地域だというふうに思いますので、意気込みをそぐような形にならないようにご配慮していただきたいというふうに思います。それともう一つ、志布志ではサポート職員というのが各ふるさとづくり委員会に配置されておるんですが、有明、松山町の場合もそのような考えがあるのかどうかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 志布志地区でこのふるさとづくり委員会の運営につきまして、旧志布志町の職員がかなりの力で貢献できて、そしてその事業化が進んでいたふうに確認できております。そのようなことで、今後市の事業として取り組む際におきましても、サポート職員の配置につきましては、有明、そして松山地区にもそのような形で配置をしているところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） このサポート職員というのが非常に重要な役割をするんじゃないかというふうに思っているところですが、志布志の地域活性化プランあるいはその鳥瞰図を見せていただいたときに、ハードな部分の要望だけが何か多くあがっているような気がいたしまして、果たしてこれで当初の計画を達成できるのかなというふうな部分を思ったりもしたところでございます。内容におきまして、このようなサポート職員がですね、付くのであれば、どういった方向でという方向性を示すのもまた一つの方法なのかなというふうに思う次第であります。

今日の新聞にも出ておりましたが、官、民、学による環境教育ということで、新聞の方に地域を利用した環境学校というようなものをつくっておりました。まさにそのようなところがですね、ふるさとづくり委員会の原点なのではないかというふうに思います。グリーンツーリズム、市長の掲げられておりますグリーンツーリズムや体験型観光の拠点となるようなソフト面をサポート職員の方々と語り合っ、いいふうな取組ができるようにお取り計らいいただきたいというふうに思います。

次に、森山地区のふるさとづくり委員会についてお伺いいたします。この委員会では地域活性化に向けて、以前より森山地区に公営住宅の建設をと要望され、長年このことについて活動されてきました。今回ようやく合併前に土地開発公社が土地を取得し、住宅造成地として活動計画に沿った事業展開がなされるものと思っていたところ、その後進展していないとのことであるようですが、このことについてどのようになっているのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） 森山地区の件についてお尋ねでございます。志布志地域の各地区のふるさとづ

くり委員会で策定していただきました地域活性化プランにつきましては、地域自ら行う事業、行政と地域が協働で行う事業、行政において検討する事業の三つが盛り込まれているわけですが、お尋ねの森山地区の住宅用造成事業につきましては、行政と地域が協働で行う事業又は行政において検討する事業にあたると思いますが、当地域は農用地区域に指定されていることもあり、当初課題が多い状況でありました。しかし、平成17年度におきまして土地開発公社によって原野2万2,010㎡の土地購入に至っております。合併後、財政的な課題等もありますので、住宅用地としての実現に向けてどのような方法があるのか、今後関係団体と検討してまいりたいと考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 伊崎田の話をして申し訳ないんですが、ちょっと触れさせていただきます。伊崎田では町で住宅造成したところにPFI方式で住宅建設がなされ、貸し出されたところ、大変な反響だと聞いております。Uターン者や団塊の世代のIターン者の受入先にもなる。また子供のいる家庭に住んでいただくことで、学校や地域にも活気があふれてきていると伺っております。森山だけでなく、田之浦地区もまさにこのようなことを望んでおり、できれば市営住宅の誘致を希望されているようですが、今回施政方針でもありました公営住宅のマスタープラン、ストックマスタープラン策定の中でこの事業を位置付けていただき、年次計画の方向性を公表していただくことはできないのかお伺い申し上げます。

○市長（本田修一君） この森山地区の住宅用地の確保についてのふるさとづくり委員会からのプランの提案という中身を見てみました時に、この地区で農業公社研修生の就労対策と、そしてそれらの方々の校区内定着というようなことが目的であったようでございます。そのようなことでありまして、この地区のそういった公営住宅の設置についての全般的な考え方、そして議員がおっしゃいました市全体の公営住宅の在り方というものを含めまして、今後関係団体と協議させていただければというふうに思います。

○5番（玉垣大二郎君） この地区の方々もですね、小学校の児童数の減少というものが進んでおりまして、子供を持った方々に入っていただいて、少しでも少子化対策に努めようというふうにも考えていらっしゃると思います。活動しやすい環境と広域的な地域開発を心掛けていただきますように要望いたしておきます。

次に移ります。志布志商店街の重要な場所を占めている市営駐輪・駐車場のことについてお伺いいたします。旧志布志町時代にこの部分を有料駐車場にして管理していくというような話があったように記憶しておりますが、現在、市になってから、ここの管理方法について何らかの検討がなされたのか、まずお伺い申し上げます。

○市長（本田修一君） アピア前の駐輪・駐車場のことについてだというふうに思います。志布志市駐輪・駐車場は、周辺商店街の振興と環境整備に資することを目的と設置いたしまして、無料で利用いただいているところであります。

現在でも周辺商店街を利用されている市民の駐車場として広く利用されているところであります。しかしながら、一方では近隣住民の方や近隣の事業所等へ勤務されている方の駐車場として利用されている現状でもあります。今後は行政財産の正常な管理運営ができるよう、平成20年度に指定管理者制度の

導入が予定されておりますので、指定管理者導入年度前までには駐車場の利用につきまして、無料化、有料化を含め、検討委員会等を設置いたしまして協議してまいりたいというふうに考えます。

○5番（玉垣大二郎君） 20年度に指定管理者制度で検討していくということですが、それはそれでいいということですが、今ここにはですね、現在放置された車両が5台ほどあるということを知っております。このことについて担当課の方も知ってらっしゃると思いますが、どのように対処されているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 放置車両のことについてでございますが、駐輪・駐車場は周辺商店街を利用されている市民の方や近隣住民の方が、駐車されているというようなことはただいま申したとおりでございますが、その駐車されてる車の中に車検切れとなっているものや、パンクをしたまま長い期間放置されているものが数台見受けられるというようなことでございます。把握している台数といたしましては、軽自動車が3台、普通自動車で4台、それらのもので県内ナンバーのものが5台、宮崎ナンバーが2台ということです。従来から放置車両があるということで、平成15年度には放置車両に警告文書を掲示し、陸運支局や軽自動車協会に所有者を問い合わせ、取り除きの通知をするなど努力をしているところでありますが、根本的な除去に至ってないところであります。今後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の廃棄物に関する考え方や県の要綱を参考にいたしまして、市で要綱を定め、処理を検討してまいりたいと考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 私も確認に行ったんですが、見た感じでは5台ほどということで認識していたんですが、そんなに多くあったということには驚いた次第でございます。こういうことを許していると、ほかの方々も車だけではなく、いろんなものを持ち込まれてしまうという形。そしてまた、草ぼうぼうになって見た目も見苦しいという形になってくるというふうに思います。ここでですね、駐車場の管理も早急に必要になってくるというふうに思いますが、以前、私も一般質問で、ここに観光協会の案内所と特産品あるいは地元農作物の販売ができるような観光物産会館をつくっていただき、併せて駐車場の管理もして、行く行くはこの観光協会の自主運営できるような形をとれないものかというふうにお伺いした経緯があるわけですが、このことについて市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） アピア前の駐輪・駐車場の活用につきまして、様々な御議論があったというのは聞いております。その中で、ただいまお話にあったように、観光協会の運営による駐車場というようなことも聞いております。それらのものを含めまして、先ほども申しましたように平成20年度に指定管理者制度の導入が予定されておりますので、その導入前までにそのことも検討させていただければというふうに思います。

○5番（玉垣大二郎君） 観光協会の窓口というのはですね、今後必ず必要になってくるというふうに思いますので、海の駅との兼ね合いもあるかと思いますが、前向きにご検討いただきますよう、要望いたしておきます。

次に、志布志駅を中心とした景観が、空間が広く、初めて訪れた観光客には寂しいイメージがあるように思われますが、今後の香月線沿線の開発計画はないのかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ご質問がありました志布志市街地の活性化につきましては、合併前に旧志布志

町におきまして、まちづくり交付金事業計画の一環といたしまして、志布志中央まちづくり構想を策定いたしまして、志布志町地域振興計画に盛り込んだところであります。旧志布志町における市街地を形成している臨港地区と周辺地域において、都市の魅力や拠点性の向上を目指した都市部の再生を図るため、長期的展望に立った「まちの将来像」を策定するものであり、中央地区における現状と課題の整理を行い、地区のゾーンごとの位置付けと市街地整備方針を整備面メニューでお示しし、この整備方針を踏まえ、整合性を考慮しつつ新市まちづくり計画、過疎地域自立促進計画の基本方針に盛り込み、また新市の振興計画においても計上予定でございます。都市環境の形成を図るため、今後はコンパクトシティへ向けた理想的な整備の促進を図っていききたいというふう考えております。

○5番（玉垣大二郎君） このことにつきましては、私も今後勉強させていただきまして質問させていただきたいというふうに考えておりますが、志布志市としての都市を形成しているところは、ここではないかというふうに思っている次第でございます。先ほどの答弁でもございましたが、志布志中央地区のまちづくり構想、このことはですね、非常に私も共鳴を受けたところでございますので、このことを念頭におかれましての今後の計画策定をお願いしたいというふうに考えております。

また今回、改正中心市街地活性化法が施行されましたが、このことも有効に活用していただくことを前提に、未来を見据えた中でまちづくりを進めていただきたいということを要請し、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

次に、16番、金子光博君の一般質問を許可いたします。

岩根賢二君着席です。

○16番（金子光博君） 通告に基づいて、順次質問をしたいと思います。

まず最初に、地方公務員の服務規律について、市職員・教員の規律指導をどのように行っているかということであります。

昨今、連日のように飲酒運転による交通事故のことがテレビ、ラジオ、新聞等マスコミによる報道がされない日はないと言ってもいいのではないかと考えています。中でも、近々、全国で注目されたのが、福岡市での市職員の飲酒運転による追突事故で、幼い子供たち3人の尊い命が奪われるという目を覆いたくなるような悲惨な出来事があったことは、皆さんも記憶に新しいことと思います。

そこで本市において、過去に市職員、町職員時代も含みますが、及び教員による飲酒運転による人身、物損事故はなかったか。酒気帯び、酒酔い運転で警察の取締りにより検挙された人はいなかったか。またあったとすれば、当時の処分内容はどうだったのか。普段の指導内容とあわせて、市長、教育長に答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員もご存じのように、市職員は公務員という立場でありますので、当然にして地方公務員法の定めに基づき職務を遂行しております。それらの中で地方公務員法第30条ではサービスの根本基準といたしまして、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念していかなければならないと規定しており、さらにこの根本基準を経て、信用失

墜行為の禁止など公務員が遵守すべき事項を規定しております。そのようなことで、志布志市でも各任命権者におきまして、職員の服務に関する規程等を定めているほか、綱紀肅正については毎月の朝礼や、毎週実施している部長会を通じまして職員へ周知し、服務規律の確保の徹底に努めているところでございます。そのような中でございますが、先日福岡で起きました福岡市職員の飲酒運転による3児の死亡事故を受けて全国的に公務員の飲酒運転がクローズアップされておりますが、この飲酒運転の行為は法第33条、信用失墜行為の禁止規定に該当するものであり、決して許される行為でないと考えております。各報道機関で飲酒運転をしたときの処分基準について報道がなされてますが、本市におきましても、職員の交通事故等に係る懲戒処分に関する基準を定める方向で検討を指示したところであります。

そのようなことでございますが、お尋ねの今までにそういった飲酒運転で検挙、あるいは処分された者はいるかということでございますが、過去5年間においてないということでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

最近の教職員の不祥事につきましては、毎日のように新聞等で報道されまして、そのたびに心を痛めている一人でございます。ご案内のように、教職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたりましては全力を挙げてこれに専念いたしますとともに、職務外にあっても教育が何にもまして、児童、生徒やその保護者、さらには市民全体の信頼を基盤として成り立つものであることを自覚し、自らの行動が児童、生徒に与える影響の大きさと職責の重さを認識して、その信頼を裏切ることのないように努めるのが教職員の努めだと思っております。

教育委員会といたしましては、管理職研修会等で教職員のモラルの向上と服務規律の厳正確保につきまして、具体的には飲酒運転、交通事故、体罰、わいせつ行為、不適切な会計処理等の観点から指導資料を作成し、繰り返し指導をしているところでございます。先般の校長研修会及び教頭研修会におきましても、全国的な公務員の不祥事を受けまして、重ねて指導をしたところでございます。

各学校におきましては、職務規律の厳正確保に係る年間指導計画を4月当初作成いたしまして、毎月の職員会議や週数回の職員朝会等で計画的に指導いたしましたり、あるいはまた新聞記事や報道資料等をもとにタイムリーに指導をするよう指導しております。

また、個人ファイルを作成いたしまして、指導に対する感想や実践記録を個々に継続記録するように指導しております。さらには校長通信の配布、あるいは交通安全の誓いの作成、月目標の設定、安全標語の作成、事故・違反対応マニュアルの作成等と各学校で実態に即した指導に取り組みせておるところでございます。

先週は、飲酒運転撲滅のための全国一斉取締りもなされましたが、教育委員会といたしましては、県教職員課長の通知文をもとに改めて徹底した指導をしたところでございます。この期間中に管内で事故の報告がなかったことにとりあえずほっとしているところでございます。

今後とも、教職員一人ひとりが服務規律の厳正確保に努めますとともに、早寝、早起き、朝ご飯という子供向けのキャッチフレーズがございしますが、これを教師自らのものとして心の健康を維持いたしますとともに、学校教育が一層充実していくように指導してまいりたいと思っております。

なお、他県等で報道されておりますように、飲酒運転教職員に対する厳罰化の指導、あるいは通知に

つきましては、まだ県教委から具体的な指導はまいっておりません。

なお、ここ数年、本市内における飲酒運転及び交通事故等については報告は受けておりません。

以上でございます。

○16番（金子光博君） ただいま答弁をいただきました。過去5年以内には飲酒による事故、違反もないということで非常に素晴らしいことでは、当たり前のことではありますが、素晴らしいことだと思っております。今後もぜひそういう姿で市民の模範として続けていってほしいものだなあと思います。

なぜ、私がこのことを今回取り上げたかと言いますと、世間は広いもので、狭いものであります。この福岡で亡くなった紘彬ちゃん、倫彬ちゃん、紗彬さん、この父親の哲央君は私の長男と都城高校で同級生でございまして、ラグビー部のレギュラーとしてお互いに頑張ってきたチームメートでありました。平成3年に宮崎県の代表として花園に出場しまして、3回戦でその当時の準優勝の神奈川代表の相模台工業に30対22で惜しくも負けたチームでありました。大上君は背番号が10番でポジションはスクラムハーフと、そのチームのゲームを組み立てていく、体は小さかったけれども、大切なポジションで頑張ってくれた選手でありました。息子はもちろんのことではありますが、私たちが父兄として大上君のお父さん、お母さんと月に3、4回、練習試合や合宿でともに飲んだり、いろんなことを話したりした仲でございまして、今回のことはどうしても他人事には思えず、通夜に駆けつけてまいりました。葬儀場の準備がまだできておりませんでしたので、到着したのが2時頃ということでまだ早かったので、控室の方に行きますと、部屋に三つの小さな棺が並んでおりました。3人とも健やかに眠っているような顔でありました。一番下の紗彬ちゃんについては、微笑んでいるようにも見えました。3人の顔を撫でながら、胸がはじけるような気持ちでした。私も似たような孫を何人も持っております。ここにおられる皆さん方もそうであろうと思います。その後、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんと話をしますと、裏舞台が、ここで話せないようなことがいろいろと出てきました。あのお父さん、お母さん、おじいさん、おばあさんがなぜ一連の新聞やテレビ、こういうのに報道機関に対してですね、積極的に対処していったかというのはですね、今度のような悲劇を二度と繰り返してもらいたくないという強い思いから、ああいうような対処のされ方をされました。テレビで報道されました祭壇、あれも通夜が始まる前、弔問者が訪れる前に報道のカメラを中に入れて撮影を許可されました。自分のこととして考えたときに、そういうことが対処できるかと、恨みつらみで気が狂いそうになるんじゃないかと思いました。でも、ああいう私から見ますと立派な姿勢で、二度と繰り返してもらいたくないということでああいう態度をされました。その後も続々と飲酒運転の事故が毎日載りますね。そこで、市としてはそういうなかったということですが、これからも含めて人身なり物損の事故があった場合、警察からここに届けがあるものなのか、本人が自主的に届けるものなのか。また、飲酒運転で捕まった場合、警察から市の方へ連絡があるものなのかどうなのか、そこあたりの把握はどうなっているのかお聞かせ願います。

○市長（本田修一君） ただ今の件につきましては、担当に回答させます。

○総務部長（隈元勝昭君） お答え申し上げます。

飲酒運転によります交通事故、通常の事故でもなんですが、事故が発生したら警察の方で現場検証とかになった場合はですね、ある程度というか、ほとんど分かるわけなんですが、ただ、飲酒の酩酊によ

ります違反とか、あるいはスピード違反、あるいは物損等でも軽んじて済むようなそういう事故等についてはですね、警察の方からは我々に情報公開がないわけです。これも平成11年頃からですね、旧志布志町時代も役場職員のそういった違反行為はないものかということで、警察の方にお伺いしたんですが、今はそういう個人的なことは情報公開できなくなっているということで、いただいていないというところでもあります。よって、大きな、例えばこの飲酒の事故というのはですね、もうある程度情報把握はできるんですけども、通常交通違反である分についての個人的な情報というのは、教えてもらっていないというところが今の現状でございます。

私どもの方の今度規定の今つくる案の中ではですね、これは規定の案の中では報告ということで、職員が交通事故を起こした場合は速やかに交通事故報告書、別記様式により報告しなきゃならないということで作ってるんですが、このことについても旧町時代もですね、やはりこういった事故等については速やかに報告しなさいということで職員には常に指導はしておりました。そういった状況でございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会の場合の教職員につきましても、基本的には今部長の回答と同じでございます。事故があればもう分かりますね。これとこれ。ただ飲酒で検挙されたというだけのものにつきましても、もう自己申告を待つしかない。ですから、そういうスピード違反、その他の事故等があった場合は、速やかに校長、教頭に届け出よという指導をしております、いわゆる性善説に立っているとしか申し上げようがありません。

以上でございます。

○16番（金子光博君） ただ今の答弁でありますと、人身と大きな物損はもちろんニュースとして取り上げるから、酒気帯び等の違反については、分からないというようなことであるようでございますが、もちろん警察の方からこちらの方に当然連絡が入らなくても、役所側から定期的に警察の方に出向いて行って調査しても教えてもらえないんでしょうか。どうでしょうか。

○総務部長（隈元勝昭君） 確か、平成12年だったと思いますが、私の方で警察の方に出向いて行ってですね、何とか教えてもらえないでしょうかということをお願いをしたんですけども、やはりそれは公開できないということでお断りをされました。

○教育長（坪田勝秀君） 教職員の場合も全く同じでございます、これはもう特に私などは高等学校など関係しておりますと、特に、小・中学校あるいは高等学校の生徒も同じようにもう一切教えてもらえないというのが現状でございます。やはり個人情報の方ということかと思っております。

○16番（金子光博君） そういうことありますと、100%飲酒運転によるいろんなことはないというようなことにつながってくるような気もしますが、あくまでも職員なり教員のモラルが大事なことなんだなあということで理解しました。

もしそういうことがあった場合に、懲戒処分に関する指針は今はできてないと。今後の立ち上げということで非常に、もし起きた場合には、非常に大きな社会問題になるわけですから、今までできてないと、旧3町時代にもなかったのか、どうなのか、そこら辺りについてはどうですか。

○総務部長（隈元勝昭君） お答えいたします。

職員の分限懲戒に関する条例的には作ってあるんですけども、規程にも。ただ、交通事故等による懲戒処分の基準というのがまだ設けてなかったということで、これを早急にということで、もう案は今できております。まだ、中身については決定はしておりませんが、特に、この飲酒による交通事故については、及び法令違反、例えば飲酒で捕まった部分も含めましてですね、すべて免職という厳しいものになっております。酒気帯び運転においても同じでございます。

そのような規程を今つくっておるところでございますから、しばらくお待ちいただければできるものと思っております。

○16番（金子光博君） 現在、社会の流れが飲酒運転に対して、非常に厳罰の動きでありますし、今朝の新聞にも鹿児島県の出水市では飲酒運転の車に同乗していた者も処分の対象とするというような非常に厳しい内容になっております。ぜひ、我が市も右左を見ながら、様子を眺めながら対処をしていくのではなくて、ことの重大さを自分のこととして、被害者になってもですよ、加害者になってもですよ、1日も早くそういう取決めを、条例を作っていってほしいと思います。

最終的には、こういうことに対しては、首長としての姿勢が問われるわけでございます。そういうときに、仮にやった場合には、直接我が市の職員がやった場合、教員がやった場合にも道義的責任は市長にもついて回るわけですので、早くその時にうろたえることのないように対処していただきたいと思っております。交通事故については、やられた方も、やった方も一生その傷を背負って生きていかなければなりませんので、ひとつ早目をお願いします。

次に移ります。豊かな海の資源を持つ本市として、海洋性レクリエーションの場としての海釣り公園の整備はできないかということであります。

志布志港は、中核国際港湾として目覚ましい発展を続けてきておりますが、海のあるまち、港のあるまちとして一般市民の側から見たときにどうなのでしょう。ちょっと家族連れで、夫婦連れと一緒に魚釣りに志布志港へへ行っても、港の方はどこも金網のフェンスで仕切られていて、ほとんどの部分が立入禁止の場所でございます。憩いの場としての機能はほとんどないと言っても過言ではない状態だと思っておりますが、子供から高齢者まで安心して安全に魚釣りをできる施設は考えられないか答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港におきましては、平成5年の港湾計画の改定を受けまして、新若浜地区などの整備が鋭意進められているところでございますが、この改定の中で、旅客船埠頭につきましては、多様化する余暇活動や市民の水辺に対する意識の高まりに対応するため、海洋レクリエーション活動の核となる空間を創出するために、交流拠点ゾーンとしての整備がされ、平成16年度より供用を開始したところでございます。このような中でございましたが、平成16年、17年の台風の影響で、同埠頭が被災を受け、一時的に閉鎖になってましたが、今年の6月下旬より供用を再開したところでございます。今後は、旅客船埠頭のさらなる利用促進、そとりわけ志布志港の中で唯一の親水レクリエーションの場と認識してまいりますので、市民の皆さんにPR活動を行っていききたいというふうに思っております。

○16番（金子光博君） ただいまの答弁で旅客船埠頭がそのような場所であるということでしたけれども、果たして魚釣りをするようにつくりになっておりますかね。入って右側の方については旅客船が当

然停泊するわけですから、魚礁というんですか、魚がすみつきやすいような姿にはできないわけで、左側の方は堤防が高さ1.5か2 mぐらいあるようなつくりになっているようでございますが、果たしてそれでいいのかなあ、再度答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 旅客船埠頭につきましては、ただいま申しましたように、改定の中で平成16年度に使えるようになったと。そしてその後、テロ対策のためにソーラス条約でフェンス等を張って、一時外洋旅客船が入るときは閉鎖しているというような状況でありました。そして、先ほども申しましたように、16年、17年台風の影響でその改修のために閉鎖されておったということございまして、そういう意味で魚釣りをされる方々が利用できる港になってないということがあったわけでございますが、今回6月からそういった形で再開できるようになったと、再利用できるようになったというようなふうになっております。

そのようなことで、元々がそういう港湾計画の中であつた港ということでございますので、改定の中で利用できるようになったというようなことをご理解していただければというふうに思います。

○16番（金子光博君） ということであれば、市長自ら今度の休みにでもですね、子供さんと一緒に行って見られて、そういう場所として本当に快適に楽しく魚釣りができる場所であるか、実際身をもって体験していただきたいと。それで、そのことが市長が言われるように、これでよかということであれば、それでいいでしょう。でもまだ、改善することがあればですね、改善して行ってほしいと。それと、毎月の市報、そういうものでも早く市民にPRをしていただきたいというふうに思います。そのことについて再度答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、釣りをしないものですから、直接的にはですね、釣りをされる方々が不自由をかこっているのかということについては、私は認識してないわけでございますが、近くに熱心に釣りをされる方がおられますので、その方のお話等も聞いているところでございます。実際、この地区が開放されてから、何人かはいつも釣り糸をたれておられるような状況でございますので、それなりに活用されているのかなというふうに思うところでございます。それらの方々のまたご意見等も承りながら、港湾事務所等にもし要望がありましたら、要望を届けて行って、さらなる活用推進につなげていければというふうに思います。

○16番（金子光博君） 近くの魚釣りの好きな方と、手ほどきを受けながら実際やってみてくださいよ。やってみらんと分かんのですよ、何ごとも。今、いろんな負担は上がる一方でございます。パチンコに行っても、1日遊ぶといったら何万単位のお金が要ります。魚釣りでもそこ1,000円か2,000円のお金ですね、1日楽しめて、また釣れたときには喜びも味わえると、そういうような市民にとっての憩いの場としての確保も市長としては大事な役目の一つではないかと思っておりますので、ぜひ自分で体験して、行動に移していただきたいというふうに思います。

次に移ります。3月議会でも質問いたしました、その後、県道柿ノ木志布志線内の柳橋・弓場ヶ尾間の整備状況がどのくらい進行したのか、今議会の一般会計補正予算に103万5,000円計上してありますが、今後の見通しとあわせて具体的に答弁を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道柿ノ木志布志線、柳橋・弓場ヶ尾間につきましては、事業実施区間1,000m、全体事業費3億円で、平成18年度から平成23年度までの6年間で完了する計画でございます。また、今年度におきましては、大隅土木事務所主催の地元説明会も8月に開催され、現在用地測量や建物調査を実施しているところでございます。

なお、用地買収は12月以降に開始する予定でございますが、平成19年においても事業費の主体が用地買収となるところでございます。

本格的工事の開始は、平成20年度からのため、本市においても用地や事業負担金等の問題で各関係機関と連携を取りながら、本事業の早期完了を目指す所存でございます。

○16番（金子光博君） ただいま答弁いただきましたが、工事開始に入るのが20年からということでありました。市長、20年でしたね。それまでは用地買収にかかるということでございます。市長はですね、就任以来、この場所をどれぐらい通行されて、朝夕の通勤通学で利用する人たちのことを考え、職員任せでなく、市長として県の土木部やラ・サールの先輩であります伊藤知事に対して、6カ月間の中で、どのような働きかけをされたかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） この区間につきましては、特に災害が発生いたしました関係で何回も最近は通っております。そのことで前回もお話ししたと思っておりますが、この区間につきましては、合併後の道路整備の重点区間として、県土木、そして県土木事務所、それから県の土木部の方にもそのような計画で取り組むようお願いしてあるところでございます。そのような関係で土木事務所の所長さんと会うたびににつきまして、早期の事業の完成をお願いしているところでございます。知事につきましては、直接はこの路線についてはお願いしていないところですが、今申しましたような形の都城・志布志の高規格道路あるいは東九州自動車道等について、志布志港関連のアクセス道路として早く整備をしてほしいということは会うたびにお願いをしております。

○16番（金子光博君） なぜ、私がこういうくどいぐらい続けて聞くかと言いますと、この道路が1日も早く解決しない限りですね、旧松山町民にとってはね、合併して良かったとは思ってもらえないんですよ。だから、市街地を住宅が連なっているような、一般的な常識で考えたときにですよ、市民の皆さんが、そういう所だったらみんな理解もされますよ。場所がああいう場所ですから、畑と山林、原野みたいなところですよ。だから、なんぼ話しても地元の人たちに話しても何でそういう所が早くでけんやというようなことになるわけですよ。市長と直接、土木部の方たちと直接話をしない限りはですね、なかなか理解してもらえないということでもあります。ですので、助役、着任以来、この区間を何回ぐらい通行されて、どんな印象を持ち、どう考えられましたか。そのことをもって、助役なりに県に対して働きかけをしてもらったか、そのことをお聞かせいただきたい。

○助役（瀬戸口 司君） お答え申し上げます。

非常に恥ずかしい話でございますけれども、通っておると思いますがけれども、路線がですね、これだという認識が正直言ってございません。

それから、県の方に要請したかということでございますけれども、具体的にこの路線についてという

ことでのですね、お願いはいたしておりません。

○16番（金子光博君） 非常に残念なことだなと思います。ぜひ、近い内に、部長、今度一緒に助役を案内して、あそこを徒歩で説明してあげてほしいと思います。助役は2カ年の期限付きの役職でございます。助役、瀬戸口司として足跡を少しでも残してほしいと思います。そうでないと、あなたも悔いが残るのではないかと考えておりますので、そのことについて再度答弁を求めます。

○助役（瀬戸口 司君） お答えいたします。

ただいまご指導がございましたので、早速、現場に行きましてですね、状況確認いたしまして、私も土木部の方に道路職員、先輩方たくさんおりますので、その実状についてですね、要請があるということをお伝えしていきたいというふうに考えております。

○16番（金子光博君） 期待しております。

市長、先日、本田修一の松山後援会があったというふうに聞いておりますが、ちょっとした集まりでしょうか。その中で、熱心な支援者の方でしょう。このことを話したときに、一生懸命頑張っているというふうに市長が自信を持って答えたということでしたので、わざわざまたその方が私のところに来られまして、私自身がまた発破をかけられました。市長に私が頼んどったって、おはんも、また言っちゃきやんせよというようなことでもございました。市長も身をもって選挙運動の期間中に挨拶回りの中でですね、松山でそういう要請を受けた中で、9割方はこのことじゃなかったかと思うんですよ。ですから、職員任せでなくてですね、部長たちには部長なんだから、一生懸命頑張っても限界はあるわけですよ。そこを何とかするのが、首長としてのあなたの責任であります。困難なことほど市長が先頭に立って旗を振らないと何ごとにも解決しないと思います。このことにつきましては、今後も継続的に質問を続けてまいりますし、なかなかさばけないときには、松山選挙区のほかの5名の議員にお願いしてそれぞれの立場でですよ、様々な観点からこのことについて一般質問をしてもらうように、私自身はお願いする気持ちも持っておりますので、ひとつ強い決意を再度聞かせてください。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話しいたしましたように、この区間につきましては、合併後の重点路線ということで合併協議会の中でも検討がされてきてきました。重点整備路線と言うことで。そのことは十分認識しております。そして、私自身も金子議員がおっしゃいましたように、松山地域の方々とお会いするたびに、まずそのことが要望として挙がってくるようでございます。そのことは重く受け止めて、誠心誠意、早期の完成に向けて一生懸命取り組んでいきたいというふうに思います。

○16番（金子光博君） その言葉を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で金子光博君の一般質問を終わります。

次に24番、宮田慶一郎君の一般質問を許可いたします。

○24番（宮田慶一郎君） さて、これからの国際社会は、政治、経済、教育とますますグローバル化が進んでくるとおられます。英語を学ぶことは自分の世界を広げることであり、世界のニュースにも目を向けるようになるものです。その国際化社会を生き抜くために、世界共通語としてと言われる英語教育は、これからの日本人にとって最も重要な科目の一つであると考えます。

そのためには、なるべく早い段階から英語教育は行うべきだと私は考えます。既に、ヨーロッパ諸国

をはじめ中国、韓国、タイなどは必修化されております。

これらの国々の英語教育は、目覚ましいものがあり、日本の英語教育をしのいでいると言われます。中央教育審議会は、5年生から英語を必修にすべきだと報告をまとめ、長く論争的だった小学校英語教育が実現へ向け踏み出したところであります。

教育長の話によると、本市18箇所の小学校において、ALTを学期に数回派遣して英語に慣れ親しむ程度の学習に取り組んでいる旨の答弁でありました。市長の施政方針の中でも国際社会の中で、コミュニケーションの取れる国際感覚豊かな人材育成に力を注ぎたい旨の方針が出ております。

そこで、お伺いしますが、市長は現在行われている英語に慣れ親しむ程度の学習で、これからの国際社会に通じる英語教育が、英語力が身に付くと確信されているのかお伺いいたします。

教育長にお伺いいたしますが、英語に慣れ親しむ学習とは具体的にどのような授業を指すのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市内における小学校英語活動が、英語に慣れ親しませることを狙いといたしまして、市内全18小学校で実施されているということは、先の議会で教育長の方で申し上げたところでございます。

また、小学校における英語教育については賛否両論があるということはお案内のところでございます。

小学校の英語活動は、ALTの授業補助を受けるなどしまして、外国の人や文化に積極的にかかわろうとする態度や手段として英語を活用とする態度をさせようとするものでございます。

したがいまして、小学校では児童の活動意欲を高め、英語への嫌悪感を持たせないような活動工夫していくことが必要とされております。そのようなことで、各学校では、例えば文法といった類の英語の学力を向上させることよりも、児童の実態をとらえ、子供にとって身近な英語を把握させる。日常生活の中の身近な英語を扱うことに重点を置き、簡単な英単語を知り、自分の家族を英語で紹介させたり、アルファベット遊びをさせたりなどして、楽しさの中で英語に慣れ親しむ授業づくりを工夫しておるところでございます。

このようなことから、小学校英語をめぐるしましては、中央教育審議会の専門部会が今年3月に小学校5年生から週1時間程度の必修化を提言し、中教審で議論が進められているところでございます。このようなことを受けまして、教育委員会としましても必修化を視野に入れて、今後指導者向けのセミナーを実施するなどいたしまして、先生の資質向上に努めたいということでございます。このようなことから、私どもの新生志布志市の子供たちにつきましても、英語に慣れ親しませる授業が、環境ができてくるのではないかとこのように考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま市長が基本的なことは答弁されましたので、重なる部分もあるかと思いますが、私も今市長の答弁と同じように、この英語に慣れ親しませるという、これは公立小学校の場合の英語活動でございますから、学力としての英語力を向上させましょと、小学校ですね。そういうことを目指すというよりも、まずは英語に対するアレルギーとか嫌悪感とかですね、そういうものを取り除いて、そして中学校に行ったときにスムーズに英語に入れるようにしようじゃないかと、こういう位置付けがこれまでの

国の、あるいは県の英語教育に対する姿勢でございました。

私ども日本人は、日頃英語を喋る環境ありませんので、インドネシアとかタイだとかそういう国のように、向こうが大変進んでいるということは私も聞き及んでおりますが、既に日常会話の中で、英語をどんどん、どんどん使わないと、どちらかと言うと困ると言いましょかね、そういう環境にはないわけですね。いいか、悪いかは別といたしまして。ですから、中学校行った時に、習う英語が何年経っても英語しゃべれんのじゃないかという話が出てくるんだろうと。

ですから、そういうことの反省に立ちまして、国といたしましては、小学校の時は慣れ親しませようじゃないかと。ですから、具体的に活動といたしましては、リズム感のある歌を子供たちが体を動かしながらですね、歌えるような歌を覚えさせるとか、歌詞に英語をちょこちょこっと入れるとかですね、あるいはグッドモーニングとかグットバイとか、帰りの時に、先生、さようならという代わりにグッドバイとか、朝から来た時にグッドモーニングとか、そういうところから、始めていこうじゃないかというのが、私は英語に慣れ親しませるというスタンスだろうと、こういうふうに考えているわけでございます。ところが、そういう中で、いずれにしても日本語以外に英語をという言葉で、そういう言葉を使う国があるんだよということをですね、子供たちにまずは知らせましょよということだろうと。そして、世界に目を開かせていこうじゃないかというのが、これまでのスタンスだったと思うんですが、今議員ご指摘のように必修化と、英語を必修化にしましょよという動きもまたさらにその上に出てまいっておりますので、そうなりますと、この慣れ親しませるというスタンスだけでは当然不足でしょうねということはお出てる、不足するということはお出てると思います。

英語教育につきましては、賛否両論、早いうちからやるのがいいという議員のご指摘でございますし、また一方ではもう少し我が国の国語を大事にした方がいいんじゃないかという意見もあるわけでございます。

いずれにいたしましても、英語が国際語として必要不可欠なものであるということ、私も又国といたしましても、それは認めているところでありますから、今後英語教育は増えこそすれ、その重要性は減ることはないだろうという認識に立っているところであります。

今後とも、私どもは国や県等の動向を見極めながら、英語教育の推進も図ってまいりたいというように考えたところでございます。

〇24番（宮田慶一郎君） 私は、国語を充実するなどは言うておりません。学校で習う授業、それプラス英語はどうかと言っているわけです。3月から教育長のお話を聞いておりますが、常に国語、歴史、文化が大事だ。もちろん大事です。それを学ぶなど言っているわけじゃない。それにアルファして英語はどうかと言っているわけでございます。

まず、おさらいをしておきたいと思えます。3月議会での私の一般質問の答弁として教育長の言われたことをば、ちょっと述べてみたいと思えます。

「教育は特に、この前申しましたけれども、流れる水にやっぱり文字を書くような仕事でございますので、今日やって明日というような、そんなもんじゃないと思っております。ですから、やっぱり歩留まり一分というような気持ちでですね、みんなで知恵を出し、そしてコツコツと大人が模範を示すとい

うことしかないのではないかと思ったりもしております。」

こういうふうな答弁もありました。

そして、「国際化時代の中での英語教育の大切さも必要だと、こういうふうと考えておりますし、また同時に日本あるいは志布志という町の歴史、文化、そういうことも知らないで、あなたの志布志市とはどういう所ですかと外国に行って聞かれた時に、これがまた英語はしゃべれるけど、一つも分からないというのでは悲しいことではないかと思えます。そういうまた文化的素養というものも同時に身に付けさせるということも必要ではないかと、このように考えております。」

そして、6月の同僚議員の質問に対して、このように答弁されております。

「現在、こういう時代でございますので、英語教育の重要性というものは、私も十分承知しているつもりでございます。しかし、少なくとも入口においては何と言っても国語じゃないかと。手前みそであります。全ての教科の原点はやはり正しい言葉を正しく使えるということで、もって国際人にもなれるのではないかというような考えを持っております。私も短い期間でございましたが、海外に行きました時に、例えばアメリカに行きました時に、アメリカのこのシアトルはどうかという質問はほとんどないわけでございます。あなたは鹿児島から来たと言うが、ミスター西郷とはどんな人かと、こう聞かれるわけでございます。それを知らなければマウント桜島はなんなんだと言われた時、全く何も知らないということではコミュニケーションのしようもないという痛い経験をしておりますので、やはりふるさとを知り、そして日本語で正しく我がふるさと、また日本を語れるということも同時に、あるいは先行してそういうところも勉強させていかないと、真の国際人にはならないかもしれないなどと考えているところでございます。」そして、「小学校あたりでですね、あまりどちらかという英語の指導力のあまりないというか、下手なといいますか、そういう教員が型破りな英語みたいなのをですね、教えて、そして中学校に送り込んだとなれば、これはまたやり直しというようなことにもなりますので」というふうに言われております。

そして、「本市といたしましても、本田市長の意気込みもございまして、そういうところも踏まえながら、間違いのないように舵取りをやらなきゃいけませんので、英語に限らず、国語、全ての教科の基礎、基本の学力を身に付けさせるように学力向上にも努めてまいりたいとこういうふうと考えております。」というのが、3月、6月の一般質問での答弁でありました。

私は、この答弁をですね、再度今度の質問にあたって考えてみました。読んでみました。これは私の感想ですが、これは実に英語教育に対して消極的だと私は思います。

と申しますのは、例えばですね、志布志というまちの歴史、文化、そういうことも知らないで、あなたの志布志というまちはどういう所ですかと外国に行って聞かれた時に、これがまた英語がしゃべれるけど、一つも分からないのでは。一つも分からない人は私はいないと思います。それは例外だと思うんです。

このことはですね、私は逆を言いますと、志布志のまちの歴史、文化をいっぱい詰め込んでいても、それを外国に行って、外国の人に伝えられなければ、それはまさに悲しいことだと、私はそう思います。ですから、教育長は自分のサイドから言われているわけです。その逆もあるということ。ですから、確

かにそこに賛否両論があると思います。しかし、その続きもございます。

○議長（谷口松生君） 質問を受けて休憩しましょうか。続けてください。しばらくかかりますか。

○24番（宮田慶一郎君） はい。

○議長（谷口松生君） 休憩しますね。

それでは昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時10分から再開いたします。

○

午前12時00分 休憩

午後1時10分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

宮田慶一郎君の一般質問を続行します。

○24番（宮田慶一郎君） 教育長にお伺いしますが、どうも私の感想ではですね、教育長は英語の教育はあまり積極的ではない。むしろ、消極的ではないかというふうに考えるわけです。と申しますのは、先ほど申しましたように、例えばですね、鹿児島から来たと言うがミスター西郷とはどんな人か、桜島は何なのかというふうに聞かれて何にも答えられなかったというのは、これは教育長はそんなことはないだろうと思うんです。それを例に挙げられたということがですね、やはりやる気がない。私はせっかくです、こうして英語の勉強をするにあたってですね、プロフェッショナルとしてやるからには、プロフェッショナルというのはお金をもらって仕事をする、それがプロフェッショナル。ですから、もっとですね、積極的にやっていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私は正直に申しまして、そういうつもりで申し上げたつもりはないわけですが、そういう印象を与えたことに対しては、反省をしております。私は今まで、特に高等学校の生徒に接した時に、あまりにも日本語の良さを知らずにコミュニケーション能力、日本語を使ったコミュニケーション能力に欠けた高校生を見てまいりましたものですから、これは英語もだけど、まずは日本語じゃないのかなと、こういう印象を持ったということでございまして、決して英語を軽視してという意味じゃございません。むしろこれまでの答弁で申しましたように英語教育より国語教育が重要であるというような言い方になっていたとすれば、改めて申し上げておきますが、母国語である国語教育とコミュニケーション能力の手段として日々大切になってきております英語教育はまさに車の両輪ではないかと、こういうふうに私自身も認識しておりますし、学校現場でもそういう方向で進めていかなければならない時代が来ているんだという認識は持っているつもりでございます。

○24番（宮田慶一郎君） 教育長の話によりますと、車の両輪、対等に上がってきましたね。もう一つお聞きしますが、小学校あたりで小学校の教員がですね、いわゆる型破りの英語を教えて、そして中学校になってから、また発音とかそういうものを変えなきゃならん。やり直しだというふうにおっしゃっているんですが、それでは、中学校の英語の先生たちの発音ですね、それはどこの国のネイティブイングリッシュでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 私、詳しいことは分かりませんが、やはり英語を教えるというのであれば、イギリスであり、アメリカであるというのではないかと認識しています。

○24番（宮田慶一郎君） 本当に中学校の先生方は、アメリカンイングリッシュ、ブリティッシュイングリッシュでしょうか。本当でしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 本当かどうかと確かめられましても、私もそこまではちょっと認識がないので、申し訳ございません。

○24番（宮田慶一郎君） 私は、英語の先生方をたくさん知っています。彼らは99%、ジャパニーズイングリッシュですね。お聞きになられたらいいかと思うんですが、ジャパニーズイングリッシュ。ブリティッシュイングリッシュでなくして、アメリカンイングリッシュでもありません。オーストラリアンイングリッシュでもありません。と申しますのは、3月議会で申しましたが、人間は15歳以上になりますと、脳が固まってくる。言語の化石化になってしまいます。それから勉強する。ですから、どうしてもネイティブイングリッシュにならない。なりません、これは。いくら練習しても。同じことを言いますが、東京の人が15歳で志布志に来て、志布志弁にはなりません。ですから、英語も同じようにですね、教育長が言われたように、やっぱり小学校の先生方を侮ってはいけませんね。だからといって、中学校の先生も同じように、しかし残念ながら現実はそのことですね。なぜ、私はこういうふうに言い切るかと言いますと、私もそうですね、かなり勉強しました。と申しますのはですね、一応私事で申し訳ありませんが、私の小さい頃、私の叔父がですね、大相撲の井筒部屋にいました。で、私の家庭ではですね、相撲の話ばかりなんです。家庭教育、家庭の雰囲気がですね。で、結局私も高校になったら相撲をやりました。で、振り返ってみてですね、これはやっぱりすり込みだったなあと思うわけです。で、その最中はすり込みということ、分からないわけです。振り返ってそう思うわけです。ですから、私は親を選ぶことはできない、人間は。そして、育つ環境を選ぶことはできない。したがって、私はそういうところで育てておりますので、学問を修めておりません。いつも人の後ろからついてきました。ですから、やはり英語教育は大事だなあというふうに、特に思うわけです。教育長とか市長はそうじゃありませんね。人の先を歩いて行かれましたので、私どものような気持ちは分かんないと思います。ですからですね、私はその環境を与えてやりたいと思うわけです。と申しますのは、先ほど教育長も市長も言われましたけれども、嫌悪感を持たないようにと言われましたね。確かにそうですね。そうですね。ところがですね、小学校の間は先ほども申されましたが、順位がつかないから、だからあんまり嫌悪感を持たない。また、持たないようにすべきだと思います。中学校に入りますと、これはやっぱり順位がつきますので、英語というのは国語、社会と同じように暗記物ですから、勉強しないことには予習、復習をきちっとやらなければ、身に付きません。しかし、小学校の英語はですね、音楽だと思いません。音楽です。だから、耳のいい人はすぐ入る。耳の悪い人はなかなか覚えられない。これは私の経験ですよ。そういうことですね。私はですね、市長の意気込みもございましてとおっしゃいましたけれども、やはり教育長の意気込みをですね、どうぞ見せていただきたい。やっぱりエデュケーションのトップは教育長でございまして。どうでしょうか。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。

その意気込みを見せてくれということですが、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、バランス感覚ということを私は大事に考えていかなければならないと、日頃考えております。昨日の答弁でも少し申し上げましたが、多ければいいというもんでもないし、少なければいいというもんでもないという話を少し申し上げましたけれども、常にいい加減でないといけない、何ごとも。いい加減という言葉は二通り意味がございますが、いい加減にしろということと、いい加減にしなさいというようなときは、加減よく、過不足なくということはいいい加減にしろということでございます。何か一方、何かあまりにも突出過ぎる時は、いい加減にせんかと、我々はこう教えられたものでございます。私は、先ほどから申し上げておりますように、特に私どもが授かっております公教育においては、公の教育におきましては、やはりバランス、智、徳、体で、それに最近では食を加えまして、知育、徳育、体育、食育と、この4本柱を過不足なく、子供たちに指導するということを我々公教育に携わる者は、それが使命だろうと考えておりますので、今後とも熱意と申されましたけども、熱意になるかどうか分かりませんが、現在19年度に向けまして、先進校の研究に学びましたり、あるいは近く英語において市内に研究指定校を設けようと、今は19年度に向けて実は考えているところでございます。これはもちろん少し予算も伴いますので、市長にもお願いをして、19年度、そんな多額じゃないと思っておりますので、お願いしようかと思っているところでございますが、研究指定校、英語のですね、そういうこと。あるいは、今度校長先生方が研修に行きますが、そういう時に、何か北薩の方に行くという話を聞きましたので、薩摩川内市の平佐西小学校という所が、私が県におります時代から指定をいたしまして、英語教育の先進校として研究指定をしておりましたので、ぜひあそこに行って校長さん方見てきてねということも、そのコースの中に入れてくれと言ってあります。そういうことを現実、現場にいる校長さんを始め先生方が身をもってですね、必要性を感じて帰って来ていただければありがたいと。何と言っても現場で指導をする先生、あるいは校長等の手腕に係るわけでございますから、そういうことも考えておりますので、さらには市内に在住の英語に造詣の深い方々に機会があれば、出前授業的なものもですね、していただいと、考えているところでございます。それがどれほどの効果があるかと聞かれれば、これまた、まさしく歩留まり一分というささやかな効果かもしれませんが、そうやって少しずつ少しずつ上げていくしか、教育の効果というのは、教育は100年の計と言われておりますので、そんなに今日やって明日ということにならないことは長い間英語教育をやってきたけども、一人もしゃべれないじゃないかという、その実態が如実に示していると思っておりますので、こつこつ、こつこつ公教育の域を逸脱しないようにして英語教育も進めていけたらいいなとこういうふう考えているところでございます。

以上でございます。

〇24番（宮田慶一郎君） この本市の英語教育を先ほどの説明によりますと、グリーティング、挨拶ですね、をする程度、その程度にして、そして英語に親しむということを目指したいということでございました。このことはですね、英語の専門で、教育の専門である教育長が決められたことです。教育長というのは、教育のエキスパート、プロフェッショナル、スペシャリストですからね、その方が、その方がよからうということでございますので、私のような素人がうんぬんというわけにもいきません。しかしながら、私どもは市民の中で、選挙を受けてここに来ております。ですから、素人ではありますが、そ

のプロフェッショナルである教育長にものを申さないわけにはいきません。逆に、皆さんも、執行部の皆さんも、子どもは皆市民を代表してここに来ているということを認識して答弁を願いたい。このように思います。

私は、まず教育長の方から聞きますが、はっきり言って、この文面からですね、教育長は早期の小学校からの英語教育は反対ですか、賛成ですか。

○教育長（坪田勝秀君） 答弁いたします。他の教科、英語を含めまして、小学校では理科もありますし、それから国語もありますし、書道もありますし、算数もあります。そういう教科のバランスを取りながら、時間数も制限がございますので、その時間数の中でですね、先ほど申しましたバランスを取りながら行える英語教育であれば大賛成でございますが、だからと言って数学はいらぬからいいとか、あるいは数学は大事だから英語をせんでいいとか、そういうことではいけないわけでございます、バランスを取りながら、英語教育をいかに時間数を確保しながらするかということを先生方に十分指導法を研究していただくならば、当然英語教育は進めていかなければならないと認識しております。

○24番（宮田慶一郎君） なかなかはっきり言えないところが正直な話ですよ。ただですね、私は賛成という立場から、ここに立っておりますので、賛成の立場でこの日経新聞をちょっと読まさせていただきます。

文部科学省は総合的学習を存続させ、小学校での英語必修化も導入する意向だというふうに言ってますね。で、それから、これも日経新聞ですが、必修化になっているのはですね、タイ、1996年からタイは必修化。韓国は97年、中国は2001年から必修化になってますね。それから、ビジネス英語の力を計るトエックテストというのがありまして、これは10年前からすると受験者が2.7倍に増えていてですね、英語能力が一段と必要な時代となってきたと。それは確かだというふうに書いてありますね。そして那覇市の教育委員会ですね、これは小学校5年から英語教育に取り組んでいるんですが、1年から始めて5年、6年ですよ。6年生は中学校1年になった時には、62点取ったけれども、その5年生が中1になった時には、74点取ったと。明らかに小学校の教育がよかったというふうにあるわけですね。そして、この大阪の枚方市教育委員会、これはですね、6年の英語をですね、1週間に1回、TTとして入っている。TTというのは恐らくチームティーチングのことだと思うんです。入って、中学校英語とのつながりを考え、音読活動を取り入れているのが特徴だと。音読ですね、で、音読というのは、リズム、アクセント、イントネーションですね。グラマー、グラマーは違いますね。例えば、次のようなやり取りを行う。

What do you have in your hand?

I have a pencil.

こういった繰り返しをやるんだ。で、しかしこの文章に書いてあるのは、いくら先生でもやはりネイティブイングリッシュには勝てない。ですから、CDを使っているということですね。そういうことが、最後にですね、中学校入学時に英語に対する苦手意識を持たさないように努力していると、これはどこでもそういうふうに書いてありますね。そこでですね、チームティーチングの教授の在り方、マニュアルはありますか。

○教育長（坪田勝秀君） チームティーチングの在り方についてのマニュアルは、それぞれ学校は持っておりますし、またチームティーチングについて行う場合のそれぞれの学校の実態等がございますので、それに応じたマニュアルを使用しながら、無理しないように、それこそ先ほど申しますように、中学校においてもやはりアレルギーが出ますので、そういうことのないように、チームティーチングは十分指導をしていくようにという指導はしておりますが、マニュアルはあるものと思っております。

○24番（宮田慶一郎君） 研究教材はありますか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

研究教材もその学校が独自につくっておるものがあるとも聞いておりますし、また市販のものをチームティーチングを行うための市販のものもあるように聞いておりますから、そういうものを使いながら効果的にチームティーチングは行われているものと思っております。

○24番（宮田慶一郎君） 教育長の話では、そういうふうに思っていると、思っているわけですね。しかしどうでしょうか、教育長はそのチームティーチングの状態を見られたことがありますか。経験がございますか。

○教育長（坪田勝秀君） 先に学校訪問いたしました時に、確か英語のチームティーチングをある中学校で見させてもらったという記憶がございます。

○24番（宮田慶一郎君） そのチームティーチングの場合は、ALTとですね、打合わせが必要だと思うんです。で、實際上、小学校の担任がALTと打合わせができますか。

○教育長（坪田勝秀君） 私が見ましたら、中学校のチームティーチングについて、日本人同士のチームティーチングでございましたので、ALTではございませんでしたので分かりませんが、小学校に入ったというか、小学校を訪問したALTとその英語の担任の教師との教材研究、打合わせ、これは例え十分じゃなくても、教材研究といいますか、導入といいますか、これはどの授業においても必要なことでございますので、最小限、英語の壁があったとしてもそれなりに打合わせをして臨むのが授業のあるべき姿だと思われま。

○24番（宮田慶一郎君） これも日経新聞ですけども、ある小学校の先生がですね、大学は英語なしで受けられる私立大学を選んだと。数年前から近隣の小学校で英語活動が始まり、不安を覚えていたが、今年度はとうとう勤務先に導入が決まった。結局悩んだ末、体調が悪化、学校を休んでしまった。そうでしょうね。たぶん、やっぱり今まで経験したことのないことですから、大変でしょう。ただですね、しかし立場上、どうしてもやってもらわなきゃしょうがないですね。民間の場合は、常に法律の勉強をしたり、仕事の勉強をしたり、いろんな勉強をして成長をしていくわけです。学校の先生というのは大学で覚えたのが一方通行で教えていくわけですから、学ぶことはないわけで。だから、もちろんありますよ。ありますが、教えることについては一方通行、相手が子供ですからね。社会では、一般社会では相手が大人、成人ですから、大変だと思いますね。そういうふうにして、そういう状態だろうと思っておりますので、ぜひですね、そここのところも、分かっていたら指導していただきたいと思っております。

市長にお伺いしますが、市長。英語教育の最終的な市長の目的というのは、子供たちがどういう大人に成長していったら、使える英語をどの程度の英語レベルですね、それを考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） 今年度、子供たちの海外派遣研修事業で、子供たちがトレーシー、そしてシアトルに行ってきたところでした。そして蘇州号にも乗った子供がおりました。その中に、小学生も一部混じってまして、ああすごいなあというように感じたところでした。

今回このような形で小学校の方で必修化になるとか、あるいはもっと慣れ親しむ学習がされるとかいうことになってくれば、その授業に対しまして小学校の段階で、じゃあ、行ってみようという子供が増えてくるんじゃないかなというふうには期待するところであります。

子供たちは様々な面で、様々な能力を持ってて、それぞれ発揮していく存在だと思います。このような形で英語に親しんで、自分の英語の面を得意分野として生かしていこうという子供が当然出てくるような形の英語教育が今後なされていって、そしてそれが今言いましたような成果に出てくればよろしいんじゃないかなあというように思います。

○24番（宮田慶一郎君） 私がお聞きしたいのはですね、やっぱりこの施政方針の中にも、市長がですね、本市の将来のビジョンというのがあって、国際人としてですね、成長させたい、育てたいという気持ちがあるというふうに、私思うんです。ですから、例えばこの近隣の市町村と違って、本市はですね、特別にやっぱりそういった英語の面もですね、考えていただきたいなあというふうに思うわけです。今のこの答弁ではですね、近隣の市町村と同じじゃないかと思うわけです。ですから、そこにプラスアルファと言いますかね、そういったものはないのか。

そしてもう一つ、教育長。英語に慣れ親しむという授業をやっておられるわけですが、それは学期に数回とおっしゃってますけれども、一体1カ月に何回ですか。

○教育長（坪田勝秀君） 私、手元に持っております資料では、ある小学校の場合、申し上げますと、年間に1年生が2回、2年生が2回、3年生が9回、4年生が9回、5年生が9回、6年生が9回となっておりますので、学年においてですね、そんなに数も少ないですしね、ALTの。ですから、小学校18校に3人のALT。それ、中学校もいきますのでですね、何回もというわけいきませんので、そのぐらいの数字で慣れ親しむことに努めなければならない実状かなと思っています。

○市長（本田修一君） 先ほど、海外研修のことをお話したわけですが、アイルランドからコーク合唱団の子供たちもたくさん来たところでした、その子供たちをホームステイしまして、この地域で受け入れて、そしてともに音楽の発表したわけでございます。そのような形で、この当市としましては、かなり近隣の町と際立った形で国際交流、青少年の英語を慣れ親しませる環境が整っているんじゃないかなというふうに思うところであります。

○24番（宮田慶一郎君） 教育長、先ほども申しましたが、どこの国の英語を教えようとされているのかということですね。いろいろありますが、特にどの国の英語を教えようとされているんですか。それ、小学校、中学校。

○教育長（坪田勝秀君） どの国の英語と言われてもですね、私あまり専門家でないし、あれですが。やはり一番、それは基本的にはいわゆるオーソドックスな英語を教えて、いわゆるインターナショナルな英語を教えてもらわなきゃいけないわけで。あまりブローケンイングリッシュじゃしょうがないでしょうから、やっぱり私どもはALTとして来ているALTはすべて平均的なといいますかね、最大公約

数的な英語能力を持つと思っている人と、そしてしかもその英語は我々が思っている語学力というのは、英語圏ではすぐ通用する英語力を持っている人と、こういうふうに理解してA L Tに接しております。どこの英語、日本の英語、アメリカの英語、フランスの英語、イギリスの英語ということは、私はちょっとわかりかねます。

○24番(宮田慶一郎君) 私はですね、私事で申し訳ないんですが、今までに13カ国旅行しております。先月、7月から8月にかけて約20日間、イタリアの方に行ってまいりました。もちろん、ここに立って英語の一般質問をしようという気持ちからも調査して来ました。私はカトリックの教会があるんですね。瞑想する所、そこに宿を取りまして、朝晩、神父たちと話をするわけですね。で、その神父たちは各国に派遣された方々で、それで休養で帰ってきているわけです、そこに。その中で、日本の英語教育も話をしたところでした。それから、ある私の友人の友人という方からですね、パーティーに呼ばれまして、そこでもですね、若者と話をしましたけれども、イタリアの若者はほとんど英語を、日常会話を話せますね。そしてもう1人はですね、オランダのご夫婦がおられて、その方がですね、ご主人は議員ということでした。シティーカウンセラー、ポリティシャンということでした。ですから、たぶん市議員だと思います。彼にも話を聞いてみたんですが、オランダではもちろん小学校から英語の勉強をしている。奥さんはですね、ヨーロッパは陸続きですね、ですから、オランダにドイツの企業が来ている。そこで働いているから、職場ではドイツ語を話すんだということでした。おもしろいことにですね、伊崎田の方がいらっしゃいましてね、ミラノに。そこにお邪魔しまして、その方にも聞いてみました。その方が言われるのに、あたいどんが中学校の頃は農業をすいもんじやと思うちゃった。牛を飼って農業すいもん、なんごち英語勉強せなきゃならんとやろうかいと思ってたって。全く勉強しなかった。そして二十歳ぐらいになってからですね、ひよこの雄雌を鑑定する仕事でイタリアに行けるんだということで、川内の研修所に行ってますね、もう33年になるそうです。その方が言われるのに、やっぱり目的意識を持ってですね、やらなければ覚えなかったということでしたね。でも総合的にですね、彼らが言うには、イングリッシュはEnglish is used not only in England but all over the world. と。イングリッシュはですね、世界の言語だと。It's very important for Japanese people. と言っていましたけども、そういうふうにして彼らは、イタリアの人たちは、若者も全部話ができるんですけども、どうでしょうかね、日本と比べて。そのようになりたい、させたいという気持ちがありますか。

○教育長(坪田勝秀君) 日本をこれから支える若者たちが今議員のおっしゃるような、まさしくドイツに行っても、イタリアに行っても、共通する、話せる、コミュニケーション能力のある若者として成長するために、もし私どもの公教育でやれる分野をもって、学んだ成果を持って国際社会に出て行って、通用する日が来れば、これは本当に素晴らしいなあと思いますし、ぜひそうなってほしいという願望は私も持っている一人でございます。

○24番(宮田慶一郎君) それでは、最後にですね、教育長のお話を聞いていますと、消極的ではないんだと、積極的にやっぱりやっていくんだということですよ。ぜひですね、そういったもう分かりきった話なんですけれども、なんと言っても英語が好きになるということ、そしてチャレンジ精神を植え付けるということ、目的意識をはっきりさせるということ、それからなんと言ってもすり込みが大事だ

と。すり込みというのはもうお分かりでしょうけれども、無意識のうちにそれが大事なんだという気持ちですね。それをですね、ぜひですね、教育長の心に刻んでいただいて、それをぜひとも本市の小学校の英語教育に役立ててもらいたいというふうに思います。

それでは、これで終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で宮田慶一郎君の一般質問を終わります。

続きまして、18番、木藤茂弘君の一般質問を許可いたします。

○18番（木藤茂弘君） それでは、一応通告により順次市長に質問をいたしますが、通告書によりまして、ちょっと一応質問の順序を変更したいと思いますので、お許しをいただきたいと思いますが、野菜産地強化策についての3番目の人的装備はどのようになっているかという、この分につきまして、2番の肉用牛振興の取組についてという3番の一番あとに一応質問させていただくようお願いを申し上げたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） そういう扱いでよろしゅうございますね。

○18番（木藤茂弘君） それでは、そのように許可がたお願いいたします。

それでは、通告に基づき、順次市長に質問をいたしますが、野菜産地強化策についてでございます。九州随一の中核国際港湾志布志港を持ち、背後には豊かな農業地帯が広がり、志布志港の活用の課題の1つで県内有数の産地である農産物をば、港を窓口にして、大きなマーケットとなる可能性を秘めております。そのために水源を確保し、付加価値の高い農業経営の近代化をば図ることを目的として曾於東部畑かん事業、曾於南部畑かん事業の取組がなされ、曾於東部においては昭和59年着工、総事業費は国営、県営合わせて800億をば超す巨大なプロジェクトでありました。国営事業中岳ダムが完成し、平成19年度から受益面積3,130ha中、松山地区が1,080ha、志布志地区が1,050haで完全通水の予定となっております。

一方、曾於南部においては、1期工事が本年度にて完成し、平成19年度より有明地区野神、蓬原地区を含め、曾於南部地区全体で約1,000haが通水可能となる予定であります。曾於東部における年間維持管理計画による本年度水利面積270ha、9%で、市負担金として志布志市が4,325万5,000円、曾於市が2,156万9,000円となっており、平成22年度、水利面積1,000ha、39%に達した場合、維持管理費の市の負担は必要でない計画になっておるようであります。原則論からいけば、受益農家負担が原則であります。農家が支払いができる水利用効果のある作物の栽培が必要であると思いますが、このように装置化された畑地における主要作物の具体的な点から面への生産計画があるのか、お願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、平成19年4月から曾於東部が全面通水、南部においては一部通水が予定されております。そうした中で、畑地において高収益作物の導入を図り、農家の所得向上を図っていくことは本地域の大きな課題であります。

しかしながら、作物の推進については、価格が安定した契約栽培ができること、輸入農産物と競合しないこと。農協などに販売戦略があることや、他の作物との輪作体系が組みやすいこと。また、各作業が機械化され、大規模経営が可能であること等を検討したときに、品目の設定についてはなかなか難しいものがあります。

しかしながら、畑かん施設の整備が進む中、作物の導入は今後早急に検討していかなければならないことだと思っております。現在、新規品目としましてはだと、JAが推進しております生姜、枝豆等があります。これらの新規作物と畑かん推進本部で、推進品目となっております人参、キャベツ、大根、ごぼう等の作物を組み合わせ、かん水技術、栽培技術等の実証を行いながら、畑地かんがいを利用した営農の啓発、団地化の推進に努めてまいりたいと考えております。

○18番（木藤茂弘君） それぞれ今までの一般質問、それなりに一応同僚議員の質問の中でもいろいろありましたが、私はそれと重複しないようつもりで質問をしたいと思っておりますが、確かに装置化された畑地そのものについては、干ばつがあろうともは種、その他の活着促進、そうしたこと等について昨日のお答えの中にも、畑かんのいわゆる条件効果があるということでありますが、いろいろ申し上げませんが、自然的な条件に左右されず、人工的に利用できる形であるため関係農家の意識も全面通水ということになりますと、変わってくるというふうに考えておるところです。その実証ほとしては、松山町の尾野見の桃木、中村、この時点で当初は72ha、特殊農地保全整備事業等によって畑地かんの事業等に入れた、当初の畑地のくくり方については、もういらん畑はくくってくるんなど、銭を払わないかんで、くくってくるんなどということでありましたけど、強力な行政指導のもと、それなりに一応くくったわけでございます。そうするうちに、いろいろと作物の張り付けをする中で、水利用のその効果というものをば農家の方々が認識され、次の畑についてもおいげえんとをやっくれんかとかいうようなことで、実質的には今言えますけど、農政局の許可も得ずに、約100町歩程度の自然増加をば見た経緯があるわけでございますが、そういう形の中で、尾野見大地であっても、水がある所とない所においては営農体系が必然的に変わってきたと。それには農協・行政一体となって強力な推進をやった経緯もあるわけでございますが、私が先ほど申し上げました、この水利用に対する負担金のいわゆるそのものをば、やはり営農効果から生み出す、方向付けとしては、どうしてもやはりその面積については、結局一応張り付けをしなければならない。その計画が具体的にあるのかということでありまして、今のところ、その計画数値というものが無いようであります。そこで、なぜ私がこのようなことを申しますかと言いますと、鹿屋の笠野原、南薩畑かん、これは総受益面積から作物において、水を使う使わないにかかわらず一律徴収をやるわけですね。そういう形で運用を行っておるという地域だろうと思っております。私もいろいろと視察をした中でも、そのようなことでやっておられたわけですが、実は曾於東部畑かんの場合にはですね、現在県営事業等で立ち上がりをば一応設置はしておりますけど、これを開いて水を使う、供用開始をしなければですね、その水利用の料金を徴収できない仕組みになっておる。それがゆえにどうしても先ほど申し上げました、あの面積に対しては、具体的な張り付けをし、そして年次計画、あるいは3年、5年、そうした目的です、やはりやる必要があるんじゃないかと。そうでなければ、具体的にその面積が水を使う畑地として生きてこないんじゃないかというふうに私はこう考えるわけでございますが、この件について具体的な計画を作られる意があるのか、お伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

それらの畑かんの維持のために対しての作物の張り付け、そういった具体的な計画ということござ

いますが、現在、郡の段階でも畑かんの推進本部を立ち上げていろいろな角度から検討をいたしておりますし、そういった中で私ども市といたしましても、一緒になりながら取り組んでおるところでございますが、試算的にそういった計画は立ててないのが現状であります。

○18番（木藤茂弘君） 県任せ、郡の推進課任せですね。現実の段階で、今頃このような論議をする必要はないわけですよ。はっきりとこのことについては市町村が負担をして、郡の段階でも畑かん営農への推進協議会というのがあるわけですが、はっきり申し上げまして、今まで試験場がやっておる、その繰り返しをやったような格好でいろいろな実績、そういうものが出てきておるわけですから、やはり私は早急に市としてですね、具体的ないわゆる張り付けの計画を私は作るべきだろうと思っています。先ほどのいわゆる同僚議員の一応質問の中でも、市長の方からそれぞれの作物をば紹介していただきましたが、私は素晴らしい作物だろうと思います。そういう面から見て、やはり昨日も同僚議員の中で、作物について水の利用の問題等がなされましたが、やはり水利用に応じて効果ある作物についてはですね、ひとつせめて22年度の38%のその負担を市が持たない、その面積だけでもですね、具体的な一つのいわゆる計画を作るべきだろうと。ものは論議だけじゃなくて、目標数字を定めて、その目標数字の達成時期において、やはり総括すべきそうしたことでなければですね、いわゆるその効果と申しますかですね、そういうものは一応やはり上がって来ないんじゃないかということを感じざるわけでございますが、そのような計画を作る意があるのか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

作物の選定については、いろんな角度から検討いたしておりますが、なかなか単価の問題、いろんな問題がある中で難しい問題があるということは先ほど市長が答弁をしたとおりでございますが、ただ水が来年から導入される、そういった中で、やはり議員のおっしゃるようないろんな作物の計画張り付けというのは、今後進めなくちゃならないというふうに、私どもも考えております。そういった意味からは、いろんな協議会、そういった中で、いろんな知恵をお借りしながら、市としても何らかの計画をやはり作っていかなくちゃならないというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） ぜひともですね、具体的に郡の推進協議会任せ、農協任せというようなことではなくてですね、1,200町歩のそれに向けてですね、いわゆる計画をば、ぜひとも作って、困難でありましょうけど、ひとつ値段が、金がどうと言っておるところではですね、始まらないですよ。それを克服して産地はできてきておるわけですから、それは値段をある程度気にはせなけりゃいけませんけど、そういうことで、せめて1,200町歩に対する具体的な計画をば、早急に私は作って推進をすべきだろうというふうに考えておりますが、再度この計画の作成について、いわゆるお答えをいただきたいと思ます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員おっしゃるとおり、この畑かん営農の推進につきましては、鋭意進めているところでございますが、現在の段階で通水と、完全通水あるいは一部通水という段階になった時に、先ほどお話があったように、尾野見地区でも自然増があるというふうにご指摘ございました。そのようなことが今後さらに進んでいくのではないかなというふうに期待するところでございます。そのようなことを含め

まして、今後営農の啓発あるいは団地化の推進等も含めまして、予定します利用率の達成を考えていきたいというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） ぜひとも具体的なそういう目標数値を求めた地区のいわゆる設定をしていただきたいと思います。

2番に掲げております生産団地育成の手法についてと挙げておりますが、そのような具体的な数値がない限りですね、農家の意に任せるということだけに留まるんじゃないかなというふうに考えておるわけですが、やはり最終的には農家のいわゆる意思決定でございます。その前提については、旗振り役はやはり行政が、方向付けはしなけりゃならないというふうに考えておりますので、どこまで結局考えておられるのか。2番の生産団地育成の手法については、私はですね、特に6月議会の施政方針の中に補助事業はもとより、農家の所得向上及び経営安定を図り、本市の園芸振興や産地の維持拡大に努め、本市の特性を最大限に生かした生産の振興を図ってまいりたいというふうに施政方針で述べておられるわけですが、特に先ほど計画の問題申し上げましたが、畑かん管理維持費市負担金が必要でなく、計画でなくなる22年目標1,200haの畑地利用の作物の張り付けが必要になるわけですが、そのようなことを考えられた場合ですね、どのような形で推進をしようとしておられるのか。私が申し上げておりますのは、欧米などの大型農業を目指していこうというわけではございません。また、一農家経営面積が4ha以上の農業生産の選択的、拡大的な経営として、来年度から始まる品目横断的経営安定策というものが始まるわけですが、集落の中で、平均的な農業経営、大体本市で申し上げますと、1町から3反程度の農業戸数が集落の中では多いわけですが、それに対して、私はやはり複合的な作物の位置付けが大事ではないかというふうに考えておるわけですが、そのような現状を踏まえて、今後の畑かん営農の在り方ということを見ると、どのような形で今後生産団地育成の手法について進めていきたいというふうに考えておられるのかお聞かせいただきたい、どのように考えていると。

○市長（本田修一君） 生産団地の育成につきましては、本年5月29日にポジティブリスト制度が施行されたことに伴いまして、作物間の危被害をなくすために、最も有効な対策としましては、それぞれの作物の団地化が必要であるということでございます。畑かんの推進品目になっていきます様々な品目があるわけですが、これらをどういった形で組み合わせっていくかということを含めまして、JAの作物部会等と一緒にしながら推進をしていこうということでございます。

○18番（木藤茂弘君） 私は、現在、点、地域の中では市長が言われる振興作物そのものは地域の中に点はできておるわけです。その点をいかにして広げるかということだろうと思います。先ほど申し上げます1,200haというのは大体東部畑かんの3分の1の面積であるわけですが、そういう面から見た場合に、やはり農協とのかかわりもこれは大事であります、やはり進め方としてはいろいろな進め方があるかとは思いますが、どうしてもやはり集落に入り込む、あるいは地域の中に入り込む、そして、本当は、のちほども申し上げますけど、現在もやはり生産組織を核とした形の中で農協と行政の機能分担を明確にしながら取り組む必要があるんじゃないかなと。ただ表現だけじゃなくて、具体的に関係農業者との対面の中でやる推進事業というのが大事じゃないかと。我々の頃は目標を持って1軒

1 軒回って営農指標を作って、その効果はこうですよということを回って、それらの地域の産地づくりをしたわけですが、今の職員の方々にこういうことを申し上げますと、通らないかも知れませんが、やはり私は何らかの形でやはり農家との対面懇談をなすような一つの在り方で推進すべきではないかと。時には焼酎を交わしながら、いっど！やっど！すっど！と。時にはちゃんちきおけさでも歌いながら農家を納得する。そうしたやっぱり力量がなければですね、私は産地というものはできてこないんじゃないかというふうに考えるわけですが、ひとつ市長どのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） かつての時代におきましては、関係機関一緒に手を取り合って、今、木藤議員がおっしゃるような光景が満ちあふれていたようなふうに思うところでございます。

しかしながら、時代が変わりまして、今それぞれの農家がそれぞれの力を付けて、そしてそれぞれの考え方で規模拡大を目指していると、地についての農業がまさにこれから展開しようというような時代でなかろうかというふうに思っております。その中で、市としまして団地化を推進していくなかという取組につきましては、先ほども申しましたように、集落に入っていくことももちろんでございますが、JAの作物部会等を中心にしながら、今後その方々とも、又他の機関とも連絡いたしまして、一緒になりながら推進していきたいというふうに思うところでございます。

○18番（木藤茂弘君） 農協との一応連携は大事なことでございますので、今以上に先ほど申し上げました行政と農協との機能分担を明確にしながらですね、強くないいわゆる農家への推進方をば、ひとつお願い申し上げたいというふうに考えておりますが、そこでやはりあの推進作物の一応問題につきましてはですね、ひとつ原料用甘藷の生産所得よりもいくらか高い作目であるということであればですね、自信を持ってひとつ、私は進めていくべきだろうというように考えております。それがなければですね、やはり日本全体の野菜産地というのはですね、いわゆる中国に頼らなければ、どうもできないよという時代が到来するんじゃないかと。現在、市場の情報を聞きますとですね、生鮮野菜の一応輸入量が109万t、そして野菜、加工用のいわゆる輸入量が143万tということで、252万tのいわゆる輸入があると。それは輸入しても国としては61%が結局中国であるということでございます。そのようなことを考えますとですね、野菜産地の原点にやはり立ち返り、産地強化計画、先ほどもお願いしましたが、せめて3年計画、そうした形の中で、付加価値、市場等の契約取引などを進めていく必要があるんじゃないかというふうに考えるわけです。

そういう面から見ますと、農協さんも一生懸命やっただいておりますけど、特に加工用業務、それぞれの品目別、用途別の生産計画、そうしたものへの販売体制というものはやはり弱いんじゃないかと。それがために、そのすき間を抜ってですね、中国野菜が結局入ってくるということであろうと思っておりますので、今申し上げましたことをば含めて、実効ある計画推進を、ひとつかかっていたきたいというふうに考えております。

そこで、一般質問の私の要旨の中にはございませんでしたけど、日夜いろいろと農業振興を考えておられる形の中で、基本的な考え方ですけど、地域農業のいわゆる進め方、戦略というものほどのようなものなのか。このあたりをびしっと抑えた形の中で進めなければですね、ならないと。そうでないと農家もついて来ないというふうに考えるわけですが、市長、思っておられることをば簡単でよう

ございますので、お答えいただければありがたいと。

○市長（本田修一君） 地域農業に関しましての基本的な考え方といたしましては、この地域の振興の一番のもとになるのは農業であるということが第一原則だというふうに思います。その農業振興をまず成し遂げてから様々な業種の振興も図られてくるんじゃないかならうかということでございます。

そして、農業振興の中で畜産というものが大きなウェートを占めているのは議員もご承知だと思います。

そして畜産、茶、園芸、それらのものが続いてきておりますので、今議論になっております畑かんに伴う園芸作物の振興についても、そのような意味で農業振興という中で大きなウェートを占めておりまして、この振興いかにかかって農業振興がかかるかどうかということになるかと思っております。そして、今まさに話が進んでいますように、畑かん営農が完全にこの地に根付いていった時には、南薩であったように飛躍的に反収の増が図られなければならないと。そして図られることを地域の方々も期待しているというふうに思っております。そのようなことで、私どもは畑かん営農作物の品目の選定につきましても、様々な機関と一緒に議論いたしまして品目を選定し、そして新しい品目を選定しようとしているところでございます。このことの推進につきましては、今お話があったように団地化等を図っていきながらさらに現在の有力作物をさらに進展させていながら振興を図っていこうというのが基本的な考え方ではなかろうかというふうに思います。

○18番（木藤茂弘君） 確におっしゃるとおりでございますが、やはり簡単に一応申し上げますと、時代のニーズにあったその中で、やはり地域の特性を生かしながらも、どこがどうということできなくて、志布志市は志布志市としてのその独自性を持ったやはり農業振興の取組ということが私は大事じゃなかろうかと。そういう独自性を持った農業であるとするならば、必ずや計画にあるこの大きな大地の農業地帯というものが生きてくるんじゃないかというふうに常に考えておるわけでございますので、そういうことをばひとつ肝に銘じながら、いわゆる関係職員の方々にもひとつ発破をかけていただければありがたいなあというように感じているところでございます。

それでは次に、一応4番のメロンの生産団地の再生についてということでございますが、当時の有明の農協長さんであった人は、本田市のお父さんでございました。その時代、昭和50年代でございますが、有明町がメロンについては80ha、松山町は概ね55haぐらいだったと思います。そこで鹿児島県の第1号のいわゆるブランド品として指定されてから15年たつわけでございますが、一番初めには加世田のかぼちゃでございまして、それに次いで有明、松山が中心となって平成4年に曾於メロンとして鹿児島県のブランドの指定を受けております。県下で2番目の指定でありまして、同年に串良のピーマンも指定を受けております。どうブランドの影響力を生かしながら有利な販売につなげるかなど関係者が努力をされているのでありますが、一方では作付面積や生産量の減少、その原因は生産者の高齢化による廃作、現在の生産戸数が生産量全体の落ち込みをばカバーできるまでには至っておりません。県はブランドの検討委員会を設置して、消費者や市場のニーズを反映した規定基準の見直しなど、他県産地との差別化を図る方法を考えるようにして、その見直しをしようとしておるところでございます。

そこで、曾於郡一帯の中で、鹿児島県一帯の中で、私どものこの地域の中で、松山、有明、大崎も含

めてですが、ここで再度メロン生産団地の再生をしなければですね、曾於からブランドという名前は消えていくんじゃないかと。このブランドは県が作るものじゃなくて、本当はブランドというのは消費者が作るわけです。そういう時に到来しておりますので、メロン生産地団地育成の再生についてどのように考えておられるのかお願い申し上げます。

○市長（本田修一君） メロンにつきましては、市場価格の低迷、生産農家の高齢化等の要因によりまして、生産農家戸数及び面積の減少が続いております。しかしながら、一部メロン専作の農家におきましては後継者も育ち、メロンの生産に励んでいただいております。今後は、このような農家の支援を行いつつ、農協と連携を取りながら、鹿児島ブランドに指定されております曾於メロンの振興を図っていききたいというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） 一応、いろいろメロンの問題についてまたですが、ひとつ鹿児島ブランドの現在のですね、指定基準というものはご存じであるか、ご存じでないか。

○市長（本田修一君） 私の方では把握しておりませんので、担当に回答させます。

○産業振興部長（永田史生君） 指定基準については、ちょっとここに持って来ておりませんが、大まかな考え方はいろいろあるかと思えます。共販率の問題、そういった全体的な取組の問題、共販率の問題、そういったものを評価されて指定をされるという流れは過去にあったと思っております。

○18番（木藤茂弘君） 確かに共販の問題もありますが、大きな問題としてはですね、共販額5億円以上ということです。そこで、先ほど価格の低迷ということも言われましたけど、私は現在のメロン農家の中ではですね、当初一応本格的にメロンが入ったのは、施設が入り、具体的に松山、有明、始めたのは52、3年度頃からあったわけですが、3年、4年するうちに松山で4億円、共販額4億円という形にあったわけですが、どうしてもやはり、せめて5億円の80%のですね、いわゆる共販額を上げるためのメロンのやはり面積を確保するということであるとすればですね、どうしても現在のメロン面積がどの程度あるのかということですが、この点について3町のメロン面積の把握、これは市場に流れた分もあるんだろうと思っておりますが、大体の生産量は担当部長なり、担当課長は把握しておられるのか。

○産業振興部長（永田史生君） お答え申し上げます。

共販額については、私どもの方である程度押さえております。17年度、松山が面積約14ha、志布志が1ha以下でございます。それと有明が15haほどでございます。しめて、共販額が合計で1億4,100万円程度ということで押さえております。

○18番（木藤茂弘君） それは、今年度の生産数字とは思いますが、合併しない前は地区の議員の方々にも園芸振興会からは案内状が来ておりましたけど、合併してから案内状は来ませんので、我々もその資料を得ておりませんが、永田部長のところから、17年度のいわゆる農業生産報告書が作成されたものが出ておる分にいたしましてですね、いくらかの数字の違いありますが、松山が12.3、金額にして1億1,458万1,000円、有明町が14haで1億5,800万4,000円、志布志が約0.3haで175万円ということ、総体としまして大体26.6ha、共販額で概ね2億7,000万円程度という、こういうような状況なんですね。永田部長が言われたその数字といたしますと、今年度も減っておるということになるわけですが、

ますが、せめて指定産地条件を満たすこの面積までは何かこれに替わる別途作物があるとするなら話は別ですよ。私はやはり県のブランドとして指定を受けておるこの品目についてお互い努力をしなければならぬんじゃないかと。できるできないは結果論ですけど、やはり有明、松山、志布志、お隣の大崎まで含めてですね、この面積に、共販額に近い面積確保をする必要があるんじゃないかというふうに考えるわけですが、再度市長のお考えをお聞かせいただければ、ありがたいと思います。

○市長（本田修一君） 生産額が急激に減ってきてまして、それで、減ったに伴いまして、農家も減ってきてると、作付面積も減ってきていると、これはいわゆるバブル後に、その高級メロンというものが総体的に地位が低下してきておりまして、kgの単価が減少してきているというふうに流れがあったようでございます。

しかしながら、依然としてブランド指定がされているメロンと、曾於メロンということでございますので、この曾於メロンの名前が残されるような形で今後農協との連携を図っていきながら振興に努めていきたいというように思っています。

○18番（木藤茂弘君） せめて鹿児島ブランドの名前をば、曾於郡から消さないようにお互い努力をしなければならぬというふうに考えております。

そこでメロンに対してですね、価格の低迷とかどうとかいうことでございましたけどですね、実質、県が一応3年ほど前ですか、入って一応メロン診断をやっているわけです。その中でですね、特に先ほど申し上げましたように、メロンを中心とした複合経営の中で、補完作物としてイチゴ、メロンとの組合せなり、あるいはイチゴ、レイシ、それぞれの組合せの中でですね、やはり10a当たり、いわゆる所得で127万円、そういう形ですね、いわゆる物事には複合経営の中でメロンを中心として10a当たり120万円というようなですね、そういう一応数字を挙げておられるわけですよ。そういう中で、現在の一応作物の中ではですね、そう結局生産費を引いて、所得の割から見てあるいは1時間当たりの単価を積算してみてもですね、そう悪い作物では私はないと、いうふうに、この考えるわけですが、やはりそこからあたりですね、担当部課の担当課のいわゆる認識の問題だろうと思うんですが、そのことについてのどのように考えておられるのか。市場の関係から見た流通調査を見てもですね、大体出荷期間については、5月上旬から5月の20日までを中心として出してもらいたいと。はっきり申し上げまして、特に近年経済連さんの主導で前進出荷ということで、早出し出荷の中で、2番果の品物が適確に採れないという問題点はございます。そういうことを含めて、特にやはり2番果せめて1番果だけの5月の連休明け以降に、せめて5月20日前後までは2番果の収穫を適確に出すということをしなければ、現在の鹿児島のアンデスメロンについてはですね、茨城県のいわゆる宣伝をしているようなもんだというふうに市場言ってるわけですね。過去にはそういうことではなかったわけですけど、実質的には施設はよくなったもんですから、前進出荷ということで、メロンの作付けが早くなって、大体連休前には終わると、そのすき間をもって結局作付けをし、販売戦略を行ったのが茨城なんですね。茨城のものが鹿児島まで入ってくるわけでございます。そういうことで、ぜひに2番果の適確な収穫をやるようにしなさい。2番果であっても、鹿児島のアンデスであればですね、どこでも売れますよと、作ってくださいという、いわゆる流通調査報告も出ておるわけございまして、特に県のいわゆる園芸指導班が入って調査した結

果としてはですね、特にアンデスメロン等についてはいわゆる前進出荷は避けなさいと、早く出すような産地をつくりたいということであれば品種を変えて、マリオネットですか、これらは一応低温期にも肥大する品種であるので、そういう物に変えなさいというような、一応こうした産地化の診断が出ておる中にも、今年、私も選挙運動でハウス中をばまわりました。農協が言うもんだ、10日遅らしてもらいました。という農家があられました。この農家は適確に2番果まで採っております。そういう面を見てですね、今日は一応松山から担当課長も見えておられますので、総括の中でメロンという作物が本当に引き合わない作物なのかということとですね、今申しあげました2番果の問題について、ちょっと技術的な問題がありますので、市長では、失礼ですけど、お分かりにならない面もあるかと思っておりますので、担当課長の一応意見をお聞かせいただければありがたいなあと。

○松山支所産業振興課長（白坂照雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

メロンの2番果対策でございますけれども、現在までも2番果については幾分かは出してございますが、平成17年から、松山地区と大崎町の方で農業改良普及センター、それらの県のブランド曾於地域推進本部等のメンバー等によりまして、農協、役場と関係一体となりながら、メロンの生産性向上を図るために、18年産春メロンの生産の中で、2番果の半立体栽培の実習ほを設置いたしまして2番果の半立体誘引により孫づる等の茎葉に十分光をあてながら、つり上げることにより2番果のいい品物を作るということで実証を進めております。これについても結果としてはいい方向に進んでいるところでございます。

以上です。

○18番（木藤茂弘君） 当初、曾於郡にメロンが入った時期の作型に一応基本的には帰って一応やりなさいということだろうと思います。2回ほど県もいわゆる現地に入って診断結果をしておりますので、これらの診断結果の結果をば十分熟慮して、ひとつできれば現地に生かしてもらえばありがたいなあとということをおもうところでございます。

次に、新市に伴う生産組織の方向付けはどのように考えておられるのかということでございますが、先ほどもいろいろと申し上げましたが、やはり生産組織の役割というものは大変大きいものがあると思います。そういうことでございますので、3町それぞれ野菜の生産組織があるかと思いますが、市長のお考えとして、どのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

新市になりまして、生活研究グループ連絡協議会が4月、茶業振興会が5月に統合しスタートしております。また9月には、認定農業者連絡協議会が、来年の4月にはたばこ耕作振興会が統合し設立する予定であります。

なお、農協の下部組織となっております各生産者組織につきましては、当面現在の状況を把握しながら、動向を見極めながら連帯をしていきたいというふうに考えております。

○議長（谷口松生君） ここで10分間休憩します。55分から再開いたします。



午後2時43分 休憩



○議長（谷口松生君） 会議を再開します。

木藤茂弘議員の質問を続行します。

○18番（木藤茂弘君） それでは生産組織の方向付けについては、農協との関係もありますけど、やはり行政、農政を進めやすい一つの組織としてできれば3町の連絡会議なり、そうしたもので早い機会にそうした組織をば方向付けていただければありがたいなあということを考えております。

次に、肉用牛振興の取組についてでございますが、特に松山・志布志等については、いわゆる肉用牛繁殖雌牛導入資金貸付、これについては子牛で60万円、農協が2分の1、市が2分の1、育成牛で80万円、これも3年間で農協が2分の1、市が2分の1ということで、子牛は5年間ですが。聞くところによりますと、有明町については当初近代化資金で対応するというようなことでしたが、そのあと有明町については、松山・志布志方式を2頭までは実施すると、そういう方式でいくということであったわけですが、今回の予算、当初、6月あるいは9月の今回の予算についても、この品目が出ておりませんが、有明町の取扱い等については、合併協でやはり協議された、いわゆる近代化資金の対応ということでいくのか。この肉用牛繁殖雌牛導入資金等について、どのようになっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） 志布志市の肉用牛の繁殖素牛導入事業につきましては、繁殖素牛導入資金の無利子貸付を行い、素牛の適正な更新による、子牛の商品性向上と飼養頭数の維持拡大を通じて生産基盤の確立と肉用牛経営の安定に資する事業として、合併前から松山地区及び志布志地区において取り組まれてきているところであります。合併後におきましても、引き続き実施されているところであり、6月議会で議決いただきました過疎計画においても肉用牛繁殖雌牛導入事業貸付金として21年度までの事業計画といたしているところであり、現行においては市といたしましては、このような考え方で対処する所存であります。また、有明地区におきましては、合併前に実施しておりました農業振興資金の貸付制度を変えて、合併後は市内全域を対象にそお鹿児島農協及びあおぞら農協に農業振興資金の貸付制度を設けていただいております。市と農協が利子補給を行うことで、農業者の利子負担は0となるよう配慮いたしております。貸付範囲は繁殖素畜の購入、果樹園芸の施設・植栽、茶の施設・植栽経費としております。この内繁殖素畜の購入の事業内容につきましては、子牛は1頭当たり貸付限度額60万円で、貸付期間5年。成牛は貸付限度額80万円で、貸付期間3年とされております。

なお、利子補給の負担割合については、近代化資金の貸付利率を基準とし、農協が0.25%負担し、残りを市が負担することになります。ちなみに、今年の市の負担率は2.7%となるものです。

また、農業資金の利子補給につきましては、農業振興資金に加えて、近代化資金についても市単独の利子補給を行っており、制度資金の利子補給及び市単独の利子補給の全体額について、農業資金関係を所管する農業振興費に予算措置をいたしているところであります。繁殖素畜の購入に係る利子補給額につきましては、100万円程度と見込んでおります。

○18番（木藤茂弘君） それでは、松山、志布志と同じような一応条件下の中で、有明町も6月補正で

見てあるということで一応理解していいわけですね。

○市長（本田修一君） そのようなことであります。

○18番（木藤茂弘君） 次に、肉用牛生産地として経営安定性を図るために、いろいろな衛生問題、肉用牛増頭運動、優良牛導入、保留対策の推進、低能力牛、高齢牛の問題、繁殖障害牛の問題と、いろいろあるわけですが、特に、経済性向上の面から見て、新市の3地区の子牛価格の平準化について、どのような見方をしておられるのかお答えいただければありがたいと思っております。またそして、その対策を考えておられれば。

○市長（本田修一君） 子牛価格の平準化についてお尋ねでございます。市内の子牛価格につきましては、平成17年度の状況を見ますと、これは17年3月から18年2月まででございますが、自家保留・本人を含め、6,264頭が出荷されまして、平均価額は48万5,450円となっております。なお、郡内の平均価額は48万740円となっており、本市より5,000円程度低いようでありまして、地区ごとの状況につきましては、松山地区が1,993頭で、49万4,794円、志布志地区が1,074頭で49万5,624円、有明地区が3,197頭で47万6,216円となっており、有明地区が概ね2万円程度低いようでありまして。

今回の合併によりまして松山地区で実施されておりました優良種畜保留導入事業の拡大によりまして、有明地区においても、より優良な素畜の導入がなされることとなり、素畜改良に加え、市場価格の適正な下支えの効果も同時にあり、その改善も期待できるものでないかと考えております。

また、市の技術員につきましても、これまでの各地区における取組状況を相互に活用できることとなり、新たな効果が期待される場所であり、今後その実践につなげてまいります。

ご承知のように子牛価格につきましては、血統、発育等によりまして価格が形成されるわけですが、その根幹は生産農家の育成技術が大きく関係することとなりますので、農家への指導や情報提供等を農協や他の機関等とも連携しながら行うとともに、現在、せり市2カ月前に発育状況等を1頭、1頭、確認させ、適正な出荷時期やえさ給与について指導を行っておりますが、さらに充実させてまいりたいと考えます。

また、県を中心として子牛の育成マニュアルを作成し、子牛の斉一化に向けた取組を行っているところであり、その徹底にも努めながら、市内3地区が曾於家畜市場の上位を占めることを目指して、今後いろいろな手立てを検討しながら積極的に畜産振興を図ってまいります。

○18番（木藤茂弘君） ただいまの答弁でおおむねのことは理解しましたが、これほどの生産頭数を有明町の場合にも持っておられるわけございまして、大体私がもっております数字からいたしますと、松山を100とした場合に、17年度の畜連の資料ですが、17年度の資料で大体1万8,391円安いということで、これを頭数にかけますと、約5,800万円のいわゆる3地区のいわゆる元はありながら、それだけの差が出てきておるといってございまして、一時は松山もこのような時期がございました。昭和52年に品評会には行くけど、郡では子牛価格が一番ビリと。肉用牛を盆栽畜産的な格好じゃいかん。そのためには、いけんやっぺんどうしてもやはり底の引き上げをばしなけりゃいけないということで、改良委員会を設立して、種雄牛を6頭に絞って決定した、いわゆる配合検査なり、産子検査をやって、再育化を図った結果、現在に至っているわけございまして、今後先ほども農家へ対する一つの指導という

ことで、いろいろとありましたが、特に産子検査あるいは配合検査等を徹底していただいて、やっていただくとするならば、3年すれば、その効果は出てくると思います。そういう形の中で、今回の品評会でもいろいろございましたけど、せめて子牛価格の面については、志布志市がやはり郡のトップをいくような形で努めていただければありがたいなあというふうに考えておるわけでございますので、特にそういう問題点について、生産者に対する一つの学習会なり、実践を通じて出てきた問題点については、また学習をしながら、そしてそれを実践に移すという繰り返しの中で、松山もやってきた経緯がございますので、どうかひとつ、全市にそのような一つの方向付けを取っていただければありがたいなあというふうに感ずるところでございます。

次に、先ほども園芸の方で申し上げましたが、新市に伴う生産組織の方向付けについて、畜産関係についてはどのような考えを持っておられるのかお聞かせいただければありがたいと思います。

○市長（本田修一君） 畜産関係の生産者組織につきましては、農協の生産部会として発足しており、その活動が展開されてますが、松山地区においては既に各生産部会を包括した畜産振興会が組織されているようでございます。各生産者組織においては、酪農組合が来年4月から、県下1組織に統一されることとであり、市内における組織もその流れを受けることと思われま。

また、肥育牛関係においても志布志地区と松山地区の方々との交流が既にもたれたところです。肉用牛部会においても、3地区の役員の皆様が部会の統一に向けて話し合いを進めていることで、方向の確認がされたと聞いております。今後話し合いが重ねられていくものというふうに受け止めております。市といたしましては、このような生産部会及び農協の意見を最大限尊重することといたしまして、関係する農協等と連携しながら今後取組を進めていきたいというふうに思います。

○18番（木藤茂弘君） ぜひとも和牛部会がそういう動きであるということ、あるいは養豚部会、ブロイラー部会、肉牛部会、それぞれございますので、せめて振興会が1本になるというような、一番初めは大変でしょうけど、部会ですね、そうした意思疎通が図れるような一つの組織の再編へのいわゆる方向付けをば、行政の立場からひとつ指導していただくということ、お願い申し上げておきたいというふうに考えております。

それでは、先ほどお願い申し上げまして、一応最後の順番にということでお願いいたしました人的装備はどのようになっておるかということでございますが、合併に伴う共通意識のもとで各支所への農政を推進するために本所機能をば発揮すると同時に園芸・畜産等の技術員を含めて行政と農協との役割をば果たし得るような人的装備はどのようになっているのかお聞かせいただきたいと思ひます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、産業振興部におきましては、本庁農政課に2名、松山支所産業振興課に1名、志布志支所産業振興課に1名の職員を配置しまして、野菜等に関する業務を行っております。

また、うち農業技師は1名であります。営農に関する技術的な事項につきましては、JA、普及センターと一緒にしながら、指導に当たっております。

また、市内のJAにおきましては、11名の営農指導員が配置され、営農指導に当たっております。

○18番（木藤茂弘君） それぞれ普及所、農協もあるわけでございますが、やはり行政の立場の中でも

ですね、普及所、農協そうした形の中でも、できるものならやはり技術的な問題についても、あるいは農政全般をやり合うのを通じて、対等な立場で意見を述べ、いろいろなこと等が計画立案し、方向付けるためにもですね、それなりの機能を持った職員の配置ということをお考えいただければありがたいなあというふうに考えておるところでございますので、ひとつ市長の今後の考え方としてそういうふうに努力していただければありがたいなあというふうに考えております。

次に、農地災害復旧についてでございますが、土地改良法第89条の2第6項の規定に基づいて一時利用指定地がされておるわけでございますが、一時利用指定地とは換地計画の決定又は変更及び工事の実施のため、変更する場合があるとのことであるわけでございます。そのような農地等が今回の災害に遭って、本来ならばほ場整備事業実施地区に伴う一時利用指定地ということでございますので、その災害復旧等についてはどのような取扱いをされようとしておられるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 災害復旧についてでございますが、現在実施しておりますほ場整備事業につきましては、一時利用指定地内で発生しました災害復旧事業につきましては、国庫補助の対象とならない小災害の場合は、ほ場整備事業の中で補完工事として復旧を行っておりますが、工事費が大きく、国庫補助の対象となる災害につきましては、公共災害復旧事業で対応しており、本年度についても同じような考え方で実施したいと考えています。

また今後、新規地区等が出てきた場合の対応につきましては、地区の事業内容等を十分調査し、復旧方法について検討していきたいというふうに考えております。

○18番（木藤茂弘君） 結論から申し上げますと、事業費がその地区内の分あるとするならば、それであるけど、災害の大きい分については、災害復旧でやるということのようでございますが、基本的にはその施工団体が負担金をもつと、一時利用指定地のその農家についての負担金はないということで理解していいわけですね。

○市長（本田修一君） 事業費の負担金につきましては、農地災害復旧事業につきましては、補助残の20%が受益者負担となっておりますが、一時利用指定内の地元負担は事業で対応するというふうになります。

○18番（木藤茂弘君） 事業で負担するということですが、施工区でこれ県営事業ですから、団体施工じゃなくて県営事業ですから、県の総体的な事業費の中で、ほ場整備として負担するという、そういうことで理解していいわけですね。

○市長（本田修一君） ただいま、農地災害復旧事業につきまして、地元負担が、受益者負担が20%ということでございますが、当然今議員がおっしゃるような形になるかと思えます。ただ、今回の場合、激甚災害というようなこともありますので、その災害の指定を受けた場合に、受益者負担が免除になるということでございます。

○18番（木藤茂弘君） 結論から言えば、施工区で負担するということの理解でいいわけですね、再度確認いたします。

○市長（本田修一君） そのとおりでございます。

○18番（木藤茂弘君） はい、それでは一応理解いたしまして、大体あと10分残っておりますが、いろ

いと申し上げましたが、農政推進の在り方については実効性のある計画、戦略をば持ちながら、島津日新公のいろは歌の一節の中にあります「いにしへの道を聞きても唱えても、我が行いにせずはかいなし。」という歌の一節がございます。実行に移し、かけ声だおれにならなうように努力していただくことをば、お願い申し上げて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で木藤茂弘君の一般質問を終わります。

次に、8番、藤後昇一君の一般質問を許可いたします。

○8番（藤後昇一君） 質問通告書に従って、まず一括して質問してまいりたいと思います。

先週末の台風13号は、極めて強力で940ヘクトパスカルという勢いで九州に迫ってきましたが、幸いに進路が本市をそれたために、心配された大きな被害もなく、皆様も安堵されたことと思っています。しかし現在、次の14号が発生し、日本本土に向かっていきますので、今後の進路に細心の注意を払わなければならないのが現状です。

さて、昨日の12番議員の一般質問にもありました7月5日夜半から6日未明にかけて本市を襲った豪雨は、気象情報アメダスで調べてみますと、最大一時間降水量が志布志の過去30年間のデータで何と第1位の84mmの数値を示しています。第2位が2000年6月24日の66mmですから、今回は本市が初めて経験する突出した最大の豪雨であったことを物語っております。その結果、議会でも報告されましたように、志布志町を流れる2級河川である前川と安楽川の流域で人家や水田を直撃するとともに、有明町では野神、芝用などの簡易水道断水により、国分自衛隊の給水支援を受けるなど多大な被害を被りました。

また、7月18日から23日にかけて川内川や米ノ津川全域を中心とする県北を襲った豪雨災害は6市町にわたり、犠牲者5名、内3名は高齢者を含む甚大な被害を出しました。濁流に水没した各地の老舗商店街では廃業に追い込まれる個人商店が相次ぎ、まちづくりの顔としての商店街が存亡の危機に瀕しています。

また、被災地では特に高齢者を含む災害弱者の健康や財産を直撃し、現在も今後の暮らしの先が見えない深刻な影を落としています。

以上、述べました災害状況は報道によりますと、中・高校生や市民による災害後のボランティアやNPOによる支援活動に力強い希望の光を見出す一方で、自治体の防災行政に緊急かつ重大な種々の課題が突きつけられたのではないかと考えます。

そこで本田市長に、それは課題の中での私が緊急な取組が必要ではないかと考えます、以下6点について見解を求めたいと思います。事前に通告書を出してありますので、十分に吟味された答弁を期待していますので、よろしく願いいたします。

まず第1点として、合併した本市の新しい防災計画は、先日総務部に提出をお願いしましたところ、ただいま作成中ということであり、その点は十分に理解するところではありますが、ここでは進捗状況とその概要、特に重点を置いた項目等を示していただきたいのと、完成後の防災計画の市民への周知の手段、方法なども併せてお願いします。

次に第2点と第3点は特に密接に関連しますので、併せて質問させていただきます。防災マップやハザードマップの作成は、水防法や土砂災害防止法で市町村に義務付けられており、また地震、津波に対

しても国土交通省の津波対策検討委員会において今年3月ハザードマップの作成を5年以内に作成するようにと提言されています。

私は、防災マップであれば、校区ごとのハザードマップは災害の種類ごとに作成されてなければ、実際の災害に対して有効性を発揮しないのではないかと考えますが、この問題に対する本市の取組の現状と市長の見解をお願いいたします。

第4点として防災対策を現実に行使することで、自治体の行政力による公助には限界あるのは現実が示すとおりであります。それだけに自助、共助による地区の防災力が不可欠かつ必須なものと考えます。その地域防災力を十分に発揮するためには、災害の事前事後の即実践力としての地域自主防災組織やそのリーダー役が期待される地域防災推進員の育成と連携、活用がこれまた必須不可欠のファクターと考えますが、この点に対し、現状と今後の取組をお示しください。

第5点として、高齢者や災害者など災害弱者に対する防災、減災対策についてお尋ねします。私はこの災害弱者に対する対策、施策こそ防災対策の核心であり、試金石であると考えます。そこで、内閣府が今年3月に災害時要援護者の避難支援ガイドラインを公表しましたが、市長はこのガイドラインを周知されているかお聞きします。その上で本市の災害弱者の防災対策の現状と今後の具体的対策をお示しください。

最後に第6点として、防災、減災目的とした本市独自の防災条例を策定する考えはないかお尋ねします。私は、防災対策にそもそも完全・完璧なものはないと考えます。まずは自治体においては予算財政上の大きな壁がちはだかっていることでも自明のことです。そのような状況にあって、防災条例は行政、市民、事業者、関係者団体等の防災、減災に対する共通の土俵を作成するものであり、志布志市全体の防災、減災に対する志若しくはその施策のかがり火ともいふべきものであります。ぜひ、十分検討された上で、策定してほしいと考えますが、市長の見解を伺います。

併せて今月8日に隣の宮崎県議会では、宮崎県防災対策推進条例を可決しましたが、市長はこの点について周知されているか、いるとすればその条例に対する見解をお示しください。

以上6項目について、市長にまず質問いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず始めに、防災対策につきまして、本市の新防災計画書作成の進捗状況の概要ということでございます。志布志市の地域防災計画書につきましては、現在計画案の作成中でありまして、10月上旬には一次案の確定予定であります。その後、県との事前協議を10月中旬に行いまして、協議結果を踏まえ、必要に応じて調整、修正を行い、最終案の作成をする予定であります。

そして、その案を市の防災会議にお諮りいたしまして、最終案の調整・修正を行い、県との本協議を経て、志布志市の地域防災計画書は確定することとなります。また、この計画の概要につきましては、災害対策基本法第42条の規定に基づき、志布志市地域に係る災害対策に対しまして、次の事項を定めることとしております。

まず第1章としまして、総則で目的、志布志市の地勢と災害の特性、そして志布志市及び市内の公共機関並びに公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が志布志市の地域に係る防災に関し、処理す

べき事務、又は業務の大綱等に関する事項。

第2章としましては、災害の発生を未然に防止するための防災施設の整理を。防災教育及び訓練等の災害予防計画。

第3章としまして、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の災害発生の防御、又は応急救助の実施、その他災害の拡大を防止するための災害応急対策計画。

そして第4章といたしまして、施設災害等の復旧についてでございます。それぞれ具体的な計画を盛り込みまして、防災の万全を期すというものであります。

また、地域防災計画と一緒に水防計画も作成することとしておりますので、この計画が策定されました段階におきまして、速やかに市民にも周知をしていきたいというふうに思います。

次に、校区ごとの防災マップの作成についてということでございますが、近年、県内外におきまして局地的な大雨などによる被害が発生しまして、防災対策を強化していくことは重要なことであると考えております。

特に、私たちの地域は台風による災害、豪雨による災害、津波による災害、地震による災害など様々な形態の災害が発生する要因を持ち合わせております。

そこで、被害を少しでも軽減するためには、市民が常日頃からお互い助け合いながら自分たちの地域は自分たちで守るという地域ぐるみの防災意識が重要ではないかと考えます。

お尋ねの校区ごとの防災マップにつきましては、現在、市として作成したものはありませんが、各小学校においては、交通安全を含んだ防災マップの作成をされているところであります。今後、校区自治会、消防団、市民の意見を取り入れながら、市民の方々の身近なマップとして活用しやすい防災マップを作成してまいります。

次に、地震、津波、豪雨等災害ごとのハザードマップの作成についてお尋ねでございますが、ハザードマップにつきましては、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものであり、予測される災害の発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、さらには避難経路、避難場所などの情報が示されたものであります。

自然災害が相手だけに発生規模など予測を超える災害の際には、必ずしも対応できない場合もあるようですが、災害発生時に迅速、適確に避難を行うことができ、災害による被害の低減に有効だと言われております。このような中、今年度志布志湾に隣接する自治体2市3町で地震、津波等を想定した防災対策の確立を図るため、相互に緊密な連携を保ちながら、情報の交換・共有をすることを目的に志布志湾岸自治体防災対策連絡会を発足したところであります。

本市におきましては、旧志布志町の津波防災対策マップと旧有明町の土砂災害危険箇所マップをもとに、湾岸の地震、津波防災マップの作成に取り組むと考えております。

次に、地域自主防災組織や地域防災推進員の育成、活用についてでございますが、高齢者や一人暮らしが増えている現在においては、地域住民がお互いに助け合いながら、自分たちの地域は自分たちで守るという地域ぐるみの自主的な防災組織が、災害時には大きな役割を果たすことを十分認識し、地域防災計画書に自主防災組織の育成を定め、関係機関等と連携を取りながら、その組織化について努力して

まいりたいと考えております。

また安心、安全な市民生活を確保するためには、地域における自主防災組織の結成と活動を促進し、地域防災力の強化を図る必要があると思います。このため、防災に関する実践的知識と技術を有し、地域における組織結成や防災活動等の主導的役割を担う人材を育成していきたいと思います。

市では、県の行います地域防災推進員養成講座を受講されて、地域防災推進員の認定を受けられた方が8名いらっしゃいます。今後も年次的に受講していただくよう計画してまいります。

地域自主防災組織や地域防災推進員の活用については、防災訓練等への積極的な参加をしていただき、災害時において地域住民の安心、安全確保するため、効果的な防災活動が行われるよう協力をいただきたいというふうに思います。

それから次に、高齢者、障害者等の災害弱者対策についてということですが、内閣府のガイドラインにつきましては、手元に資料が届いております。市におきましては、8月31日現在で、65歳以上の高齢者は1万363名、障害者が2,746名いらっしゃいます。災害発生時等において、高齢者、障害者等の安全確保を図ることは重要な課題であり、防災、福祉関係部局及び関係機関等と連携し、計画的、組織的に避難支援ができる体制の整備が必要であると考えます。

そこで、地域防災計画書の中で、災害に援護が必要な方の把握及び個人情報管理・共有する仕組みの構築、福祉関係機関・団体等との連携体制の確立、災害情報の伝達及び避難誘導體制の確立、避難所等における支援体制の確立について、災害弱者の安全対策として具体的な計画を盛り込み、災害時に的確かつ効率的な援護ができるよう体制を構築していきたいというふうに思います。

次に、減災・防災目的としました市独自の防災条例について、お尋ねでございます。自然災害に対する防災対策を強化していくことは重要なことであると考えています。

台風、豪雨、津波、地震等様々な形態の災害が発生する要因を持ち合わせているこの地域では、災害を完全に防ぐことは不可能に近いということがございます。

そこで、少しでも被害を軽減するための減災対策を早急に実施していく必要があると考えているところでございます。各種防災施設の整備に加え、防災情報の適切な提供や防災訓練の実施により、災害に対する安全性を高めることが重要な課題と認識しているところであります。

また、その防災条例につきましては、先進事例等見てみますと、自治体の責務や市民の責務、事業者の責務、予防対策、応急対策、復興対策など定めたものが通例のようでございます。

本市としましては、即条例化ということではなく、まず地域防災計画等の充実を図りまして、その上で実効性のある防災条例はどのようなものかなど市民協働の中でじっくりと検討させていただきたいというふうに思います。

宮崎県の防災対策推進条例につきましては、手元ございません。

内閣府のガイドラインについてでございますが、このガイドラインにつきましても、十分住民の方に周知をしていきたいというふうに考えております。

○8番（藤後昇一君） 最初の防災計画は今作成中ということで、順次進めていただきたいのですが、先ほども同僚議員が言われたんですけども、計画とかこういうのは立てても有効性がなければ何もあり

ません。しかも防災は市民の生命、財産を直撃します。最大の、ある意味では、重要施策になりますので、この点が不備なものと、大変なことになると思います。また先ほども言いましたように、最近の災害は広域化、複合化しております。しかも被害は甚大化しておりますので、この点を十分お考えの上、それに有効性のある、実効性のある計画をぜひ作っていただきたいと思います。

次に、2と3の校区ごとの防災マップの点ですが、これは先の去年の台風14号でしたか、垂水市が死者を出しました。高齢者の方が亡くなりました。で、甚大な被害を受けました。それによって、垂水市は深く反省して、現在ではいろんな施策に着手しております。

災害時には自主防災組織率は10%であったのが、現在は50%に近づいているそうです。今回の7月の集中豪雨災害におきましては、災害はありましたけども、死者は1名も出ない。しかも早目の避難勧告が出まして、この災害対象地域の住民の方が避難されたという結果が顕著に出ています。特に、この2番目の校区ごとの防災マップにつきましては、垂水市は鹿大から教授を呼びまして、講座を開きまして、地区ごとの防災マップを住民を交えながら、しかも現場に足を向けて、現場を見ながら、さらに再度チェックして作っていくという作業を積み重ねております。これは先ほども言いましたように、災害に対して有効性のある、実行力のある防災マップを作らなければ、それこそ絵に描いた餅ということを体験されているからだろうと思います。

それとハザードマップについてですが、志布志市、垂水地区に共通するんですが、旧志布志町はですね、これは前の旧町の志布志町の時の一般質問でも、ここにおられる隈元部長ともやり取りしたんですが、沿岸部にですね、役場、警察署、消防署、病院の災害における中核機能施設が集積しております。さらには宝寿園、ケアハウスなどの福祉施設、また香月小学校やら通山の学校、高校、それから鉄道、港湾施設などが集積しております。ここに想定外の津波が来たときはどうするか。防災そのものの中核機構が破壊される恐れがあるわけです。

ですから、ハザードマップによって災害の予防、予想、災害後の復旧の有効な手立てが取れるようなハザードマップを作っていただきたいと考えますけども、市長の見解をお願いいたします。

○市長（本田修一君） ただいま議員がお話になりましたように、この新志布志市になりましても依然として沿岸部に中枢組織が集中しているという現実は変わらないということでございます。

旧志布志町におきまして、津波防災マップと、そして有明町におきまして、土砂災害危険箇所マップというものが作られておりますが、これらのものを中心に、さらに充実した形のハザードマップというものを作成していきながら、この中枢組織が津波に襲われた時の対策というものを含めた形の計画を作っていきたいというふうに考えます。

○8番（藤後昇一君） 今の市長の答弁にありましたようにですね、これは緊急に作らないと、これを作らないということではですね、起きた災害は完全に人災になります。予想、分っているわけですから、予想されるわけですから、被害の程度それは分かりませんよ、その時の災害によりますけども。でも基本的には、災害が起こる、それもかなりの被害出るというのは分かっているわけですから、それに対して対策を打たないないというのは、これは人災にほかなりませんので、どうかよろしくお願いいたします。

次に地域自主防災組織、地域防災推進員の育成対策について補足して質問いたします。

先ほども言いましたように、7月5日、6日、本市では豪雨災害を受けたわけですが、その中で本市の防災対応、対策は十分に機能し、その目的を達したのかどうか。逆に言えば、浮き彫りになった問題や反省点は発生しなかったか市長にお聞きします。

それに関連しまして、今回のような局所集中的な豪雨災害では地域消防団は元より、それこそ地域自主防災組織やリーダー格である地域防災員、これは県の講習も受けておりますし、防災員の大半は防災士の資格を持っておられる、いわば防災のプロであります。この方々の地域密着した防災活動が不可欠であり、その成果は全国的にも証明されていると考えます。本市の7月5日、6日の集中豪雨での、この地域防災組織、また地域防災推進員の実状はどうであったかお聞きします。

私が先ほど地域防災員は8名だと言われましたですね。その何名かに対して聞き取りをしました。ところが、正直言いますね、聞き取りをしました結果ですね、何人かの方は異口同音にですね、資格を取っただけで、本市から何の連絡もない。しかも先ほど言われました曾於郡の合同訓練ですね、そのメンバーとしても呼ばれてないと。そういう現状がありますがいかがでしょうか、お聞きします。

○市長（本田修一君） 7月5日の集中豪雨の際におきましては、当日、豪雨が発生ということで、市としましては、災害対策本部を設置したところでございます。そして、それに伴います消防団の待機等も、そして避難所の開設等も行ったところでございます。そのようなことで、当時の防災体制というのは、それなりにできたものではなかろうかというふうには考えております。

ただいまご指摘の防災推進員という方々につきましては、特段そういった形でご連絡も申し上げなかったというようなことであるようでございます。

○8番（藤後昇一君） もうちょっと、7月5日、6日のこと細かに聞きます。私、当夜ですね、出勤された消防団員の方からやら、それから消防署等に情報をお聞きしております。私が言いますことですね、時系列的に申していきますけど、間違えがあるかもしれません。その点は指摘してお許しいただきたいと思えます。

まずですね、7月5日、8時18分、20時18分ですね、大隅土木事務所より石踊橋ですか、何か計りがあるらしいんですけど、その水位計が警戒水域を超えたという大隅土木事務所よりの連絡があったと思います。その点が受けているかどうか、その事実確認ですね。そして、明けて6日の0時54分、平城の名前は申しませんが、その方の所に、南部消防署よりタンク車、工作車、救急車が出勤しております。その同時刻には県土木災害警戒情報が発令中であったそうです。

なお、このちょっと前、12時前後、前川流域の若宮地区、大性院、若宮あの地区の方々が自主的に避難を開始されております。それからちょっと時間が経ちまして、1時25分に消防団員に電話で連絡が入りまして、分団長以下6名の消防団員の方が大性院に出勤されて、警戒に当たっておられます。そして、老夫婦を救出して体育館、避難所へ搬送されています。県道には車両3台が放置されて、車体は水没状態だったそうです。ここが問題だと思うんですが、この1時30分、避難所開設の防災放送が初めてあったと。避難勧告はなかったと聞いておりますが、この事実関係はどうでしょうか。ここにですね、アメダスですね、当日のことが出てます。8時にですね、38mm、時間雨量ですね、こっから急に降り出す

んですよ。23時には84mmになります。11時ですね。このあたりから自主避難しだされるんですよ。0時にですね、33mmです。大体この動きと、降雨量と対応しますよね。まず、この事実確認とこれでお問題がなかったと思われませんか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の方に回答させます。

○総務課長（上村和憲君） お答えをいたします。

先般の7月5日から6日にかけての集中豪雨にかかわります防災対策でございますが、ただいま議員のご指摘のとおり、それぞれ各支所に災害警戒本部を最初置きまして、それから対策本部に切り替えて、それぞれ松山地域、志布志地域、有明地域、相当の土砂災害が次々と連絡が入りました関係から、それぞれ支所の方でその地域につきましては、消防団に連絡するとか、また避難所を開設してすぐ自主避難をしていただくとか、相当の対策を取ったつもりなんですけど、やはり結果として私どもの考える想像以上の雨量が発生して、大変な市民の方々に迷惑を掛けたという部分もあったのはもう事実でございます。

そういった面を受けまして、改めて今回一般質問にございますようなこういった防災対策について、私ども行政としてもしっかりした防災計画を作り、なおかつ市民の方々への周知徹底を図っていかねばならないというふうに痛感をしたところでございます。

なお、志布志支所の関係につきましては、支所長の方でも把握しておりますので、少し詳細につきましては、支所長の方からご答弁をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

○志布志支所長（山裾信博君） 今年の7月5日の9時前だったと思いますが、言われたとおり、相当雨が降り出して、役所の方に駆けつけたところでございます。職員が全部駆けつけて参りましたのが、12時くらいであったと思います。防災無線対応、そして避難所の開設、消防の対応、もろもろの対応がありましたけど、避難所の開設等については、相当量の雨量、そして次々の災害の電話、そういうことから、対応が遅れたことについては、揺るがない事実でございます。

しかし、職員一丸となって対応してまいったところですが、情報の収集、その他について時間雨量の関係もあって、避難所の開設等、そして消防への連絡もありましたので、対応について職員が一丸となって当たったというところでございます。

以上です。

○8番（藤後昇一君） 先ほど言いましたように、今回の豪雨はですね、本市にとって30年間の内で、突出して第1位なんですね。だから、担当課長が想定外だと言われるのは当たり前です。

ところがですね、被災地ではどこでもその担当者が想定外だったと、100年に1度だと、これはもう定例文句なんですよ。それを前提にして作るのが防災計画であり、ハザードマップなんです。さらにこの日の対応が遅れたのはですね、前川の降水量水位がいくらになったときは、自主避難をさせなきゃいけないとか、消防団を出動させなきゃいけないとかという事前の計画があれば後手には回らないんです。防災対策はですね、初動出動ですよ。これかかっているんです。市長はこの豪雨被害後、この今申しました前川流域を視察されたと思いますが、住民からもご意見を聞かれたと思いますが、どうですか、その

時の意見は。

○市長（本田修一君） 災害翌日に早速現地にまいりまして、お見舞い申し上げたところでして、その時の状況等お話をお伺いしましたとき、本当一步間違えば大きな人災につながる事だったなあと、いうふうに改めて戦慄したところです。結果的に自主避難もできなくて、水没して、孤立して動けなかったんだというふうなお話を聞いたところでして。幸いに一時的な豪雨で、その後速やかに水が引いていった結果、大災害にならなかったということでありましたので、本当に改めて、そのすさまじさ、恐ろしさを感じたところでして。

○8番（藤後昇一君） だとしたら、先ほどの市長のそれなりの対応をしたところもありますか。どうぞ。

○市長（本田修一君） 先ほど、課長の方から答弁いたしましたように、想定外と、予想を超える集中的な雨で、そしてまた一時的にそういった雨が集中的に川を下っていったと、そしてその結果の氾濫であったということでありまして、過去の経験から類推すれば当然対応ができたんであったろうというふうに思いますが、そのことができなかったということでもありますので、そのことにつきましては、もっと適切な対応が必要ではなかったかというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 今、市長から反省の弁が出たんですが、この事実だけは重く受け止めてほしいんですよ。住民の方々が近所の手助けを受けながら、避難所の開設だけですよ、1時半ですよ、その1時間半前に住民の方々が近所の人から助けられながら、自主避難したからよかったですよ。これは、この方々の生命の危機の場面に陥らしたわけですよ。ですから、先ほどから言いますように、防災対策を作る部署、特に市長はその点を十分考えながらしていただきたい。さらにですね、この防災推進員というのは、いつだったですかね、県で講習があったのは、最初の。それもちよっと時間が経ってますよね。その間、活用されてない。こういうのがありながら。そういう事実もあるわけですので、今あるファクターですね、自主防災組織、推進員、それから消防団員の方々、その活用も十分考えて、再度この機会にですね、心また新たにして防災計画の推進を急いでいただきたいと、思います。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほど垂水地区の話が出たところでした。私どももその日、垂水地区の方で早目に自主避難の勧告が出たということを知りまして、びっくりしておったわけでございますが、それは藤後議員もおっしゃったように、前年の大災害があつてからこそ、その備えが今回取られてきたというふうなことでございまして。私どもも今回の災害を契機といたしまして、十分反省し、そして検討しまして、万全の災害警戒対策を練っていきたいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） この防災推進員の方々はですね、市から何の働きかけもないということで、この方々でですね、NPOを作ろうという準備をされております。待ちきれんということですよ。だから今後はですね、この方の受けられた研修は先ほども内容を市長が言われたですよ。自主防災組織の作り方とか、避難所の作り方と、非常に専門的な講義を受けておられるわけですよ。しかも実践的な研修もを受けておられます。まさにプロですから、ぜひこの人たちを十分に使いこなすぐらい活用していただきたいと、思います。

市長、8月に県の方で市長、町長を対象にした、防災の会議がありませんでしたか。

○市長（本田修一君） 会議がありましたが、私は別途公務がありまして、出席できてませんでした。

○8番（藤後昇一君） それと似たようなのがですね、ここに毎日新聞に出てるんですが、防災サミットというのがあったんですよ。各被害を受けたたくさんの方々の首長の方々が出席されています。そして、県が市長を対象にした防災会議を開いた最大の目的はですね、要するに避難勧告なんですよ。避難勧告出しても、空振りがある。賠償問題まで言われる。だから、ちゅうちょする。出す。遅れる。しかも避難命令を出しても、従う人は3%だそうです。データとしてそういうデータが出てるんですよ。その時に、ちゅうちょなく避難命令を出す勇気を持つてというのが、この会議の目的だと。ここでも最大そのことが、テーマになっております。

それをまた手助けするのが、私何回も言いますように、自主防災組織であり、推進員なんですよ。それについてどうですか。

○市長（本田修一君） 自主防災組織並びに防災の推進員の方々につきましては、十分、今後お力を借りながら、共々地域の防災計画の中に位置付けていきたいというように思います。

○8番（藤後昇一君） 次は、5点目の高齢者、障害者の災害対策についてお尋ねします。

まずその前に、災害弱者の共通認識として、昨日もデータが出ましたけども、本市の平成18年8月31日現在の65歳以上の1人世帯、3,006人ですね。で、65歳以上の夫婦だけの世帯が2,226組、4,452人、しかも1人世帯ですね、65歳の独居世帯と言いますか、その78%は女性のみ独居世帯です。さらにですね、この両方合わせますと7,458人、これはですね、現在の人口の約21%、全世帯数の34%になるんです。それとですね、今の次のデータは過去3年間の人口と世帯数なんです。平成16年から18年に関してですね、人口は469人で1.3%減っております。世帯数はですね、137戸、0.9%増えています。ということは、昨日も市長が言われました核家族化が進んでいます。

さらに高齢者の中には介護認定者も多い。ここにも老人福祉計画、介護保険事業計画書にその数字が載ってますけども、この中で平成26年には高齢化率が30.2%になる。その内後期高齢者が5,945人、17.5%になる。高齢者社会が待ち受けています。こういうのが志布志市の今現状です。この方々が、災害どのくらいなるか知りませんが、この方々の一つひとつのデータを探っていくってですね、災害弱者対策、まず高齢者に対してはしていかにかい。ここにまだ障害者もいます。その現実に対してどう思われますか。市長、お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほどもお話ししましたように、高齢者、そして障害者等につきましては、特に災害については弱者であるというような認識でございます。それらの方々が市の全域でますます対象者として増えているということは、非常に大変な状況だというふうには思っているところでございます。これらの方々の災害時に援護が必要な方々の把握とか、それから情報管理というのをさらに取組まして、その支援体制あるいは避難体制というものを計画に盛り込んでいって、そして効率的な体制ができるように努めていきたいというふうに思います。

○8番（藤後昇一君） 国はですね、この広域化、長期化、複合化する災害をですね、その被災状況の現状分析をしまして、その問題を抽出した結果を受けて、先ほど言いましたこのガイドラインを出しました。その中で、災害弱者の対策としては、この災害時要援護者避難支援対策というのが最も有効であると。これは先ほど言いました高齢者、障害者、幼児、中には外国人、それらの対象者をですね、つぶ

さに調べて、その中で災害時に養護が必要な人をリストアップして、さらにそれに対しての支援者をリストアップして、さらにそれを訓練して、現実には有効に働くように定めたのがガイドラインです。実に細かに書いてあります。手順からですね、リストの作成例から書いてあります。その中でですね、また特にこの個人情報と先ほど言われましたが、これが壁になってなかなかできてない。国はこれは自治体の言い訳だと言わんばかりの書き方なんです、これ。

実際、これをやっていく、恐らくやっていかれるような先ほどの市長の回答でしたけども、恐らくこれが障害になっていくと思うんですけども、この点についてはどうお考えですか。

○市長（本田修一君） きめ細やかに対象者のリストアップをしなけりゃならないという一方で、そのリストアップしたものの個人情報についての管理は適確にしていかなきゃならないというように思います。

○8番（藤後昇一君） さらにこのガイドラインではですね、先ほど介護者のことを言いましたけども、介護認定者のことを言いましたけども、ケアプランの作成においてですね、ケアマネージャーもこの災害時要援護者の対策をケアプランの中に盛り込むように、そしてそれに対する福祉関係者の連携、情報の共通化、伝達。これは何も福祉関係者だけでなく、全部に共通して言われていることなんですけども、そのことが言われていますが、本市の現在の介護プランの中ではこの部分は入っているんでしょうかどうでしょうか、お聞きします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） 資料を持って来ておりませんので、すぐ調査をしたいと思います。

○8番（藤後昇一君） 私の入れた情報では、この部分は恐らく手付かずじゃないかと、間違っているかもしれませんよ、現実を見たわけじゃありませんので。そういう状態じゃないかと推察するんですけども、間違っていたら。やってられたらいいですけども、この点がもし手付かずであったら、早急に手を付けていただきたい。これは災害時要支援者避難制度がですね、できるできないにかかわらず、これはお金のかかる問題でありませんので、ぜひ手を付けて対応を図っていただきたい。

次にですね、このガイドラインに併せてですね、先進地の例がですね、いっぱい出てるんですよ。細かに。これもぜひ、特に防災担当部署では目を通していただいて、できれば先進地視察をしていただいでですね、執行部の立場としてきめ細かい、苦労話とかですね、どんなところが辛いとかそこまで含めたですね、視察をしていただきたい。これは作る作らないは別としてですね、見てみれば防災に対する非常に示唆に富んだ重要な情報が目を通しただけでもいっぱいあります。どうかその点もお願いいたします。市長の考えをお聞きします。

○市長（本田修一君） きめ細かな対応がそれぞれの地域でされているというお話でございますので、調査研究をさせていただきまして、研修が必要な場合、視察が必要な場合は、その役にさせていただきたいと思います。

○8番（藤後昇一君） 通告ではしておりませんでしたけれども、この先進地の中ですね、教育長。学校がですね、PTA、生徒を巻き込む、巻き込むという言い方はおかしいですけども、積極的な参加を受けまして、防災訓練にですね、積極的参加しているんです。

しかもですね、現実災害があった所ですね、被災後ですよ、被災後。高校生、中学生がボランティア、この北部豪雨でもそうですけども、非常な戦力となって働いております。で、中にはですね、小学校1年生から炊き出しですね、しかも食育を兼ねた炊き出し訓練、それから避難所のテントの設営、それから地区のご老人の避難所への誘導、そこまで含めてやっている所があるんですよ。東京都練馬区、静岡県御殿場市です。前回この点は旧志布志町の一般質問でもしましたんですけど、場所の設定ができなかったんですよ。情報だけ聞いてたもんですから。調べたところ出てきましたこのガイドラインに。で、この中に詳しく書いてあります。どうか目を通して、今後の小・中学校における防災教育に生かしていただきたいと思いますが、教育長、通告はしてません。申し訳ありませんけど、回答をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） 考えを少し述べさせていただきます。

実は私どもの方といたしましては、昨年4月にご案内のとおり鹿児島市の武岡で発生いたしました洞窟事故をきっかけといたしまして、学校外の防災対策を含めた危機管理、あるいは危機予知能力等についての在り方が特に重要視されるようになったと認識しております。これが本市におきましては、当時合併前でありましたけれども、それぞれの町の教育委員会におきまして、学校を指導し、職員、保護者、地域が一体となった防災マップづくりを行ったようでございます。

当然といえば、当然でございますが、その後の何度かの見直しと改善を行いまして、この特に道路事情とかあるいは市への状況等が変化をいたしますので、それに伴いまして、防災マップがおこなった、見直さないというんじゃないわけございまして、それをするということになっています。私も新年になりまして、学校訪問いたしました、ここにちょっと2、3枚持って来ておりますが、必ず防災マップを学校訪問の資料の中に付けてくれということをお願いいたしました。そして前の分と同じじゃないですよということを確認しながら、全然変わってなきゃいいんですけど、しかしやっぱり道路ができたり、また環境変わっておりますので、同じ物を後生大事に持っていったって、意味がないわけでございます。そういうことを校長を通じて説明をさせましたが、やっぱりそういうことはやっておりますけれども、まだまだ保護者へ防災マップを配ったり、地域へ配ったりという所、それからさらにまた、ある学校では記憶でございますが、ずうっと行きました時に、路肩が崩れておりましたから、校長先生、ここには路肩注意と先生が書いても罰が当たらないんだよというようなことを言ったりしてですね。

それから、落石注意というようなこともできれば地域の方々相談して立ててみたらどうですかというようなことは指導をいたしました。

しかし、今、議員ご指摘のですね、そこまではまだ本当に正直申しましてですね、大変大事な高校生の戦力、これはこの前北薩ですね、やってくれました。大変感謝されておったようでございますが、しかし、食育、あるいはテント設営等々までの大変高度な危機意識というものがですね、まだまだ不足しているんだなあということを感じいたしましたので、学校に対してもさらにグレードアップいたしました。でですね、危機意識も高めていく必要があるなとつくづく認識したところでございます。

以上でございます。

○8番（藤後昇一君） 仮に、小学校1年から中学校3年までそういう訓練をしますとですね、9回防災訓練受けるわけですね。かなりのですね、洗練された戦力に育っていくと、当然大人になって、それ

も生きていきます。それと、PTAのお父さん、お母さんたちの子供をからめた底力というのは非常に大きいものがありますので、ぜひ積極的なご検討をお願いしておきます。

また、私は小学校の時、志布志小学校でしたけども、集中豪雨でですね、下校途中の生徒が亡くなったことを鮮明に覚えております。その時は前川が氾濫しましてですね、志布志小学校の前も濁流のようになってまして、帰る途中に巻き込まれて、後日発見されましたけども、そういう事実もありますので、何回も言いますが、生命に係わることですね、ぜひよろしく願いいたします。

次に、これを見ていただきたいと思います、市長。これはFMラジオなんです。今度、志布志市にもコミュニティーFM局ができますよね。まだできてないんですかね、今準備中ですよ。これはですね、この資料は職員の方が見つけてこられた。値段はですね、730円です。これはですね、熱海市です。熱海市が730円のを1個200円の自己負担で普及させてるものです。これは職員の方が一生懸命見つかったんですよ、これ。

例えば、こんな感じ。子供でも持てますよ。これは防災、防犯役立つと思いませんか。200円です。200円というのは、これは熱海市が決めた金額ですけども、価格は730円ということです。大量に取ればまだ安くなるかもしれません。しかも、これはFMともつながりますので、FMの局ができるということです。もしそれとの関係で有効に使えたらですよ、非常な戦力になるんじゃないかと思うんですよ。先日ですね、私の所に、難聴の方がですね、防災無線が聞こえないと言って来られましたので、総務の方に御相談に行きまして、現地まで職員の方が出向いて行かれたそうですけども、まだ相談に来られた方はまだその説明には納得されておられません。予算の関係があるからということもあるでしょうけども、それが願っているみたいですが、これが出ますとですよ。どうですか、その問題をだいぶ解決するんじゃないでしょうか。どうかですね、この資料は何度も言いますが、職員の方が一生懸命探してくださったものですから、ぜひご検討をお願いしたいと思います。どうでしょうか、市長の見解は。

○市長（本田修一君） ただいまのラジオの件につきましては、検討をしているということでございますので、今しばらくお待ちください。

○8番（藤後昇一君） もし検討されてなければ、この横の情報交換ということ、職員の人が見つけたのがまだ上層に伝わっていないということでは問題かなあと感じてましたけども、検討されているということで安心いたしました。ぜひよろしく願いいたします。

次に、防災条例の問題なんです。この宮崎県の防災条例、これですけども、ほかにもですね、これは九州で、全国で8都道府県が作ってるんだそうですが、九州で初めてだそうです。ですね、できたてのほやほやで、議員発案第1号と書いてあります。で、これがですね、出た、作られるのはこれは罰則のない条項です。先ほども市長が言われましたように、市町村の役割、県民の責務、事業者の責務、これは書いてあります。

これによってですね、先ほど私が言いました首長の方ですね、避難勧告のちゅうちょされるということですね、それらがですね、ちゅうちょなくできるように、要するに県民の責務としてですね、積極的に災害情報は取り入れなさいと。それに対して自助の立場で動きなさいというようなことも定めておるわけですよ。

それから、昨日の19番議員が防災会議に建設業者は入っていないかと言われましたけども、この中に事業者の責務というのがあります。

それはこういうことで、やっぱり例えば、この間言いました建設業者、医療関係者、それなんかはプロとしてのそれを災害時には大いに発揮しなさいというのが書いてあるわけです。ですから、私はこういうのを作るべきだと。防災結果が先でしょうけど、市長が答弁されましたけども、それと併せてですね、その防災会議に本市は建設業者やら、病院関係者、それと先ほど言いました推進員ですね、それから地区の自主防災組織の中に入ってますか、お聞きします。

○市長（本田修一君） 今度計画書を策定する際に、それらの方々とも十分協議をしながらということになるかと思えます。そして、各団体、例えば志布志市の場合でいきますと、建設業者のふるさと協議会というのが組織されているわけですが、それらの方々とは既に協定書を取り交わして災害の際には出動していただくようになっています。

○8番（藤後昇一君） これで最後にしたいと思うんですが、この防災条例をですね、ぜひ積極的にとらえて、ぜひ制定に向けてですね、真剣な吟味をしていただきたいと思えます。

南さつま市ではですね、土木業者がですね、災害訓練をされております。そういうところもありますので、ぜひ積極的な取組をしていただきたい。強く要望します。何回も申しますが、市民の生命と財産にかかわることですので、市長は施政方針でも安心、安全なまちづくり、共生・協働自立のまちづくりですね、自助、共助、公助の精神でとっておられますね、ぜひ、その線からも積極的な取組を強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 福祉部長。先ほどの答弁漏れを答弁します。

○福祉部長（蔵園修文君） 申し訳ございません。最後になりましたけれども、ケアプランに緊急時の対策が盛り込まれているかというお尋ねでございましたが、主に一人暮らしの方で必要な方に対しては緊急時の対応については、プランに入れているということでございますが、災害を特定してのプランは策定していないということでございます。

○議長（谷口松生君） 以上で、藤後昇一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） ここでお諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は午前10時から引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

御苦労様でございました。

午後4時26分 延会

平成18年第3回志布志市議会定例会（第4号）

期 日：平成18年9月21日（木曜日）午前10時

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 園 義 行

下 平 晴 行

鶴 迫 京 子

野 村 公 一

出席議員氏名 (32名)

1 番 下 平 晴 行	2 番 西江園 明
3 番 丸 山 一	4 番 八久保 壹
5 番 玉 垣 大二郎	6 番 坂 元 修一郎
7 番 鶴 迫 京 子	8 番 藤 後 昇 一
9 番 迫 田 正 弘	11 番 立 平 利 男
12 番 本 田 孝 志	13 番 立 山 静 幸
14 番 小 野 広 嗣	15 番 長 岡 耕 二
16 番 金 子 光 博	17 番 林 勇 作
18 番 木 藤 茂 弘	19 番 岩 根 賢 二
20 番 吉 国 敏 郎	21 番 上 野 直 広
22 番 宮 城 義 治	23 番 東 宏 二
24 番 宮 田 慶一郎	25 番 小 園 義 行
26 番 上 村 環	27 番 鬼 塚 弘 文
28 番 重 永 重 久	29 番 丸 崎 幹 男
30 番 福 重 彰 史	31 番 野 村 公 一
32 番 谷 口 松 生	33 番 若 松 良 雄

欠席議員氏名 (1名)

10 番 毛 野 了

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	助 役 瀬戸口 司
教 育 長 坪 田 勝 秀	総 務 部 長 隈 元 勝 昭
企 画 部 長 持 富 秀 明	市 民 部 長 稻 付 道 憲
福 祉 部 長 蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長 永 田 史 生
建 設 部 長 井 手 南 海 男	松 山 支 所 長 吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長 山 裾 信 博	教 育 次 長 山 裾 幸 良
総 務 課 長 上 村 和 憲	行 政 改 革 推 進 課 長 外 山 文 弘
企 画 政 策 課 長 山 下 修 一	財 務 課 長 溝 口 猛
市 民 課 長 竹 之 内 宏 史	環 境 政 策 課 長 立 山 広 幸
福 祉 課 長 津 曲 兼 隆	保 健 課 長 今 井 善 文
志 布 志 支 所 地 域 振 興 課 長 五 代 豊 一	志 布 志 支 所 福 祉 課 長 萩 本 昌 一 郎
水 道 局 長 徳 田 俊 美	農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 園 朗

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 徳 重 昭 一	事 務 局 次 長 前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長 門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長 徳 田 弘 美

午前10時00分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。これから本日の会議を開きます。

毛野了議員から欠席届、重永重久議員から遅参届が出ております。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、迫田正弘君と立平利男君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（谷口松生君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可いたします。

まず、25番、小園義行君。

○25番（小園義行君） おはようございます。

昨日、新しく小泉自民党総裁の後を受けて、安倍自民党新総裁が誕生しました。小泉内閣のこの5年間、私たち国民にとっては、大変厳しい、そしてこれから先も、辛いことになるであろう政策が次から次へと打ち出されて、まさに国民のこれから先の展望、そういったものを本当に暗いものにしてしまった、その5年間であったような気がします。国が国民に対して、大変辛い、厳しい、そうした政治が行われている時には、自治体はその防波堤になって、住民の暮らしを守る、そういったものが肝要であろうというふうに私は考えます。そうした立場で、市長をはじめとして、このスタッフの皆さん、地方自治の本旨に則って、全力を挙げてやっていただきたいと、それが思いであります。そうした立場で、今日もいろいろやり取りをやってみたいと思います。

通告をしておりまして、まず最初に、政治姿勢ということであります。これまで本田市長は、朝礼等の中で、次は安倍晋三氏が新しい総理大臣になるんだから、彼の著書を読み、そういったこと等のお話もされております。朝礼でそういうお話があったというふうにお伺いしております。こうしたことが、職員に対して、大変いろいろ私は考えるところがあるであろうと思いますが、市長がそうしたことを職員に公の朝礼の中で述べられたその真意というのは何なのか、まずお聞きをしてみたいと思います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

ただいま、小園議員の方から、私が朝礼の場で、自民党総裁選挙において、安倍晋三氏が新総裁に選出される見込みが高いということで、安倍氏が「美しい国へ」という本を書き表しておるので、その著書を読んでほしいという話を朝礼でしたところでもございました。そのことにつきましては、議員もお話があったように、小泉内閣が誕生いたしまして、小泉内閣の方針によりまして、国の方針が定められ、そして展開してきたところでもあります。そのことによりまして、私どもの自治体においても、国の方針に沿うような形の行政が行われてきたということでもございます。そのような意味で、今後、安倍氏が総裁となり、そして首相となった暁には、その本に書いてあるような中身で、施政方針が述べられる、そして行政が行われるという方向になるという意味合いで職員にお話をしたところでございます。

○25番（小園義行君） このことはあまり多くを話をしたいと思いませんけど、まだ自民党の総裁になっただけでありまして、国会で首班指名も受けてない、そういった中に、更にその1カ月も前、本人が立候補もしていない中で、そういったことを職員に、まあ押しつけるわけじゃないけど、読めと、これはまさにね、国の下請機関ではないわけでありまして、憲法でも地方自治はしっかりとうたわれております。そのことを身をもって、分かっているならば、そういったことは発言としてはないと思います。もちろん私たちは上位法に従う、そういったことはもうよく理解をした上で、首長としてのこれは姿勢の問題だと思えます。このことについては、しっかり考えていただきたい。

そこで、あなたは、その安倍氏が書いた「美しい国へ」、その本を読まれましたか。感想をお願いします。

○議長（谷口松生君） 小園議員、件名の政治姿勢についてということには理解しますが、要旨につきまして、少しずれているところがございますので。

○25番（小園義行君） このことが前段でないと、話ができないものですから、お願いします。

○議長（谷口松生君） 市長、答弁できますか。

○市長（本田修一君） その本につきましては、私自身が読んでおります。そして、かなりの部分で共鳴できる所があったところがございます。

○25番（小園義行君） 私も読みましたけど、全く立場がそれぞれでしょう、それは。職員だってそうですよ。そういう立場です、これ。ここに一つだけ、一橋大学の渡辺治さんという教授が、この「美しい国へ」、このことについて論評しております。「本書で安倍氏は美しい国へ向けて闘う政治家という姿をアピールしている。しかし、本書のどこにも美しい国の説明はない。しかし、安倍氏の示す処方箋によれば、それはアメリカとともに戦争する国、アジア諸国から孤立する国、構造改革で弱い者が切り捨てられる国でしかないことを示している。」、新聞で、渡辺先生はこういうふうに述べられております。それぞれの立場で、職員の人たちは全力を挙げてやっている。それは全体の奉仕者として頑張るという立場からやっているんですよ。そういったことをです、あなたから強要されるようなことではいかんというふうな思いがします。そういうことで、通告をしていました点について、順次、質問をしていきたいと思えます。

市長は、施政方針で、市民のため、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政、そして本田修一の政策、これで市民も参画し、小・中学生でも分かる情報公開や広報の内容、手段を改善し、より一層ガラス張りの市政を目指して取り組んでまいりますというふうに、あなたは述べておられます。この二つの意味を再度、私に説明をしていただけませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民のための、そして市民に開かれた、市民の目線で行政を行うということが基本姿勢でございます。そして、そのために今お話になりましたように、市民のどなたでも理解できるような形の政策振興というものが当然あるべきだというふうに思うところでございます。そのような意味で、小・中学生でも理解し得るような、また理解できないとすれば、話をして、その段階の子供に合うような形の話をしていきたい。そして、ガラス張りの政治については、私自身が市長へのたより、あるいは市の広報等でも

募集いたします。そして、市長と語る会を随時開催して、市民にも直接ひざを交えて接して、市民の方々の御意見を賜りながら、ガラス張りの行政を進めていこうということでございます。

○25番（小園義行君） 平たく言えば、住民の声を聞きながら、そしてよく私はこういうことをやりますというのが見える形でやると、そういうことですね。そうした中で、少しお聞きをします。本田市長が、新しく志布志市の初代の市長になって、今、約半年がたとうとしております。そうした中で、今回、新しく合併を成功させて、その土台を作っていく時期だというふうに思うわけですね。そこで、あなたが今回、7月の7日に人事異動の内示をなされて、10日に発令ということでもあります。くしくもこの時は、5日の夜から6日にかけて、一般質問のやり取りがありました大きな豪雨災害、そういったものが起こって、職員をはじめとして、住民の皆さんも当然、私たち議員もいろんなところで全力を挙げて住民の立場に立って、支援をやっているさなかに、内示が7日の金曜日にされて、10日に発令ということでもあります。今回のこの内示があって、この人事の発令、この時期の人事異動というのは、果たしてどういった意味があったのかお聞きをします。

○市長（本田修一君） 今回の人事異動につきましては、私の市長選挙における公約推進のための政策推進体制の充実、職員の適材適所という観点で、必要最小限の人事異動を実施するという考え方から、6月定例会終了後に内示、発令をしたところです。そのような状況の中で、7月5日から6日にかけて、集中豪雨が発生したところでございますが、緊急に災害調査等を実施しなければならないという状況であったところであります。結果的には7月7日となり、辞令交付を7月10日に行ったところです。また、合併時における新市の組織機構に基づきまして、それぞれ職員が配置され、市政運営がされてきておりますが、私自身、市長として職員の皆さんが現在の仕事をどうとらえているか、また人事異動の希望等について、職員自身の思いや市政に対する意見を自己申告書という形で職員に提出していただいたところです。それらも踏まえて、今回の異動については参考としたところであります。

○25番（小園義行君） 市長は、大変人を見抜く力もおありになるんでしょう。約4カ月そこらですね、それぞれ職員の適材適所、こういったものを見抜かれるというのは、とても私は高い見識をお持ちだなあとこのように思うんです。あなたの公約推進ということで、適材適所ということで、本人の意見も聞いたということでもあります。合併当初ですよ、それぞれの町から新しくそれぞれ職員が来られて、その人たちの適材、またこの人をどこにやったらいいかと、こういったものは、さすがの、まあ本田市長だからでしょう。私なんかではとても、その人の人となりを知るのに時間がかかると、こういう気がしてならないんですね。本来、人事異動というのは、それまでこれは合併とかなくて、やられているのであれば、それはいいでしょう。だけど、今回新しく3町が一緒になって初めていろんなすり合わせをし、事業計画を立て、その人たちが今まさに取りかかって頑張るぞとやっているさなかに、こういうことでもあります。これではですよ、恐らく昨年あたりからいろんな事業のすり合わせをしてやられてきている職員の人たち、当然、私なら1年、2年動かさずにですね、しっかりと足下を築いてほしいと、そういうのが私は市長の在り方ではないかなあという気がします。それと併せて、本人の意見等も聞いたということでもあります。自己申告書ということですね。本来、私たちがこの合併をするにあたって、私自信はこの部長制というのは要らないという立場で、これまでも議会等でもずっと旧町を含めて

やってきました。そうした部長制を敷かれたということは、当然、そこのお任せになっている部長さん方の御意見、担当の課長さんたち、係長さんまではないかも知れませんが、せめて部長さんたちの意見、そういったものを聞かれた上でね、総合的にこの人事異動というのは、最終的にはもちろん市長の権限でしょう。そういう気持ちが私はあるわけですね。それで、これ、そういった担当の部長さん方の御意見もよくお聞きになった上で、今回のこの人事異動というふうに、市長、なったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の異動につきましては、先ほども申しましたように、自己申告書というものを基にしまして、そのことで緊急を要するものがあったということがございました。そして、それらのことにつきまして、人事の担当の部長とも十分相談いたしまして、このことをしたところでございます。

○25番（小園義行君） それぞれの担当の部長さんの御意見、そういったものもお聞きになったんですかというふうに私は聞いてるんですけど。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては、総務部長にそれぞれ意見を聴取するようということをお願いしております。

○25番（小園義行君） 私なんか考える人事異動というのはですよ、18歳、22歳で採用になって、60歳、定年が伸びて65という中で、どういった形でその一生が終わっていくのかというのは、当然、総務課の方で、その人についてずっと履歴があってですよ、終わって定年を迎えるというのが本来の在り方だろうというふうに思うんですね。だけど、これは首長に与えられた権限だからいいですよ。でも今回、それぞれ大変な時期にそういう内示がされて、私なんか泥まみれでやりましたよ。あなたと会いましたよね。そういった中で、一方ではね、こんなことがされてるのを聞いて、僕はもう本当に怒り心頭、みんなだと思えます。そこで、担当の意見を聴取したと、建設部長、産業振興部長、支所長、福祉部長、市民部長、企画部長、全部、どうだったのか教えてください。

○議長（谷口松生君） 市長、代理で答弁させるのであれば、指名していただけますか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきまして、総務部長が回答いたします。

○総務部長（隈元勝昭君） 今、それぞれの担当部長にということでございましたけど、私の方で一括してお答え申し上げたいと思います。

今回のこの人事異動につきましては、自己申告書を市長がさっき申し上げましたように、とりまして、その中でいろいろそれは本人の意向とかいっぱいあるわけでございます。こちらの考えもあるわけでございます。そういう流れの中で、最少必要限度どうしても部長さん方の意見を拝聴しなければならない所については、拝聴をいたしましたけれども、それがすべて参考になるというわけでもございません。よって、私どもの方で市長とすり合わせをしながら、その自己申告書の内容も十分精査した上で、もちろん本人にとっては不満な点もあるかも知れませんが、しかしそれは行政の執行上、私どもの方の判断としては、必要だということで、今回の異動については執行をしたところであります。まあそういったところでございます。以上です。

○25番（小園義行君） それぞれ旧町の時代ならそれでいいでしょう。こんなに大きく組織がなって、担当部長と、そこまで設けておきながら、そういった部長さんたちの声もなかなか通らないという、そ

ういうシステムになっているようでは、これはいかんと思いますよね、これね。まちが小さければいいかも知れませんよ。だけど、わざわざ志布志市は部長制を敷いたんでしょ。部長制を敷くというのは、手が回らないからそこにお任せすると。その人たちの意見をきちんと反映されない中で、こういうことがあるというのは、部長制は要らないとあなたが申しているとおりでしょ。これは言ってるのと同じだということね。部長制は要らないとあなたはもう言ってるようなことですよ、これ。ちゃんとそういった意味では、それぞれ任されて、あなたの政策・公約を推進していくスタッフの皆さんじゃないですか。補助職員ですよ、これ。そのことの意味をしっかりとね、聞かなきゃいけない。そういうふうになってないということですね。そこで、それぞれね、ちょうど災害も起きました。そういうときに、志布志支所の建設課長、そして松山支所の建設課長、これは異動になっちゃったんですね。災害のさなかですよ、これはどういうふうに理解すればいいんですか。その人の意見をお聞きになった。そうでしょう。このことはどう見ても、私は考えがいかない。そして、そのことをどういうふうに思われますか。この災害が起きたそのさなかにですよ、替えちゃう。

○市長（本田修一君） 災害は、7月5日の深夜から6日にかけて起きたわけでごさいます、翌日からすぐ災害の復旧、そして調査等に取り組んだところでした。その災害復旧に取り組みながらごさいます、結果的には内示が7日となりまして、交付を10日としたところでごさいます。現実的には、調査等が一段落した中で、事務引継ぎが行われておりまして、職員体制といたしましては、本庁と支所と連携しながら、災害調査等の事務に対応しておりまして、大きな支障はなかったというふうに考えております。

○25番（小園義行君） 支障がなかったってね、本当に支障がなかったんですか。引継ぎはそれは後でされたでしょう。だけど、こんな時期にね、じゃあちょっといいですか。志布志支所、これは産業振興部関係だけでいいです。約400件から出てるんですよ。有明159件、松山83件、こういった状況がある中で、志布志の耕地係、技術屋さん、お2人ですよ。あなたが本当にね、そういう何ら支障なくやられると言うのであれば、そういった人の配置なんかもしっかりされて、やられたはずなんです。今、答弁されたのはね、全く支障がないなんて、この職員の方は、僕、本当に一緒に僕も回りましたよ、地域含めて。ここも悪い、ここも悪い、もう本当によく頑張っておられました。2人ですよ。足りませんか、それで。あなたが本当に適材適所と言うのであれば、こういった災害が起きた、これ辞令はあなたはすぐ発令できるんですよ。そういうことに対して、しっかりとですよ、耕地係2人でね、これ本当に大変だと思います、技術屋さん。そういった問題等も含めて、やっぱり担当の部長さん方の意見も聞いてですよ、やらないかかんじゃないですか。そうしないと、住民に被害が及びます。

もう一つ言いますね。高齢者福祉係、すべて志布志支所も替わりましたね。本庁も替わりましたね。これ今から一生懸命ですよ、やっていこうという時、民生委員さん方、お困りですよ、これ。ちゃんと信頼ができたと思ったら、人が替わっちゃってる。こんなことでね、いいんですか。やっぱり土台をしっかり作るためには、きちんと1年、2年動かさない。そしてまた、この人事だってですよ、内示で済んでるんだから、少し時期をずらしてね、やるとか、そういった配慮が全くなされなかったのか、どうですか。併せて、これは助役、こういった審議がなされたのか、意見としてですよ、こういったことで

いいのかどうか含めて、市長にも答弁を求めます。助役はそういう進言は全くされなかったのかですね、お聞きします。

○市長（本田修一君） 今回の異動につきましては、本当に時期的に少しタイミングが悪かったなあというふうには反省しているところでございます。しかしながら、今、お話ししましたように、現実的にはそれぞれの災害の後の始末につきまして、調査等が、そしてその後の事務処理等につきましても、順調に引継ぎが行われたというふうに考えております。先ほど来、お話ししますように、総合的に考えまして、自己申告書の中身を精査いたした結果、今回このような配置をしたというふうに御理解していただければというふうに思います。

○助役（瀬戸口 司君） お答えいたします。

確かに今度の人事につきましては、私、市長等と一緒に協議をいたしております。その間の経緯なり考え方につきましては、ただいま市長なり、総務部長が申し上げたとおりでございます。

○25番（小園義行君） こうした人事異動についてはですよ、やるなというわけじゃないですよ。本当にあなたが今言うように、自己申告で私は異動を希望したと。恐らくね、簡単にはないと思いますよ、恐らく。僕が感じるどころ。合併になってですよ、4カ月で異動はしたくないですよ、正直。それははしたい人はいるかも知れませんが、これはちょっと違うですよ。だから、そこはですよ、今後これからやられる時には、しっかりやっていただきたい。しかも助役、この災害のさなかに、市長、まずいでですよ、これ。これが普通一般的な常識ですよ、これは。それぐらいはね、ちゃんと行政経験長いわけで、やっていただきたいなという気がします。私はそういうふうに思います。今回のこの人事異動、本当に住民にとって、僕はあまり力を発揮しないんじゃないかという気がして、次にいきます。今後、こういったことについてはですね、本当に職員のやる気をそぐようなことではなくて、やる気を本当に、よしと、この市長のため、そのことはひいては住民のためということですよ。住民のために全力を挙げてやるぞと、そういった人事の在り方にしていただきたい。そして、部長制を敷いてるのであれば、最低、部長さん方の意見をね、僕は先ほど答弁求めたけど、多分、ノーという答弁だったろうと思います、私が聞いたらですね。ぜひですね、そういう部長制を敷いてるのであれば、そういう方々の御意見も聞く。もし、それが必要でないんだったら、部長制は早くやめてですね、下の職員の底を厚くするような対応をぜひ採っていただきたい。これはそういうふうに思います。

次に、このあなたのこの人事異動のやり方でも、非常にあなたの姿勢というのがよく見えてますが、次に保育所の民間移管について、ちょっとお聞きします。私たちに9月の全員協議会、9月のこの前、議会の初日ですね、この民間移管作業スケジュール、こういうのが来ました。まさにこれを見てびっくりしたんですね。これは本田市長の姿勢が本当に如実に表れてるというふうに思います。まず、この民間移管をしなきゃいけない大きな理由は何ですか。

○市長（本田修一君） 民間移管ということで、私自身、6月の定例議会におきまして、施政方針の中に述べてきたところでした。その中でも、現在の職員体制という中では、昨今の保育行政に対しての住民からのニーズになかなか対応できないと。そして、そういう意味でも旧志布志町においても、既に民間移管がなされてきたというような状況であるということでございます。しかも、このことにつきまし

ては、合併協議会でもそのような方向で進めるというふうになっておりましたので、そのような形で今後進めようというふうに取り組んだところでございます。

○25番（小園義行君） 住民のニーズに応えられない今の体制であると。現実にはそのことが市長はそういう答弁をされてますが、私は有明町の保育所の方に大変申し訳ないです。松山町3保育園すべて足を運んで、御意見をお聞かせをさせていただきました。あなたが言うね、住民のニーズにこたえられない。そうじゃないでしょう。松山の保育所、見てごらんなさい。過去、確かに人が少なくなった時期がある。それから頑張っ、さゆり保育所、みどり保育所、城南保育所、今、たくさんの子供たちがわいわいやってますよ。これは本当にそこの職員の人たち、少ない中で努力してきた結果だと思うんですね。ニーズにこたえられてなかったら、そこには来ないでしょう。要求にちゃんと応えておられるから増えてるんですよ。さゆり保育所は56名の子供たちが一生懸命、運動会の練習をされてました。そこで、あなたは住民のニーズに対して応えられないと、その少ない中で全力を挙げて応えておられるその職員の人に対して大変失礼なあなたの認識ですよ。本当にそう思ってますか。

○市長（本田修一君） 公立の保育所につきましては、民間の保育所に比較しまして、かなりサービスの面で提供できないところがあるというふうに考えております。そのようなことで、私自身も旧有明町の町長時代、例えば保育園にバスを回してほしいというような要望もあったところでした。しかしながら、公立ではそれは難しいと。夜間も休日も保育してほしいという要望もあったところでした。しかし、それもなかなか対応が難しいというような状況があったわけでございます。公立は公立なりの良さがありまして、そのことで保育につきましては懸命に取り組んでいるというのは承知しているところでございますが、そのような状況もあるということでございますので、今後は今お話ししましたような形で民間委管を進めていきたいというふうに考えるところでございます。

○25番（小園義行君） あなたは先ほどの人事のときでも、そういうなかなか、そういう意見を聞かないということが見えてます。今回、この民間移管のスケジュールによるとですね、これ本来、住民のニーズにこたえられないからといって、民間との比較をされましたが、あなた、保護者からですね、要求があり、そしてそのことは今度は改善していく。そして、その改善がどうしても難しかったらしょうがない。民間移管とか他の方法を考える。手法も全く逆ですよ、これ。保護者の方々から、民間にしてくれと、そういった要求があったのか、保護者からの意見を聞かれたんですか。

○市長（本田修一君） 私自身は、松山地区の方からは、直接は聞いておりませんが、有明地域の方々からはそういったのを聞いたりしておりました。スケジュールでいきますと、今後、保護者の方々とも十分話し合いをしていくというふうに示しておりますので、その中で再度また意見をお伺いしたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 冒頭ですよ、あなたはこう言ってるんですよ、あなたが。いいですか。市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政。住民の声を全く聞かずに、こういうやり方、まさにもう民間移管ありきでしょう、これ。こんな手法は、先ほどの人事異動じゃないけれども、住民の意見を聞かずに、こうやりますよと、トップダウンでぼんとやってしまう。有無を言わさない。そして、もうすべて外堀を埋めた後でやる。こんなやり方はですね、あなたが目指している、この施政

方針、市民の目線に立った行政だと言えますか。市長、僕はとてもじゃないけど、高い所から、あなたは見下ろしてますよ、住民に対して。やっぱりですよ、そこに行ってお聞きをしないとイケないんじゃないですかね。あなたが目指しているまちだったらですよ。このことには絶対僕は、恐らくこれを見るとね、いいですか、6月の施政方針で言いましたね。もう7月25日に福祉課の協議されている。すべて、その前からされてますね、これね。そしてね、いいですか、福祉課及び保育所長会議、ここでね、今後のスケジュール、意向調査の内容確認、職員の保護者等への対応について、黙っとけということでしょう、これ。こんなね、まさに上からものを言ってる。そんなことで市長、いいんですか。あなたが目指してるまち、こうでしょう、市民の目線に立った行政、このこと、そして一番最後にね、保護者の説明会、意見を聞く。いいですか、そして保護者との意見交換というのは来年1月になるということですよ。こんなやり方ね、まさに藪から棒とはこのことですよ。そして、この問題はね、合併協議の中でもいろいろお話されたと思うんですけど、市長、いいですか。合併効果として、松山町の住民の人、有明町の住民の人、保護者の人たち、合併して良かったとお思いになると思いますか、こんなことで。いかがですか。

○市長（本田修一君） 合併しまして、様々な事業につきまして、住民の方々にお話しながら、事業の遂行に努めようということは、基本的な考えだというふうに申し述べてきたところでした。そのようなことで、今回のこの民間移管につきましても、保護者の方々とお話をさせていただくというのが、まず取り組むべき課題だというふうに思います。そして、その方々の御理解をいただきながら、前へ進めていきたいというふうに思うところでありまして。旧志布志町で民間移管になりまして、そのことで新生志布志市になったこの段階で、特別、民営化、民間になったから不便になったとか、元の公営に戻してくれとか、そういった御意見はないところでございまして、そういう意味では、保護者の方々も安心して、そして満足して預けられているものというふうに思っております。

○25番（小園義行君） 手法としてね、まず保護者の意見を聞かにかいかなでしよう、これ。そのことでね、あなたが何の理由があつて、それをしなきゃいけない。要求がないにもかかわらずやろうとする。こんな問題ですよ。旧志布志町でやって問題がないからって、これは問題があつたんですよ。何も問題ないと、正直そういう答弁言い切れませんか。

○市長（本田修一君） 問題がないというふうにお答えしましたのは、そういったことにつきまして、特別苦情が来てないということでございます。

○25番（小園義行君） それはね、ちゃんとあなたが歩いてないからでしょう。松山の人、誰とも会ってないんでしょう。住民に聞いてなくて、有明はそうだったって。今回だってそうですよ。志布志だってね、正直言うと、受けた法人だって、いったん受けたけれども、駄目だとお断りをするような事態があつたんですよ。それを分園方式で何とかやってくれと、そういうことで受けられたんです。これは法人としては、民間はマイナスだったら受けませんよ、これ。一つ一つをです、支所長を置き、主任保母を置き、調理人ちゃんと置かなきゃいけない。少ない中でそれをやったって駄目だからお断りをする、そういう事態もあつたんですよ。分園方式、そういうことで、何とか農村部のそこを受けられた経緯もあるんですよ。何も問題がないんじゃないんです、これ。法人の側だってそうですよ。だから、あ

あなたはね、本当に合併協議会の中でもいろんなことをされてきて、ゆくゆくはそういうことも考えられるかも知れん。合併初年度にですよ、しかも何カ月もたたないうちにこんな協議をやっていると。まさにこれは志布志の慶田旧町長、上村町長、ここに議場におられますけど、恐らく詰められて、いろんな思いがあると思いますよ、僕。保護者の意見を聞く。そして次にどうしても難しいということであればですよ、時間をかけてその問題を理解をしていただくというのが基本じゃないですか。あなたのやり方でいったらね、これは仮にです、住民から訴えがきたらアウトになるんですよ、いいですか。横浜市、ここにですよ、今年の5月です。横浜市がですよ、住民の安全やサービスを犠牲にして経費節減を優先させる行政に司法も厳しい判断を下している。これは横浜市の保育所の民営化強行に対して、横浜地裁が、特別に民営化を急ぐべき理由があったとは認められず、裁量権の行使に逸脱、乱用があり、違法と判断を示しています。大東市、ここですよ、大阪高裁、ここについてもですよ、保護者等の意見を聞く機会も持たず、希望や意見も取り入れず、児童の発達に及ぼす保育士の影響が大きいのに、引継期間をわずか3カ月しかとらずに民営化したことを断罪した。今年の4月です、これ。一緒でしょう。これでいったら、議案、12月来ますよ。これを通過したら、3カ月したら全くこの通りですよ。理由は、あなたの明快な理由がないですよ、これ。こんなことね、もう一回白紙に返して、住民の皆さんの意見をちゃんと聞く、こういった姿勢を考えられませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

住民の意見、そして保護者の考え方、希望というものは十分お聞きするというところでございます。そのことで、9月におきまして、その説明会を予定しているというところでございますので、今議会終了後、直ちにそのことにつきましては、取り組んでいきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 遅いですよ。そういうのはまずして、本来、こういうスケジュールはあと3年先じゃないですか、これ。本当にやるとしたらですよ。何をこんなに急いでるんですか。僕から見たら、とてもじゃないけど、こういうことはあなたの政治姿勢としてね、今後恐らく何をやり出すかわからない、心配でしょうがない。こんなことおかしいですよ。住民の意見が駄目だと、そういう意見があったら、もう一回白紙に返しますか。

○市長（本田修一君） この民間移管につきましては、特段そのような早い進め方をしているというふうには私自身認識していないところでした。先ほど来、言いますように、旧有明町の時も民間移管というものを、17年度中に取り組もうかということで考えたところでしたが、合併協議が始まりまして、その中で民間移管につきましては、協議が調い、さらに松山町においても民間移管するというような方向性が出ておったという経緯がありましたので、今回、合併後、このような形でスケジュールをお示したところですよ。そのようなことでございますので、9月以降、保護者の方々と十分お話をさせていただきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 答弁をちゃんとしてもらわんといかんですよ。これ合併協議会の中でもすり合わせをする中で、時間をかけてやろうということだったんでしょう。それが合併になった途端に、あなたが首長になったら、さっさとやっちゃう。これ、お互いの紳士協定、信頼関係も崩れるんじゃないですか。そして、住民からそんなのやめてくれという声があったら、白紙に返しますかと、そのことを僕

はもう一回元に返して論議していくというふうにしますかということをお聞きしてるんですよ。保育所の方々は、大変少ない中で全力を挙げて、これ努力をされて増える。これは松山町でいったら、政策的に努力をされてきた結果、こういうまちづくりとして園児が増えてるんですよ。そして、そこで少ない正職員、臨時の方々を含めて、努力をしていただいて、こんなに立派にやっているという、そのことに対してね、全く現状を見ない、私は問題。併せて、最後にもう一回、この問題では委員会等でもあるでしょうが、聞きますけど、首長としての姿勢として、再度聞きます。民間移管しなきゃいけない最大の理由は何なのかということと、併せて、あなたは影響がないと言うけど、臨時の職員の人たち、正規の職員の人たち、この人たちに対する影響というのは、全くないというふうに考えているのか。そして、再度、聞きます。住民の皆さんと説明会いろいろやる中で、そういうのはやめてくれということがあったら、これは一時棚上げをして、時間をかけて合意を得る、そういう作業をしていくのか、この三つについて、最後、この問題についてお願いします。

○市長（本田修一君） 民間移管につきましては、基本的に先ほども言いましたように、様々な保育業務に対するニーズが多様化がなってきておりました、そのことについて要望が今後高まってくると。そして、志布志地域で既に民間移管でありまして、そのことについて今後、合併協議でも民間移管を進めていくというふうにされてきたという経緯がありまして、今後そういった形の移管を進めていくというふうに考えております。そして、職員に対しましての影響ということにつきましては、当然、様々な形でその職員の方々は御心配をされるということであろうかと思いますが、そのことにつきましても、十分、職員の方々に影響がないような形の移管というのを進めていきたいというふうに思います。

それから、保護者の方々から、どうしてもというふうな方が多数おられるということでしたら、そのことについては、十分またそういった意味で考慮しなきゃならないというふうに思いますが、私といたしましては、その方々に十分御説明申し上げながら、納得をしていただく方向性をとっていきたいというふうに思っております。

○25番（小園義行君） 今、政治姿勢の問題で、二つ取り上げましたけど、本当にちゃんと住民の意見を聞く、そういうこと等を含めてね、やっぱりこれはしっかりと取り組まないと、全くこれは高い所からですよ、押し付けて、行政のやり方をですね。それでは、あなたが目指すようなまちにはなりませんよ、これ。よく考えていただきたいと思います。これは委員会等でもまたいろいろやりたいと思います。

次に、障害者福祉ということで通告をしております。何か時間が早く回るような気がして、時間がとても。ゆっくり回ってくれないかなという気がしてますが、次の障害者自立支援法、この問題について市長にちょっとお聞きをしたいと思います。これも先の議会でも採り上げて、影響はどうかということで私は採り上げました。5カ月過ぎてですね、障害者の負担増を含めて、影響はどうかということで出しました。そこでちょっとお聞きをしたいと思います。扶助費等ですね、もう自己負担、そういったのが見えているわけですし、児童、扶助費の関係ですね、介護給付、そして訓練給付、いろいろあるわけですが、その児童の居宅とかですね、身障、知的、精神、それぞれが3月までのいわゆる支援費と、4月以降、どういうふうにそれが変わって、自己負担が出てきたわけですが、その負担が3月と4月で、今、総体で志布志市の中でどういうふうに変わってきたのか、そのことについて答弁を求め

ます。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○福祉部長（葦園修文君） お答えいたします。

3月と4月の変化といいますか、当然、4月から1割負担というのが生じたわけでございますので、本人の負担はその分、増加するというところでございます。あと、3月と4月の比較については、若干数字が小さいのであれですが、7月との、3月と、制度開始前と7月現在の比較をいたしますと、居宅利用者で比較しますと、11人の増となっております。

[発言する者あり]

○福祉部長（葦園修文君） 今これも、数字もその中の一つなんですけれども。

[発言する者あり]

○福祉部長（葦園修文君） はい、そうです。そういったことで、利用時間とか回数につきましては、月ごとに変化があるということでございます。サービスごとの種別ごとでなくて、合計で言いますと、サービスの支給額、3月につきましては、449万610円、4月で392万200円ということでございます。うち本人負担額でございますか、3月分につきましては5万5,930円が、4月で28万2,322円ということで、5万5,000円が28万2,000円という増になっているということでございます。

○25番（小園義行君） 今、そういう扶助費等の関係で、3月と4月、自立支援法が始まってからですね、ここにですよ、支援費として、今、部長の方から答弁がありましたように、市の持ち出しは少なくなり、一方、自己負担分はこれでいくと、5倍に増えているということですよ。そういうことですね。だから、そんなにですね、大変な影響を及ぼしてる。これもですよ、まさに小泉内閣が障害者にも痛みを分かち合ってもらおうということで、こういう制度になりました。まさに障害を持っていることが応益、受益者負担だと、あんたがそういういろんなことをすることは、だから受益者負担でしてもらおう。まさに本当に冷たい、僕は法律だなあという気がします。全国でこのことについて、自治体がいっぱい助成策を出してます。市長の所も、新聞、それぞれ切り抜き、毎日のように来るでしょう。大分県をはじめとして、どこでもやってる。良い法律だったら、そんなことは自治体はしないです。国がやってるのがとんでもないから、そういうことになるでしょう。そのことが今見えました。影響というのは、まあそうだとということで、今、部長の方からもありましたので、具体的にですね、じゃあ児童デイサービスの利用負担が10月以降どう変わるのかということで、僕は通告しておきましたので、その児童デイサービスとは、ここではにこにこはうすをはじめとして、それぞれ和光学園とかですね、いろいろあるんですが、市長もふれあい移動市長室ということで、にこにこはうすにも行かれましたね。その時の市長が移動室で受けられた印象。児童デイサービスに通っておられる、その子供たち、父兄の声、どういうふうを感じ取られましたか。中身を話せるんだったら話していいけど、具体的なやつはあなたじゃ分からんでしょうから、また後で質問しますが、そのことについて、まずお願いします。

○市長（本田修一君） にこにこはうすにふれあい移動市長室を開設してもらいまして、担当者も交えて行ったところでした。利用されている方々が、保護者の方々が来ておられまして、その方々が障害者自立支援法の施行に伴う負担増というものに非常に不安感を抱いておられました。そして、利用がその

ことの施行により、このはうすの利用率が減らざるを得ないのではないかというようなことをお話をされたところでした。私自身はそのことをお聞きしまして、非常に胸痛む思いだったわけですが、何とかしてあげたいというようなことを感じまして、その後、そのことについては、何か対応をしましょうというようなふうに担当とは話をしたところです。

○25番（小園義行君） 市長もその療育、いわゆる児童デイサービスの必要性というのは、今の答弁でよく理解をされているというふうに思います。そこで具体的にですね、この児童デイサービスが3月から支援費であったものが、障害者自立支援法で4月から1割負担ということになってるんですが、これ1カ月使ったやつが後で来ますから、現在のですよ、児童デイサービスの執行済みですね、どういった影響になってるのか、支援費と自己負担の変化ですね、それを少し教えてください。3月に4月分をしますよね、そこは4月1日からですからね。その変わった、どういう影響が10月から出てくるのかということを含めて、ちょっと執行済みと予算、そういったもので少し教えていただけませんか。

○福祉部長（蔵園修文君） それでは、私の方から全体的な影響についてを御説明いたします。その後、担当課長の方から、その支給額等につきまして、説明させていただきたいと思います。

10月から、更に利用者負担が、単価の改正ということになるわけですが、4月から7月までの利用者が、10月以降同じ回数で利用した場合、これはもうあくまでも予測でございますが、月平均の合計で、25人利用したとして4万円程度の利用料の増加になると、これは個人負担でございます。個々の利用状況にもよりますが、1回当たりの利用料は約、単価の改正分226円の増ということで、一人当たりの平均で見ますと、約1,600円の月の増加になるということでございます。なお、この改正に伴いまして、もう議員御存知のとおり、職員の配置基準が改善されるということになっております。

あと、具体的な数字につきましては、課長の方から説明をいたします。

○福祉課長（津曲兼隆君） それでは、お答えいたします。

3月の自己負担が3万300円となっております。7月で見ますと、自己負担が9万6,096円、公費負担としましては、3月が102万6,580円に対し、7月では支援費が86万4,864円となっております。以上です。

○25番（小園義行君） じゃあ現在ですよ、7月まででいいですが、先ほど課長がおっしゃいましたのでね、この児童デイサービスの支援費と自己負担含めて執行済みというのはどれぐらいになってるんですか。

○福祉課長（津曲兼隆君） 7月までで442万1,452円となっております。

[発言する者あり]

○福祉課長（津曲兼隆君） 自己負担は37万928円です。

○25番（小園義行君） 市長、今お聞きになったようにですね、3月から、含めて4月以降、自立支援法が成立1割負担が出てきましたね。その分で、今、自己負担が児童デイサービスというのは、これは和光学園とかそこも全部、部長、ひっくるめてということですよ。にこにこはうすだけじゃありませんね。そういうことですよ。この全体の自己負担というのが37万円、全体ですよ、執行済み。お支払いになってる。一方で、支援費としては、今、442万円ということでしたので、これは当初予算どれ

ぐらい、僕なんかもちよつと分かってなきやいけないんですけども、委員会の中で細かによく分かってませんでした。この予算というのはどれぐらい組んでたんですか、この児童デイサービス。

○福祉課長（津曲兼隆君） 予算額ベースでいきますと、1,495万2,000円でございます。

○25番（小園義行君） 今、担当課長の方から出ましたけど、現実に7月までの自己負担額37万円だと。そして、当初予算で1,400万円組んでました。今、執行済みで442万円と、約ですね、そういう答弁でしたね。執行残としては、約1,000万円近くあるわけですね。これを残りのですよ、8、9、10、11、12、1、2、3と、まあ2月までですか、こうしたときに、予測としたら、この約3、4、5、6、7、ここですよ、約400万円でしょう。残りをしたって、これは1,000万円を超えないですよ。部長がおっしゃったように、約25名という、利用をされたと仮定してですよ、僕が今、概略、今のそれで計算すると、そうですね。残りの月数を計算したらですよ、それを掛けたらですよ、このまま動かないとしてですよ、25名ということでしたら、そういうことですよ。この自己負担額も若干それで増えていくんですけど、当初予算と合わせても支援費の方は1割負担が出てきたそのことで、持ち出しが少なくなりますね。そして、その少なくなった分はいわゆる自己負担というふうになるんですが、現実にこれを自己負担を最終までいった、そして予算で施行したときに、僕はこの1,000万円の執行残があるのであれば、自己負担をゼロにしてもペイするのではないかという、僕なりの今のその計算でいくと、なるんですが、市長、いかがですか。あなた、とても頭がいいわけですが、その計算はいかがですか、簡単に考えて。

○市長（本田修一君） ただいま予算額、そして執行済みの金額が示されたわけでございますが、今回新たに、そのような制度移行がされまして、そして負担が生じたと。そして、予算が執行残があるんじゃないかと、発生するんじゃないかというようなお話ですが、そのことにつきましては、今後どのような利用状況か、そしてまた実際にどれぐらい、そのように形で執行残が発生する見込みかというものを、もう少し詳しく精査させていただきまして、本人負担の軽減策については考えさせていただきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 市長のそういう答弁で、大いにですね、努力していただきたい。これは現在の段階で440万円です。残り、この倍したときに、約800万円から900万円ですね、あと2カ月ですから、それでちょうど12カ月になりますね。約、これでいったときに、1,200万円ぐらい支出が出てくるといふ計算ですよ。概略、今、部長がおっしゃった25名という、それを動かさないとしてですよ。そして、200万円ぐらい余るわけですね。それであれば、この自己負担額のこれもですよ、これを倍したって、120万円ぐらいしかならんですよ。これを倍して60万円ですからね、40万円ですから。それだったらですよ、先ほどその療育の必要性もよく分かると。そして、当初組んでる、自己負担が増えたことによって自治体の持ち出しは少なくなる。それであればですよ、お金はそこにあるということであれば、今おっしゃったように、最大限の努力をして、子供を障害を抱えながら頑張っている家庭に対して、本当にそういう冷たい政治ではなくてですよ、志布志市の独自の考え方として、これは対応していただく。ぜひですね、そういう答弁でありましたので、再度、そのことをもって、この予算の執行を含めて、きちんとした対応をするという、そのことについての考えをもう一回お願いします。

○市長（本田修一君） 先ほど、この項目につきましての初めの質疑の中で、にこにこはうすのことを

お話なされたところでした。その中で療育というものにつきまして、非常に重要性に気付かされたところでした。そのようなことで、この新市におきましても、少子化あるいは子育て支援というような観点から、そのことにつきましては現在の予算の執行状況等を見ながら、そして、本人負担増の経緯を把握しながら、その負担の軽減策については改めて考えさせていただきたいと思います。

○25番（小園義行君） ぜひですね、そういう立場で取り組んでいただきたいと。12月議会、そういったところに補正予算を含めてですね、いろんなものが出てくることを期待したいというふうに思います。市長の答弁ありましたので、よく分かりました。

次に、介護保険について、少しお願いします。昨日もこの介護保険制度のですね、非常に改悪、僕は改悪と言ってますが、大変な状況になってるわけですし、それぞれが認定の区分等もですね、いろいろ変わったりして、大変な状況になってます。今回、地域包括支援センターの役割ということで、それぞれ通告をしておきました。まず、市長にお聞きをしたいと思います。この包括支援センター、これ介護保険計画、老人福祉計画で、直営でやるというふうにしっかりと明記されております。それで、ここの地域包括支援センターというのは、本来、市町村が運営に責任を持って、高齢者の実態把握、困難を抱えているケアマネージャーへの支援、そういったものをやっていく大切な拠点だと思うんですね。本来、これは合併をしなければ、三つできたんですよ。有明町、松山町、志布志町、それぞれ作らなきゃいけなかった。たまたま合併したから一つの自治体ですが、この地域包括支援センターについての市長の認識というのは、どういうふうに思われてますか。

○市長（本田修一君） 介護保険事業につきましては、高齢者の介護を国民みんなで支えるという制度といたしまして、平成12年度にスタートし、6年が経過したところです。この間、要支援及び要介護1の認定者、つまり比較的軽度の状態にある者が要介護、要支援認定者の5割近くに増加し、これら軽度者に対するこれまでのサービスが利用者の介護状態の改善につながっていないという実態が明らかになったということでありまして、これを受けまして、介護保険法の理念である、予防を実現する仕組みを十分機能させるために、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢化社会の構築、社会保障の総合化、これらを基本視点といたしまして、平成18年4月に介護予防と地域づくりを重視した新たな介護保険制度に転換がなされました。そして、具体的には新予防給付と地域支援事業の創設がなされまして、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するということを目的に、これらの事業を一体的に実施する中核拠点としまして、地域包括支援センターが設置されたというふうに理解しております。

○25番（小園義行君） 地域包括支援センターは、今、市長がおっしゃったとおり、そのとおりです。大事な所だというふうに認識されてますか。

○市長（本田修一君） ただいまも申しましたように、新しい介護保険法の市民への保健の理念の実施というための拠点の施設だというふうに理解しております。

○25番（小園義行君） 大変重要な所だと思います。昨日も小野議員の方でも、いろんなやり取りがありました。現在の体制で果たしてそこに求められているものが大丈夫なのかという気がしてならないんですね。現在の体制は正規の職員、そして施設から派遣、いろいろあるんですが、体制について少し、

どういった状況になっているのかお知らせをしてください。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） 体制についてでございますが、御承知のとおり、志布志支所の3階に包括支援センターの事務所を置いております。所長以下7名の職員、所長まで含めまして8名でございますが、派遣を3名受けております。それから、専任の保健師が1名と、あと所長を含めまして4名が兼務で勤務をしているという体制でございます。

○25番（小園義行君） ケアマジャー、何人おられるんですかね。

○福祉部長（蔵園修文君） 本日も所長であります志布志支所の福祉課長がまいっておりますので、こちらから答弁させます。

○志布志支所福祉課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

派遣の職員が2名、それから市の保健師が4名、合計6名でございます。

○25番（小園義行君） 6名おられるということですね、現実にはですね。そうした中で、それぞれ今回、改正になってですよ、この要支援、1と2、ここを包括支援センターでケアマネージャーがプラン立てるわけですけど、非常にここに介護認定者数ですね、7月末現在のやつ、数も1,817、要支援、1、2で46、8、40ということで、約86名ですかね、こういった現状があるということでしたが、このケアプランを立てることももちろんですが、昨日も出てましたように、権利擁護の問題とかですよ、本当に大変な状況だというふうに思います。ここでですね、この施設から派遣されている方々というのが、施設の側が引き上げるとかいうことも考えられるわけで、現実にはですよ。今、派遣されてる人を替えて、別な人をやりますといたら、またゼロからですけど、そういったものについての心配というのも、大変するわけですよ。市の職員ではないわけですからね。そこらについての心配というのをどういうふうに、心配されてませんか、市長。

○福祉部長（蔵園修文君） ただいまおっしゃいますとおり、3名の職員の派遣を受けているわけでございます。平成19年度以降、この派遣の延長を受けられるのかということは、これからぜひその派遣延長をお願いしたいというふうに考えておりますが、議員御指摘のとおり、現在、スタートして4月、5月になろうといたしております。その間、今、一生懸命、この立ち上げから含めまして、努力をいたしておりますが、今後、相談件数とか新予防給付の該当者等が増加していくということは、もう当然見込めるわけでございます。現在の体制の中で、今、何とかやっていく努力をいたしております。特にその派遣につきましては、今後、派遣が困難になった場合の対策というのは、派遣元の事業所と協議の結果を踏まえて、また別な対応を図らなければならないというふうに考えているところでございます。

○25番（小園義行君） そういった心配と併せてですね、来年4月からは、1人8件というケアプランしか立てられないという状況があるんですね。6名おられますね。6×8=48、48件しかできないという状況が発生しているわけですね。もちろんそれは委託とかされるでしょうけれども、そういったものに対して、現在の要支援1、2、これは86名、7月末現在ですけど、1人8件としたときに、あそこにおられるケアマネージャーだったらですよ、48人。あとの人たちに対するケアプランの作成は大変困難という、素人考えではそう思うんですね。そこらについては、民間に委託されたりとかいろいろある

んでしょうが、そういったところの対応というのは十分に可能なかどうかという点ではいかがですか。

○福祉部長（蔵園修文君） 志布志市におけます要支援1及び2の認定者につきましては、当初約800人を見込んでいたところでございますが、1月以降の半年の実績から530から600人程度になるものというふうに予測をいたしております。志布志市の居宅介護支援事業所のケアマネージャーは、常勤換算で約30名いるということになっております。1人当たり8件を上限とした場合は240人までの委託が可能ということでございます。したがって、要支援1、2の認定者見込数から計算しますと、290から360人の範囲を地域包括支援センターでケアプランを作成しなければならないということになります。地域包括支援センターの職員のうち、ケアプランを作成できる職員は、兼任もおりますので、常勤換算で3名という計算をいたしますと、1人当たり、年間97から120を受け持つということになっています。この1人当たり受け持つ数につきましては、厚生労働省からの説明でも年間100人強を見込んでいるということでございますので、志布志市の場合、今の段階ではほぼ想定された範囲内におさまっているようでございます。

○25番（小園義行君） 全体としたときは、そういうケアマネージャーの関係も含めてですね、大丈夫だということですが、現実にこれが報酬が大変低い、1件当たり4,000円というね、こういうことでなかなかもうそんな面倒くさいことは私しませんよという、こういう心配があるわけですね。だからぜひですね、そういった直営でやっていくというふうに計画の中でされてるわけですが、そうした対応をしっかりとさせていただいて、要支援1、2のそういった方々のいわゆるケア難民とかですよ、そういうふうにならないようにですね、対応をしっかりとこれは市長、やっていただきたいと思います。そして、今度は、要介護1、2、ここもですね、1人40件を超えてやったらですね、まさにこれもひどいんですけど、40%から60%、報酬カットしますよと、罰則を付けてるんですよ、これ。これは今の単価でですね、要介護1、2、約1万円ですよ。これが罰則どおりいったらですよ、4,000円になっちゃうんですよ、正直言ったらですよ。非常にね、これとんでもないことだなあと。充実しないんですよ、ケアマネージャーの人たちは働きようにも働けんじゃないですか、これ。そういう問題も抱えてますので、ぜひですね、これ包括支援センターですね、しっかりと市長、大事だということは認識されてましたので、努力をしてケアマネージャーの確保を含めてですよ、やっていただきたい。このほかにもですよ、相談が昨日も出てましたが、権利擁護の関係とかたくさんあるんですよ、仕事。とてもじゃないけど、これは大変だと、もちろん思います。でも、そういう大事なセンターとしてですね、充実させていくというのは、もう先ほどの答弁で出ましたので、そういう努力をですね、引き続きやっていただきたい、そう思います。

そこで、今回、この介護保険の関係で言いますと、支援事業の関係がですね、少し今回の予算等にも出てましたが、少しその問題を質問させてください。

在宅寝たきり老人等介護手当支給事業というのを、今回ですね、組替えをされて、介護保険の特会でやるということで、いわゆる介護手当、一般会計の方で814万円減額して、一方で814万円、介護特会でですね。そして、緊急通報装置、これは逆に介護保険でみていたものを、こちらの方に返すということですね。これは仮にですよ、そういうことが起きたら、緊急通報装置は当初、介護保険料、ここの中でい

わゆるみてたんですよね。一方、寝たきり老人介護手当は一般会計でみた、地域福祉基金取り崩して、これをやられてるんですよね。今回、執行済みの残りを814万円を今度は介護保険料でみますよと、こうなったときに、一般会計でみていたものを介護保険料に移し替える、ここだとですよ、介護保険計画の中でちゃんとこういうものが、介護保険料、そういったものも当然、換算したり引いたりされてしなきゃいけないということになっていくんですね。緊急通報装置は最初から介護保険料のその中に投げ込んでいた。それを今度は無くしますよと。介護手当は最初は組んでなかったけど、今度はそこで組みます。途中でそうなるんですね。こういった会計の在り方としたとき、介護保険料というのが上がったたり下がったりしなきゃいけないということになるわけですが、そこについてはですよ、一方では在宅寝たきり老人等介護手当支給条例というのがあって、一般会計でこの介護手当は支給してたんですね。条例改正もない中で、今度はこちらの介護保険であるって、緊急通報装置は要綱ですけど、それも改正がないままに、今度は介護保険から外しますよと、ここはどういうふうに理解したらいいのかですね、説明をしていただけませんか、市長。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましても、担当の方に回答させます。

○志布志支所福祉課長（萩本昌一郎君） お答えいたします。

在宅老人介護手当と緊急通報装置事業への助成でございますが、今、議員の御指摘になったとおり、介護手当の方につきましては、一般会計の方で、緊急通報装置につきましてはですね、今、御指摘にもございましたように、介護保険の特別会計の方で支出をするというような形で予算化をしていたところです。つい先般、先般と申しますか、この介護保険制度が4月に改正になりまして、地域支援事業ができました。その地域支援事業の対象のですね、事業の中身につきまして、詳しく厚生労働省からまだ要綱等が示されていなかったわけでありまして、当初予算の計上の段階ではですね。6月に厚生労働省から示されまして、それを受けまして、県の方で説明会があったところでございます。その中で今回、補正措置をいたしましたように、緊急通報装置につきましては、今回、介護保険の地域支援事業の対象とはならないよと、そして介護手当につきましてはですね、地域支援事業の中のその他任意事業の中でですね、対象とするというようなですね、そういう要綱の説明がございましたので、当初予算とは、今、御指摘がありましたようにですね、ちょっと逆になりますけれども、今回、その説明に沿った形で予算の方の一般会計と特別会計の事業費のやり取りをですね、今回補正をさせていただいたところでございます。

○25番（小園義行君） 課長、それはよく分かるんですよ。高齢福祉事業をですね、こちらでできるよというふうにしちゃったんでしょう。でも最初、当初予算でこういったものも含めてですよ、介護保険料のそういう見直しとかいうのがされて、出てきたわけじゃないですか。そこで、この在宅寝たきり老人等介護手当というのは、支給条例というのは、これはここの市独自のですよ、やつだったんですね。これはここからじゃあ外れてくる人が、介護保険でみれない人が出てくるわけですよ、これでいくと。寝たきり老人等介護手当ですよ。だから、そこには同程度の障害を持っている、まあ若い人、そういったものはこの介護保険で救えないわけでしょう、条例の改正がない限り。こんな予算の提案というのはおかしくありませんかという気がしてならんです。ここからゼロになっちゃうんですよ。これはどうい

うふうに、あなた方は精査をされたのか。一般会計と特別会計、一方この緊急通報システム、これは実施要綱ですけど、これは設置する費用は市の負担とする、こうなってるんですね。それがなぜか最初から介護保険のね、それを見てたという、そのことのですよ、市の負担とするというふうになってる、これは要綱ですよ。これが今回ももともとに今度は返るといふふうになるんでしょうが、当初は介護保険のその中で見るということになると、この要綱にも反しませんかね。その整合性をどういふふうに、あなた方はちゃんとされて、老人介護手当と支給条例と緊急通報のこの、今回逆なんですよ、これをされたのか。今回、こういう予算がくるのであれば、この在宅寝たきり老人等介護手当支給条例の改正案が出てこなきゃいけないんじゃないですかね。僕は素人ながら考えるとそうなんですけど、専門家としてどうですか、市長。どっちがいいですかね。

○福祉部長（蔵園修文君） そのことにつきましては、私の方からお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、当然、そういった特に寝たきり老人の介護手当につきましては、議員御指摘のとおりでございます。全額を今回、地域支援事業の対象として計上したということでございますが、合併協議に伴いまして、要介護4、5と同程度の障害者も含むということでございますので、当然、若い方も含まれるということでございますので、今回改めまして、その分をまた一般会計に返させていただきます。手続きをとらないといけないというふうに部内で検討を今いたしているところでございます。そういった意味では、また予算につきまして、いろいろ議会の皆様方に御迷惑をかけると思いますが、なにとぞ御理解をいただいて、その執行に遺漏のないような対応ができるようにしていただきたいと。そしてまた、私どもも遺漏のないような対応をしたいというふうに考えております。

○25番（小園義行君） このことで外れる人がおられるんですよね、対象者がね。だから、それだったら、この議会に提案される時にですよ、そういう条例の改正、そういったものがない限り、これ認めちゃっていいんですかね、これ。これはおかしくありませんか。僕は正直考えて、おかしいと思うよ。おかしくないかな。これは条例が先でしょう。条例があつて、こういう支給をしてるわけでしょう。それを今度は勝手に、勝手にと言ったら悪いけど、勝手に介護保険に組み替えますよと言って、今度は保険料ですよ、出して、その中から自分で納めた保険料で、今度は自分が介護手当をもらうという、こんな形になるわけですよ、簡単にいうと。だけど、ここに条例がある以上は、この条例をまず改正案がない限り、こんなことできないというふうに僕は予算執行上、思うんですけど。うちのじゃあこの老人介護手当支給条例というのは、どういふふうにこれはなるんですか。これは生きてるんでしょ、改正案がないから生きてますよね。たまたま介護保険でそういう福祉事業を取り組んでいいよというふうになっちゃったから、そっちへ全額入れるって。これだったら、当初からですよ、介護保険料の算定の見積りで、これが仮に介護手当が3,000万円かかるとしたらですよ、介護保険料が上がっちゃうじゃないですか。そういうことも含めてですよ、考えなきゃいけないことになりますよね。そうでしょう。緊急通報装置は最初からそうして、保険料の中で見てた。要綱の改正もない、条例の改正もない中で、予算だけ認めてくださいというのはおかしくないかと。市長、いかがですか、これ。

○福祉部長（蔵園修文君） 地域支援事業の関係につきましては、当初から2%の枠というのが、今回の場合はかけられておりますので、その枠内で対応するというところで、条例の適用については、その地

域支援事業で対応する分につきましても、その現行の条例の中で支給ができるというふうに判断をしたところでございます。

○25番（小園義行君） いや、これ全額ですよ。全額、こっちへ組み替えるんでしょう。ゼロでしょう、これ。この当初予算1,056万円だったんでしょう。第1四半期分差し引いた814万円を支援事業ですのため予算の組み替えするということですよ、残りを全額。そういう意味じゃないの。

○福祉部長（蔵園修文君） 再度、御説明いたしますが、今の段階ではそういうことになっております。ただ、先ほど言いましたように、その中で対応できない分、特に障害者の若年者にかかる分につきましては、今の方法では対応ができないということでございますので、改めて、また予算をお願いしなければいけないということでございますので御理解をいただきたいと思っております。

○25番（小園義行君） これは条例の改正というのは要らないというわけね、それは。これ。だけど、この時点で今日認めちゃったらですよ、まずゼロになりますね。でも、支給しないといけないわけでしょう。その分は今度は12月の補正か何か、今回でどこか出てますかね、出てないでしょう。

○福祉部長（蔵園修文君） 一応、今考えておりますのは、最終日に再度、その分を追加をお願いしたいと。そうしないと、今、議員御指摘のとおり、支給ができないということになりますので、その時点でまた御説明をさせていただきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） でもさ、それは苦しい答弁でさ、よく予算執行する時に、いろいろ議会でも出るけれども、どう考えても、僕が素人で考えても、これはおかしいよねっていう、おかしいですよ、正直言ってね。それは僕なんか、審議しなきゃいけないんですよ。おかしいでしょう、これ。そういう執行が果たして妥当なのかどうかということもあるけれども、これは、後で委員会もあるでしょうから、そういうことで、これは問題ですよ、こういうやり方はですね。このことでちゃんとして、そうしないと、介護保険料を高く見積っちゃったんだねえっていうことになりかねません、正直な話が。2%枠、そういうのは分かるんですけどね、でも当初でそういうふうにして、この緊急通報装置にしては、200万円からですよ、こっちでも出すよと、保険料の中からは、みてる、特会の中でやる。これは少し問題ですよ、やっぱりそういうものを含めて。もちろん課長がおっしゃるようになりますよ、国からのそれが遅れているという点では、理解する分もあるんですけど、まあ少しでもですよ、考えていただきたいと、このやり方としてですね。これ、そういう対応が後でされるんでしょうね。ということでした、委員会もあります、分かりました。ぜひ、この介護保険の関係ではですね、本当に必要な人が介護が受けられるような形にさせていただきたいと思うけど、これも実際は認定を受けても施設に入れない人がたくさんそういう状況がある中で、こういう小さいといたら変ですけど、こういうことまでですね、影響が出るような国のまさに改悪ですよ、これ。本当にですね、国は真剣になって考えていただきたい。自己負担させてる中から払うとかですね、こんなのおかしいでしょう。僕はそういうふうに思います。その点については、介護手当の支給についても、また最終でということでありました。委員会でもそういう論議があるでしょうから、よく分かりました。ぜひですね、そういうふうに使っていただきたい。

この地域包括支援センターについては、最後、ちょっとお聞きをしておきます。市長、これは直営でやるということですね、本当にきちんとした人的な体制も含めて、その法人から派遣されている、そう

いったこと等がですね、急に引き上げたりとかですよ、そういったことのないように、きちんと対応をしていくということを含めて、再度、そこについての答弁を求めておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、スタートしたばかりで、様々な面でこの市民の介護のための、介護事業のための事業に取り組んでいるところでございます。そんな中で派遣の職員につきましては、1年という制約ということもございますが、そのことにつきましては、改めてお願いできるということになっておりますので、そのような形で業務の遂行に支障がないような形の体制を今度とっていききたいというふうに思っています。

○25番（小園義行君） そういう対応をですね、ちゃんとしてやっていただきたいというふうに思います。

次に、国民健康保険について質問したいと思います。この国民健康保険法、これ今、災害があったりですね、火事があったり、いろんなことがあって、それぞれそのいわゆる世帯主ですか、そこが入院したりとか、いろんなことで、この前もこういう相談がありました。お父さんが入院してて、もう医療費が大変かかる。そして、税金も払わなきゃいけない。そういったのはどうにかなりませんかという相談ですね、これは多分、結構多いと思います。そうした中で、国民健康保険法がきちんと医療費の一部負担金、負担金の免除というのをですね、法でうたってるんですが、このことについてはちゃんと理解されてますよね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお尋ねになられました件につきましては、国民健康保険法第44条の、保険者は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減額、支払の免除をすることができるというふうに書いています。このことだというふうに理解しております。

○25番（小園義行君） そのことで、十分にそのことが医療機関を含めてですよ、周知徹底というのがあまりなされていないというふうに思うわけですが、これはそういうこと等を含めて、被保険者の方々に周知というのがされてますか。

○市長（本田修一君） 本市におきましては、これまで、この一部負担金の免除制度に関連しました医療機関等での自己負担額の支払に関する窓口等での問い合わせはないということでありました。

また、このことについての周知ですが、特別に行っていないところでございます。

○25番（小園義行君） これはお知らせしていないから、問い合わせがないわけですよ。これはぜひですね、厚生省からの通知が来てるんですね。ちょっと古いものになりますけど、保険局長から都道府県知事あて通達ということで、これは一部負担金の免除、こういうものが来てます。それは部長、御存知ですか。中身についてお願いします。

○市民部長（稲付道憲君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、昭和34年3月30日に厚生省保険局長からの通知がまいっております。内容につきましては、一部負担金の徴収猶予及び減免、それから一部負担金の徴収猶予に伴う、い

いわゆる被保険者の医療機関への負担の免除ということでございますが、もう一通の通知は、昭和35年2月24日、厚生省保険局国民健康保険課長通知ということでまいっております。これにつきましては、先ほどから話が出ておりますが、いわゆる支払いの困難な方々に対する保険者の一部負担のいわゆる支援と、被保険者から見れば減免あるいは免除ということになるわけですが、そういった意味の通知がまいているところでございます。

○25番（小園義行君） そういう通知が来てるわけです。実際は周知をしてないわけですし、ぜひですね、今回みたいに災害、そして火事含めてですね、そして一方、大変厳しい経済状況の中でそういう方々がたくさんおられるわけですし、相談があるわけですね。ぜひですね、そういう対応をしていただきたい。京都府がですね、やってるのが、その通達を、通知ですよ、14市のうち13市で実際実施している、京都府ですね。そういうことをちゃんと府民にお知らせをしてやって。これがいわゆる自治体はその防波堤になると、そういった意味だと思うんです。ぜひ、このことについての周知徹底をやるというふうに、市長、お考えですか。いかがですか。

○市長（本田修一君） 先日もこの地域で大災害が発生したわけでございます。それらの場合に、一部負担が難しいという方について、おられるということでございますので、このことにつきましては、十分周知をしていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） ぜひ、そういう国民健康保険法のですね、趣旨に基づいて、ぜひそういう通達等も含めてあるわけですし、対応をやっていただきたいと、そういうふうに思います。今の答弁でよく分かります。ぜひ、対応していただきたい。

次に、志布志市の方面隊中央分団、このことで市街地を抱える志布志市の中で旧志布志町、ここの中央分団は、本当に初期消火を含めて、大変重要な役割を担ってると思います。そういった中で、中央分団の組織の中でですね、役所の職員の方々がどれだけおられるのか、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） 志布志地区におきましては、市街地に住宅が密集していることから、いったん火災が発生すると類焼、延焼の恐れが多分にあるということでございます。火災発生におきましては、まず第一に類焼、延焼を防ぐための初期消火が重要であることから、これまで役場庁舎にタンク車、積載車を配備し、消防団に所属する職員が役場分隊として昼間出動し、初期消火に当たっております。火災通報があつてからの消防団招集には時間を要しますが、役場分隊は通報があると、即、出動できる体制をとっており、火災の初期の段階でいち早く現場に駆け付け、消火活動を行い、類焼、延焼防止に大きな役割を果たしております。

旧役場分隊員は現在38名おりますが、合併により本庁に22名、志布志支所に14名、老人ホーム宝寿園に1名、松山支所に1名という現状であります。志布志支所に勤務する消防団員が半減したことから、合併当初、志布志方面隊の出動体制について見直しを行い、昼間の火災については、帖五区分団、安楽分団も出動することにしたところでございます。

先日、志布志市街地におきまして、痛ましい住宅火災が発生しましたことから、市消防団及び関係課において、さらに見直しを行いまして、本庁に勤務する志布志方面隊の消防団員についても、昼間出動できるよう消防車両を本庁に配備したところであります。

○25番（小園義行君） その一つを見てもですね、なかなか消防団員の確保というのは、大変各分団困難を来しておられるわけですね。その中で即動けるとしたら、役所の役割というのはとても大きいと思います。そういった中で本庁がこちらに移って、ほとんどの職員がですよ、こちらに動いて、今、市長から答弁があったとおりですけど、志布志支所が半減しちゃったということですね。初期消火含めて、大変困難を来しているというふうに思います。だからぜひですね、そういったこと等も含めて人事をする際にも考えなきゃいけないんじゃないかと。本庁から志布志の市街地まで、恐らく15分から20分、まあ言葉は悪いですけど、ほかの見に行く人たちがおられますのでね、そのときに緊急車両というのは、今やっと配置されているわけですが、自分の車で行けば、とてもじゃないけど、普通の交通法規どおり走らないといけないという、そういう問題もありますね。そういった点で、この志布志方面隊の中央分団、ここの役場分隊の果たす役割というのは認識をもっと市長、大事にさせていただかなきゃいけないという気がしてならんのですね。そうしないとですね、本当に大きな火災、初期消火をしないと大きな火災になっちゃうわけで、そのための中央分団のですね、この初期消火をちゃんとするための方策として、人事のことも含めてですね、あの車両、タンク車、そういったものを動かせるような人たちをしっかりと配置しておく、これも大事じゃないですか。現在のところ、あれを動かせる人は一人しかおらんんじゃないかと思うんですが、いかがですか。そこらについての考え方をちょっと聞いておきます。

○市長（本田修一君） ただいまお答えいたしましたように、この中央分団の役場分隊というのは、初期消火が非常に必要だということで設置されたというふうな経緯を聞いております。そのような意味で、この分隊の重要性というのは、十分把握しております。そのことに基づきまして、今後は人事の配置についても考慮をしていきたいというふうに思います。

○25番（小園義行君） 合併して、志布志の市街地でなかなか火事がなくて良かったんですけど、この前、続けてですね、ありました。ぜひですね、そういった意味では、本当に住民の生命・財産、そういったものをしっかりと守っていくと、そういった姿勢を持って、今後も取り組んでいただきたい。そして、併せて住民の目線に立った行政をしっかりとやっていかれるようお願いをして質問を終わります。

○議長（谷口松生君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

昼食ため、ここで休憩いたします。午後は1時から再開いたします。



午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

重永重久議員、着席です。

先ほど、午前中の小園義行議員の一般質問の中で、答弁について誤りがあったということで、福祉部長から訂正の発言の申出があります。これを許可いたします。

○福祉部長（蔵園修文君） 発言の訂正についてお願いをいたします。

小園議員の質問に対する答弁の中で、在宅寝たきり老人等介護手当の予算執行につきまして、既定予

算がないということで、最終日に補正で対応させていただきたいという答弁を行いました。在宅寝たきり老人等介護手当の予算費目であり民生費の社会福祉費、老人福祉費の扶助費に既定予算がございましたので、こちらで110万円程度対応させていただきたいと考えますので、先ほどの発言訂正をお願いいたします。御迷惑をおかけしますが、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） それでは、一般質問を続行します。

確認のため、小園議員より発言の申出があります。許可します。

○25番（小園義行君） じゃあ先ほどの質問に対する答弁として、撤回、訂正をするということですね。であれば、基本的には、議会に臨むにあたって、もちろんそれは間違い、そういう勘違いもあるでしょう。でも、基本的にはしっかりとしたそういう提案を含めてやっていただきたいと、そのことを併せてですね、お願いをしておきたい。そうでないと、私たち議員は、当局が答弁されることを真摯に受け止めて、政策論争をやるわけでありまして、それが一回一回違うということになればですね、当然、私たちの質問そのものが何だったのかということになりかねません。そういった意味では、しっかりとした答弁をしていただきたいというふうに思います。併せて、議会に提案がある、その予算、条例改正含めですね、そういったもの等については、それぞれ担当だけではなく、しっかりとした対応はしていただきたい。その一つにこれもそうですよ、もう今、私たち議会の委員会に付託されたものが、もう広報で10月から変わりますと、こういった広報、議会が否決したらどうされるんですか、これ。こういったことも含めてですよ、議案として出されているものが、もう一方では住民の中に広報として出てる。変わりますよと。議会がどういう対応をするかということも含めて、姿勢だろうというふうに思います。こういったことも含めてですね、きちんとした対応を今後お願いをしておきたいと思います。

○議長（谷口松生君） 一般質問を続行します。

次に、1番、下平晴行君の一般質問を許可いたします。

○1番（下平晴行君） 通告書に基づいて質問いたします。

生活保護の認定についてでございます。生活保護の認定を市でするようになったが、公平・公正に認定がされているのか。また、合併前との違いはあるのかということでございます。憲法第25条は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」ということで、国民の権利として守られております。病気や失業、商売の廃業など、収入の道が絶たれると、たちまち最悪の生活危機に直面します。そうなった時のため、あるいはそうならないように作られた制度が生活保護であります。話によりますと、息子が倒産して、土地も住む家も無くなった。借家住まいをしなければならぬ。お母さんが、認定されないケースもあると聞いております。また、これと反対に、こんなに元気な人が認定されているという、認定の在り方に不信感を持っている人も少なくないようであります。現在、392世帯の方が認定されていますが、ほとんどが旧志布志町であります。生活保護の認定を市でするようになったが、公平・公正に認定がされているかどうかお伺いします。

○市長（本田修一君） 下平議員の質問にお答えいたします。

生活保護行政は、県、市が行うものとされておりまして、更に県知事、市長からの委任により、各福祉事務所が実施しているところでございます。生活保護に関する事務につきましては、生活保護法令に

定めるところを基に、保護の実施要領等の厚生労働省通知があり、全国一律の取扱いが求められているところであります。

志布志市におきましては、合併以降の生活保護行政を行うこととなったところですが、このような取扱いからも、県の福祉事務所と市の福祉事務所による違いはあってはならないということでございます。更に、本年3月に厚生労働省から「生活保護行政を適正に運営するための手引」が示されたところで、このような手引に基づいて行政を進めているところでございます。そのようなことから、公平・公正に事務の手続がなされているということでございます。

○1番（下平晴行君） 市長の答弁がそのとおりだろうというふうに思います。しかし、認定後の追跡調査、あるいは実態調査がされているのかどうかお伺いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当の部長に回答させます。

○福祉部長（蔵園修文君） 私が、市長より委任を受けまして、志布志市の福祉事務所長を兼ねるということで、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

ただいまの議員の御質問でございますが、認定後の調査につきましては、ケース格付というのをしております。AケースからEケースまで、五つのケースに区分けをいたしております。Aケースと言いますと、毎月1回以上は必ず訪問をすると、そして指導を行っていくと、Bケースにつきましては、3カ月に1回以上、Cケースにつきましては、4カ月に1回以上、Dケースにつきましては、6カ月に1回以上、最後がEケースということで、12カ月に1回以上、ここになりますと、もう難病の患者とか、そういったもうほとんど生活様式が変わらない、変化がないという方でございます。そのほかに世帯を高齢世帯とか母子世帯とか、傷病世帯、そういった区分けを行いまして、それぞれの担当のケースワーカー、職員でございますが、これがこの基準に基づきまして訪問をし、更には生活指導も行っていくという活動を行っているところでございます。

○1番（下平晴行君） 実態調査をされているということでございますが、憲法第25条の規定する理念に基づいて、その自立を助長するという目的があるわけでございますが、その自立促進はされているのかどうかお伺いします。

○福祉部長（蔵園修文君） 当然、基本の中にその自立の助長というのがございます。就労阻害要因等のない方につきましては、当然、就労指導も行うということでございます。具体的に申し上げますと、働ける要素がある方、これにつきましては、それぞれの機関、ハローワークでございますが、ハローワークでの求職指導を行い、ときには職員もハローワークまで同行をして、ハローワーク職員との連携を通じて、保護者の労働意欲を向上させるなど、就労指導を行っているところでございます。

○1番（下平晴行君） 就労指導等をしているということでございますが、最近ですね、ある方でございますが、うちの身内の者に二人ほど、生活保護をもらっていると。しかし元気だと。「何ごち、お前はもろうとよ。」というようなことで話したら、方言で「くるっじなあ。」というようなことだったのを聞いたわけですね。なぜ、先程そういう自立の助長と申したのはそういうことからであります。そういうふうには生活保護の先ほど目的を申しましたとおり、本当に元気になったら、やはり働く。例えば、今、若い方の国民年金の未納が増えているようであります。将来、年金の受給時期になった時に、元気で働

ければ良いわけですが、働くことができないと、当然、生活保護の保護を受けなければならない。生活できないわけであります。一生懸命働いて年金を納める者が、正直者が馬鹿を見るようでは公平・公正ではないわけであります。もう一回、そのへんをお願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） まさしく、議員のおっしゃいますとおりでございます。私どもも保護の決定に際しましては、当然、当初、面接相談を行うわけでございますが、その際にも就労の阻害要因があるかないか、そういったものを含めまして、それから年金等の話が出ましたが、他方、他施策について、その人に該当するものがないか、そういったものを調査し、また家庭に直接伺いをし、中にはこまごまとその方の生活の状況、あるいは収入の状況、資産の状況、そういったものをつぶさに調査を行いまして、最終的には私も含めまして、担当ケースワーカー、それから保護係の全員でケース検討会議を行い、最終的に決定をしていくということになっております。その際も当然、法律で定める基準というのがございますので、その基準をクリアすることはもう当然のことでございます。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、今、福祉事務所長が言われたように、そのようにちゃんとチェックと申しますか、していただきたい。いわゆる先ほど申しましたように、一生懸命働いている人たちが、そういう見方をしてしまうと、本当に今、よく若者が言われていますけど、しっかりしている人は一生懸命頑張っているわけでございますので、そこらへんの、まあ若い人だけじゃないんですが、そういうことを改めてお願いをしたいと思えます。

先ほど、私、ちょっと漏れてましたけれども、倒産して認定されない、これは前年度の所得の関係で、もしあるとすればそういうことでしょうかね。そこをちょっとお願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） 生活保護法で規定をしておりますのは、その前年度の所得とか、そういったものではなくて、今現在置かれている生活、されている生活、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行うということになっておりますので、現状で判断をしていくと。また、所得の把握とかいうものについては、当然、課税用であれば前年度の所得と、あるいは収入であれば、今現在の収入を確認していくと。それとともに活用できる資産があれば、資産も調査をして、活用できるものについては活用していただくというような手続きになろうかと思えます。

○1番（下平晴行君） よく分かりました。

続いて、合併する旧町時代、よく耳にしていたのが、認定基準は先ほど市長もおっしゃいました、県も市にあっても認定は一緒だと。これは当然のことではありますが、他市町で認定されないから、志布志町に、旧志布志町でございます、住めば認定されると。先ほど答弁がありましたとおり、私も理解できないんですが、県で認定したときと、本市で認定するにあたって、どこか違いはですね、そこらへんをお願いしたいと思えます。違うことはおかしいんですけども、まあよろしくお願いします。

○福祉部長（蔵園修文君） 当然、県が行う場合は、県の福祉事務所、市で行う場合は、市の福祉事務所ということになるわけでございますが、県の場合は県の福祉事務所、町の時代では、町は進達をするだけということであったわけでございます。当然、予算的な負担もなかったということでございますが、市になりますと、その分の負担も出てくるということになります。違いといえば、その程度でございます。当然、保護の決定をする際は、先ほど言いましたように、生活保護法に基づく厳正な手続きを

行う、判断を行うと。そしてまた、厚生労働省が定めます保護の実施要領等に基づいて実施をしていくということで、これが全国一律の制度でございますので、その町、福祉事務所あるいは県が違うから取扱いが違うと、そういったことになりますと、この制度そのものがおかしくなるということで、他の市あるいは県の福祉事務所と違いがあるということとはございません。

○1番（下平晴行君） おっしゃるとおりであります。しかし、現在に串間市から、あるいは他の町から、志布志に来たら認定されたということを知っておりますので、先ほど説明がありましたとおり、市になりますと、市の負担、そこらへんもあるのかなあというふうに感じたところですが、基本的にはあってはおかしいと思います。このへんをですね、財政上という、これは生活保護では本当にあり得ない、あっちゃおかしいことでもありますので、そういうことは法に則って、ちゃんとしてやっていただきたいなあというふうに思います。生活保護については、以上で終わります。

次に、水道水の水質及び施設の管理について御質問申し上げます。6月議会でも同僚議員から水質について質問がありましたが、生きていくために大切な命の水でありますので、再度質問をしてみたいと思います。市長も御承知であると思いますが、身体の約70%は水であります。血液の83%が水であります。だから、命の水といっても過言ではないでしょうか。私たちは、2年前にNPO法人オアシス水環境研究会を設立いたしました。水質調査や土壌調査、森林環境税補助事業、これは森林の役割や広葉樹林の植栽をしております。有機農業、原水調査等に取り組んでおります。特に水質調査、水道水、湧水に取り組んでおりますが、大迫水源地について、2カ月間、水質調査を行ったところ、平均8.4ppmでございます、硝酸態窒素が8.4ppmで、10ppmの時もありました。このように、硝酸態窒素等が高い所は他に例を見ません。このことは先の議会でも、窒素分を含む化学肥料、廃棄物、生活雑排水の影響が考えられるということでありました。南薩のある地区では、硝酸態窒素が10ppmを超して使えなくなり、市が硝酸態窒素の除去装置を設置しました。対象者2,500人のプラント代が5,000万円、建物を含めると1億円、年間維持費が数百万円。硝酸態窒素を1ppmまで除去すると、ペーハーが下がり過ぎるため、近くの河川水から4割を浄化水に混合して、硝酸態窒素を3～4ppmにして、ペーハーを水質基準に調整して給水をしているということでありました。汚れた水の対価はあまりにも高いことを教えてください。そこで、年次的に、あるいは将来的にどのような対策をしていかれるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度が極めて高いが、年次的、将来的にどのような対策をとっていくかという御質問ですが、まずもって現在の浄水水質検査の結果につきましては、9月の市報に掲載されておりますように、硝酸態窒素は基準値の10ppm以内で推移しております。亜硝酸態窒素は基準値0.05ppmに対して、0.005未満の結果であり、極めて低い値であります。したがって、厚生労働省が定めています水質基準は、すべてクリアした安全な水であります。

次に、今後の対策につきましては、大迫水源地を例にとりますと、平成8年度に水資源対策検討プロジェクトが設置され、硝酸値を下げる手法として、科学的処理法、平城水源地より送水し希釈する手法、大迫水源地付近での新水源確保などの検討がなされ、その後、数箇所の電気探査や試掘ボーリングがなされたと聞いております。結果としまして、莫大な処理施設費用や良質な水が得られないことから、昨

年度、森山水源地付近の電気探査を実施し、可能性が高いということから、本年度、県が実施します水源開発診断調査事業の採択を受け、ボーリング調査の予定であります。

○1番（下平晴行君） いろいろ対策をされているようですが、森山の水源地も硝酸態値が3 ppmなんですよね。これを希釈してもですね、ほとんどあまり変わらないんじゃないかなあというふうに思います。この基準、それぞれ答弁がありましたけれども、この硝酸態窒素と亜硝酸態窒素、この基準が、通常は10分の1なのに、これだけは通常の数値でそのままということになっておりますが、恐らくこれはこの数値については、やはりこの、まあこれは基準数値で、環境基準に適合していると言われればそれまでなんですけれども、通常は10が上限ですと、10分の1だと1 ppmが本当に安全な水の硝酸態窒素の数値じゃないかなあ、私なりにそう思うわけです。市長も御承知のとおり、有明の水源地等も何箇所か使えなくなっているということがあられるわけです。そういう状況の中で、先ほどその原因はと、要するに窒素分を含む化学肥料等ということであるわけです。静岡の方も、有明は茶をやって生活しているわけですが、それがどうこうというわけじゃないんですが、静岡の茶業も、もう面積を増やさないとというような取組をしているというふうに聞いております。それから、この水とがんの深い関係という、この本があるんですが、いわゆるこの硝酸態窒素の数値が、この広報では5ぐらあったですかね。しかし私たちが調べた結果、平均で8.3と。これは水道、安楽のある家庭の水道水の調査をした結果のデータであります。これは2カ月間とってあります。これは数値がですね、これは全部は申しません。8.1、7.1、7.8、9.1、9.4、10、こういう数値がほとんどなんです。一番低いのでですね、7.1なんです。調査の仕方によっても違うかも知れませんが、これはプロが調査した数値ですので、間違いはないと思うんですが、そういうことでありますと、いろんな支障が。ところが調査した結果、森山の水源地から希釈したらいいかというようなことで、今そういう対策をしかただということでお答えになりましたが、私は水源地の確保は水道事業にとってはですね、供給と経営の両面で、この安定化を高めるのに不可欠の条件じゃないかなあというふうに思うわけです。そのためには、もうちょっと水源地調査プロジェクトみたいなものを設置してですね、対策を練るとかですね、そこは考えられないですか。

○市長（本田修一君） 森山の水源地付近の電気探査ということは、先ほども言いましたように、昨年度からそういった可能性が高いということで、調査をしております、本年度、事業採択に向けて、そしてボーリング調査をしていこうということでございますが、新市になりまして、新たな水供給のためのマスタープランというものは、今後策定していかなければならないというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 言われることはよく分かります。そうですね、本当はマスタープランを今の時点じゃなくて、もうちょっと早めに、有明町の議会でもそういう話があったというのをちょろっと聞いたわけですが、そういうものを早く立ち上げて、やっぱり対応するべきであろうなあというふうに考えます。硝酸態窒素はですね、医学的にも大変危険であると、もう発ガン性あるいは糖尿病、そういうものを引き起こすということで言われているわけです。そういうものが、そういう危険なものが、学校でも給食や飲み水として使われているわけです。最近、子供たちがもう水筒を持って学校に行くというのを聞いておりますけれども、教育委員会でもし分かれば、そのどれぐらいの子供たちが学校に持

って行くのかですね、お願いします。

○教育次長（山裾幸良君） お答え申し上げます。

市内の25校を調査しました結果、持ってきてよいと、全員持参という学校が60%でございます。許可しないという語弊がありますけれども、持ってこないでもいいよというのが残りの40%でございます。以上です。

○1番（下平晴行君） はい、ありがとうございました。

パーセンテージについてはそういうことでありますが、先ほども言いましたように、命の水であります。志布志の水はおいしいよと言いつつながらでも、内容はこういう状況だということであるわけですので、今回も広報紙に水源地ごとの水質検査の公表がされております。これは大変良いことだと思いますが、大迫水源地は載ってなかったんですが、これは月を替えて載せるということになるわけですか。お願いします。

○水道局長（徳田俊美君） お答えします。

毎月、月を替えて、各水源地、各旧町の水源地ごとに載せていきたいと思っております。

○1番（下平晴行君） はい、分かりました。よろしく願いいたします。

それからですね、スウェーデンでは長年にわたって築き上げてきた高度な福祉国家を柱として成り立っている国であります。今、環境政策に重点を置くのは、福祉国家を維持・発展させるためには、環境政策が必要であるためだそうであります。環境悪化によって、健康を害する人が増えれば、医療費が上がるため、福祉国家にとって莫大なコスト増をもたらすからであります。冷静にコスト計算をすると、環境汚染の予防に時間と資金をかけることは安上がりであると言っています。そのようなことから、水質汚濁防止条例等を設置して、環境悪化を防がなきゃいけないというふうに思います。環境基本条例を6月には取下げをされましたが、基本的にはこの条例を早急に立ち上げる必要があるわけですが、進捗状況はどうなっているのかお伺いします。

○市民部長（稲付道憲君） お答えいたします。

先の6月の定例会で、志布志市環境審議会条例を可決していただきました。この条例につきましては、施行月日が平成18年の10月1日ということでございます。それはこの審議会委員のメンバーに公募で選出する委員がございまして、その期間を設けて10月1日施行ということでございます。この公募が9月8日の締切りでございまして、一応2名の方の公募があったところでございます。したがって、10月1日の施行日以降について、早速、委員の選定を行いまして、そしてその環境問題についての内容の審議に入るといふことに今、計画をいたしたところでございます。

○1番（下平晴行君） となりますと、12月の議会には上程ができるということでしょうか。

○市民部長（稲付道憲君） この条例の制定につきましては、今後の会合の中での審議の内容で、その時期が決まるのではなからうかというふうに思います。先般の議会の折でも、いろいろこの条例の中身についていろんな意見がございました。したがって、いろんな角度から慎重審議をいたしまして、条例の提案ということになるかと思っております。

○1番（下平晴行君） 条例を策定するには、行政がプロであるわけですので、そこら辺も一番分かっ

ていらっしゃると思うんですが、できるだけ早めに上程していただきたいというふうに思います。

次に、台風や大雨など、水源地の施設が冠水しますが、今後どのような対策を考えているのか。今回の大雨で水源地の施設等が冠水して、長い所では3日間断水したようであります。今回の補正で、施設が冠水しないための予算が計上されているようですが、どんな方法で対策をされるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） 台風や大雨等によりまして、水源地の施設が冠水するというごさいます。水源地の多くが河川沿いの伏流水を利用している現状にあるということで、このことにつきまして、浄化を要する費用がかからないことや、施設が簡易に造れるということなどから、水道を普及することを優先されてきた結果であるというふうに考えます。これまでは台風や梅雨前線豪雨にもそれなりに耐えてこれたところではありますが、今日の異常気象に伴う短時間降雨量は、かつて経験をしたことのないような状況があるということであります。対策の基本といたしまして、水源と施設を切り離し、高い位置に移設することではありますが、これも多額の費用を要するというごさ、各施設の経過年数を考慮し、改修を図っていきたいというふうに考えております。今回、被害を受けました大迫水源地、芝用、野神原水源地につきましては、安全性を考慮した冠水対策の手法をそれぞれ検討して、今年度中に実施したいというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） ほかの施設については、状況がちょっと分かりませんが、大迫水源地については、いわゆる改修というのは施設を増設して、冠水しないように対応するというごさですか。お伺いします。

○水道局長（徳田俊美君） 議員御承知のとおり、各水源地それぞれ条件が異なっておりますけれども、大迫水源地につきましては、外の囲いをする手法若しくは施設そのものを密閉してしまう手法等ぐらいしか、今の状況ではなかなか対策が打てないというごさですので、予算的な面と合わせて、今後検討して、いずれかの方法で執行していききたいなと思っております。

○1番（下平晴行君） 多分、そういう形でしか対応ができないだろうなあというふうに思います。私がもう1点はですね、道路のあれは安楽線ですか、幹線道路であるわけですが、あの道路と、それから隣に工場があるんですが、あそこは絶えず冠水して、あそこはバスも通る市道であります。あその道路をですね、改良して、その改良の事業を導入して、その補助事業で施設も改良してもらう方法はできないか、市長、どうですか。

○建設部長（井手南海男君） お答えいたします。

施設については、ちょっと御答弁申し上げ難いわけですが、市道につきましては、どの程度の雨量で水道が冠水するか、また水源地への影響はどうかということについて調査いたしまして、その結果に基づきまして、その対応について検討・協議していききたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） ぜひですね、そこらへんの検討もしていただいて、できるだけ一般財源も使わないわけですので、そういう形であの道路を上げることによって、水源地の冠水も確保できるというようなことで対応ができるんじゃないかなあと思いますので、ぜひ、今、部長がおっしゃいましたように、協議をして実現をしていただきたいなあというふうに思います。

続きまして、次に行政改革について質問いたします。このことについては、総務省から地方公共団体

における行政改革推進のための新たな指針が示されております。この指針では、事務事業の再編、統合、廃止、民間委託、指定管理者制度等の推進及び定員管理の適正化など、7項目にわたり平成21年度までの具体的な取組を明示した集中改革プランを策定し、これを公表することを義務付けております。本市も今年度中に集中改革プランを策定して、改革を進めるということでもあります。そういう状況の中で、先ほど、異動の話がありましたが、7月に職員の異動がありましたが、策定に影響はないのかお伺いします。

○市長（本田修一君） 影響はないというふうに考えます。

○1番（下平晴行君） 人事は市長の権限ですから、私どもは口出しはできませんけど、いろんなことが聞こえてきますので、お尋ねしたところでございます。影響はないということで安心しました。

助役にお伺いします。改革や新しい事業を進めるためには、助役が中心に部長や課長と連携をとって、皆さんで力を合わせて初めてうまく取組ができると思いますが、助役、どうですか。

○助役（瀬戸口 司君） まったく議員おっしゃるとおりだと思っております。私も毎週の部長会議等におきまして、いろんな御提案等もですね、部長さん方にさせていただきながら、そういう形で進めていきたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

昨日、同僚議員からもありましたように、2年間です。市長の女房役はもちろんです。県とのパイプ役をしっかりと取っていただき、志布志市発展のために頑張っていただきたいと思ひます。決して除く役にならないようにお願ひします。

行政改革大綱が策定されました。その中で行財政全般にわたる見直しを進め、住民にとって住んで良かった、住んでみたいまちづくりを目指して策定したとあります。また、行政の担う役割の重点化ということで、本所と支所の機能分担などの課題についても、事務事業の再編・統合等の見直しを行い、組織を合理化し、職員の削減に努めますとあります。どのように進められていかれるのか、3点について質問してみたいと思ひます。

組織の見直しについてでございます。曾於市がいち早く行革推進委員会から答申が出されました。総合支所や部制廃止で、スリム化の必要性を強調しております。特に支所については、どの支所にも同じ課が散在しているため、市民サービスは提供しやすい反面、組織の肥大化や指揮命令系統が曖昧である。そのために、本庁方式をしていくと、部制の廃止も提言しています。また、一連の組織再編により、16の課の削減が可能であると提言を示しております。本市も本庁方式であります。支所については総合支所であるため、組織の肥大化や指揮命令系統が統制されていないような気がします。市長はどのような見直しをされていかれるのかお伺いします。

○市長（本田修一君） 組織の見直しの取組といたしましては、現在、本庁及び支所の全部の部、課、局を対象としまして、事務執行上の問題点等に関する調査を実施しているところであります。その中で事務事業や事務分掌上の問題点、組織機構上の問題点、住民サービス上の問題点等について調査しているところでございます。

この調査で明らかになりました点につきまして、テーマごとに、作業部会・検討チームを設置いたし

まして、改善・見直しについての十分な検討をした上で、行財政改革推進委員会や、広く住民の意見をお聞きしながら、見直しを進めていきたいというふうに考えております。

○1番（下平晴行君） 本庁の部、課の調査や、事務事業の状況、そういうことを調査して、作業部会・検討チームを設置して対応していくということであります。この私が3点言ってるのは、これはみんな関連があるわけです。要するに組織の見直しをすることによって、事務の効率化、事務の効率化をすることによって、職員数の適正化と、これは全く関連があります。特に組織の見直し、これをすることによってですね、事務の効率化と職員の定数化が図れるわけでありまして。どうも市長は元気がないような感じですけど、大丈夫ですか。「いっど、すっど、やっど」というような元気がないようですけど、大丈夫ですか。寝込まないようにしてください。本当にですね、今のような元気のなさじゃ、ちょっと取組がどうかとちょっと心配したところですが、私は行政改革というのは、市長がおっしゃっていますように、行政の担う役割、要するに行政の職員の皆さんが一番知っていらっしゃるんです。私も経験がありますので。ですから、行政改革推進委員会に諮問されて、まあ曾於市もありましたが、志布志にも諮問がされております。答申があるわけです。これは恐らく1年か1年半以上かかるんじゃないかなあというふうに思うわけです。それはそれでいいとしてですね、やはり組織の中で、今、そういうのを立ち上げているとおっしゃいましたけれども、やっぱり行政改革推進課ですか、外山課長の所は。ここがですね、企画部ですね。どんどん取組はできると思うんですよ、できる範囲内で。ですから、ぜひ、市長、もちろん急にはできません。しかし、こういう末吉の事例等もあるわけでございますので、本当にどこを要するに統合したら、あるいはどの組織を、支所をどのようにしたらいいかというのは、皆さん分かってるんです、職員の皆さん。特にですね、係長の皆さんが一番分かっています。先ほども話がありましたけれども、要するに総合支所方式のために、やはり本所と支所の、この取り組む考え方の違い、あるいは連携の取り方、それから災害調査の件にしてもそうです。本所で支所の実態がつかめてない。そう言いながら、総合支所で支所と言いながら、本所に伺いを立てなければならない。こういうですね、事務処理上の問題もいろいろあるかと思えます。市長の指示で職員は動くわけですから、ぜひですね、「いっど、すっど、やっど」、口だけじゃなくて、本当に真剣に取り組まれたら、私はどんどん行政改革はできると思うんですよ。今の市長の答えじゃ、この次の事務の効率化、職員数の定数化というのはもう言えなくなりました。例えば、来年の4月から組織をこういうふうにしたいというようなことはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもの新生志布志市は、今年1月誕生いたしまして、そして4月1日から新しく本年度もスタートさせているという状況でございます。そして、私自身、こうして3月議会、6月議会、9月議会という中で、それぞれの旧町単位の方の様々な心情というものが吐露された形の御意見というのを承っているところでございます。そのようなことで、合併につきまして、当初、自分たちの地域はどうなっていくんだろうというような御懸念がそれぞれの地域であったということを重く受け止めて、その中で行財政改革はどうすべきかというものがなされてくるべきだというふうに私は基本的に考えております。そのようなことで、今、御提案があったところでございますが、そのことも大きく、私自身の課題とし

て取り組まさせていただきますというふうに思うところでございます。

○1番(下平晴行君) 曾於市の、要するに行革委員会の会長も、総合支所方式は合併時の合意であった。でも、厳しい状況の中で、やはりスリム化は急務だというようなことで取組が必要だということで、提案をされているわけですね。ですから、今、市長が言われているのはよく分かります。ぜひですね、時間をかけるのはいくらでもかけられるわけですね。早くやれば早くできるし、放っておけばずっと放っておけるといふ、これは行政のやる気があるか、やる気がないかです。ですから、そのやる気があるかないかは、市長の指示一つであろうというふうに思います。いったん、質問しておりますので、一応一通り通ります。

事務効率化についてであります。事務事業の再編・統合の見直しとありますように、例えばですね、予算一つにしても、本所で総括することが無駄が省けるし、また予算の作成の間違ひもなくなるということになります。このことは組織を見直す、先ほど言いました。そのことによって、事務の効率化が図れると、これはもう関連していることでもあります。このことに何かあれば、すみませんが、よろしく願います。

○市長(本田修一君) 事務の効率化につきましては、ワンストップ体制、一つの窓口で処理が済むというようなものの構築などになりまして、各種申請、手続の簡略化・スピード化というものがあります。そして、2番目に、本庁と支所の役割分担の見直しで、決裁権限の見直しというようなもので事務決裁のスピード化が図られるのではないかと。それから、3番目に、民間でできるものは民間に任せることなどということ、事務事業の民間への委託推進をさせることが行政のスリム化というふうになるかと思っております。4番目に大量退職や定数削減が予想される中で、IT化を図りながら、電子自治体の推進をしていくことも事務の効率化につながっていくんじゃないかと。そして、5番目に人材育成の推進による職員自身の資質の向上、政策形成能力の向上などが事務能率の向上というふうになるということに考えられております。そういったことを含めまして、総合的に私自身としては取り組んでいきたいというふうに思います。

○1番(下平晴行君) おっしゃるとおりであります。その中に民間の導入と、民間移管の導入ですか、民間にできることは民間にというようなことでもあります。ぜひですね、そういう今、5点だったですか、おっしゃいましたそのことをできるだけ早急に対応していただきたいというふうに思います。この事務の効率化については、先ほど係長クラスと言いましたけれども、一線で働いている方は課長の皆さんもそうですが、係長の方々がやはり仕事の面ですね、一番仕事のしやすい、どうやったら事務が効率化されるかと、まあその人によって違うかも知れませんが、一番分かってると思うんですよ。ぜひ、市長ですね、そこらへんを聞いて、課長、部長もいいんですが、全体的なそういう打合せの中で、そういう機会をぜひ設けてですね、対応していただきたいなあというふうに思います。職員数の適正化については、やはり組織の見直しや事務の効率化を実現することで、このことは図れると思っておりますので、一応このことについては、どういう考えかお伺いします。

○市長(本田修一君) 職員の定数の削減につきましては、当然、組織の見直しとともに進めていかなきゃならないと。そして、行財政改革推進会議でも、そのことが職員適正化計画として示されるという

ことでありますので、そのことにしたがいがながら、適正化に努めていきたいというふうに思います。

○1番（下平晴行君） はい、分かりました。

それからですね、7月29日に、薩摩川内市で合併2周年記念の都市経営シンポジウムが開催されました。このテーマにして分かるように、経営シンポジウムで、企業と同じ取組であります。やはり前向きに取り組むところは違うなあという感じを受けたところであります。基調講演とパネルディスカッションがあったわけですが、基調講演では、総務省自治財務局調整課長、前自治行政局合併推進課長が、「地方分権の推進とこれからの市町村の役割」ということで講演をされました。パネルディスカッションでは、鹿児島島の発展と薩摩川内市の躍動をテーマで開催されました。内容については省略しますが、私はこのシンポジウムに参加して、志布志市もですね、せめて半年か1年後ぐらいには、このようなシンポジウムを開催する計画を立ててほしいと思います。なぜかと申しますと、計画を立てることで、これからの取組が違ってくると思うんです。それは今までの取組がどうだったか、本当に合併して住民のためになっているのかどうか、そのことをシンポジウムで議論されるからであります。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話になりましたシンポジウムにつきましては、私の方、把握しておりませんでした。そういうことでございますので、そのことにつきまして勉強させていただきまして、この志布志市でもそういった取組が必要かどうか研究させていただきたいと思います。

○1番（下平晴行君） ぜひ、資料もありますので、開催をしていただきたいというふうに思います。

行政改革には、先ほども言いました行政改革推進委員会に諮問されて答申されるわけですが、本当に内容が分かっているのは職員であります。市長が行政改革に信念を持って職員に指示ができるかであります。まちが輝くか輝かないかは、市長次第であります。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。2時10分より再開いたします。



午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、7番、鶴迫京子さんの一般質問を許可いたします。

○7番（鶴迫京子君） 通告書にて3件ほど通告しておりましたので、通告順に質問してまいります。

市長の元気のある前向きな答弁を期待して、まず1点目に移らせていただきます。

志布志町の運動公園の中にあります、ふれあい広場と多目的広場周辺の南側に、水飲み場の設置、また洗い場の設置はできないかということでお伺いいたします。ふれあい広場、多目的広場の利用者の御意見、要望などがありましたので、早速、私も現地に行き調査しましたが、それぞれの施設がトイレも

含めて北側の方に集中しており、南側にそれらしきものが1箇所もありません。それが現状であります。ここ最近の利用者の数をあたってみますと、平成17年度、ふれあい広場は利用開始10月から3月いっぱいまで2,992人で、多目的広場は2万3,934人、総数で2万6,926人です。平成18年度になりますと、4月から8月までの5カ月間で、既にもうふれあい広場は8,479人です。多目的広場で1万956人、総数でいきますと1万9,435人です。特に夏休み期間中の今年の7月と8月の合計利用者総数が、1万1,729人でした。このことから利用状況は増加傾向にあることが予測されます。この広場では、サッカー、ソフト、野球、グラウンドゴルフなどに利用されますが、その中でも志布志みなとサッカーフェスティバルが8月1日から12日にかけて、12日間、68校が集まり、約400試合も行われ、京都や奈良などの関西方面の県外からも38校の参加があったと、志布志市の市報に紹介されていました。志布志みなとサッカーフェスティバルなどの広報が志布志の内外に、口コミやPRでいきわたると、選手だけでなく、その他に関係者や応援する人などの数も年々多くなっていくと考えられます。また、小学校のソフトボール大会なども数多く行われております。子供たちの応援に付き添っているお母さんたちの声です。「タオルや水の補給など、水飲み場があまりにも遠い所にあるので、また何度も何度も行かんとならぬので、もういったいぬきとに、ひっ倒れそうやったあ。もっと近くにもう一つぐらい水飲み場があればいいのになあ。どげんかならんとですか、鶴迫さん。」と、そういう声を聞きました。そこで、水飲み場設置の必要性をちょっとまとめてみました。1番目に、長期的に見ても、広場の利用者数の増加により、その人数に対しての絶対数が足りないと思います。応援者の手足やタオルの洗い場、もちろん選手の方の手洗い場にもなります。足洗い場にもなります。そして、北側の2箇所だけでは足りない。また、利用する時間が、試合などしてますと、プレイが終わって、一極集中してその時間というもの、利用時間が集中することによる混雑を回避するためにも必要かと思えます。2番目に、南側には緑地公園があります。散歩道、またグラウンドゴルフ、ゲートボール大会や練習場にもなっています。そこにも水道施設が1箇所もありません。市長は行かれたことが多分あると思いますが、南側の方を入れますと、緑地公園を入れますと、相当な広さになります。そしてまた、この緑地公園など利用される方は、多くは高齢者の方々です。それらの人々が利用するにあたって、水飲み場とトイレが距離的にも大変遠い遠い北側の方に位置しております。また、真夏などは酷暑のせいで、熱中症、脱水症など、緊急の事態が起こらないとも限りません。これらのことを総合してみますと、考慮した結果、南側の適切な場所に、せめて、せめて1箇所だけでも水道設備が必要不可欠なことだと思われれます。市長の心ある、思いやりのある、前向きな答弁を期待いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、志布志運動公園のふれあい広場及び多目的広場の利用状況につきましては、ソフトボール、野球、サッカー、グラウンドゴルフなどの競技を中心に、スポーツ少年団から高齢者まで、幅広い年齢層で利用されているところです。利用者数につきましても、平成17年度にふれあい広場を整備して以来、またみなとサッカーフェスティバルの参加チームの増加等により、利用者が増えている状況であります。議員御指摘の水飲み場の設置についてですが、現在はふれあい広場と多目的広場の北側に新たに水飲み場が設置され、多くの方々に利用していただいているところです。確かに南側にも設置されるとなると、

便利になるというふうに考えますが、配管工事、排水溝の設置などの経費面や、比較的近くの北側に設置していることもあり、今後、運動公園周辺の整備に合わせて、検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 今、運動公園の整備にあたり、検討していきたいという答弁がありました。市長、どれぐらいまでに検討されるのでしょうか。

○市長（本田修一君） この地につきましては、来年度、実は御承知かと思いますが、県体も開催されるということで、運動競技場がメインの会場になろうかと思えます。そして、そのようなことで、さらにこの地につきましては、スポーツゾーンとして活用が図られていく方向になろうかと思えます。さらに、新若浜につきましても、周辺緑地整備につきましても、志布志の運動ゾーンの一環として、それらの活用もお願いし、市民が利用できるような形態も、ただいまお願いしているところでございます。そのようなこと、状況等もございますので、そのことも併せて検討させていただければというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） ただいまの市長の答弁で、タイムリーな私の質問ではなかったかなと今、思っていますが、県体もあるということで、運動公園の整備を総合的に、また水道、水飲み場の設置だけでなく、総合的に何が必要かという観点で検討するというように、前向きな答弁と理解してよろしいのですね。

そこで、その水飲み場の設置だけを、今日、提案してましたが、そういう大きな大会もあるし、そういうくくりで長期的に見て、見直さないといけないということでもありますので、その点で、また住民の要望の中に、もう一つあったんですね。その少し触れましたが、もう本当に簡単なトイレでいいけど、緑地公園に、アピアの下の緑地公園で言われたんですけど、向こうの方に素晴らしいトイレはあるけれど、西の方には全然トイレが1箇所も無いということで、グラウンドゴルフ大会をしてる時に、「男性はいいんだけどね、もうああいう所にあるんだね。」と、ちょうど町外の方でした。有明町の方でしたが、「トイレはどこにあるの。」と聞かれましたので、「アピアの下にありますよ。」と言ったら、「わあ、あんな遠い所にあるの。」ということで、「もう西側の方にも、もう1箇所、もう本当に簡単でいいから、あったらいいのにねえ。これは大変なことだね。」とありましたので、そういう見直しをされて、水飲み場の設置だけでなく、そういう視点で見直しをしていただきたいなあと思います。建設だけでなく、福祉サイドとも、どういうバリアフリーとかいろいろありますね。どういう水飲み場とか、まあそういうことまで考えまして、視点を広く持って整備にあたってほしいなあと思います。

では、次に移らせていただきます。2点目、ふれあい広場と多目的広場の南側から緑地公園に降りる階段の安全性についてお伺いいたします。通告書で通告しておりましたので、今の状況を現地調査されたと思いますが、安全性について、現場を見て、どのように感じられましたか、まずお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいま御指摘の階段ということでございますが、体育館側、大浜緑地公園と運動公園沿いにある旧防潮堤内の階段のことだというふうに思います。当該地は、自然公園区域内で、また旧防潮堤敷の大半は、国有地で国有財産貸付契約を5年更新にて締結しているところであります。御指摘のこの緑地公園に通じる階段は、沿道の長さの割に2箇所と少なく、階段の目印もないため、沿

道から見えにくく、探すのに困難を要しているところでございます。また、段差があり、手すりの無い階段のため、昇降に少なからず危険があるような状況だというふうには思ったところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ただいま市長の答弁にありましたように、現地調査をされた結果、大変危険な場所だと思って認識されたということで、ほっとしましたが、私が行きましたところ、3箇所あったような気がしましたが、2箇所でしたか。2箇所設置されております、その階段は昔の防波堤時代からのものと思われまして、色も黒くなっていまして、堤防、階段があるのかないのかも分かりません。その階段を見る限り、また使うにあたり。ごめんなさい。もういっぺん、元に戻ります。

私が思うに、公共施設というものは、経済性、効率性を考える前に、まず安全性を第一に考えなければならぬと思いますが、その安全性の点で考えてみますと、使うにあたり、安全性に対する配慮が少しも感じ取れません。まだ、防波堤時代のものをそのまま利用しているということですので、もう大分前の話ですので、その頃の社会情勢がそういう安全に対する意識がなかったもので、そういうふうになったろうかとは思いますが、まず1番目、階段の落差が大きい、2番目、手すりも無い、3番目、体育館から見たとき、階段の所在さえも分からない、そのような状況の中で、利用する人は高齢者の方々が多数を占めております。事故が起きてからでは遅いのです。最近あった埼玉県のパール事故をはじめ、公共施設での安全性が最も問われ、叫ばれている時代であります。備えあれば憂いなしという言葉もあります。市長、市長の早急の対応を期待いたしますが、見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施設が国有財産ということでございますので、この階段の増設、あるいは手すり等の設置ということになりましたら、国との協議が必要かというふうに思います。協議を直ちに行いまして、今、お話になったように、落差の解消とか、それから手すりの設置、そして所在がはっきりするような形の安全策というものについて協議をしていきたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 国有財産であるということで、今から国と協議をしていかないといけないとなりますと、また時間的にもかかろうかと思えます。そこで、今まで防波堤の階段といいますか、その近辺での事故は無かったものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまのところ、そのような事故は無かったというふうに聞いております。

○7番（鶴迫京子君） 役所に届け出る事故は無かったかも知れませんが、皆さん心ある市民の方々ばかりですので、ちょっとした軽いけがとかされた方も今までの長い間にはいらっしやったかも知れませんので、早急に事故が起きてからでは遅いので、時間を、スピードを早めて協議して、なるべく早く階段ができるように、手すりができるように、整備をお願いしたいと思います。そしてまた、その整備に時間がかかるとしたら、他の方法も、すべての敷地内が国定公園ですので、全然他の余地は考えられないんですね、緑地公園に降りる手段ですけど。

○市長（本田修一君） ただいま議員がお話になられている、この運動公園沿いの旧防潮堤内の階段ということでございますので、かなり長い距離になりますので、この防潮堤を迂回する形です、通行していただかなければならないということになるかと思えます。

○7番（鶴迫京子君） 最後の確認ですが、国と前向きに検討していくということを理解してよろしい

んですね。ただ、行政用語の検討いたしますではないんですね。

○市長（本田修一君） 直ちに協議を開始したいと思います。

○7番（鶴迫京子君） では、次、3点目に移らせていただきます。3点目は、全市の公園緑化事業の推進と花いっぱい運動の推進についてお伺いいたします。通告の要旨を御覧になり、本市は松山、有明、志布志と、地形的には山間部が多数を占めていて、市街地でも緑がいっぱい、何を今さらという感じを持たれたのではないのでしょうか。人間による自然破壊が進み、人や動物や植物にとっても、住みづらい環境であると言われております。このまま放っておくと、環境は劣悪な状態になると思われます。そこで、市においても、志布志市環境基本条例を制定しようと、前向きに動き出しました。公園緑化事業の推進と花いっぱい推進とはかぶるところがありますので、一緒に質問させていただきます。当然のことながら、花や庭木の植栽も各個人の家庭でそれぞれやられてます。それは一つの点でありますね。その点が線になり、そしてまた面になるためにも、市民総ぐるみで行動することが必要であると考えます。合併はしたものの、本当に合併して良かったのだろうか。合併したけど、何かしら旧町時代のまま、そのままを引きずっているようで、何とも統一感がないなあと思うのは私だけでしょうか。そういう統一した感じを持てるように提案したいのです。志布志市市制施行を記念いたしまして、市民のふるさと意識の高揚と市のイメージアップを図るために、市の花、市の木を公募されています。そこで、選定された市の花、市の木を、公共施設や荒廃した農地や、また集落に植付けをして、そしてミニ公園化を図ります。私事の例えで申し訳ありませんが、私も市の花に、とりあえずひまわり、市の木にあじさい、あじさいといったら花だと思われるかも知れませんが、一応低木な木であります。低い低木の木になりますので、市の木に応募してポストに入れました。全市にあじさいの木の花が一斉に開花するならば、じめじめしたあの梅雨の日も、また梅雨の晴れ間にも、とてもクリスタルな気持ちになり、また立派な景観になります。あじさいは挿し木で簡単に増えます。市道の法面などにも植え付けたりして、あじさいロードとします。ひまわりは、もうこれは旧有明町の町の花ですね。サンサンひまわりプランで経験済みですが、ひまわりの花は太陽のように明るく、そして人を元気にしてくれます。これはただ私事で、そう私自身が思い込んでいるだけでありますが、まあこんな感じで、公募により、皆様の住民の方々が公募されたので選定されると思いますが、その選定された市の花と市の木によって、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまちづくり」、そういうまちを私たちの子供に、孫に、環境として残すことが必要ではないかと思えます。そのためにも、全市が市の花、市の木でいっぱいになるように推進することについて、市長はいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

緑化事業ということでございますが、市におきましても、行政と民間が一体になりまして、やすらぎとうるおいのある志布志市を、議員がおっしゃいましたように、後世に引き継ぐために、みどりづくりに関する広報やボランティア団体の育成、みどりづくりに対する助成、緑の羽根の募金活動などに推進するための志布志市みどり推進協議会を設置しているところでございます。緑の羽根の益金では、活動団体への助成や志布志の国際の森、有明の岳野山、松山の城山等に、桜や広葉樹の植栽を行ってきたところです。また、各小・中学校等に間伐材を使ったプランター等を配布し、花いっぱい運動等を奨励し

ているところでございます。そして、花いっぱい運動推進につきましても、教育委員会では生涯学習講座で学んだことを地域に還元しようということで、園芸講座で学んだ人たちが中心になりまして、花卉栽培グループ「花咲かじいさんと愉快的仲間たち」というものを結成しております。その中で、春と秋の2回、約4万本の花苗を生産し、公共施設や公民館、学校等に市価より安い値段で提供いたしまして、花いっぱい運動を展開しているということでございます。また、その花を中心に、2月の生涯学習推進月間に合わせ、学校や地域、又は家庭を対象といたしました花いっぱいコンクールを実施し、市内全域を花いっばいにしようとするところでございます。今後、市の花、市の木が決定いたしましたら、さらに市民の皆様の協力をいただきながら、市内全域が花に包まれた、心和む美しいまちにしていきたいなというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 今、市長の答弁で、新市は緑化事業も花いっぱい運動も大変推進されている現状であるということで理解いたしますが、私もそのように思っておりますが、その提案しました市の花、市の木、合併する前に町の木、町の花とかあります。町の鳥とかありましたが、それを住民に町の木は何か知っていると聞いても、町の木、町の花は、町の鳥はという具合で、全然何のことかさっぱり分からない方まで、いろいろ意識層はあります。そういう中で、やはり合併しましたので、市の木、市の花、そのせっきやく選定されるわけでありますので、象徴といたしまして、そういうのが一目で分かるように、そしてまたみんなに浸透するように、再三言いますが、それが子や孫にずっと残っていくように、そして遠くに離れてふるさとを思う時に、ああ我がまちは、その市の花が、まず我がまちなことを思う時に、市の木や市の花、色彩でまず思い出せるような、そういう環境のふるさとを目指してほしいなと思ひまして提案しましたので、市長のそちらの前向きな答弁と理解して、選定にもたくさん応募されたのだけになるわけではないというようなことも少し書いてありましたので、そういうことも考慮して選定させていただきたいなあとと思ひますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） 市の花、市の木というものにつきまして、公募いたしまして、たくさんの方に御提案いただいたところですので。そして、市の歌についても同じようにたくさんのお応募があったところでした。そのことの選定につきましては、10月に入りまして、そのまとめをしながらしていきたいと。もちろん、今、御提案ありましたような形の私どもの将来のイメージを位置付ける大事な選定というふうに思うところでございますので、様々な旧各町でございました市の花、市の木というものも十分尊重しながら選定が進められていくというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 市長の答弁によりまして、選定発表までを胸わくわくしながら待ちたいと思ひます。

では、次に移らせていただきます。次に、道路里親制度について質問いたします。道路里親制度とは、マイロードシステムとも言い、一時期、マスコミでも取り上げられていました。アメリカのテキサス州で高速道路の散乱ごみ対策として始まり、5年前でも48州で導入されております。日本では1997年、徳島県神山町で始まり、愛媛、千葉、広島、熊本など、どんどん全国に広がりつつあります。市内の市道の清掃をすべて市が行うと、年間で多くの経費がかかります。また、市内全域となると、容易にできないのが現状であります。市道の一定区間の清掃などを、せめて我が家ぐらいはというようなふうに、こ

のような人たちをはじめ、様々な団体や個人などと契約し、そして任せて、ボランティアで美化活動をしてもらうものであります。市道を養子に見立て、市民が親代わりになり、そのことで養子縁組をするということです。養子縁組をすることをアダプトといいます。里親のような愛情で市道の管理と草刈り、清掃、散乱ごみの収集などを実施することを、アダプトプログラムと命名されました。里親となった団体は、名前が書かれた表示板を道路沿いに設置することで、社会に自分たちは貢献しているんだなあということをアピールできます。市は、表示板設置の経費と、里親が事故に遭った場合に備えてボランティア保険を加入させます。そして、その保険料は市で負担し、ゴミ袋や軍手、タオルなどを支給し、スコップ、ちり取り、鎌、ほうきなどは貸与といたしております。原則、活動は月1回、実施可能な限り、月2回ほどやっておられます。書類的には、届出書、合意書、活動報告書、活動参加者名簿などと、いろいろありますが、約8,400人が里親として、そして126団体ですが、活躍しているとのこと。そこで、市長にお伺いいたします。行政が何でも面倒をみる時代ではなく、市長も施政方針にうたわれて「市民が輝く、自立・共生・協働のまちづくり」、合併して規模は大きくなりましたが、財政的には小さな政府を目指さなければならない時代になってきていると思います。住民のボランティアを利用して、そして依存することも真剣に考え、検討しなければならない時代になってきているのではないのでしょうか。住民団体と協議し、本市においても道路里親制度を導入することについて、市長はいかがお考えか所信をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 御質問にお答えいたします。

6月議会での施政方針の中でも環境行政推進のために、ゴミゼロのまちづくりを目指しまして、市民のご協力をいただきながら、市内全域を対象におじゃったもんせクリーン作戦や、それから市民の皆さんが道路等の清掃責任を担うマイロードクリーン作戦の事業展開を述べまして、現在、取り組んでいるところでございます。

まさしく今、議員の御質問の道路里親制度の趣旨と同じだというふうに考えるところでございます。このマイロードクリーン作戦につきましては、自宅からあの電柱までのごみ拾いは、1週間に1回あるいは2週間に1回、私がしますよというように、市民の方々が道路などのある区間を決めて、ボランティアでその区間のごみ拾いをすることです。事業推進のため、8月末に松山、志布志、有明地区で、この運動の説明会を開催いたしましたところ、108名の市民の方に参加をしていただけということ、道路清掃に必要な軍手、火ばさみ、ゴミ袋等の配布をいたしたところでございます。今後、この運動が市内全域で展開されるよう、市の広報紙でのPR、また校区自治会等での説明会を実施いたしまして、道路や公園などを市民との協働でゴミゼロのまち、美しい志布志市を創造していきたいというふうに考えるところであります。

○7番（鶴迫京子君） ゴミゼロのまちを目指して、市長が今、もう取組を始めたということでお伺いいたしましたが、一応目には見えた形で、今始まったと思いますが、それは行政としまして、ただやっているだけ。先ほども申しましたが、その奉仕作業している時の事故とか、そういうボランティア保険などもそういう方々たちには加入していただいている、そういう仕組みはどのようになってるんですか。

○市長（本田修一君） ボランティア保険に加入していただいております。保障の内容につきまして

は、衛生自治会の方で負担いたしましておようございます。そして、おじゃったもんせクリーン作戦の場合は、集落団体等で参加していただいているということでございますので、公民館保険等で対応しているというようなことでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今、おじゃったもんせクリーン作戦ということも、志布志としましては3回しましたが、クリーン作戦ということで、大変素晴らしいことだと思いますが、私が提案しているものと、また方向的に、目的は一緒ですが、形としては大分違うような気がするんですが、もう頭から道路、この里親制度というのは、今そういうようなことに取り組んでるので、全然考えないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○市長（本田修一君） このマイロードクリーン作戦を始める際にも、道路里親制度、アダプト制度のビデオ等につきましても、見させていただいたところでした。取組につきましても、先ほども申しましたように、全く同じだということだったので、マイロードクリーン作戦というように形で始めたということでございますので、とりあえずこの名前で今後展開させていただければというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 全く同じであるので、今、取り組んでいる取組でやっていきたいという趣旨の答弁でありました。そこで、その今やられているおじゃったもんせクリーン作戦という一つの例ですが、それは有明町では今までやってこられた経緯がありますが、その3町、今から浸透していくとお考えですか。

○市長（本田修一君） おじゃったもんせクリーン作戦は、大きなイベントの前に全市民一緒にやってもらおうということで取組をしたところでございますので、今後、合併してから本当に分かったんですが、様々な地域で様々な団体の方々が、それぞれ独自のクリーン作戦に取り組んでいらっしゃるということが、本当に実感として分かったところでした。それらのものをこういった大きなイベントがある前に統一してしていただければ、一斉にきれいになるということで、おじゃったもんせクリーン作戦と名付けてやっているところでございます。それとは別に、マイロードのクリーン作戦はやるということでございますので、これは個人的にボランティアの方々がそれぞれ自分の担当の区域を決めていただいて、その路線についてクリーン作戦を随時やっていただくということでございます。

○7番（鶴迫京子君） 道路里親制度につきましては、同じことを新市ではやってるので、そういうことで、今後取り組んでいきたいという市長の答弁でありましたので、よく理解いたしました。

では、次に移らせていただきます。次に、男女共同参画社会推進について、3点ほど、市長の見解をお伺いいたします。

まず1点目、市長の女性支援ということに対する基本的な考え方・認識をお伺いしたいと思います。市長は、市民一人一人が社会の一員として輝き、誇りを持ち、このまちに住んで良かったと思えるまちづくりをしていきたい。そのためにも女性が輝いてこそ、家庭や地域など、あらゆる場面で女性が元気になってこそ、輝くまちづくりができると答弁されています。また、旧有明町時代に様々な女性支援対策をやってきたが、夢が進まない状況であって、もっと深く前に進んでいきたいとも、3月議会で答弁されました。市長、そこで再度、3月議会もやりましたが、再度、お聞きいたします。市長の考えてお

られる女性支援ということは、どういうことなのか、基本的にどうとらえているのか、考え方をお聞かせください。

○市長（本田修一君） 女性支援ということにつきましては、3月議会でも議員の方からお尋ねがありまして、お答えしたところでございました。今回、また改めてということですが、女性が輝いて、そして家庭も地域も元気にならなきゃいけない。そして、女性の活躍の場づくりが女性パワーを存分に発揮できる制度や環境を作っていくことが必要だということも当然でございます。その他に女性支援ということにつきましては、仕事のことや、子育てのこと、福祉のこと、セクハラやDV、虐待など、あらゆることで困っている方への相談への対応が大事だということでございます。そして、そのような対応への窓口を設置していくことも重要だというふうに認識しているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ただいまの市長の答弁で、3月議会の答弁と何ら変わってないと思われませんが、このことは市長の認識が少しもぶれないで、今、着実に進んでいると理解したらよろしいのでしょうか。それとも半年という短い期間でしたので、女性支援ということを余り深く考えずに、いろんな忙しい中ですね、今日まで来たと理解してよろしいのでしょうか。他に何かその、ああもっと女性支援を一生懸命やらなくてはならないなあという出来事にも遭遇されなかったのでしょうか、お聞きいたします。

○市長（本田修一君） 率直に申し上げまして、3月議会の時に、答弁といたしまして同じようなことを言ったわけですが、認識といたしましては、今回、改めてそのような相談が必要な方々がたくさんいらっしゃるということを実感して、今回、女性支援対策室なるものを設けたり、その相談窓口につきまして、充実させていかなければならないという認識を新たにしているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長は、男女共同参画社会のセミナーに参加されたとお聞きしています。ちょうど3回目に、時間的、欠席したものですから、その時にお見えになってたということで、その感想をちょっとお聞きしたいなと思います。簡単でいいですけれど。

○市長（本田修一君） 保ゆかり先生をお招きいたしまして、セミナーを3回開催できたということ、本当に有り難かったなあというふうに思いました。そして、改めて先生のお話を聞きまして、今、本当にこういった形で女性支援が必要だなあと、そして男女共同参画というのは、こういったふうにあるべきだなあというふうに感じたところであります。

○7番（鶴迫京子君） 今の答弁で、市長もセミナーに参加されたということで、参加されないよりも、されて意識がまた3月よりは少し変わったんじゃないかと期待しています。そして、そこで、またお伺いいたしますが、その市長の再認識されて、また全然気付かなかった部分にも気付かれたと思います。その認識のもと、2点ほどお伺いいたします。

まず1点目は、女性支援対策室が設置されましたが、これまでの経緯とその具体的内容を、そしてこれからの方向性を市長はどのようにとらえていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 女性支援対策室につきましては、所信表明の中で、女性の市政への参画や、女性起業家を支援するため、そして女性の相談窓口として、女性支援対策室を設置したいと申し上げたところでございます。また、3月議会でも鶴迫議員から質問をいただきまして、より中身を濃くして総合的に取り組むべきであるというような御意見がございましたので、それらに基づきまして、7月10日付

けで企画政策課内に女性支援対策室を設置いたしました。この女性支援対策室の役割と今後の方向性でございますが、市役所内には、福祉、保健、教育・環境など、いろんな分野での窓口があります。女性の皆さんが、家庭や地域で困っていること、仕事のチャレンジをしたいと思っていることなど、どこに問い合わせしていいかわからないものにつきましては、この女性支援対策室に問い合わせ、相談いただき、一緒に解決に向けて努力していきたいというふうに思います。また、セクハラやDV、虐待など、現実に困っている方の相談窓口としての機能も必要であります。もちろん職員も対応いたしますが、専門の相談員を設置いたしまして、定期的な相談日を持つことも検討しております。いずれにしても、市民の目線に立った公共サービスの案内役として、気軽に相談できる場所ではないかなというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 専門の相談員を置き、総合窓口としてやっていくというお話でしたが、その相談というのは、女性支援に対する相談というのは、多岐多様にわたっております。その中で例えば私が感じているのですが、女性支援対策室設置ということで、6月補正でということでしたが、今、7月10日付けで設置したということで、その期間、いろいろなことを討議されたと思いますが、その経過は、今教えていただきましたので分かりましたが、その目的ですね、この女性支援対策室の行き着くところですね、目標とするところ、そこがはっきりしているのでしょうか。相談窓口ということで、あまりにも広すぎて、総花的になって、あれもこれもと欲張って、結果的には何をやっているのかなあという結果にはならないでしょうか。例えば、そこに岳野山が見えてますが、富士山に登るのか、阿蘇山に登るのか、桜島か、その岳野山か決めてないと、山は山でも富士山と思ってたのが、あら着いた所が岳野山だったということにもなりかねませんので、そういうところはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 女性の方々が、今まで様々な面で自分の生活の周りとか、それから仕事の面とかということで、チャレンジあるいは困ったことというときに、現下の様々な担当の分野、担当の課があるわけでございますが、それについてなかなか相談しにくいというようなことがあったのではなからうかというふうに思うところでございます。そういうような方々につきまして、より親しまれやすい、そして相談がしやすいというような形で、こういった形で女性支援対策室というものを設けたということが趣旨でございます。そして、それらの相談に来られた方々が、自立あるいはチャレンジというような方向性を求められているんだとしたら、そちらの方の専門家あるいは担当課等とタイアップしながら、その方の夢の実現に向けてしていくと。現実には、先ほども言いましたように、子供の教育の相談とか、あるいはDVとかセクハラとか、そういったものでお困りの方につきましては、そういった面の専門家の方々と対応していただきまして、問題の解決に図らせていただくというような支援対策室になろうかというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） まず、相談窓口として機能していくということで、住民の一人一人の悩みや抱えている問題を拾い上げていく、吸い上げていくという形ですね。そういう男女共同参画社会推進中の志布志で、女性支援対策室設置ということで、女性の管理職登用の機会にもなろうかなあと思っております。私、個人的にですが、3月当初より、期待感に胸を膨らませて、当然、室長は女性かなあと思っておりましたが、まあ私一人にとって逆サプライズ人事でありました。だけど、逆の発想で見ますと、

ああ女性支援室だから、女性でなければならないということは、あえてないのかなあとも思って、ああこれはなかなか反対の意味で良いことじゃないかなあという思いも、今いたしています。そこで、女性が、男性がと、こだわっているわけではありませんが、素朴な疑問としてお聞きください。女性を登用されなかった理由といたしまして、人材がいなかったということでしょうか、それとも他に挙げられる理由などあったらお示してください。無かったら無かったでよろしいですけど、一応素朴な疑問としてお聞きいたします。

○市長（本田修一君） 人材の配置につきましては、適材適所ということで、この新しい支援室にふさわしい人材だというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子君） 午前中にもやり取りがありましたが、人事異動の件で適材適所という言葉が再三使われます。その適材適所ということで、女性支援ということは、その市民というか、もちろん庁内の職員の方々も市民であります。そこで市の女性職員に対する支援ももちろん入ると思いますので、あえて女性支援対策室長を男性にして、今お聞きしたとおり、適材適所の人事であったということですので、そのことによって、どういう効果なり成果を期待して、そういう人事配置をされたのでしょうか。

○市長（本田修一君） 室長は男性であるわけですが、企画、そして運営という面で能力を発揮していただきまして、そして担当の女性が二人おりますので、そちらの方で相談を受けるというようなことになろうかというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 行政というのは、私も言う方ですので、議員ですので、議員があれしてくれ、これしてくれ、こういうのを作ってくれといったら、即、一生懸命真摯に対応されます。そのことの一環であろうかと思えます。そうですが、やはり作ればいいのか、置けばいいという前にですね、いろんな作業があると思えます。そこで、この女性支援対策室ができて、そういう専門の相談員を置くということで、とてもよく理解いたすところではありますが、その中でやっていく中で、やはり合併して3町のいろんな地域事情もあります。そしてまた、女性のそういう抱えている問題というのは、志布志町、また松山、有明、そしてまた山間部、また漁村部と、そういうような職業で抱えている問題も変わってこようかと思えますので、そういう実際ですね、今、現実、女性がどういう状況に置かれているかなということで、ニーズ調査も今されていると思えますが、そういうまずある意味でゼロからですね、合併して一緒になったばかりですので、ゼロからの検証、見直し、そして実態はどうなのかという、地道なことが必要であろうかと思えますが、そういうことは考えられたのでしょうか。いろんなことを企画して、いろんなことをやっていくということだけではなくですね、そこいらへんをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） この支援対策室を設置するにあたりまして、特段そういったふうに、状況の把握のための調査というのはしていないところでした。

○7番（鶴迫京子君） 時間があと22時間しかなくなりましたので。ああ、22時間欲しいなあと思った願望が出てしまいました。22分しかなくなりましたので、ちょっと先を急ぎたいと思えますので、後はいろいろ担当の方と直接やりたいなと思ってますので、市長の答弁により、これまでの経緯がよく分かりました。理解するところでもあります。男女共同参画社会実現に向けて、行政全体でどのような枠組みでとらえていくのが重要な視点になろうかと思えます。男性室長により、男女共同参画社会の推進に

関わる意識の転換が図られ、そしてまた男女共同参画社会の実現に向けての取組が強化されていくものと信じます。そのためにも住民のモデルになる庁内職員に対する男女共同参画社会に対する啓発学習が行われ、庁内の理解が進むことがまず基本ではないかと思えます。やはり本庁職員、職員がモデルにならなければいけないんじゃないかなあと私は思います。そこで、男女共同参画社会形成の男性にとっての意義と責任や、地域・家庭などへの男性の参画を重視した広報啓発活動を推進すると、国の男女共同参画基本計画の重点事項の中に、改定された中に入っております。市長は今後、特に男性職員に対して、どのような指揮をとられていくおつもりでしょうか。最後ですが、男女共同参画社会の実現は、市長のリーダーシップにかかっていると思えます。再度、市長の明確な答弁を期待いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員がモデルにならなきゃいけないというような御指摘でございます。まさしくそうだというふうに思います。今度、支援対策室を開設いたしましたそのことで、その中身がどういったものになるか、多分、庁内の職員も見つめているというふうに思います。それが当初の目的どおり機能していけば、職員がまさしくモデルになりまして、今後も市全体を含めた女性の地位向上と、男女共同参画というものが、この支援対策室から発信できるのではないかなというふうに思うところでございます。

○7番（鶴迫京子君） それでは、次に移ります。次は、この件は総務委員会の方に付託されてありますので、簡単にまいりたいと思います。女性支援推進会議の設置について質問いたします。目的は、女性がいきいきと輝き、積極的な活動を支援するために設置し、市政への参画を推進する。女性団体などの意向調査や提案、支援内容の検討を行うとともに、研修や講座などの事業を展開していくとあります。簡単でいいですが、少し教えていただきたいなあと思えます。

○市長（本田修一君） 女性支援対策室につきましては、先程から話をしているところでございますが、女性の市政への参画や、女性起業家を支援するために、女性支援対策室を設置したいと所信表明では申したところでございました。また、3月議会では、鶴迫議員からも御質問いただいて、この女性支援対策室の設置については、中身をより濃く、そして総合的に取り組みたいということをお意見いただいたところです。そのようなことで、今回、企画政策課内に女性支援対策室を設けたところでした。その支援対策室の今後の役割ということでございますが、先程来、話をしておりますように、相談窓口あるいは起業家チャレンジということで対策室を設けたところでございますが、今回、補正予算で経費といたしまして50万円をお願いしたところでございます。市内の女性団体、グループの代表などを中心に、10人程度の推進委員を委嘱したいということでございます。具体的には、女性連絡協議会、生活研究グループ、ボランティアグループ、PTA母親代表、加工グループ、商工会女性部などの代表を加えて、これらを委員としたいというふうに思います。これに助役を中心といたしました事務局としての職員が入りまして、推進会議を運営していきたいと。そして、推進会議では、各種団体の皆さんのアイデアや要望、そしてどのような支援・施策が必要か、市民、女性の皆さんの意見を広く聞いていきたいというふうに思います。具体的な計画内容といたしましては、推進会議において決定してもらいますが、現在の事務局の案としましては、三つの支援プロジェクトの構成をイメージしております。一つ目には、学びのプロジェクトというものを設けたい。そして、これは就職活動に向けてのパソコン教室や健康体操教

室、志布志市内の歴史や産業などの研修を検討しております。二つ目は、挑戦のプロジェクトということで、新しい女性起業家の育成や加工技術を生かした製品の販売などを支援したいということでありませう。三つ目は、応援プロジェクトでありまして、様々な団体、自治会、集落の女性部、それからPTAの母親研修会、各種団体、女性グループの会議にこちらから出向きまして、まちづくりへの提案や支援、応援策を聞かせていただき、これからの女性支援対策室の事業や男女共同参画の推進に反映させてもらいたいということでございます。

以上のとおり、いろんな角度から、市民の、そして女性の皆さんの声を聞くことが、今回の女性支援推進会議でありまして、この目的をそのようなふう位置付けておるところでございます。そして、このような取組により、多くの女性が参加することによりまして、女性がいきいきと輝くまちをつくり、女性とともども、元気になっていきたいというふう考えております。

○7番（鶴迫京子君） 市長のただいまの答弁で、女性支援をいろいろなあらゆる視点において取り組んでいくという趣旨の説明でありましたので、それは委員会に一応お願いいたしまして、次に移らせていただきます。男女共同参画社会の実現というのは、やはりその自治体のやる気と担当課の力量にかかってくると思いますので、そこのスタッフに市長として発破を常にかけていただきたいなと思います。

では、次に移らせていただきます。最後の質問に入ります。子育て支援についてお伺いいたします。0歳児から小学校4年生、10歳までの子供を預けられるシステムづくりとして、行政と市民の協働による有償ボランティアでの子育て応援団の設置はできないか質問いたします。

例えば、こんな時にこのシステムを利用できます。これは先進事例から取ってるものです。子育て、仕事も、どちらも大事にしたい。ああ急用ができて困った。行事があるのだけれど、ちょっと。そして今、求職活動中なんだけど、ハローワークに行きたいなと。そしてまた、リフレッシュしたいとか、出産が近づくと不安でいっぱいだ。仕事はしていないけど、利用したい日が決まっていなくてもなど、いろんな理由でその理由付けは限定されていません。そういうこれは埼玉県志木市のファミリーサポートセンターがアドバイザー役となり、このシステムを実施しております。平成13年スタートしています。埼玉県では18番目の例だそうです。志木市といえば、今年の2月に「志」の付く自治体が参加して、第1回生涯学習まちづくり志縁サミットが開催され、まちづくりのネットワークが構築されました。その志木市であります。子育て支援といえば、多様な施策が考えられますが、子育ての応援団ともいえるシステムをそっくりそのまま、この新市でも多様な悩みを抱えるお母さんやお父さん方のために、本市でも導入できないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 仕事と家庭を両立しながら働きたい保護者は、少しの手助けがあれば、子育てをしながら働けることができるということでありませう。その方たちの子供を自分の家で面倒見てくださる方が子育てサポーターだということでありませう。現在、窓口や子育て支援センターに来られる方々からも、お尋ねのような問合せが寄せられているところでございます。県内では薩摩川内市が平成18年1月にファミリーサポートセンターという名称で発足したばかりでございますが、鹿児島市、始良町でも既に実施しており、利用も多いという状況のようでありませう。

今年度、子育てのお手伝いをできる方々を募り、10名程度を対象とした子育てサポーター養成講座を

11月頃開催する計画であります。そして、この子育てサポーター養成講座の修了者を登録したファミリーサポートセンターを19年度に設立しまして、残業や保護者の病気等、急な用事の時、子供を預かるシステムの確立を図っていききたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） ただいま、19年度にそういう子育てサポーターをつくるんだという答弁でありましたので、そういう方向性に我が志布志市も向かっているということをお聞きしまして、大変喜ばしいことかなと思っております。子育て支援センターができて、大変、皆様、お母さん、お父さん方に喜ばれて、利用率も大変高くなって、志布志市はとて有名になっているのではないかなあと思っておりますが、子育て支援センターはやはり今度はもう第2のステップに入ってると思います。こういうサポーター制度ですね、今、女性を取り巻く育児、お母さんたちの環境ですが、大変変わってきてます。私たちが育った環境と、今のお母さんたちの環境は、違いますね。母性神話も壊れてきています。女性は子供を産むから、みんなそういう母性愛があつてということが、そういう考え方ではなくなりつつあります。そういう視点で、まず市長、子育て支援というのをいろんな施策がありますが、まず根本的にどうとらえられてますかね。どういうふうにやっていけばいいのだなという根本的な考え方ですね。

○市長（本田修一君） 子育ての支援につきましては、様々な政策があるということですが、その根本的な考え方というのは、やはり御両親が仕事をしながら、なかなか子育てが十分にできないという方々を、そういう方々を支援していかなければならないということであります。それには、多分、今、少子化が進んでおるといような状況が、社会的背景がございますので、そのことにつきましては社会全体で取り組まなきゃならない。そして、行政が主体となりまして、主な力となりまして、子育ての支援をしていかなければならない。そういった時代背景があつてからこそ、改めてこの仕事と家庭を両立させたいという保護者の方々の要望をかなえていくことが子育て支援だというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子君） そうですね、今、市長の答弁があつたように、子育て支援に対する施策というのは、2点の視点があろうかと思いますが、長期的に考えて、20年後ぐらいですね、社会的な問題としてとらえて考える視点と、そしてもうその今やらなければいけない視点、その両方があると思いますね、対症的にやる方法と。そうなった場合、今は財政難で市民のニーズは大変いろんなニーズに多岐にわたっていますので、それを全部やっていくというのは無理なことだと思います。そこで、取捨選択しなければいけないと思いますが、そういうところでの子育て支援策として、どういうことを進めていこうとされてますか。

○市長（本田修一君） 子育ての支援が必要な方という方につきましては、様々な形態があろうかというふうに思います。特にその家庭の形態、そしてそれから、その家族の支えの度合いというものが、それぞれまた違うということがございますので、先ほど申しましたように、総体的にその家庭と仕事が両立でき得るような形で、保護者の方々ができるような形の支援というものが基本になってきますので、特段、どのことについてということにはならないのではないかなというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） よく理解いたしました。

やはり、この子育て支援というのは、少子化率、高齢化率、世界一。世界一の今の日本にとって、子育て支援という小さなことではなくて、やはり先ほど質問いたしました、男女共同参画社会の実現と

ということにかかってくると思います。2025年には、労働力人口がマイナス4,000万人になろうとしています。それは、女性の労働力を50%と見て計算した試算です。それを平均寿命とか、いろいろしましたところ、昨日からのやり取りの中でも、高齢者の割合が出てましたが、女性が長生きをします。そうになると、女性は大事な労働力にもなろうかと思しますので、そうなった場合、やはりこの子育て支援、そういういろんな社会のインフラとか、そういうあらゆるものがこの男女共同参画社会の実現なくしては、実現しないと思います。そして、それも男女共同参画社会というと、何か若い方たちだけのことのようにとらえますが、それはやはり若いも若きも男女共同参画社会の実現に向かって進んでいかなければ、21世紀はいろんな面でもう全てが壁だらけになるのではないかと危惧しています。ですので、やはりこの子育て支援を通じて、男女共同参画社会の実現に向けてですね、一生懸命取り組んでいただきたいなあと思います。そしてまた、この子育て支援によりまして、そういうサポーターができることによりまして、その先ほど相談窓口がありましたね、そこに相談に行く女性が少しでも減るように期待します。子供の今が日本の未来だという言葉聞いたことがあります、本当にそのように思いますので、この高齢化社会の中で、高齢者に対しての施策はどんどん進んでいきますが、やはり子供に対する施策をもっと真剣に考えていってほしいなと思います。それはやはり自治体のやる気でありまして、共生・協働・自立のまちづくりとうたって、市長もいらっしゃいますので、そのリーダーシップを遺憾なく発揮されて、3月議会でやり取りしましたよね。今日、先ほども「市長は元気がなかごちゃがって。」てありましたよね。本当に何か3日間なりますけど、元気がないみたい。助役、助役も元気がないみたいですよ。だから、やっぱりこの3町の一番トップですよ、旗振り役ですのでね、みんな見てるんですよ。男性だけじゃなくて、女性もみんな見てます。ですので、やっぱり元気がないとですね、有明の花のひまわりのように、元気よく、やっぱり推進していただかないと、何かまちが寂しいなという声をいっぱい聞くんですよ。特に志布志は何か、「志布志は寂しいな。合併してほんなこち良かったたろかい。」という声をいっぱい聞きます。ですので、そうじゃなくて、ああ合併して良かったなあという声をいっぱい聞くようになるようにですね、やはり住民だけでもできないし、また行政だけでもできないので、ぜひ、市長が施政方針で述べられているように、「いっど、すっど、やっど」ておっしゃいましたので、ぜひ、頑張ってもらいたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わりたいと思います。

すみません。最後に、市長に元気のある答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

元気がないのでなく、非常に緊張しております、そういう意味で、答弁の一言一言は非常に重みがあるということで、緊張しながら、そして的確な答えをしなければならぬということで、皆さん方にそういったことで、元気がないというようなふうに映ったのかなあというふうな、反省するところがございます。おっしゃいますように、トップが元気がなければ、周りも何となく元気がないみたいに見えるということは、私も十分承知いたしております。そのようなことで、常々、私自身が率先いたしまして、職員に対しても挨拶も丁寧に、そして大きな声でするようにいたしております。そして、市民の方々にもそういった形で、そういった気持ちで接するようにいたしております。しかしながら、いろんな意

味でまだまだ人間として足りない面がございますので、今後とも、鶴迫議員をはじめとしまして、ここにおられる議員の方々、そして市民の方々から御指導やら励ましやらいただきまして、一生懸命、市政に取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで45分まで、10分間休憩いたします。

—————○—————
午後 3 時 35 分 休憩

午後 3 時 45 分 再開
—————○—————

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、31番、野村公一君。

○31番（野村公一君） 大変、長時間の一般質問の時間で、大変だろうというふうに思いますが、ひとつ当局席の皆さんは、ちょっと背筋をぴっと伸ばしてみてください。前屈みになると疲れます。どうかひとつ、背筋を伸ばして答弁をお願いを申し上げたい。

14人目でございますので、中には他の同僚議員の質問とダブる箇所もありました。したがって、そういうところはなるべく割愛をしていきまして、質問をしていきたい。それから、質問の順序につきましては、関連する質問等がございますので、そういうものについては一緒に質問をしてまいりたいというふうに考えます。なるべく早く終わらせたいというふうに思いますから、一つ簡潔に御答弁をお願いを申し上げたいというふうに思います。

3日前でありましたか、85歳の御老人が、奥さんの介護に疲れまして、奥さんの首を絞め、あげくは自分は首をつるという大変悲惨なニュースが流れました。高齢化社会を他人事でない、我々の身近な所でも、そういう状況はあり得るんだということをしみじみ感じたニュースでございました。そういう中で、行政とはどうあるべきかという基本的なことで御質問を申し上げてみたいというふうに思います。雨が降る中で、まちの西側に一人老人が濡れておる。まちの東側にも老人が一人濡れておる。執行者の市長は、1本だけ傘を持っておるとすれば、この二人に対する対応をどういうふうにされるか、お伺いをしてみたい。同じ質問で、教育のトップであります教育長にもお伺いをしてみたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま、野村議員から与えられた質問は、非常に難しい質問でございまして、行政のトップとして、私が取るべき姿というものは何かというようなことであろうかというふうに思います。その中には、公平・公正で、行政というものは市民の方にあまねく執行していかなければいけないという前提があるお話ではなかろうかというふうに思います。その中で限られた条件、1本しか傘がないというような状況の中で、そのような困っておられる、極端に離れた形でおられる同じような方に、どのような形で公平・公正な形の行政をすればいいのかなというふうな御質問かなというふうに思ったところでした。私自身

としましては、そのような私に与えられました限られた条件でございますので、それぞれの方に私は赴きまして、そのことにつきましてお話をいたしまして、その時に1本の傘がその方に必要であれば、その方にさして差し上げて、もしそこで別の方に、西の方に行きまして、また傘がいるという状況でございましたら、自分の服を脱いで雨がしのげるような形をして差し上げたいなあとというふうに思ったところでございます。私どもは、様々な市民の方々いらっしゃいまして、様々な生活形態があるところでございます。そして、それらの方々には様々な生き方をされておりまして、様々な価値観で私どもの行政に対してお考えをお持ちであって、要望があろうかと思えます。私どもはそれらの要望というものにすべては応えられないというようなことは、どなたも御承知かというふうに思えます。そのような前提でございまして、私どもとしましては、そのできないことについてお話をしなければいけない、納得をさせていただかなければならないのかなというふうに、ただいま野村議員の御質問の中で改めて考えたところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 御答弁いたします。

極めて哲学的な、そして行政でいえば、行政の根幹を問われる質問でございます。お聞きしながら、ふと宮沢賢治の「雨にも負けず、風にも負けず」という詩がございまして、ふと思い出したわけですが、西にこういう人がおれば、こうやって声を掛けなさい。東にこういう人がおれば、怖がらなくてもいいと言いなさいというような詩だったと記憶しておりますが、いずれも雨に濡れて立っておられる御高齢の方であるという設定でございまして、すぐさまどちらかに走って寄るということは、また一方から見れば、大変不公平なことでしょうし、また一方に行けば、またそれが不公平になるだろうと。こちらを立てれば、こちらが立たないと、あちらを立てれば、こちらが立たないという、大変厳しい状況に立ち至ると。まさしくこういうことは行政にある者としては、度々経験をし、取捨選択と申しますか、を迫られる場面があるわけでございます。そういう時に、やはり基本的に据えておかなければならないのは、誰が見ても、どう考えても、やっぱり東が先であろうと、誰が見ても西が先であろうと、この判断を誤らないようにするのがいいのかなと、大変抽象的でございますが、そういうことを考えるわけでございます。その時に、傘を差し掛けて、東に走った。じゃあ西の人はしばらく待っていただかなきゃならない。そして、まず自分の判断からして、まずは何はさておき、東に傘を差し掛けるべきだったろうと、自分が天地に照らして判断した時には、千万人といえども我往かんという気持ちでやらないことには、仕事は進まないだろうという気がするわけでございます。でないと、あまりにもふらふらして、西に行ってみたり、東に行ってみたりしたって、自分の身は一つしかない、自分には傘が一つしかないという状況であれば、自分の判断をなるほどなあと、あちらに走ったかと、やむを得んだろうと、それはまあ当然だろうなあとという判断がより多くの方々に、例えば多くの市民にですね、そうだったんだねという判断がいただける行動が取れば、それにしくは無しと申しているところでございます。できるだけそういう判断を、そのためには何が必要かという、私どもは常に情報をたくさん収集し、アンテナを高くして、感度のいい、アンテナマンでなければ、その状況がどういう状況なのかというのはキャッチできない。アンテナが錆びてれば、つつい周囲に左右されて、ふらふらと必要でない南に走ってみたり、北に走ってみたりするということになるわけでございますね。そういうことを常に公平無私とい

う気持ちを持ちながら、傘を差し掛ける行動に走らなければならない。ただ、いったん、東に走ると決めた時は、私は自信を持って東に走らなければ、結果的には西の方もつぶしてしまうという結果になるかも知れない。答えにならないかも知れませんが、以上でございます。

○31番（野村公一君） まさに行政マンの答えであろうというふうに思います。何もその東に行く、あるいは西に行くといって動く必要はないんですよ。両方を呼んで、同じ傘に入ればいいわけです。要は、どちらも傘に入れてやるという姿勢、これが私は公平だろうというふうに考えます。

したがいまして、続いて御質問を申し上げますが、自治法の第149条、担当事務の中で地方税が規定されております。これを受けて、地方税法第1条では、地方税の徴収義務が条文化をされております。なぜ自治体は、あるいは行政府は、税金を徴収するのでしょうか。市長、どうぞ。

○市長（本田修一君） 私どもの自治体は、市民の方の税金、そして交付金、そして補助金というような形で運営されているわけでございます。その中で、私どもの地域で独自の行政を発揮するために、その地方での税の徴収があるのではなかろうかというふうに思います。もちろん現在の段階では、それは独自性を発揮するというのは、かなり厳しい状況ではございますが、しかしながら、その発揮できる余地がなるべくたくさんあるような形の行政運営というものを心掛けるべきというような形の地方税の徴収というものになってくるんじゃないかなろうかというふうに思います。

○31番（野村公一君） そのとおりであります。他の行政区より、より豊かな暮らしを市民に施すということが、私はより徴税を徴収する一つのポイントであろうというふうに思います。そのことは徴税をする以上、等しく行政の役務を与えるという面もあるわけです。憲法の第14条、政治的、経済的、社会的差別をされないと、これが私たちに課せられた権利であります。したがって、自治法では第10条第2項で、行政の役務を提供をひとしく受ける権利、負担を分任する義務がうたわれております。そこでお伺いをいたしますが、先日、御提案をいただきました弓道場の使用料の問題、志布志は有料、松山と有明は無料、その理由を聞いた時に、建設費がかかったからと。したがって、受益者負担の原理でという答弁をいただきました。教育委員会からもいただきましたし、市長からもその答弁をいただきました。果たして、これが公平であるのでしょうか。市長と教育長、答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 負担を分任するということでありまして、地方公共団体の団体が各種の行政行動を行うにあたって要する経費につきましては、その団体の住民が負担を分かち合うことであり、分任とは分けて負担に応ずるという意味であると。分け方は必ずしも均分を意味するものではなく、法令又は条例等の規定により、あるいはこれらの規定に基づく定めに従うものというふうに、地方自治法第10条の第2項というようなことで、役務の提供の中に書いてあると思います。それらのことに基づきまして、弓道場の件につきましては、先日本答弁したとおりでございますが、受益者負担の適正化ということからいたしまして、志布志の弓道場が有料で、そして松山、有明の弓道場が無料ということにつきましては、何らこの負担を分任するというに外れないというふうに思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

弓道場の有料と、それから無料があるということについてでございますが、御指摘のとおり、前回、そういう答弁をいたしました。いろいろな考え方、切り口があろうかと思いますが、まずは議員も御案

内のおりと思いますが、地方自治法におきましては、公益の公の施設の利用に係る使用料は取ることはできるとなっておりますのでございまして、取ることが根本的に間違いであるということにはならない。まあそれはそれとしてということでございますね。ただ、今回の弓道場に限って申しますと、私は早速そういう答弁もいたしましたので、現実的に旧3町の弓道場の現状はどうかということにつきまして、早速行ってまいりました。見てまいりました。実は、また近々、視察していただく予定もあるように聞いておりますが、それを見ましたときに、正直申しまして、それぞれ特色といいますか、その状況といいますか、は三者三様でございました。二つが大体似たようなものでございましたし、一つは大変行き届いた状況であったと判断したわけでございますが、そういうときに使用料50円というものが高いのか安いのか、そして一方は無料であるということ、無料と50円という金額が、これが極めて不公平であるということになるのかどうかということにつきましても、関係者にも私は個人的に、どうお考えですかということもお聞きしたところでございます。ちょっと例えが乱暴でございますが、今年できた新築の市営住宅が1万円だというときに、10年前の市営住宅は1万円だというようなことが仮にあったと仮定いたしますと、やはり市営住宅だから1万円均等だ、それがいいのではないかという論議は場合によっては馴染まないかも知れないと。市民の方々がそれを平等であり公平であるとお考えになる方もいらっしゃるでしょうし、中にはそれはどうだろうと思われる方もいらっしゃるかも知れないと。先ほど私が申し上げました、そういう平等ということは、すべてを無料にし、すべてを有料にしということが、平等なのかということになりますと、私はこの弓道場に関して申し上げますと、それは許されるのではないかと判断は今のところ、いたしております。なお、この使用料、今後のことにつきましては、ちょっと話が飛躍いたしますが、恐らく本市には他に似たような、私ども教育委員会が所管する以外の施設もあるやに漏れ聞いておりますので、そういうものを洗い出してですね、これを機に私はあるところで全部どういうふうな使用料金を設定すべきが、より公平であるか、平等であるかということは早急にひとつ検討をしていかなければいけない問題だろうとは認識しております。以上でございます。

○31番（野村公一君） 教育長、何寝ぼけたことを言うとの。住宅の引き合いを出されたけど、全然話が違う。次元が違う話ですよ、それは。私は、当初から言うとおりの、公平な行政をしていくというのが基本なんです。であれば、片方はわずか50円ですよ。年間7万円だったかな。その金を取らなければいけないのかということなんです。市長は受益者負担の話をされましたが、同じプールの中で、同じプールの中の人たちが、一つのものを利用するときには受益者負担が生じます、当然です。金を取っても構わない。ところが、同じ区域の中で、三つあって、一つだけ有料にすれば、当然地域性が出てくるわけです。松山の人志布志を利用しますか。志布志の施設は志布志の人しか使わない。もちろんそれはたまにはやって来るでしょうけれども、基本的には志布志の人が使う。ということになると、地域によって不公平がありませんか。私はそのことを言ってるんですよ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域にそれぞれの弓道場がありまして、そして合併されたということでございます。それが市全体の施設として、それぞれの地域の弓道場として扱われるということになります。その中で、旧志布志町にあった施設につきましては、旧来のまま有料で、新市で活用していくということになります。これは新

市の市民が、今、議員がおっしゃいますように、志布志の弓道場につきましては、特に志布志の方が多かろうというふうに思います。そして、それぞれの地域にそれぞれだと思いますが、新しく市の施設としてなったということで、弓道の方々も交流が多分進むのではなかろうかということになります。そういうことで、市全体の弓道場と、旧志布志町の弓道場につきましても、新生志布志市の弓道場というような御認識の下で、先ほど来、お話しますように、受益者の負担というものを御理解いただけるのではないかというふうに思います。

○31番（野村公一君） 市長、受益者負担の原則を分かってない。旧志布志町であった場合には、当然それは規定されているから、使用料を皆さん払われるんです。ところが、今度は有明と松山と一緒にになった。その中で二つが無料、一つが有料ということは、不公平ではないかということなんです。同じ市民で、同じ税金を納めて、同じ行政の恩恵を受けている。ところが、弓道場は片方は利用する人は無料で利用させてもらう、公の施設を。一方はお金を払って利用させてもらう。このことが不公平な行政ではないかと私は聞いてるんです。恐らくこのことは、教育委員会もあるいは執行部とも協議をされなかったと思いますよ、どうしようかは。ただ、旧の条例をそのまま引っ張ってきたから、そういうことになったんでしょう。ありましたか、ミーティングが。教育委員会、答えてみてください。

○教育長（坪田勝秀君） 合併協議会の中で、どういうすり合わせがあったか、私、無責任なようなことを言うようで申し訳ございませんが、よく分かりませんが、ただ確かにそのすり合わせが無かったことは私も責任者として、どうしようという話はいたしませんでしたので、そのまま使って、そして50円という形で提案を申し上げたというのは事実でございます。

○31番（野村公一君） 少なくとも、為政者は同じ市民に、同じ心を与えなければ、それが私は行政長の務めだろうと。これを今からでも遅くない。調整をして、しっかり統一した見解を私は出すべきだろうと。これはあと、執行部の皆さんの協議次第であろうというふうに思います

あと一つ、高齢化社会の中で救急業務、救急医療が大変回数が増えておる。私の家は、志布志の市街地にあります。私が倒れたといえ、救急車は5分で来てくれるんです。ところが、志布志の田之浦、松山の尾野見、ここは20分かかるんですよ。私は5分で命が助かるんです。ところが、田之浦、尾野見は20分待たされるんです。このことは不公平だとは思いませんか。

○市長（本田修一君） ただいま、また別な事例で、救急医療の救急車が到着する時間が、それぞれの地域で違うというような例をお話をされたところでした。実際、現実的にはそういったサービス面で差があると、地域により偏りがあるというのは、当たり前だというふうに思います。それらをすべて、あまねく等しくサービスが受けられるようにというのは、この日本の明治以来の、それこそ江戸時代、封建制度が終わってからの民主政治の流れの中で、そういったものはどんどんどんどん蓄積されてきて、公平に平等にサービスが提供されるような日本社会があったんじゃないかなというふうに思うところでございます。現実的には、まだまだそういった意味で、等しくなっていないわけでございますが、社会全体としてはそういったふうに目指しているというふうには思っております。

○31番（野村公一君） ほんの私は一例を申し上げました。片方は5分間して、救急車が来てくれる。そして、そのまま病院に運ばれて命が助かる。片方は、電話をして20分間待つんですよ。同じ市民がで

すね、私はこれは不公平だと。仕方がないといえば仕方がないですよ。しかし、その仕方がないことを、埋めていくのがあなたたちの仕事です。でしょう。じゃあ、その埋めていく作業を努力をされてますか。

○市長（本田修一君） 私どもといたしましては、当然、そのことが前提となって、日々の業務に励んでいるというふうに自覚しております。

○31番（野村公一君） 消防組合議会、これもかなり私たちは負担金を払っている。私が今、例を出しましたけれども、曾於郡内で20分を越す場所は2箇所しかないんです。今言った志布志市尾野見地区、あとは福山の境界、この2箇所だけが20分を過ぎるんです。他の所は大体10分から15分ぐらいで、すべて到着をする。そういうマイナスな部分をどうして埋めるかということ、市長も消防議会の議員です。議会を通して、その対策を努力されるべきだと、私は思っています。そうすることが郡内均衡な恩恵を受けるということにつながるんです。どうですか。

○市長（本田修一君） 旧郡内の救急医療業務につきましては、大隅曾於地区消防組合で合併協議がなされた時に、そのことにつきましてはレスポンスタイムという形で示されたところでした。そのようなことで、現実としまして、非常に時間のかかる地域があるということは、議論があったところです。そして、そんなことについて、いかに短縮化するかということも当局の方から示されたところでした。そのようなことで、私どもは先ほども言いましたように、日々そのことについて、市民の方々が平等に、同じようにそのサービスについて受けられるよう、前提といたしまして、業務に励んでいるということでございます。

○31番（野村公一君） あと1件、本市があらゆる物品の購入をされる。あるいは、委託業務の契約を結ぶ。大きくなれば、工事請負の契約を結んでいくという作業をされる。こういう契約の相手方に、志布志市以外の業者があちこち見られます。これは私が言わんでもお分かりでしょうが、そのことを前の議会で質した時に、業者数が5名に達しなかったという答弁をされました。助役、5名の根拠を教えてください。

○助役（瀬戸口 司君） お答えいたします。

今、手元に持っておりませんが、確か市の要綱で定めてあるというふうに記憶いたしております。

○議長（谷口松生君） 野村議員、通告と少し、公平・公正というのは分かるんですけども、通告の内容と具体的になりますと、通告に載ってませんので、できるだけ例として質問をお願いします。

○31番（野村公一君） 私のこの入札の問題をとやかく言ってるんじゃないんですよ。地元に関係する業者が3人、4人いたら、何もよその人を連れて来る必要はないんだと。納税者に仕事をさせりゃいいじゃないですか。5名という規定は何もないんですよ。でしょう。それぞれの部署でお分かりでしょう。うちは市外の業者が入ってるというのは大体分かっておられるはず。少なくとも納税者が一生懸命豊かな生活をしようとして努力をしている。税金も一生懸命払っているんです。ところが、仕事は市外地に持っていかれる。これじゃあ踏んだり蹴ったりですよ。技術的に、能力的に、できんのやったら別です。だけど、その作業ができる、あるいはその物が納入できる。可能な限り、私は地元仕事を下ろしていただきたい。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地元業者育成、そして地元の産業振興という面からしまして、当然、地元の業者を最優先して工事の請負にあたらせるべきだというふうに思うところでございます。先般の議会でも御指摘がありましたので、そのことにつきましては、私の方でも助役に地元の優先というのを再三申し伝えております。そして、現実的に決裁が上がってきた段階でもチェックをいたしまして、改めてその中身についてどういう経緯があったか確認しながら、工事の請負については進めているところでございます。

○31番（野村公一君） 助役の方では是正をしていくと、させるという答弁のようでございます。どうかひとつ速やかに、等しく志布志の市民が恩恵を受けられるような体制を作ってほしいと要請をしておきます。

さて、小学校の2年生ぐらいの女の子が、4年前、自殺をしました。その子は、学校から帰ってくると、お母さんに「お母さん、私のうちはいつからここにあるの。」て、しつこく聞いたそうです。お母さんは炊事をしながら、なかなか話に乗ってくれなかった。夜になると、「お父さんはまだ。お父さんはまだ。」と尋ねたそうです。ところが、親父はどこか街で飲んどって、一向に帰ってこない。そのうち、子供は眠ったようであります。明るる日、学校に子供はブザーが鳴るぎりぎりに門をくぐって行きました。帰りにはベルと一緒に一目散に学校を出たそうであります。そういう生活が4、5日続いた後、その少女は首をつって亡くなりました。これはお母さんの手記にそう載っておりますが、学校でいじめがあったというのが後でわかりました。子供は一生懸命、両親に信号を送ってたんです。学校では学校で、先生に一生懸命信号を送ってた。それを誰も気付いてくれない。こういう出来事は、私たちのまちの中にもあるだろう。教育委員会では、検討委員会を設置をして、小学校の規模、あるいは教育効果、学校区の見直し、次いでは統廃合、これを含めて検討をするというふうになっております。その進捗状況を教えていただきたい。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私も先6月議会で質問に対しまして、この昨今の急速な少子化進行の状況にかんがみまして、今後の本市の教育の進むべき方向につきまして、次のようなことを答弁した記憶がございます。先ほど議員の御指摘のような用件でございました。その後、どういう状況になってるのかという御質問でございしますが、ああいう答弁をいたしました後、特に私は今後の具体的な対応といたしまして、検討委員会を設置する準備段階として、先発のですね、市や町の視察等も実施していきますというようなことも、確か申し上げたと思っております。その後ですね、7月に、たまたまこの17市、今後、鹿児島県17になりましたが、17の市の教育長会がございました。私もそれに出席いたしましたので、早速、我が志布志市からの議題といたしまして、小・中学校適正化等への各市の取組について、これを議題としてほしいということをご提案をいたしまして、17市のそれぞれの取組状況を協議をいたしました。大変時間ぎりぎりまで討議がございまして、なされたところでございます。もう既に検討委員会を立ち上げて検討に入っている市もございまして、内部検討を行っている市も、まちまちでございしますが、そういう所もありました。まちまちでもありましたが、私にとっても大変勉強になりました。2、3紹介してもよろしいんですが、そういう状況もありまして、お互いに今後、大事な問題だから、17市抱えてるんだから、お互いに情報

交換をしようということで別れたところでございます。その後、私は帰りまして、すぐに、まずはとりあえず近くの曾於市の教育委員会と、それから大隅中学校というのがございますが、合併した、あそこに行ってみようじゃないかということで、行ってまいりました。そして、行きましたら、曾於市では、20年前に町議会に小中学校統廃合検討委員会というものが設置された。そして、平成7年に行財政改革で中学校の統合が答申されております、平成7年でございますが。そして、同市では平成11年に基本計画が出されて、平成14年から16年度に施設整備がなされまして、そして答申から実に10年後の平成17年4月に四つの中学校が統合して開校しておりました。そしてまた、私どもはその後、それならということで、その具体的に大隅中学校も見てまいりました。そのことをしております。そしてまた、その後、さらにこの市長の施政方針にもありましたように、先ほど指摘のとおりでございますが、私ども教育委員会といたしましては、学識経験者、それからPTA、地域代表者等、大体25名程度で構成する、この志布志市立学校の規模、配置の在り方検討委員会、まあ仮称でございますが、そういうものを設置いたしまして、これを先の教育委員会に諮りまして、協議したところでございます。今後は、この在り方検討委員会の委員の皆様方に鋭意検討を重ねていただきまして、そしてその方向を出していただきたいというのが、現在の教育委員会の基本的な考えでございます。さらにまた、タイミングよく、今度10月の5、6日は、曾於地区の教育委員のこの行政視察というのが計画されまして、これは教育事務所が計画するわけですが、早速またそれに私はぜひこの統廃合等のそれをやってる所を見つけて、それに入れてくれんかと、私ども勉強になるからということをお願いしたら、「うん、それは行きましょう。」ということでしたので、それもまた参考になるなど。とにかく、先ほど申しましたように、アンテナを高くして、いろいろ情報を収集して、そしてまたその在り方検討委員会の資料として供したいと、こういうふうに考えているところでございます。今後の検討委員会の活動につきましてでございますが、規程はもう既に制定し、法令審査会でも見ていただきましたので、これは10月1日施行予定を考えております。その後、県下の状況とさらに並行して勉強しながら、委員の選定、それからスケジュール等を検討いたしまして、12月議会において、運営等の経費を予算計上させていただきまして、その後、本格的な審議をお願いする予定でございますので、御理解・御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○31番（野村公一君） 25名で検討委員会を設置をしたということのようですが、このメンバーを特に聞こうとは思いません。思わないけれども、このメンバーは学校区の見直しだとか、あるいは統廃合の問題、こういうことを議論ができる人選をされておりますか。

○教育長（坪田勝秀君） まだ具体的に人選に入っておりませんので、今申しましたように、私どものこの委員会は、市立学校の配置計画の在り方について検討してほしいということやら、それから教育環境整備の進め方について、それからまた市立学校の規模及び配置に関する課題等について検討していただきたいと、こういうふうなことを事務として挙げておりますので、この中に中学校の代表、それから中学校のPTAの代表、それから母親の代表の方、それから地域の代表の方、それから学識経験者、地域の女性の方、あるいはまた農協とか商工会等の方々、それから市P連の方々と、まあ私どもが考えられる範囲の方々を大体25名程度というふうに考えておりますので、その方々に鋭意検討していただければ

ば有り難いなあと、こういうふうを考えているところでございます。

○議長（谷口松生君） 野村議員、少しお待ちください。ちょっと諮りますので。

ここでお諮りします。本日の会議は、時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

○31番（野村公一君） 教育長、どういう人選をされるか分からないけれども、市外の学識者も含めて組織をするという答弁がありましたね。そのことは変わらないのかどうか、それがまず1点。それから、私は行政マンだとか、あるいはその教職にある者、こういう人たちは私はこの統廃合は議論できないと思ってます。ただ、座っとればいいというものじゃないんです。だから、しっかりと統廃合が議論できる人選をすべきだと。田舎には、小規模校には小規模校の良さがあると思います。しかし、子供の教育ということを第一義に考えれば、昔のことわざじゃありませんけれども、「田舎の勉強よりも京の昼寝」と、やはり人混みの中に入れていくと、そして闘う力も付けるということは、私は一番大事であろうというふうに考えています。したがって、統廃合を避けて通れない今日、しっかりとこの委員会で方向付けをしてほしいというふうに考えています。もちろん地域の皆さん、関係者の皆さんは、学校が無くなることを大変憂いておられるかも知れません。しかし、そこはその跡地を行政がどう活用するかで、私は変わっていくと、そう思いますが、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま志布志市の学校教育につきまして、将来、どういった形であるべきかということで、統廃合を含めた形の委員会を設置するんだというような議論が進んでいるところでございます。私自身も新生志布志市の市長になりまして、改めてそのことに痛感しておるところでございます。そして、学校が地域のよりどころである地域の方々につきましては、そのことについて大きな関心を寄せられており、懸念をされているところであるというのも承知しております。しかしながら、少子化が進んでいくこの時代の中で、学校の教育というのはどうあるべきかというのを、改めて教育委員会の方で検討していただきながら、統廃合については進めていただきたい。そして、今、議員がおっしゃいましたように、仮にその地域で学校が統合により無くなった地域につきましては、その無くなった跡地について、施設についての活用というものを十分地域の方々とお話をさせていただきながら、このことについても納得していただく形で協力をもらいたいというふうに考えているところでございます。

○31番（野村公一君） 大変辛い問題でもあります。しかし、今、私たちはそれを乗り切っていくと、次に荷物を積み残したくないということもあります。したがって、この問題はしっかりと前進をしていただきたい。議会の教育長の答弁をずっと今まで聞いておりますけれども、問題を他に振られる傾向がある。例えば、学校関係者だとか、あるいは校長会だとか、委員会にそのことを委ねるとか。私はトップであれば、しっかりとやっぱり問題意識を持つべきだと、そしてしっかりした指示をすべきだというふうに考えますが、その件、どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まず、先ほどのこの委員会のことでございますが、これは委員長を選定いたしまして、私が委員長になるわけではございませんので、委員長さんを決めていただきまして、そしてその委員長さんを中心に議論していただくというシステムを採るようになっておりますので、そういうふうにしたいと思いますが、そして市外の方、あるいはまた市外といったらどの辺までを言うかということになりますけれども、これは全く私の個人的な考えでございますが、あまりこういうことを申しますと、それでまた教育長の発言ということであると困るわけでございますが、私といたしましては、先ほど申しましたように、委員はできるだけ、いついかなる時に招集して会議を開かなきゃなりませんので、この市内の方々をと考えておるところですが、そして委員長、この規約の中に委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができるという条項がございますので、委員長さんをお願いをして、来ていただいて、どうでしょうかという手もあるなあと、そういうこともしていただければどうだろうかとも考えているところでございます。

それから、振る傾向があると。私、決して無責任にあちこち振り回している気持ちはないわけですが、やはり広く意見を聞き、そしてまた私どもの場合は、25校の学校運営につきましては、校長にその学校経営を任せているという立場でございますので、そうすると当然、私どもは基本的なことは指導いたしますが、これについてはこういうふうにしてくださいと。そして、なおまた校長は、自分の学校の歴史や伝統を踏まえ、環境を踏まえ、そして学校規模等を踏まえて学校経営をやるわけでございますので、あなたのその学校経営はどうだというふうなこと等を助言・指導することはございますが、これをまた教育委員会が押しつけてとかいうことにならないように、また配慮もしなければならない立場にもありますので、十分配慮しながらはやっているつもりではございます。以上でございます。

○31番（野村公一君） 教育長、そういう答弁をされるとね、何かおかしくなりますよ。6月議会で、委員会でこの検討委員会の設置について、庁内においてという文章があったんですよ。これは庁内だけではどうかなとただしたら、何と言われましたか。庁外を含めて検討委員会をすると、そしてそのまま文章を直さずに、私たちは了解をしたんです。ところが、今は違いますがね。

○教育長（坪田勝秀君） 庁外と申しましたのは、教育委員会とか、庁の庁というのが、志布志町、有明町、松山町の町じゃございませんで、この庁内、庁舎内というあの字を使っておりましたので、それは私どもは、「ああ、それは教育委員会内部の委員会じゃございませんよ。」と、広くその市ですね、市内、新市という意味の庁でございました。そういうふうに解釈しておりました。

○31番（野村公一君） 先に急ぎます。

先ほど来、職員の適材適所ということが大分議論がされてきました。市長が考えておられる適材適所、どんなものですか。

○市長（本田修一君） 適材適所につきましては、本人のこれまでの経歴、あるいは本人の希望、そういったものを踏まえながら、上司等の意見を聞きまして、そのものに向いている者を、人事を配置していくのが適材適所の配置というふうに思うところでございます。

○31番（野村公一君） 今の答弁だから、私は先ほど来の議論があるんだろうと思うんですよ。と言いますのは、7月の災害時の異動、これをされて、大変混乱をした。しかし、仕事に支障はなかったと言

われる。もちろんなかったかも知れない。しかし、適材適所は職員だけの問題じゃないと思いますよ。そのことが地域の皆さんにどうサービスできるかというのも私は含まれると思うんです。場内だけの都合のいい適材適所じゃ、私はならんと思うんです。皆さん、あまりこのことは触れませんでした。災害時にいろんな方から苦情が来る、あるいは知らせが届く。その時にその地域をよく知っている人、あるいは地域の人と人脈のある人、そういう人がその作業にあたるということが私は住民サービスの基本だろと思うんですよ。それを目の前にしてくりっと替える、全く知らない人がやってきたと。これは住民サービスには私はならんと思います。そのことを私は先ほど来、議論がされているんだろというふうに見てます。そこで、行政組織とは役人のために都合の良い適材適所ではあってはならない。市民のための適材適所、これも私は必要だろというふうに考えますが、本庁の職員の適性化、これが10年を目安にして140人程度削減をしていくんだという基本計画があります。今回の合併時に想定外の退職者が出られました。そして、それが今、何名になっておるかは分かりませんが、その適正化計画の削減計画に照らし合わせて、今日の状況はどうあるのか教えていただけませんか。

○市長（本田修一君） 現在のところ、401名ということでございます。そして、適正化計画というものにつきましては、10月の行政改革推進委員会において諮問を行いまして、12月に答申の予定でございます。

○31番（野村公一君） それでは、次にお伺いをします。

今、401名という職員の数であります。これが今日の行政需要に適しているかどうか、そのことでただしてみたいと思いますが、本所をはじめ、支所を含めて、本市には臨時あるいはパートの職員、こういう方が数多くおられます。こういう臨時職員あるいはパート職員、この方たちを除いた職員、これで現在の行政需要に耐えられるのかどうかお答えをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在のところ、臨時職員の数というのは、3町合わせまして237名ということでございます。これの方が職員ともども、市民のサービスにあたっていう現状から考えましたときに、これらの方々がいない場合には業務の遂行がかなり困難だというふうに思います。

○31番（野村公一君） そのとおりだろうと思います。いろんな苦情、あるいはいろんな問合せを受けます。決して、その市の本職員が仕事をしてないとは言いません。ただ、臨時あるいはパートの職員の皆さんが、本来、職員がすべき作業、大変な苦勞をしてされてる。臨時もパートも、そして職員の皆さんも、一緒になってまちづくりをされているんです。そういうことから考えますと、こういう方々が大変和やかに仕事ができる環境、それも私は市長の仕事だろうと思います。臨時やパートの職員が、嘆き悲しむような作業実態では駄目だというふうに思います。これは特に答弁は要りません。しっかりと環境を醸成をしてあげてほしいというふうに考えております。

さらに、合併当時、有明が本所、それから志布志が支所、松山が支所ということで合併をいたしました。総合支所方式ということでありますが、総合支所方式とは何かということ調べてみますと、総合的な機能をもつ支所、自治法第155条の注釈からして、現状はどうあるのか御答弁をいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの時点におきましては、それぞれの本所、そして支所におきまして、合併のときの協議に基づきまして、組織が作られ、そして人員が配置されているところでございます。そのようなことからしまして、議員がおっしゃるような支所というものは、総合支所というものの、機能というものは十分果たされているというふうに考えます。

○31番（野村公一君） 市長、私もそう願いたいんです。ところが、実際はそうじゃありません。先に一般質問でも出ましたが、ある漁業の許可を取るにしても、本所まで出向かなければ許可にならない。そのほかにも支所で判断のしづらい、支所が判断を、結論を出すとクレームがつく恐れがあるという職員の感情、私はここはしっかりと組織として確立をしていただきたい。部長さんたち、そう思われませんか。松山の支所長、あるいは志布志の支所長、志布志の課長さんが、すべて決裁をされますか。本所まで上がってくるでしょう。それは総合支所じゃありません。権力を振りかざすことは構いませんよ、それは。だけど、そのことで市民に不便を来すようなことがあってはならない。その点、市長、どうですか。

○市長（本田修一君） ただいま議員がお話になられたような、許可が支所では得られないというケースにつきましては、私の方でもまだ把握しておりませんので、お答えできませんが、総合支所ということで合併協議で設置したわけでございます。そのようなことで、支所は支所で判断できる権限については、そのことがなされているというふうに私は理解しております。ただし、どうしても私なり、助役なりという決裁を通るわけでございますので、そのことについて特に判断が必要な時は、本所に来まして、私の判断、指示を仰ぐことになろうかと思えます。

○議長（谷口松生君） ここで10分間休憩したいと思います。いいですか。

○31番（野村公一君） あとしばらくですので、よろしくどうか。

市長は、総合支所の機能は果たしておると認識をされていると思う。だけど、現実はどうじゃない。もう一度、ひとつ再チェックをしていただいて、支所の市民の皆さんが不便のないように、研究方をお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、次に行政改革でございますが、推進会議を発足させて、これは市民や専門家を入れてということのようであります。従来、行政改革はなかなかできそうでできないのが行政改革です。ましてや、役人の皆さんが、自分の身を削るようなことはなかなかできない。どういう手順でこの改革をしようとしているのか、職員の皆さんがまず素案を作って、そしてその素案を部外者の皆さんに検討していただいて、決定をしていくのか。あるいは、素案を職員を入れずに、部外者で作って、職員の意見を聞きながら決定をしていくのか、どちらですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志市の行財政改革につきましては、職員が素案を作成いたしまして、そののち委員会等で論議していただくということをとっております。

○31番（野村公一君） 大変難しい行政改革だろうと私は見えています。市長も半分はそう思われていると思う。であれば、素案を作る時点で、しっかり外部の意見を入れていくというプロセスを作してほしい。そうでないと、理想に近づいた行政改革はできないと私は見ております。当然、行政改革をする以上は、

財政計画もしていかなきゃならない。昨年度、合併と同時に10カ年の財政計画が平成27年度までの計画が出ております。これをちなみに18年度、今年度の予算と対比をしてみますと、款別に大きく4点だけは数字が食い違っている。特に地方債なんかは、16億円予算が違う。当然、こういうものは将来に向けて見直しをしていかなきゃならないと思うが、その財政計画の見直しをどう進めていくのか御答弁をいただきたい。

○市長（本田修一君） 合併協議会で財政計画が示されまして、そして非常に厳しい10年間の計画ができたところではございました。その厳しい計画の第1年目にあたる今年につきましては、ただいま議員がお話になったようなことで推移しているようでございます。それらのことを、その都度、その都度、計画にのっとった形で検証していきながら、計画に沿うような形にもっていきたいというふうに思います。

○31番（野村公一君） 市長、どうですか。毎年、財政計画も、あるいは実施計画もローリングをされている。そのことは議会に対して報告をされる気があるのかどうかお伺いをします。

○市長（本田修一君） 議会に対しましては、当然そのようなことは報告はしていきたいというふうに思います。

○31番（野村公一君） はい、そのように、ぜひお願いを申し上げたいというふうに思います。

さて、男女共同参画の件について御質問をしてみますが、先ほど来、男女共同参画、このことが大変議論となっておりました。なぜここまで議論をするんだろうと、私は自席で聞いておりました。本当に女性が社会参加が遅れているんだらうか、私はそう遅れているとは思っておりません。ただ、国策に乗って一緒に騒動しておるといふふうにはしか見えないところではありますが、だからと言って、その女性の参画を認めないということではありません。今回、共同参画推進会議なるものを作られた。そして、対策室も設置をされたということではありますが、私はこの女性の参画が満たされていない、あるいは不足をしている、このことは私は行政に尽きると思います。一般社会では、私は大いに参画をされている。だけど、一番遅れているのが行政だと思ってる。ここにおられる部長さん方、あるいは支所長さん、皆さんがまず最初に拒否をされてるんです。だから、市長が言われるとおり、女性の方をまちづくりに参加をさせたい、あるいは行政の中で女性の意見を聞きたい、それは結構です。大いにやらなきゃならない。だけど、それを拒んでいるものがあるんですよ。あなたが言われる行政の中に女性を参画をさせたいということは、いっぺんに解決をする方法があるんです。分かりませんか。

○市長（本田修一君） そのことにつきましては、非常に私の口から言いにくいのはございますが、多分、トップが女性になれば、男女共同参画は果たされたというような気持ちになられる方が多いのではなかろうかというふうに思います。

○31番（野村公一君） もちろんそれもあります。ただ、市長、よろしいですか。本市に各部でもっておられる審議会あるいは委員会、対策協議会、もろもろあります。私が知る限りでは、78の団体があるんです。これは条例によって設置をされたものだとか、あるいは規則によって設置をされたものだとか、それは違います。違いますけれども、人が集まって会議をする、あるいは意見を出し合う組織が78、この他にもあると思いますよ。私が調べ損ないもあります。この78の団体が、委員の数が総体で何人になるのか、その中で女性が何人入っておられるのかすぐ分かると思います。御答弁をいただきます。

○市長（本田修一君） 委員会、審議会等における女性の登用ということで、委員総数が41団体で、46名、うち女性委員数が117名です。割合にしまして25.2%となっております。

○31番（野村公一君） この行政の中にある委員会あるいは審議会、これは市長をはじめ、それぞれの部長さん、関係者がそれぞれ委員を選任するのが多いんです。それが25%しかない。この25を50%に増やしてごらん。町の中の女性は一気に活気づく。そして、団体の長がいろんな所に顔を出している、同じ人が。これを辞めさせる。すべて人を入れていってごらん。あなたが理想とする女性の意見はいっぺんに聞けます。それをあなた方がしきるかどうか。まず私は女性参画を唱えるのであれば、足下からやるべきだ。何もそんな団体のトップを集めて、意見を聞いたりする必要もない。皆さんの足下から女性を増やしてくださいよ。どうですか、市長。

○市長（本田修一君） ただいまの状況で25.2%ということは、過去の推移については具体的に把握しておりませんが、かなり以前からすると高まってきている数字ではないかというふうに思います。男女共同参画が叫ばれまして、そしてそのことが、実際にどのような形でされたときに、そのことがなされたかという評価が得られるというようなことを考えたときに、今、議員がおっしゃいますように、この行政の中での委員会、審議会等で登用率が高まる必要があるというふうには認識しております。この数字が少しでも上がるように、今後努力してまいります。

○31番（野村公一君） ひとつ足下から努力をしてみたいと思います。

次に、歴史のまちづくり事業、旧志布志町時代、志布志の基本計画にしっかりと根を下ろしております事業であります。旧志布志町の山城周辺、武家屋敷がありまして、文化的な遺産、史跡というのが大変多い。そして、市街地のおおよそ半分が昔の名残を残しておる。それを生かして、志布志のまちづくりをしようじゃないかというのが、この計画であります。もちろん文化的な情操を養うことも大事でしょうが、そのまちづくりを通じて、観光にもつなげようという事業であります。しかしながら、合併後、市長の施政方針、これには全く触れてない。もちろん、事業年度が違いますので、そうではあると思いますが、この事業をおろそかにしてほしくないというのが、私の質問の趣旨であります。したがって、この計画をどう認識されておるのか、市長にお答えをいただきたい。

○市長（本田修一君） 私の所信表明ないし施政方針の中に、歴史のまちづくりというような形で特別述べてなかったわけですが、改めて旧志布志町の取組というものを勉強させてもらったときに、自分自身、足を運びまして、素晴らしい歴史遺産だなあと、文化遺産だなあとというふう実感したところでございます。そして、これはまさしく志布志市の観光振興、商工業振興の目玉にあたるというふうには私自身、痛感したところでございます。そのようなことで、従来の流れにありますような形の町家商家資料館につきましても、今年度事業で取り組んだと。そして、山城の土地の買収についても取り組もうとしているところでございます。今後、商工・観光戦略会議なるものを立ち上げまして、この歴史のまちづくり構想について、改めてみんなで見直して、この振興策を歴史のまち志布志、県下でも有数な歴史遺産があるというふう位置付けられておりますので、このことをみんなでしっかり取り組んでいきたいというふう考えております。

○31番（野村公一君） 教育長にお伺いをしておきます。今、市長も答弁の中で触れましたとおり、藩

政時代からの密貿易とその繁栄の証として、あらゆる宝物があります。武家屋敷でなければ無い美術品、あるいは密貿易でしか入ってこれないだろうと思われる美術品、そういうものがまだ個人の手の元にたくさんあります。教育長は当然、このことは御承知であろうというふうに思いますが、これらを所有しておられる方はかなり高齢化になってる。この人たちが亡くなられた後、次の世代の人たちが、果たしてそのことが理解できるだろうか。特に地元におられない子息、そういう宝物が私は近いうちに流出してしまうというのを大変懸念をしております。したがって、こういう美術品あるいは文化的遺産のあるもの、こういうものを早い機会に保管をさせていただく、これが私は第一であろうと。なかなか他人に公表されないものすごい物もあります。黎明館から何回も貸出しの要請があるにも関わらず、お出しにならない。そういう貴重な物を早く管理ができる体制に、行政は取るべきだろうというふうに考えます。したがって、資料館等の建設も年次的に進んでおりますが、私はこの資料館建設を1年でも早く前倒しをして、その事業に取り組むべきだろうと。そのことはやはり教育長もしっかりと市長にその要請をすべきだと私は思っております。その点について、教育長の見解を賜りたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今、御指摘のとおりでございます。私もここにまいりましてから、あちこちでその話は聞いております。そしてまた、その中のいくつかは実物も見せていただきましたし、現在、志布志の方にごさいます保管庫にも足を運びまして、その保管状況についても、もう少し考えにやいかなあというようなことも実感として持っております。また、合併したわけでございますので、あと松山地区、有明地区を含めまして、新しく市としてですね、まあ旧志布志を中心となるのかも知れませんが、埋没している文化財につきましては、平等に、それも早めに商家資料館等の整備を、私どもも財政当局にお願いをいたしまして、一日も早く、それが実現できるようにと。併せてまずはそういう宝物が少なくとも本市から流出しないようにしなければいけないということもあるでしょうし、一時避難的にそれらの物を預かっておかないと、もうおっしゃるとおり、御高齢の方ということになると、もう子供さんたちはあまり関心がないというようなことになると、これがまた市外に流出する懸念も十分ございますので、そういうことも含めまして、教育委員会では文化振興課が担当しておりますので、担当課と十分協議をいたしまして、打つべき手は早めに打っていきたくと、こういうふうに考えております。

○31番（野村公一君） 時間も迫っておりますが、総体的に今議会の一般質問の市長の答弁を聞いてみますと、議員にとっては大変嬉しいことではありますが、検討していく、あるいは協議をしていく、すべて前向きな答弁が大変目立つ。そのことは決して悪いことではありません。悪いことではないけれども、私はちょっと違った物の見方をいたしています。少なくとも、自分の政策というものがお持ちであれば、それはできないとか、私はそのことはこう考えておるとか、もっと自分のポリシーを発言してほしい。何もかんも引き受ければいいというものじゃないんです。そのことがまず第1点。それから、やたらと会だとか組織をお作りになる。決してそれも悪いことではないでしょうが、見る方から見ると中身の無いパフォーマンスに過ぎないように見える。もっと身のある政策がほしいものだと私は思っております。福祉やら教育、あるいは建設、もちろんそれも大事でしょう。しかし、私は市民の所得を上げる、それぞれの所得を向上させる政策、これが私は欠如しておるといふふうに見ております。もちろ

んまだ半年でありますので、市長の今後をしっかりと見ていきたいと思いますが、国や県、あるいは継続事業、それを難なくこなしていくのは、あなたでなくてもいいんです。職員がみんなやっていく。あなたは、向こう4年間、市民の皆さんから、あなたは買われたんです。あなたができることを政策に出してほしい。そして、本田という人を市長に選んで良かったと言われるような政策がほしいものだというふうに考えるところであります。政治とは、統治する者と統治される者の幸せを追求することであるという言葉があります。

どうか、健闘を、期待を申し上げ、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（谷口松生君） 以上で、野村公一君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（谷口松生君） 以上で本日の日程は全部終了しました。明日から9月28日までは、委員会審議等のため休会とします。9月29日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑・討論・採決などであります。

本日はこれで散会いたします。長時間ご苦労さまでございました。

午後5時34分 散会

平成18年第3回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成18年9月29日（金曜日）午前10時20分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- | | | |
|-------|---------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第115号 | 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第3 | 議案第116号 | 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第117号 | 志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第118号 | 志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第119号 | 志布志市松山体育施設条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第120号 | 志布志市有明体育施設条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第121号 | 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第122号 | 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第123号 | 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について |
| 日程第11 | 議案第124号 | 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第12 | 議案第125号 | 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第126号 | 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第127号 | 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第128号 | 平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第129号 | 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第130号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて |
| 日程第18 | 議案第131号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて |
| 日程第19 | 議案第132号 | 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第20 | 認定第1号 | 平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第21 | 認定第2号 | 平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第22 | 認定第3号 | 平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第23 | 認定第4号 | 平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第24 | 認定第5号 | 平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第25 | 認定第6号 | 平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第26 | 認定第7号 | 平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第27 | 認定第8号 | 平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第28 | 認定第9号 | 平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第29 | 認定第10号 | 平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第30 | 認定第11号 | 平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第31 | 認定第12号 | 平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |

- 日程第32 認定第 13号 平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 認定第 14号 平成17年度志布志町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 認定第 15号 平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第35 認定第 16号 平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第36 認定第 17号 平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第37 認定第 18号 平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第38 認定第 19号 平成17年度有明町水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第39 認定第 20号 平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第40 認定第 21号 平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第41 認定第 22号 平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第42 認定第 23号 平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第43 認定第 24号 平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第44 認定第 25号 平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第45 認定第 26号 平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第46 認定第 27号 平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第47 認定第 28号 平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第48 認定第 29号 平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 日程第49 陳情第 4号 障害者自立支援法（乳幼児期の療育）についての陳情書
- 日程第50 陳情第 18号 志布志運動公園の整備に関する陳情書
- 日程第51 陳情第 20号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求める陳情書
- 日程第52 議員派遣の決定
- 日程第53 閉会中の継続審査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長）
- 日程第54 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長・陳情第13号志布志市の活性化対策についての調査特別委員長）

追加日程

- 日程第 1 発議第 14号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について(国)
- 日程第 2 発議第 15号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について
(鹿児島県)

出席議員氏名 (33名)

1 番	下 平 晴 行	2 番	西江園 明
3 番	丸 山 一	4 番	八久保 壹
5 番	玉 垣 大二郎	6 番	坂 元 修一郎
7 番	鶴 迫 京 子	8 番	藤 後 昇 一
9 番	迫 田 正 弘	10 番	毛 野 了
11 番	立 平 利 男	12 番	本 田 孝 志
13 番	立 山 静 幸	14 番	小 野 広 嗣
15 番	長 岡 耕 二	16 番	金 子 光 博
17 番	林 勇 作	18 番	木 藤 茂 弘
19 番	岩 根 賢 二	20 番	吉 国 敏 郎
21 番	上 野 直 広	22 番	宮 城 義 治
23 番	東 宏 二	24 番	宮 田 慶一郎
25 番	小 園 義 行	26 番	上 村 環
27 番	鬼 塚 弘 文	28 番	重 永 重 久
29 番	丸 崎 幹 男	30 番	福 重 彰 史
31 番	野 村 公 一	32 番	谷 口 松 生
33 番	若 松 良 雄		

欠席議員氏名 (0名)

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長	本 田 修 一	助 役	瀬戸口 司
教 育 長	坪 田 勝 秀	総 務 部 長	隈 元 勝 昭
企 画 部 長	持 富 秀 明	市 民 部 長	稲 付 道 憲
福 祉 部 長	蔵 園 修 文	産 業 振 興 部 長	永 田 史 生
建 設 部 長	井 手 南 海 男	松 山 支 所 長	吉 井 宏 徳
志 布 志 支 所 長	山 裾 信 博	教 育 次 長	山 裾 幸 良
総 務 課 長	上 村 和 憲	企 画 政 策 課 長	山 下 修 一
財 務 課 長	溝 口 猛	水 道 局 長	徳 田 俊 美
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 園 朗		

議会議務局職員出席者

事 務 局 長	徳 重 昭 一	事 務 局 次 長	前 田 泰 郎
次 長 補 佐 兼 議 事 係 長	門 岡 秀 明	調 査 管 理 係 長	徳 田 弘 美

午前10時20分 開議

○議長（谷口松生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（谷口松生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により迫田正弘君と立平利男君を指名いたします。

日程第2 議案第115号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第2、議案第115号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第115号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月22日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところであります。説明といたしまして、大隅警察署及び志布志警察署の管轄区域の変更、志布志市商工会及び志布志市地域女性団体連絡協議会の発足に伴う一部改正であるとの補足説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。

質疑として、防災会議のメンバーに防災推進員、自主防災組織の代表者、建設業代表者、医師会代表者等を加えるべきと思うが。

答弁として、メンバーは33名で大隅警察署長が1名減で32名である。事業者としては、NTT、九州電力の代表者が入っております。各種団体の代表者を多く入れるとなると、選択に苦慮する場合がありますので、今後検討させていただきたい。

質疑として、ライフラインにかかわる機関の代表者は全部入っているのか。

答弁として、電気、水道、道路等ではありますが、九州電力、NTT、大隅土木事務所長、市役所の各部長が入っているので、体制は整っている。

質疑として、会議は年何回開催されるのか。

答弁として、基本的には年1回、6月に実施している。

質疑として、この条例に伴う予算はいくらか。

答弁として、6万円程度計上している。

質疑として、この会議は必要に応じて開催できるのか。

答弁として、必要に応じて開催できる。

以上で、質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第115号、志布志市防災会議条例の

一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

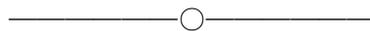
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。お諮りします。議案第115号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第115号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第116号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第3、議案第116号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第116号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の概要と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月22日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところです。

説明といたしまして、消防組織法の一部改正により、条の繰下げに伴う、当該条名を引用している部分を改めるものであるとの補足説明がありました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。

質疑として、条の繰下げに伴う条例中の当該条名を引用している部分だけの改正か。

答弁として、そのとおりである。

質疑として、条例とは関係ないが、団員定数と現在の団員数をお知らせ願いたい。

答弁として、定数は480名で、志布志方面隊は242名に対して、226名で16名の欠員、松山方面隊は90名に対し、86名で4名の欠員、有明方面隊は148名に対し、145名の3名の欠員である。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第116号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第116号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第116号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第117号 志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第4、議案第117号、志布志市やっちくふれあいセンター条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第117号、やっちくふれあいセンター条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

当委員会では9月22日に、教育長及び教育委員会の職員の出席のもと審査を行いました。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、教育委員会で管理する施設について、合併から今日に至るまで3カ町間の施設についてのすり合わせをしたのか。

答弁として、合併の際は、現行のとおり引き継ぐということであった。建設時期、建設規模等が異なるので、料金については今後早目に解消していくというすり合わせであった。指定管理者を導入するにあたっては、料金等のすり合わせは現在のところしていないところである。市内の全施設について体系的に調整する必要があるということは感じている。

質疑として、合併後今までに調整をしておくべきだった。新市になって、一つの市民になったのだから、住民は等しく利用できなければならない。それが行政の仕事ではないのか。

答弁として、御指摘のとおりであります。公の施設については、市長が設置して条例を定めて、教育委員会に事務委任をするという形で受けているので、市長部局と調整を行っていかなければならないと思っています。

質疑として、このような不均衡な条例を議決してほしいということなのか。

答弁として、本市の姿がどうあるべきかということについて審議していただいているので、教育委員

会としては、その結果に従ってこれからの仕事を進めていきたいと考えている。

以上で質疑を終わり、討論を行いましたところ、反対討論として、不公平を感じると思うので反対するという要旨の討論がありました。

続いて起立採決の結果、議案第117号は起立少数で否決すべきものと決定をいたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（金子光博君） お尋ねします。原案は、指定管理者制度を採るための条例制定であるわけですが、このことについて何か質疑がありましたか。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 質疑の趣旨がちょっと理解しにくいんですけども、直接指定管理者がうんぬんということの質疑はなかったところでございます。

ちょっと、当初申し上げましたけれども、質疑の趣旨がちょっと理解しかねるので、具体的に質疑していただければありがたいですけども、いかがでしょうか。

○16番（金子光博君） 委員長の報告を聞いておりますと、細々したことについての質疑が多かったようでございますけれども、原案の提案理由にありますように、指定管理者制度を採るための条例制定であるわけですので、そのことについての質疑がどのくらい出たのか、それについて答弁をお願いします。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 中身についてという御質疑だと思いますが、例えば図書の貸出しについては、どのような形になるのかとか、あるいはナイター照明施設についてはどうなるのかというふうな質疑はございました。ということによろしいでしょうか。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） お伺いをいたします。委員長の報告の中で、もろもろありましたけれども、料金の問題が触れられたような気がいたします。これにつきまして、合併前に行われました合併協議の中で、これ第3回だったと思いますけれども、議案第21号で、使用料、手数料等の取扱いについてという協議がなされたようでございます。これにつきましては、使用料については、原則として現行のとおりすると。ただし、ただし書はありますが、同種又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一すると、統一に努めるという努力規定をただし書でうたっている。そういった協議が整って、その協議会の中身の会議録を見ますと、手数料につきましては、中におられました委員から質疑がされておりますけれども、使用料については、何ら異議がないような形で結局調整が完了したというふうに私は理解しておるわけですが、それらについて、協議会での、この決定事項についての議論はなされなかったか。併せて、条例改正案につきまして、重大な不備、若しくは瑕疵を認めてのいろんな決定があったと思いますけれども、そういった指摘についてございましたら、お教えを願いたいと思います。

以上です。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 今の質疑の内容につきましては、ここで申し上げるべきかどうかですが、正式な審査の中では出ておりません。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） その点につきましては、分かりました。重大な不備、瑕疵があったかどうか、

その辺の議論についてあったかどうか、もう1点答弁もれがございますので、よろしくお願ひいたします。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 今申された点につきましても、特に質疑、議論はなかったところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 今の委員長の説明でありますと、議案第117号は否決という結果ですが、提案理由にありますように、指定管理者制度を採るための条例制定ですので、指定管理者制度は来年の4月1日に施行されるわけですが、今後のそのスケジュール等のことに関して議論がなかったのかお願ひします。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） できましたら、議長に休憩をいただいて、その中で説明させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。今の質疑に対する答弁ということであれば、なかったということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。念のため申し上げますが、委員長の報告は否決すべきものというところでございますので、まず原案に賛成の方の討論を先に認めたいと思います。

○1番（下平晴行君） 原案に賛成の立場で討論いたします。

原案は、提案理由にありますように、指定管理者制度を採るための条例制定であり、またこの制度は行政コスト削減、住民サービスの向上のために導入されるものであります。

合併以後の3町の使用料金の整合性が問われるところではありますが、合併協議会の調整方針では使用料について、原則として現行のとおりとする。ただし、同種又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるとなっており、住民サービスの観点から見ても、住民に全く不利益を与えるものもなく、このことからしても何ら否決する必要はないと考えられます。

今回の執行部の議案上程に対して、委員会に合併協議会からの経緯などについて、十分な説明責任を果たしたと言えず、その点については、猛省を促すとしても、原案を否決する理由にはなりません。

また、6月議会の議案第68号のコミュニティセンター志布志市文化会館条例の制定については可決されており、このことの整合性から見ても、否決する理由はありません。導入スケジュールを見ても、候補者決定から協定書の締結、管理開始までの手続などに相当な日程がかかるようであります。また、法的な義務も課せられております。

よって私は原案に賛成するものであります。皆さんの御賛同をよろしくお願ひします

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで、討論を終わります。

これから採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第117号に対する所管委員

長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第117号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第118号 志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について

日程第6 議案第119号 志布志市松山体育施設条例の制定について

日程第7 議案第120号 志布志市有明体育施設条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第5、議案第118号から日程第7、議案第120号まで、以上3件を一括議題とします。

ただいま一括議題となりました3件については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま一括議題となりました議案第118号、志布志市体育施設条例を廃止する条例の制定について、議案第119号、志布志市松山体育施設条例の制定について、議案第120号、志布志市有明体育施設条例の制定について、以上3件について文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

委員会では、これらの議案及び陳情第14号の審査に資するため、教育長及び教育委員会の職員を同行して、鹿屋市、志布志町及び有明町の弓道場に出向き、現地調査を行いました。

委員会審査に入り、初めに当局から概略、次のような内容の説明がありました。議案第118号で、志布志市体育施設条例を廃止して、議案第119号、松山体育施設条例で直営方式を、議案第120号、有明体育施設条例で指定管理者制度を導入しようとするというものであります。

それでは質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、休業日が設定してあるが、サービス低下にならないか。

答弁として、他の条例との整合性を図ったところである。ただし書で開くことができることになっている。

質疑として、この内容で住民が納得できると思うか。

答弁として、広報等により啓発に努めて行きたい。

以上で質疑を終わり、続いて議案第118号に対する討論を行いました。反対討論として、不公平を生じる懸念があるので反対するという要旨の討論がありました。

引き続き起立採決の結果、議案第118号は起立少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に議案第119号に対する討論を行いました。反対討論として、不公平を生じる懸念があるので反対するという要旨の討論がありました。

引き続き起立採決の結果、議案第119号は起立少数で否決すべきものと決定をいたしました。

次に議案第120号に対する討論を行いました。同じく反対討論として不公平を生じる懸念があるの

で反対するという要旨の討論がありました。

引き続き起立採決の結果、議案第120号は起立少数で否決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから3件の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○16番（金子光博君） ただいま委員長報告がございましたけれども、先ほどの議案第117号と同じく3件の原案については、指定管理者制度を導入するための条例制定であるわけでございますので、またこのことについて何か委員から質疑があったのか、そのことについて教えていただきたいと思っております。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 条例内にある体育施設はどういったものであるのか、あるいは施設の名称等についての質疑がありました。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 先ほどの117号でも申しましたが、この3件に対しても4月1日からの指定管理者制度の施行に向けてのタイムスケジュールの質疑はなかったのかお教え願いたいと思っております。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） スケジュール等について、質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（迫田正弘君） これも先般の人のと同じですけれども、合併協議に基づく議論はなされなかったかお伺いいたします。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 質疑等はなかったところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第118号に対する討論を行います。討論の形式は先ほどと同じでございます。原案に賛成の討論が先になると思っております。

討論はありませんか。

○1番（下平晴行君） 原案に賛成の立場で、討論します。原案は提案理由にありますように、指定管理者制度を採るものと直営方式を採るものを区分するため、現行条例を廃止するものであります。これについても、行政コスト削減、住民サービスの向上のために導入されるものであります。

また、法律的な義務も課せられております。よって、私は原案に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから、採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。議案第118号に対する所管委員長の報告は否決であります。したがって、原案について採決いたします。議案第118号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第119号に対する討論を行います。これも先ほどと同じ扱いになります。

討論ありませんか。

○1番（下平晴行君） 原案に賛成の立場で、討論します。原案は、提案理由にもありますように、松山体育施設の管理について直営方式を採るための条例制定であり、住民サービスの向上のために導入されるものであります。合併後の3町の使用料金の整合性が問われるところではありますが、合併協議会の調整方針では使用料について、原則として現行のとおりとする。ただし、同種又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるとなっており、住民サービスの観点から見ても、住民に全く不利益を与えるものでもなく、このことからしても何ら否決する必要はないと考えられます。今回の執行部の議案上程に対して、委員会に合併協議会からの経緯などについて十分な説明責任を果たしたとは言えず、その点については猛省を促すとしても、原案を否決する理由にはなりません。

また、志布志地区の施設については、6月議会で指定管理者制度導入が決定しており、それとの整合性のためにも導入すべきであります。

よって、私は原案に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから、採決します。採決は、起立によって行います。お諮りします。議案第119号に対する所管委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決いたします。議案第119号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

これから、議案第120号に対する討論を行います。これも先ほどと同じ扱いであります。

討論ありませんか。

○1番（下平晴行君） 原案に賛成の立場で、討論します。原案は提案理由にありますように、指定管理者制度を採るための条例制定であり、これについても、行政コスト削減、住民サービスの向上のために導入されるものであります。合併後の3町の使用料金の整合性が問われるところではありますが、合併協議会の調整方針では使用料について原則として現行のとおりとする。ただし、同種又は類似の施設の使用料については、可能な限り統一に努めるとなっており、住民サービスの観点から見ても、住民に全く不利益を与えるものでもなく、このことからしても何ら否決する必要はないと考えられます。今回の執行部の議案上程に対して、委員会に合併協議会からの経緯などについて十分な説明責任を果たしたとは言えず、その点については、猛省を促すとしても、原案を否決する理由にはなりません。

また、6月議会の議案第67号の志布志市城山総合公園の運動施設管理条例の制定については、可決さ

れており、このことの整合性から見ても否決する理由はありません。導入スケジュールを見ても、候補者決定から協定書の締結、管理開始までの手続などに相当な日程がかかるようであります。

また、法律的な義務も課せられております。よって、私は原案に賛成するものであります。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論をします。

賛成者の理由は、6月議会との整合性、そして当局のこれまでの合併協議会等に向けてどういったことだったのかということ等を含めて賛成ということではありますが、まず基本的な6月議会の可決、それはその後の提案されるものについては、当然、料金等を含めて整合性を持ってやられる、そういうふう

に理解をしたところであります。

なぜなら、合併協議会においていろいろなすり合わせが行われたそのことについては、新市において検討し、あと提案というふう

に理解をするからであります。そういったことが6月議会の中では明らかになりませんでした。今回、この本会議場において、一般質問、そして議案上程に対しての質疑の中で、教育長自らがそうしたすり合わせ等は一切行っていないという、このことを私たち議会の中に答弁としてされた以上、公平性、公正さ、そういったものは何なのかというのが問われているようでありませ

ん。

そういった6月議会との整合性も言われておりますけれども、合併協議会で新市に引き継いでしっかりやれと。そのことをもって受け止められた当局としては、まさに仕事の怠慢と言われても、私は仕方がありません。そういった中で、本会議場で担当の教育長がそういったことを一切やってない、そして提案をされていると、そういうふう

に答弁がある中での審議の在り方としては、住民に対してしっかりと公平さを欠くことのないような議論にならなきゃならないというふうな気がします。

併せて、いわゆる協議会、休憩の中で、先ほどからいろいろ質疑ありましたこともいっぱいありましたが、本会議ということでない中で、ここで述べるわけに行きませんが、スケジュールの問題、そして指定管理者を導入することに、どうということなのか、こういったこと等も十分に論議をして、私は基本的にこの問題については、反対と。担当の最高責任者である教育長、そして当然教育長は委任をされているという立場ではありますが、担当の市長、そこの部局でもこのことは新市に引き継がれた合併協議会でのすり合わせの結果を真剣に論議をされて議

会に、私は提案をされて当然だと、そういう思いから反対をしたところであります。

以上であります。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから、採決します。採決は、起立によって行います。お諮りします。議案第120号に対する所管委員長

の報告は、否決であります。したがって、原案について採決いたします。議案第120号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。



日程第8 議案第121号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第8、議案第121号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第121号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

冒頭で市民部長から、次のような発言がありました。「今回提案している国民健康保険条例の一部改正につき、まだ議決をいただいていない段階で、国の法の施行日が10月1日ということであったため、被保険者の方々の窓口での混乱を回避するために、事前に周知を図るということで市報に掲載をいたしました。このことは議会の議決という厳正な手続を踏まなかった中での行為であり、議員の皆様には多大な迷惑をおかけしまして、誠に申し訳なく思っております。このようなことが二度と起こらないように十分反省をし、心からお詫び申し上げます。」というものであります。

次に、当局から概略、次のような内容の説明がありました。

改正内容は第5条で、70歳に達した人及びその人と同じ世帯で一定以上所得のある人で、市民税における控除後の所得が145万円以上の人について、自己負担の割合を現役世代の人と同様の10分の3とするものであること。

第6条で、出産育児一時金を30万円から35万円にするもので、平成18年10月1日施行とのことであります。

それでは、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、当局としては、国の改正によりやむなく改正をするのか、それともそのとおりだと思って提案をしているのか。

答弁として、重税感があることについては、申し訳ない気持ちである。しかし、制度を十分理解してもらえるように説明をしていく。

質疑として、国に対して声を上げていく気持ちで取り組んでもらいたい。

答弁として、地方自治体として国、県に意見を伝えていきたい。

質疑として、国保運営協議会に諮ったのか。また、どういう意見があったか。3割負担についての質疑はなかったのか。

答弁として、国保運営協議会に諮った。出産育児一時金についての質疑はなかったが、入院時の食事費等について質疑があった。また3割負担の対象者や施行日についての質疑があったところである。

質疑として、2割負担から3割負担になる対象者は何人ぐらいいるのか。

答弁として70歳以上、75歳未満の前期高齢者が58人、75歳以上の老人保健が122人、合計で180人である。

質疑として、広報に載せるだけでは周知の方法として不十分ではないか。その他の方法として、どのような形を考えているか。

答弁として、広く全般に行き渡るのは、やはり市報だろうと思うが、そのほかに独自に分かりやすく説明したパンフレットを作成したり、ふれあい移動市長室やいろいろな会合等を活用して周知をしていきたい。

質疑として、出産育児一時金を直接病院が受け取れるようになるのか。

答弁として、医療機関を受取代理人として直接病院へ支払う形については、そのような形に努めるといふことであり、国や県から方向策が示されるのを待って対応したい。

以上で質疑を終わり、討論を行いました。次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、当案は高齢者に対して厳しい改正である。入院医療費の負担増も今後出てくることになる。特に有明町の方は2年連続で負担が増えることになり、大変である。市としても、このようなやり方を止めるよう、国に声を上げていくべきである。この改正は、とても納得できるものではないので反対である。

また賛成討論として、少子高齢化の中で、やむを得ない措置であろうと思う。出産育児一時金についてももっと高額にすれば少子化が防げるのではないかと思う。したがって、本案に賛成であるというものであります。

討論を終え、採決の結果、議案第121号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（小野広嗣君） ただいま委員長の報告を聞きましておおむね理解をしたところでございますが、冒頭10月1日施行ということで、議会の可決を前提にしてですね、いわゆる広報に載せたと、そういった執行の在り方というのがはたしていいのか悪いのか。決していいことではないというのは執行部も分かってらっしゃると思うんですが、であれば、まだ国の動きがはっきりしない段階であったかもしれませんが、この6月議会で提案するという考え方はなかったのかという質疑があったかどうか、その執行部の姿勢に対する是非ですね、これに関する質疑はなかったのか。まず、そこを伺いたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 6月議会でうんぬんということの質疑はございませんでした。また、そういう広報の在り方ということについては、これもですね、今後同様のケースがあった場合はどうするのかという質疑がございました。そのことについては、議会を最優先しながら、いろいろな方策を考えて対応したいという答弁がございました。

以上でございます。

○14番（小野広嗣君） 今、対象者の件も委員長報告の中であったわけですが、特に、この2割から3割負担になる。で、全体的には180人という方向出てましたが、急激な激変ということでいえば、今度

は1割から3割に変わっていく、こういった方々の数。そしてこの2割から3割、1割から3割も含めた今後の負担増というようなのは、どういう見込みであったのか、そういった議論。そして税制改正により、この老年者控除、こういったものが廃止になってる。そして、公的年金の控除額等も変更になっているわけですが、こういったことによる1割から3割への影響、こういったものに対する議論がなされたのかどうか、お聞きをしたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいまの点については、質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

○25番（小園義行君） 基本的に反対の立場で討論します。

少子高齢というその社会の中で、今回のいわゆる出産費用の増額、これは理解をするところであります。

一方、今回、この70歳以上のこういう方々の負担を2割から3割ということで、現役並みの所得を持っている方々は引き上がるということでもあります。

先ほど、委員長の報告にもありましたように、約180名の方々が該当する。今回現役並みの所得者というのはどういうことになるかと言いますと、現役並みというのは厚生労働省が示している資料では、月収28万円となっていますが、高齢者夫婦世帯、これが改正前だと620万円までだったわけですが、改正によって100万円ほど引き下げられました。年収ベースで、そういうことで520万円、480万円、これ単身世帯ですが、約380万円、これも100万円ほど引き下げられて、今回の課税になるということでもあります。

まさに、年金収入は増えない中で、負担だけが増えていくというこういったやり方については、とても理解ができません。

そして、質疑でもありましたけど、現役並み所得者以外の一般の低所得者の方々は1割負担のまま。これは当然そうあるべきだというふうに思います。いきなりそれは3割になるとか、そういったことはないわけでありまして、所得が増えた中での課税なら理解もしますが、いわゆる所得は増えない中で、その課税をするそのものだけを引き上げていく。これではとても年金収入で生活されている方々は大変なことになるかと思います。

そして、これから先この健康保険法の一部を改正する法律、これが通ったお陰で今回こうなるわけですが、これは2008年、平成20年4月からは高齢者医療制度の新しい創設ということで、新たに保険料の徴収と医療負担の増額、こういったものも併せて一緒に提案が国会の中でされて可決をしています。

まさに2年後にはさらに負担増になっていく、そのことが見えている。そういったことを見越しての今回志布志市の国保条例の一部改正ですが、私は本当に高齢者の方々が年収が上がった、それなら分かりますが、年収が変わらない中で、税金だけが変わる。医療費のそういったものも変わる。これが次から次に今の自民党連立内閣の中で行われております。こうしたことを含めてですね、私は国がそういっ

た乱暴なことをやるときには、地方自治体がその防波堤になってやる。こういった姿勢を持って国にもしっかりと声を上げていただきたい。そういったことも要請をして、私の討論とします。

○議長（谷口松生君） ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷口松生君） これで討論を終わります。

これから、採決します。採決は、起立によって行います。お諮りします。議案第121号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（谷口松生君） 起立多数であります。したがって、議案第121号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第122号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（谷口松生君） 日程第9、議案第122号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第122号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、障害者支援施設と児童福祉施設の中身は。

答弁として、障害者支援施設は今まで知的障害者、あるいは身体障害者の施設が障害者自立支援法により一緒になって障害者支援施設となった。

児童福祉施設は、児童福祉法により措置している入所施設である。

質疑として、自立支援法の施行日はいつか。また改正を早くすべきではなかったのか。

答弁として、今年の4月から自立支援法が施行されたが、段階的に施行していくので今回となったものである。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論もなく、採決の結果、議案第122号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○14番（小野広嗣君） 委員長報告1点だけ確認をさせていただければ。今回の改正によりまして、対象者のですね、範囲と数、例えば身体障害者手帳で1級、2級とか、そういった範囲がありますね、こ

の範囲と数、その質疑がなかったのかを教えてください。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 今の点については、質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第122号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第122号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第123号 曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について

○議長（谷口松生君） 日程第10、議案第123号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第123号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託について、産業建設常任委員会における審査の経緯の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月22日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、耕地課長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。執行部の説明によりますと、志布志市は曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託に関する規約を定め、曾於市に委託するものです。

基幹水利施設管理事業につきましては、6月議会で曾於東部地区の土地改良事業の施行について議決をいただき、その後8月から9月にかけて、曾於東部地区の三条資格者の同意徴収を行い、9月現在で、志布志市全体で81.9%、曾於東部全体で76.5%の同意をいただいている。土地改良法の3分の2の同意を超えましたので、来年の4月からの基幹水利施設管理事業の導入も可能となったところであります。委託の範囲は、施設の操作運転業務の委託に関する業務、国及び県に対する管理事業に係る補助金交付申請及び当該補助金の受領に関する事務、委託事務の管理及び執行のための必要な事務を曾於市に委託するものであるとの説明がありました。

概略、以上のような説明があり、質疑に入り、主な質疑といたしまして、規約の第6条で曾於市長と志布志市長の協議の中で定めるとなっているが、第3条第3項では条例等の制定又は改廃があったときは、遅滞なくその旨を志布志市長に通知するものとなっていることに対して疑問を感じるが、条例の改

正について通知して、志布志市として異議があれば、第6条を適用するのか質したところ、条例等の改正等については、事前に協議をしてから行うことになると思う。

操作運転の業務を委託する中、新聞の報道によると、豪雨による水の放流で災害があったが、水の放流について調整をする規約があるのか質したところ、こうした慣例につきまして、曾於市の方で操作を含めた条例を9月議会に提出いたしているところでございます。

災害時の水量調整について地域の方への連絡事項、例えばサイレンを鳴らして住民に知らせるなど、規約があるのか質したところ、中岳ダムの下流は志布志市でなく、大淀川になる関係で都城から宮崎が下流になります。貯水、放流、止水については、下流のところに、何箇所かサイレンとマイクを設置しまして、情報を流すようなシステムになっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第123号、曾於東部地区基幹水利施設管理事業の事務の委託については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

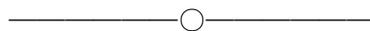
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第123号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第123号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第11 議案第124号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）

○議長（谷口松生君） 日程第11、議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、それぞれ所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、立山静幸君。

○総務常任委員長（立山静幸君） ただいま議題となりました議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査の概要と結果を報告いたします。

本委員会は、9月22日、委員全員出席のもと、関係部長、課長及び職員が出席し、審査を行ったところであります。

質疑の主なものと、それに対する答弁について報告します。まず、総務部総務課分について申し上げます。

説明といたしまして、歳入の23ページ、目4、節1、雑入の54万円につきましては、有明町通山・押切地区の国道220号歩道改修に伴う消火栓、2箇所分の移設補償費である。

歳出、25ページ、目1、節12、役務費800万円は、4月から7月の実績で不足が見込まれるため800万円お願いしている。節13、委託料121万3,000円につきましては、当初、臨時職員200名程度分の健康診査等委託料を計上していたが、現在300名程度いるため、100名分を計上した。

42ページ、目2、節19、負担金補助及び交付金61万5,000円は、志布志方面隊3名分の退団による共同事業負担金である。目3、節15、工事請負費は、歳入で申しあげました消火栓の2箇所分であるとの補足説明がありました。

質疑として、25ページ、目1、節12、役務費の800万円の主な理由は。

答弁として、郵便料が主なものであります。100通以上は80円から65円の特別料金の使用や、志布志地区につきましては、志布志郵便局から発送するなど節約に努めている。

また、自治会への未加入世帯が3,163世帯で全体の2割は未加入世帯であり、未加入世帯への発送が主な理由である。

質疑として、節約の具体的な内容は。

答弁として、メール便の使用や庁舎内の職員分は手渡し等を実施している。

質疑として、4月から7月までの発送件数は。

答弁として、4月から7月までの発送件数は、7万8,275通で、月平均約2万通である。

質疑として、42ページ、目2、節19、負担金補助及び交付金61万5,000円は、3名分の退団による退職報奨金と説明があったが、全国的に退職報奨金は同じ金額か。

答弁として、地域で差がある。曾於地区は全国平均より高い方である。

質疑として、消火栓の工事請負費は120万円、歳入は54万円であるがなぜか。

答弁として、国の考え方は施設を経過している中古の消火栓を工事に伴って、新品の消火栓に設置するため、その間の減耗率を計算して、補償費で支払いされる。そのため、工事請負費の45%を歳入に見込んでいます。

以上で総務課分の審査を終わり、次に総務部情報管理課分について申し上げます。

説明といたしまして、25ページ、目6、節13、委託料157万5,000円の電算システム業務委託料であります。一つに国民健康保険法の改正に伴う分が126万円、二つ目に国民年金法の改正に伴う分が31万5,000円で、合わせて157万5,000円計上しているとの補足説明がありました。

質疑として、法律が改正されるたびに電算システム業務委託料が計上されますが、電算導入の際、ソフト面のサービスは条件ではなかったのか。このような改修業務委託料に対して割引されているのか。

答弁として、金額的なサービス条件はしていない。県内各市町村が一斉に改修業務委託を実施しますが、本市は行政システム九州に委託するが、価格につきましては、他団体と差のないように、又町村会との差のないように契約したい。

質疑として、大手業者の参加でなかなか業者は変えられない。業者の言いなりではないか。ソフトの組替えだけであり、県単位で研究会、勉強会は実施していないのか。

答弁として、行政システム九州を導入している県内及び九州地域の団体で、行政システム共同開発協議会を組織している。この協議会で研修会、システム開発等について協議をしている。

質疑として、ソフトの変更、経理の変更については、JAは福岡市で九州オンラインで一括して対応している。協議会で単価等について安くでできるような検討はしていないのか。

答弁として、県内を例に取りますと、町村会との契約、その他の市町村につきましては、それぞれの会社と個別に契約して、個別のシステムを導入している現状である。そのようなことで、統一した共同開発のできないこと等、単独購入の弊害もある。

以上で情報管理課の審査を終わり、次に松山支所市民課分について申し上げます。

説明といたしまして、26ページ、目1、節9、旅費1万1,000円計上しておりますが、地籍関係の旅費に不足が生じたので、補正をお願いしている。不足の原因は5月30日に、地籍の会計検査が実施されました。実施に伴うヒアリング、説明会、書類提出等に既定予算で対応したための不足分であるとの補足説明がありました。

質疑として、6月補正で計上ができなかったのか。

答弁として、予期していなかった会計検査が実施されたこと。5月30日には6月補正予算要求は締め切られていたので、今回お願いしている。

以上で、松山支所市民課分の審査を終わり、次に企画部港湾商工課分について申し上げます。

説明といたしまして、36ページ、目2、節8、報償費30万円、節9、旅費48万9,000円、節11、需用費2万5000円につきましては、商工・観光戦略会議に伴うものであります。節19、負担金補助及び交付金125万円は、地元購買促進対策事業補助金で商工会へ補助するものです。目3、節11、需用費10万円は、松山支所分で日本庭園修理費に伴うものであるとの補足説明がありました。

質疑として、36ページ、目2、節19、負担金補助及び交付金125万円は、歳末大売り出しを商工会が大々的に開催し、特産品等を商品として提供するとあるが、総体事業費はいくらか。

答弁として、全体事業費は508万3,556円である。

質疑として、加盟店は何店舗の予定か。また商工会全員の理解が得られているのか。

答弁として、現在50店舗である。8月3日付けで商工会長名で要望書が提出され、合併に伴い旧3町の商工会員が全員賛同されている。

質疑として、加盟店から商品券をどのようにして特産品と交換するのか。

答弁として、商品引換券により商品券や特産品が当たる方式である。

質疑として、目2、節9、旅費48万9,000円は、商工・観光戦略会議の旅費であるが、根拠は。

答弁として、商工・観光戦略会議の委員30名、市職員2名分の32名で、研修先は豊後高田市でマイクロバス使用で1泊2日の旅費である。

質疑として、商工・観光戦略会議の委員は、いろいろな代表者15名、公募による委員の15名、30名で先進地研修や市内隅々までを把握し、専門家の指導や勉強会を兼ねて立派な計画書をまとめられると思

うが、この会や委員は1年で終わるのか。

答弁として、課としましては、今年は期間的に短いので、次年度も続けていきたいと考えている。

以上で港湾商工課分の審査を終わり、次に企画部財務課分について申し上げます。

説明といたしまして、歳入の7ページ、第2表地方債補正1億9,860万円の増の主なものは、現年補助災害復旧事業債である。

10ページ、目1、節1、地方交付税2億8,671万8,000円の増額で、本年度の決定額は71億3,671万8,000円である。

19ページ、目1、節2、その他の不動産売払収入352万6,000円は、松山地区の自治会と分収契約している市有林4カ所分の流木売払分である。

歳出、25ページ、目3、節11、需用費50万円は、志布志支所大型車庫等の修繕料で、節19、負担金補助及び交付金241万4,000円は、松山地区自治会との分収林の分収割合70%分である。

31ページ、目1、節28、繰出金2,320万3,000円は、水源地の豪雨災害による応急復旧分と冠水対策経費で水道事業会計へ繰出すものでありますとの補足説明がありました。

質疑として、19ページ、目1、節2、その他の不動産売払収入352万6,000円の算出根拠は。

答弁として、曾於地区森林組合に調査を依頼し、材積を見積ってもらった結果、市場価格の金額である。立木のままの金額である。

質疑として、市場価格と説明があつたが、経費を差し引いた金額か。

答弁として、立木のままで経費を差し引いた金額である。

以上で財務課分の審査を終わり、次に企画政策課分について申し上げます。

企画政策課分につきましては、25ページ、目4、節19、負担金補助及び交付金として女性支援推進会議補助金50万円として計上してありましたが、議案上程時の本会議において、訂正を申し上げるということで、総務常任委員会に付託となりました。委員会審査において、改めて運営費補助金50万円を節8、報償費39万4,000円と、節11、消耗品費10万6,000円に組み替えるとのお願いがありました。総務常任委員会としましては、委員会に諮り、このことを了承していただき、企画政策課分の審査に入りました。

説明といたしまして、25ページ、目4、節8、報償費61万5,000円につきましては、講師の謝金、委員の出席謝金、さらには各種講座等の講師の謝金である。節11、需用費10万6,000円は、消耗品費であるとの補足説明がありました。

質疑として、予算計上の在り方としては、商工・観光戦略会議と同じ計上がよいと考える。支援推進会議の内容、目的が今一つ分からない。本当に支援していただきたいのは、子育てと仕事を両立されている若いお母さん方ではないか。組織の代表者についても、組織の中の若い人たちを積極的に活用すべきと思うが。さらに企業、会社側の代表の方々の意見を聞くことも大事と考えるが。

答弁として、本会議でも申し上げたとおり、団体の代表者でなく、団体の若い人を選んでもらうようにする。また、選ばれた人は、組織内の意見を吸い上げて会に臨んでもらうようにする。また組織内の会合に出向き、支援内容や意向調査等を実施したい。

質疑として、広く女性の意見を聞き、市政に反映させることが目的であると思うが、会議だけの意見

でなく、ホームページや手紙、不特定多数の意見を聞くなど、多くの女性の協力が必要と思うが。

答弁として、できるだけ多くの女性の意見を集約し、市政への参画を推進したい。

質疑として、女性支援は男性の意識改革が必要である。セミナーや意見交換の場が必要と思うが。

答弁として、まずは市の職員の意識改革が大事であると思われるので、意識改革の取組を実施したい。市の職員の意識が変わることにより、市民へだんだんと浸透するものと考えています。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、19番、文教厚生常任委員長、岩根賢二君。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となっております議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）のうち、文教厚生常任委員会に付託された部分について、審査の経過と結果を報告いたします。

当委員会では、9月22日に教育委員会関係、9月25日に市民部関係及び福祉部関係の審査を慎重に行いました。

それでは、審査日程順に、まず教育委員会の教育総務課と学校教育課関係の部分について、質疑の主なものと、それに対する答弁を報告いたします。

質疑として、3目、教育指導費の19節、負担金の説明を。

答弁として、全国、九州、県の特別支援教育研究会に関する会費であり、1校当たり7,450円を納めることになっている。志布志市においては、8校、9学級である。

質疑として、支援教育が来年度から始まるが、先生の確保はできるのか。

答弁として、手遅れにならないように配慮したい。また、小学校から中学校へ継続しなければならないので、そのことも踏まえて努力したい。

質疑として、学校の耐震化優先度調査は鉄骨の建物の場合は、どのようにするのか。

答弁として、基礎部分のコンクリートについてはハンマーを使って行うが、はり等の部分については、目視と書類照合をしながら行う。古い建築年度のものは、耐力度調査を行い、これが建て替えか、改修かの判断をするための取っ掛かりの調査ということになる。

質疑として、耐震化優先度調査は一般財源であるが、次の段階ではどうなるのか。

答弁として、本診断や耐力度調査により改修が補助対象となった場合は、その調査費も前年度にさかのぼって補助の対象となる。

次に、教育委員会のうち文化振興課分について、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、歴史のまちづくり事業の国庫補助と一般財源の見通しはどうか。

答弁として、山城は国指定になっており、今後6年間は国が50%、県が10%、市が40%の割合で負担し、毎年800万円の予算がつくことになっている。国指定でない部分については、補助事業を探すこと

になり、それに該当しない部分は市の単独となる。

質疑として、このことについては、今までの成果を広く市民に公開して理解を深めるべきではないか。

答弁として、昨年9月にアピアで成果の発表会をして、800人以上の人に見てもらっている。今後は発掘体験や見学会等を実施していきたい。

次に生涯学習課分について申し上げます。

質疑として、城山総合公園のテニスコート人工芝改修の工法と工期はどうなっているか。また排水についての心配はないか。

答弁として、小さい粒状のクラッシャーによる路盤工と路床工、表層工の3層構造であり、工期は3カ月の見込みである。排水は、現在も良好であり、今よりもさらによくなると思う。

質疑として、成人式は合併協定では19年からは、合同でやるとなっていたが。

答弁として、参加しやすいようにということで4月にアンケートを取り、1月1日に松山で、3日に有明で、5日に志布志で開催することになった。成人者自身による実行委員会を設置して、自主的な式になるようにしていきたい。

以上で、教育委員会関係を終わり、次に市民部関係の部分について報告いたします。

まず、市民課分の主な質疑とそれに対する答弁について申し上げます。

質疑として、国民年金の免除基準はどうなっているか。

答弁として、例えば単身世帯での所得金額の基準は全額免除で57万円、4分の3免除で93万円、半額免除で141万円、4分の1免除で189万円となっている。

質疑として、国民年金の窓口の職員は何人で対応しているのか。また事務量に対して、人員は十分であるか。

答弁として、職員は本庁に2名、志布志に1名、松山に兼務で1名、それに臨時職員が2名いる。事務の執行については、滞りなく行われている。また、トラブルも含めて相談全般を受けている。

次に、環境政策課分について、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑として、燃料費の単価契約はどこですのか。また、この補正額で大丈夫か。

答弁として、単価契約は管財で一括契約をしている。月別の使用料を参考に、今後の見込みを推計しているので、3月までこの金額で対応できると考えている。

質疑として、環境衛生費の中の旅費は先進地研修とのことだが、その内容はどうなっているか。

答弁として、志布志市として、どのようなバイオマスが利活用できるかを研修して、今後の構想に役立つものである。当初は生ごみによる発電をしている愛知県常滑市を考えていたが、竹材の利活用をしている四国の町も紹介されたので、先進地については、これから協議して決めることになる。

参加人数は13名を予定している。

以上で市民部関係を終わり、次に福祉部関係の部分について報告いたします。

まず福祉課分について、質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、障害児保育は3名だけか。また国や県の補助金の見込みはないのか。

答弁として、療育手帳のA、B又は身障者手帳の1、2級を持っている方が対象となるので、この数

字になっていると思う。補助金の対象は1園に3名以上が条件なので、今のところ補助金は出ない。

質疑として、福祉タクシーは松山や有明と同じ方式にできなかったのか。

答弁として、とにかく3町を同じ土俵に上げようということで、このような形になったところである。今後はいろいろな要望も聞きながら、統一に向けた作業をしていきたい。

質疑として、障害者地域支援事業が始まるが、介護保険との関係はどうなるのか。

答弁として、介護保険事業と関係がある。今後は地域包括支援センターの事業として取り組まなければならない面が多くなっていく。

質疑として、介護保険料の算定に当たって、介護保険と一般会計の事業が入れ替わったりしたことにより、どのような影響が出ているか。

答弁として、介護保険の中で取り組める事業費は介護給付費の2%以内ということになっているので、当初の見込みにはほとんど影響はないと考えている。

次に、保健課分について質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、補正の増減を見ると一般会計がプラス382万6,000円、介護保険がマイナス512万6,000円となっている。緊急通報装置給付事業は一般会計で対応してあるが、介護に移った場合は、自分の保険料で見るとということになると思われるが、どう考えるか。

答弁として、当初予算の時点でははっきり見えない部分もあり、概算で組んでいたものもある。6月の時点で国から示されたので、今回の補正をお願いしている。

質疑として、在宅寝たきり老人等介護手当支給事業で残額800万円を介護保険へ移すということだが、どのように理解すればいいのか。

答弁として、当初では地域支援事業の対象となるか判断がつかなかったところである。今回以降の分について、地域支援事業の対象となることが分かり、国、県の補助もあり、今回提案させてもらったところである。

質疑として、一般会計と介護保険に似たような事業があるが、状態の軽い、重いで振り分けるのか。

答弁として、介護保険ではほっておくと介護を必要とするようになる特定高齢者について対応することになる。

当委員会では、以上で所管の各課の質疑を終えましたが、最後に市長、助役、企画部長、福祉部長に出席を要請し、総括の質疑を行いました。

その中で、予算書の説明欄に、その他団体という表示がされたり、委託料や補助金についても事業名が明示されないものがあるので、もっと分かりやすく改善すべきではないかという質疑がありました。このことについて、企画部長の方から、例えば補助金については、17種類に区分けをしており、その分については、名称が出てくるが、それ以外はその他となるようになっている。ソフトの改修で対応できるのではないかと思うので、しばらく時間をいただきたいという答弁がありました。

また総括質疑では、このほかに保育所の民間移管についてもいろいろ質疑がありました。

以上で質疑をすべて終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第124号のうち文教厚生常任委員会に付託になった部分については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をい

たしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） 次に、23番、東宏二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）について、産業建設常任委員会における審査の経緯の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月22日、委員全員出席のもと、執行部から産業振興部長、建設部長、担当課長ほか担当係長の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

耕地課分の説明によりますと、農業水産業費の農業総務費の541万7,000円と農業振興費の95万2,000円の減額につきましては、災害復旧費に組み替えるものである。

農地総務費の30万円の増額は、野井倉ほ場整備事業推進協議会への運営費補助金であります。

農地整備費の240万円5,000円の増額につきましては、本年度は雨が多かったため、農道、水路の維持補修にかかるものです。

土地改良費の賃金は、災害復旧費へ組替えと、負担金補助及び交付金は、農業水利施設の完成に伴う中岳ダム完工式を推進協議会で行うための特別負担金であります。

災害復旧費につきましては、4億6,009万5,000円が耕地課分です。その主なものといたしまして、工事請負費であります。本庁、松山支所、志布志支所の256件分の工事費であり、また災害復旧等の査定につきましては、12月頃行われるとの説明でありました。

歳入の農林水産費分担金は、災害における地元分担金であり、激甚災害に指定されるものの措置です。県支出金の災害復旧費県補助金は、2億6,808万8,000円、これは耕地課分です。

また、市債の災害復旧費1億4,680万円についても、耕地課分です。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、激甚災害が指定されたということですが、決定されるのはいつ頃か質したところ、9月8日の閣議で決定されまして、5月から7月の豪雨につきましては、激甚災害に指定され、9月13日の官報で告示されましたので、本年度におきましても激甚災害の指定を受けるところであります。

また、先ほど説明しました公共事業の災害につきましても、非常に補助率が上がってきて、合併協議会の中でも激甚に指定された場合は、地元補助残の地元負担を免除するということですので、当然地元負担がなくなるということです。

薩摩地区だけかと思っていたが、志布志市も該当するのか。また予算の見直しはいつになるのか質したところ、志布志市も該当し、予算は2月頃になるとの答弁であった。10月頃から工事を発注することだが、件数が多く、年度中に工事が完了するのか。また、災害復旧はいつまでに完了するのかと質したところ、年明けの発注となるが、農地等については早く復旧しなければならないので、年度内に完成したい。また、期限については、基本的に3年間で実施する。現在は1年から2年で実施完了している。小災害については、市に対しての報告は地主か、自治会組織の申請か質したところ、申請書を提出

することになります。自治会、個人どちらでもよい。150m以内であれば、合わせて申請していただきたい。

激甚災害に対して志布志支所の予算に分担金が計上してあるが、他にもあるのか質したところ、受益者負担金として本庁、松山支所も分担金はあるとの答弁でありました。

耕地課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分の提案理由の説明を受けたところであります。農政課分の説明によりますと、目の茶業振興費の消耗品につきましては、本年度の60回全国茶品評会の蒸し製玉緑茶の部で、志布志市が産地賞をいただき、また中留健児氏が農林水産大臣賞をいただきました。

なお、九州茶品評会におきましても、中本善常氏が農林水産大臣賞を受けましたので、それをたたえるために、松山と志布志に懸垂幕を掲げるための費用であります。

また、負担金補助及び交付金につきましては、平成19年度に鹿児島県の茶業振興大会が志布志市で行われるため、開催地としまして、大会のメインであります農林水産大臣賞を目指し、農家の方々の育成、出品茶園づくりをしてもらうため、なお銘柄の確立と茶業発展のために、志布志市茶業振興会に補助するものであります。

概略、以上のような説明を受け質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、来年度開催される県の茶業振興大会の概要と日程、宿泊の考え方を質したところ、50名の出品茶農家、実行委員会、技術委員会、振興会等の開催を予定している。1日の大会予定だが、遠方からの出席者で宿泊希望があれば、宿泊先の紹介を事前にする。各種品評会に何点出品したかを質したところ、全国に79点、九州に60点出品した。

水田においての茶の植栽はできないか質したところ、開田は止水すれば畑となり、茶を植えたい農家もあるが、作物の団地化を進める中で、土地改良区と協議を進めていく。

農協が二つあるが、意志の疎通がされているか。また肥料は金額補助か、それとも現物支給か質したところ、農家も農協も振興会の一会員であり、意思疎通は図られていると理解している。また、飼料は物品支給です。

農政課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、畜産課分の提案理由の説明を受けたところであります。畜産課分の説明によりますと、畜産業費の負担金補助及び交付金につきましては、畜産関係の飼料生産対策事業としまして、松山町農業公社が事業主体となりまして、飼料用の収穫機と堆肥の管理に伴うマニアスプレッダー、ショベルローダーの購入費であります。

収入につきましては、県支出金、県補助金、農業費補助金の飼料生産対策事業の355万円であります。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、補助率の2分の1と3分の1となっているが、仕分けはどうなっているのか質したところ、事業の要綱、要領の中で、堆肥生産関係は2分の1、飼料生産関係は3分の1となっている。

堆肥生産関係のみの事業を実施するのか、飼料生産関係を含めた複合的な事業なのか質したところ、

この事業はメニュー方式であり、機種選定の結果、このようになっているとの答弁でありました。

畜産課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、林務水産課分の提案理由の説明を受けたところであります。林務水産課分の説明によりますと、林業振興費の賃金33万6,000円につきましては、一般財源で予算化してもらっていたものを、治山の補助事業に対応するための減額であります。林道整備費は、志布志支所関係の予算で、賃金、使用料及び賃借料、原材料費は林道の維持管理に伴うものです。治山費の工事請負費につきましては、有明3箇所、志布志4箇所、松山1箇所分の工事であります。

負担金補助及び交付金は、県営事業負担金として有明が2箇所、志布志が1箇所の負担金です。水産業振興費の負担金補助及び交付金は、ハモの加工施設整備を行うため、基金を取り崩しまして漁協に補助するものです。

収入の農林水産業費分担金の治山事業の385万円は、受益者分の分担金であります。県支出金の農林水産業費補助金の2,505万円は、治山事業に係るもので、400万円につきましては、漁業付加価値向上対策のものです。

概要、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ハモの加工施設の漁協への補助対象額987万円の内訳について質したところ、既設の増改築分と新品の冷蔵庫の購入が対象である。

ハモ加工用の備品で加工したものはどのようなものか質したところ、婦人部で3枚に下ろし、17年度購入した骨切り機を使ってパック詰し、市内の料理店や、直接販売もしている。

ハモ骨切り機は民間でも使えるのか質したところ、漁協の備品であるので使えないとの答弁でありました。

林務水産課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑終結といたしました。

次に、都市計画課分の提案理由の説明を受けたところであります。都市計画課分の説明によりますと、都市計画総務費の委託料に300万円を補正するものですが、これは7月5日の豪雨により安楽の住宅の敷地が陥没したため、付近の調査の結果、特殊地下壕と断定できず、調査を行うものである。もし特殊地下壕であれば、補助事業を要望し、地下壕の埋戻し工事を行う。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特殊地下壕と地下壕の区別はと質したところ、特殊地下壕は戦時中に旧日本軍によって構築されたものであり、地下壕は集落や個人がつくった避難壕である。

現地はどのような状況か質したところ、住宅の敷地が5mほどの深さに陥没している。陥没土砂で穴が塞がり、陥没の方向や大きさが特定できない状況である。

特殊地下壕でなかった場合の対応は、陥没した住宅敷地は雨水侵入等があると非常に危険な状態であったため、生コンクリート等で埋戻しを行っているとの答弁でありました。

都市計画課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、土木課分の提案理由の説明を受けたところであります。土木課分の説明によりますと、土木総務費の103万5,000円は、県営道路整備事業の柿ノ木志布志線の改良事業の追加分です。道路維持費の主

なものとしまして、工事請負費の6,112万円につきましては、市道の舗装や水路の改修工事等でありませぬ。道路新設改良費の主なものは、用地の交渉が調いましたので、用地取得費に組み替えるものです。砂防費の主なものは、今回災害に伴いまして、工事費に3,150万円を計上しております。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、土木関係事業に合併特例債の活用がなされてないが、我々は合併特例債を期待していた。このような工事関係についての充当はどのような流れになってるのか質したところ、合併特例債の関係については、合併特例事業に対応できるかどうかの判断である。土木費の関係については、総体予算の中では10%強ぐらいの予算を獲得しているが、通常過去の例から見ると若干少ないのではないかと理解している。道路については、臨時地方道路整備事業債も必要であると考えており、合併特例債の対象となる事業であるのかどうかという判断もあるので、その中でこのような形になっていると理解している。

市道の測量をしているようだが、拡幅計画があるのか質したところ、過疎地域自立促進計画により、吉村の信号から国道までの中に、3箇所の工事計画を入れている。

柿ノ木志布志線の事業期間は5年かかるとの答弁であったが、今回延びた理由と、用地買収の予算が少ないのではないかと質したところ、県の計画及び土木事務所によると、今のところ3億円で6年ぐらいを見込んでいる。県に要望していく。

土木課分につきましては、以上のような質疑がなされ、質疑を終結しました。

次に、管理課分の提案理由の説明を受けたところでありませぬ。管理課分の説明によりませぬと、住宅管理費の修繕料40万円は、松山の3階建て住宅の高架タンクが古くなったことと、水圧が十分であるということから、上水道を直結するための費用であります。

委託料につきましては、志布志地区の若浜住宅が築50年以上経過したので、解体撤去し、土地の整備を図るものです。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、解体について、廃棄物を持っていくところを指定するのか質したところ、業務委託であり、廃棄物処理場の指定はしませぬ。委託業者の判断で処理場を選定いたします。

家賃の滞納繰越はどのぐらいあるのか質したところ、平成17年度、松山が176万8,100円、志布志が214万7,200円、有明が168万1,900円、合計で559万7,200円です。

滞納件数を質したところ、松山が31件、志布志が67件、有明が36件、合計134件です。

若浜の家賃はいくらか、また徴収はどのようにしているのか質したところ、所得によって違いますが、基本的に1,200円である。徴収は各支所ごとに徴収している。

解体跡地の利用については、内部で将来のことを十分検討して、ことを急がずに有効利用を図っていただきたいと質したところ、今後の跡地利用については、本年度住宅マスタープランを策定する予定であります。それにより検討したいとの答弁でありませぬ。

以上で、すべての課の質疑を終結し討論に入りましたが、討論もなく、議案第124号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第4号）の産業建設常任委員会に付託になりました予算につきましては、賛

成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） ここで昼食のため休憩といたします。昼は1時15分から再開をいたします。



午後0時10分 休憩

午後1時13分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案の第124号について、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 社会福祉費の老人福祉費、27ページ、予算書でですね。で、ここに委託料で老人福祉関係の措置等委託料ということで出てます。これ、生きがい活動支援通所事業とか、この福祉タクシー運行委託料、そして給食サービス事業等の合計額がここに2,399万円計上されているわけですが、先ほど委員長の報告の中に、その中で生きがい活動支援通所事業に関する質疑の報告が1点もありませんでした。あと、給食サービス事業に関してもありませんでしたので、もし質疑があったとすれば、例えばこの実施、生きがい活動支援通所事業の委託、この実施箇所数とその利用者数の実態、あるいは延べ人数こういったことに対する質疑、あるいはこの利用者が特に男性の参加者がやや少ないということをお聞きしているわけですが、その比率、あるいは数がどうなっているのか。であれば、この利用者数を増やしていくための工夫とか、そのアイデアに対する質疑はなかったのか。

また、高齢者がこういった事業を利用していき、その推進を図る上で、身近なところの利用ということで、事業者と連携を取る中で、いわゆる志布志支所、ここの空き部分を使つての活用の仕方という議論がなかったのか。その辺をまず1点お聞きをしたいと思います。

あと、たくさん言うのであれば、まずその生きがい活動支援通所事業のところからお願いいたします。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 報告はいたしませんでしたが、生きがい活動支援通所事業については、単価が変わってはいないのかという質疑がありました。特に変わっていないという答弁がありました。

ほかには、地域活動支援施設への通所者数は何名かということで質疑がありまして、現在ディサービスとして行っている8名であるという答弁がございました。

以上、2点しかございませんでした。

○14番（小野広嗣君） あと給食サービス事業ですが、この件に関して、先の7月5日の水害の時、この2日間にわたって、この給食サービス事業のことで苦情が私の方にもまいております。この前後の給食サービス事業のことに関する質の問題なんですが、質疑はなかったのか。

また、そういったことを含めて利用者の声をですね、どのように吸い上げていくのかと、そういった議論がなかったのか。今2点申し上げました。あと1点、いわゆるこのサービス事業の目的の一つに安否確認という観点がございますが、この事業を展開する上で、安否確認のその実績というか、状況把握

というのがどういう形で進んできているのか。そういった中身についての質疑がなかったのかをお聞きをしておきたいと思います。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 今、お尋ねの件に関しましては、給食サービスの内容とか、議論とか安否確認についてということでございましたけれども、いずれも質疑はございませんでした。

○14番（小野広嗣君） じゃあ、ただいま質疑した観点、3点の観点からの質疑はなかったとすれば、先ほど委員長報告の中で、この給食サービス事業に関する質疑自体の報告はありませんでした。私の先の質疑以外の質疑が、この給食サービス事業に関してありませんでしたか。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） 給食サービスについては、質疑はありませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

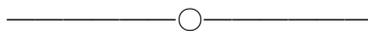
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第124号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第124号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第125号 平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第12、議案第125号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第125号、平成18年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

まず当局から、一時借入金の補正について、今回の補正は現在の国民健康保険特別会計の資金運用の安定化を図るため、新たに2億円を追加し、一時借入金の最高額を4億円とし、健全な事業運営を行おうとするものであるとの説明がありました。

続いて質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、保険財政共同安定化事業の交付金は今回限りか。

答弁として、前年度の実績と人口割に応じて拠出して、交付金を受けるものである。

質疑として、保険財政共同安定化事業の負担金はどうなるのか。

答弁として、現在の34%は変わらない。県からの調整交付金7%も変わらない。残りの59%について、この取扱いとする。

質疑として、レセプト点検の関係者には個人情報保護について啓発をしているか。また、何回ぐらい行っているか。

答弁として、職員、臨時職員には強く指導している。また日常業務の中で確認し合っている。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第125号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○14番（小野広嗣君） 1点だけ確認をさせていただきたい。予算書の13ページ、目の2になりますが、この負担金、目の2、区分の19、負担金補助及び交付金、これ拠出金の方でも出てきますが、いわゆるこの保険財政共同安定化事業ですね、これに伴いまして、いわゆる拠出金と交付金というのが同額計上されているわけですが、これまでのですね、高額医療費共同事業とどう違うのか。また、このことが本市にとって、どういうメリットがあるのか。そういう観点での議論はありませんでしたか。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） その中身についての質疑はありましたけれども、今議員がおっしゃいましたことについての質疑はございませんでした。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第125号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第125号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第13 議案第126号 平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）

○議長（谷口松生君） 日程第13、議案第126号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第126号、平成18年度志布志市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果につい

て報告をいたします。

当局から概略、次のような内容の説明がありました。予算書の5ページ、国庫支出金の事務費国庫補助金は、老人医療適正化対策事業に伴う事務費を111万7,000円増額し、269万7,000円とするものである。

6ページの一般会計繰入金は、健康保険法改正に伴うシステム改修による事務費繰入金を13万3,000円増額し、3億8,641万5,000円とするものである。

7ページの一般管理費は、老人保健事務電算処理委託料125万円を増額し、1,042万8,000円とするものである。

当局の説明を受け、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第126号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

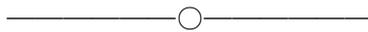
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第126号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第126号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第127号 平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第14、議案第127号、平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第127号、平成18年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、当局から概略、次のような内容の説明がありました。今回の補正は、平成17年度決算に伴う繰越金、保険給付の確定による追加交付と返納金に関する部分、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う法律の改正があり、介護保険施設及び特定施設入所者介護に係る給付が100分の20から100分の15に、県の負担が100分の12.5から100分の17.5に見直しがあったことによるもの、保険給付費の不足が生じるための補正、また地域支援事業費の変更に伴う部分にかかわるもの等であるという説明でございました。

予算書の14ページから20ページまではほとんどが財源組替えであります。保険給付費の介護サービス等諸費の目1、目3、目9及び高額介護サービス費については、不足が生じるため調整をするものである。

24ページの目1、介護予防ケアマネジメント事業は、目4、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業へ事業費の組替えをするものであるという内容の説明でございました。

続いて質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、総合相談事業費の委託料208万円の内訳は。

答弁として、地域ネットワーク事業100万円と24時間体制協力費108万円の合計208万円である。

以上で質疑を終わり討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第127号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

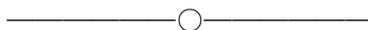
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第127号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第127号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第15 議案第128号 平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第15、議案第128号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第128号、平成18年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

初めに、当局から、概略次のような内容の説明がありました。

歳入で一般会計繰入金6,631万2,000円の減額は、繰越金と市債の増額に伴う減額です。市債5,770万円の増額は、起債額の増額が認められたための増額であるということ。

歳出で、一般管理費のうち、役務費100万円の増額は、先の豪雨災害で松山橋の決壊に伴い、下水道

管路が決壊し、下水道排水のくみ取りが必要となり、今回は予備費で対応したが、今後も同様のことが予測されるため計上したものであるということでございます。

続いて質疑の主なものと、それに対する答弁について申し上げます。

質疑として、市債の利率はいくらか。

答弁として、17年度分は18年3月時点で2.05%で借り入れている。今年度も来年3月に決定していく予定である。

質疑として、予備費の増額の中身はどんな内容か。

答弁として、下水道事業全体にかかわる突発的な事態が発生し、予算に不足を来した場合に充当するための増額である。

以上で質疑を終わり、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第128号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

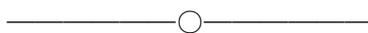
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第128号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第128号は所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第129号 平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（谷口松生君） 日程第16、議案第129号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（東 宏二君） ただいま議題となりました議案第129号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算（第1号）について、産業建設常任委員会における審査の経過の概要とその結果について御報告申し上げます。

本委員会は9月22日、全員出席のもと、執行部から水道局長、局次長ほか担当職員の出席を求め、提案理由の説明を受けたところであります。

執行部の説明によりますと、今回の補正を必要とする主なものは7月5日の集中豪雨により、冠水被

害を受けた水源地5箇所分の復旧に係るものです。

第2条の収益的収入及び支出のうち、国庫対象災害復旧に要する予定費を9,300万円の財源に充てるため、企業債の3,300万円を借り入れるものであります。既定額に8,699万6,000円を追加補正し、4億1,271万9,000円にするものです。さらに、簡易水道事業収益に2,570万6,000円を追加補正し、2億7,373万9,000円とするものです。

また支出としましては、上水道事業費用既定額に8,494万1,000円を追加補正し、3億9,237万円にするものです。さらに、簡易水道事業費用既定額に2,627万円を追加補正し、2億8,496万円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出につきましては、災害復旧に関する一部に補正の必要が生じたためであり、このことにより支出に不足する額を補てんする財源にそれぞれ変化が生じたものです。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費であり、職員給料費を減額し、今回の補正をお願いするものである。

第10条、他会計から補助金として今回被災復旧に要する経費の一部について補助を受けるものであります。

概略、以上のような説明があり、質疑に入り、主な質疑といたしまして、災害復旧は修繕か新規か質したところ、今回はすべて修繕で対応する。

新たに実施するものとしましては、冠水対策です。冠水対策について質したところ、芝用地区は2m程度の擁壁で既設ブロックの内側に施工したい。大迫地区は、建物を囲むか、擁壁か検討したい。

大迫地区は道路まで冠水するが、対策はないか質したところ、道路改良と同時に検討すべきだが、施設も移動となり、膨大な経費がかかる。

予想を超える災害で復旧経費がかかると思う。また、水は命の源であるので、一般会計からの補助を受けても災害に強い対策をすべきではないか質したところ、今後は財政部局に協力をもらいながら、対策を進めていきたいので、議会のバックアップも併せてお願いしますとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、議案第129号、平成18年度志布志市水道事業会計補正予算(第1号)については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(谷口松生君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(谷口松生君) 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第129号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第129号は所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。日程第17、議案第130号から、日程第19、議案第132号まで、以上3件については、会議規則第39条第2項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第130号から議案第132号まで、以上3件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第17 議案第130号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第17、議案第130号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第130号、損害賠償の額を定め、和解することについて、説明を申し上げます。

本案は、刈払作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成18年8月29日、午前11時30分頃、県道宮ヶ原大崎線と市道山重鍋1号線との接続部にある花壇の刈払作業中に、作業従事者の使用していた刈払機で誤って花壇に敷設してある粒状碎石をはね、県道宮ヶ原大崎線を国道269号方向から広域農道方向に走行していた〇〇〇市の〇〇〇〇氏の所有する普通乗用車の右側面後方部ガラスに接触し、車両を破損したものであります。事故の原因は、刈払作業前に雑草中の小石等の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%とするものであります。したがって、〇〇氏の所有する普通乗用車の原形復旧に要する費用3万1,500円を市が賠償し、和解するものであります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第130号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第130号は原案のとおり可決されまし

た。

日程第18 議案第131号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（谷口松生君） 日程第18、議案第131号、損害賠償の額を定め、和解することについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第131号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成18年8月11日、午後1時頃、薩摩川内市の道の駅榎脇遊湯館駐車場で、帰庁のため発進しようとした公用車の左側面部が、左隣に駐車していた〇〇県〇〇市の〇〇〇〇氏の所有する小型乗用車の右前方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が内輪差の確認を十分に行わず左方向に発進したためであり、過失割合を市が100%とするものであります。

したがいまして、〇〇氏の所有する小型乗用車の原形復旧に要する費用18万4,500円を市が賠償し、和解するものであります。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

○28番（重永重久君） まず2点だけ最初に伺いたいんですが、薩摩川内市ということで、公務と思えますけれども、何の目的で何名行ったのか。まず、そこからお知らせ願いたい。

第2点ですね、100%公用車が悪いという事故であります。事故後ですね、その職員に対する処分、その対応はどのようにされたのか、それをお聞かせ願いたい。

○教育次長（山裾幸良君） お答え申し上げます。

この事故につきましては、教育委員会の職員が起こした事故でございまして、平成18年8月10日に、第27回B&Gスポーツ鹿児島県大会に、B&G海洋クラブカヌー教室の受講生を参加させるために出張したものでございます。翌11日、帰りに薩摩川内市榎脇町道の駅遊湯館に食事のために立ち寄ったということで、その食事後帰路について公用車の方を運転したということで、その公用車が通常的車からすると、車体が長くて、いわゆる内輪差の判断、車が軽乗用車であればそうないんでしょうけれども、ちょっと大きめの車であったために、誤って被害を与えてしまったというところでございます。担当者1名に子供たちを4、5名乗せているということで聞いております。

職員は一人です。

以上です。

○市長（本田修一君） 処分につきましては、総務部長の方に回答させます。

○総務部長（隈元勝昭君） 処分につきましては、事故報告は受けて決裁も終わったところなんです。処分につきましては、いわゆる今後十分注意するよというところでの注意だけで、そのほかの懲戒処

分ということはいたしておりません。

○28番（重永重久君） 今、教育次長は説明したわけですが、車が長いとか、大きいとか、これは理由にならんわけですね。だから、そういう人を乗せる自体がおかしいんですよ。はっきり言ってですよ。じゃないですか。そう思いますよ。だから、これ保険で対応できるからと安易な考えを持ってもらったら困るんですね。過去にも旧町においてもいろいろこういう事故があって、我々そういう質疑をしたことがあるわけですが、そこらあたりがですね、そこまで見極めて、子供を連れて行くなり、そういう責任というのを持っているわけですから、そこらあたりの車の選定等もですよ、考えてやらないと。これはもう保険で対応するんだからというような安易な考えを持ってもらったら大変なことになるんですね。そこをひとつ今後十分注意していただきたい。

その第2点目の総務部長の話ですが、注意処分ということですね。だから、そういうことも、今後ほかの職員も公用車を使う機会、いっぱいあるわけですから、そこら辺の対応はただ注意というだけでいいものかですね。今、公務員あるいはいろいろな方が飲酒事故、あるいは交通事故等で非常に厳しい局面を迎えておりますので、今後の対応と注意だけでいいのかですね。何かそういう厳しい市としてですね、処分を考えていく必要はないか、ちょっとね。

○総務部長（隈元勝昭君） 議員御指摘のとおりだと思いますが、昨今、特に先般の議会でもお話があったように、飲酒運転という、この交通事故に対して厳正な処分ということで、その方向はやろうということにはしております。

ただ、交通事故のこういった接触部分については、日頃のやはり、今議員のおっしゃったその職員の注意、いわゆる気配りが足りないという部分でありますので、そういったことについても職員の研修の中でも指導していきたいというふうに思っております。

ただ、今後その部分の厳重な処分については、再度また私どもの方でどのようにするかということはまた検討させていただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○28番（重永重久君） これとは関係ないというように思うかもしれませんが、市長にお伺いしたいんですが、交通安全期間ということで、昨日志布志市において1,000人立哨パレードというのを実施されたわけですね。案内が来て、いろいろ我々議会の議員の皆さんの中にもですね、なぜこういう交通安全期間の中で3カ町でやるべきじゃないかと。なぜ志布志だけにするのかと。話をいろいろ聞くと、旧志布志町ではやっていたということの関連がそうなったのか分かりませんが。私から考えてもですね、やっぱり交通安全週間というのは全市を志布志、有明も含めてですね、当然やるべきじゃないかなと思った次第であります。その中で、市議会議員が33名という要請がありましたよね。それを議長に相談されたのか。話もいろいろ聞くわけですけど、やっぱりそういうのは議長に相談をされて、議長が我々もこういう要請があるわと、皆さんぜひ参加して交通安全のためにひとつ御賛同願えませんかというようなことがあってしかるべきじゃないかというふうに思うわけですね。そこらあたりの認識というのはどうされるのかですね、今後ですね。我々もちょっと見てですね、志布志市の関屋口から稚子松の交差点まであの区間だけをなぜこういう1,000人パレードをしなければいけないのかなあと。こういうことを1,000人以上の規模でやる以上はですよ、有明、松山、全市を含めて当然取り組むべきじ

ゃないかなというふうには私は思ったんですが、その見解をひとつ聞かせていただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。昨朝7時半より志布志の220号通りを中心にいたしまして、1,000人立哨という形でたくさんの方々の関係機関団体の協力をいただきまして行ったところでした。

そのことにつきましては、今お話ありましたように、旧志布志町で取り組んでいた事業だということ、そのまま今回も取り組んだというような経緯があったようでございます。

市で行う事業ということでございますので、今後は秋の交通安全運動週間の中で、そういった形でするということでございますので、他の地域につきましても、交通要所につきましてもそういった取組が必要ではなかったかというふうには思ったところでございます。議会に関しました要請につきましては、総務部長の方で回答します。

○総務部長（隈元勝昭君） 補足して御説明を申し上げたいと思います。

議員のおっしゃったとおり、当然市に合併したんだから、市で取り組むべきじゃないかということで、実は部長会の中でもですね、そのことは議論をいたしました。せっかくだから通山地区まで行くべきじゃないかという議論をして、そして今回については志布志支所が主管で取り扱うということでしたので、その要請をしたところでございました。その中において今回まではまだ交通安全協会が主催なもんだから、調整がつかなかったということの回答でございまして、ぜひ来年からは全市で取り組むように、そのコースも改めてコースの設定もするよということ、支所の方には要請はしたところでございました。それから、議会の皆様への御案内については、私どもの方で統括して配慮すればよかったんですけども、支所の方が今回までは支所の方でやるということでもございましたので、そこまではちょっと心配りが足りなかったなあというふうには反省しております。よろしくをお願いします。

○28番（重永重久君） 趣旨はいいんですよ。だから、今総務部長が言ったようにですよ、そういう取り組むというのは、やはりいろんな角度からですね、見据えてやらないと不平たらたらで立哨に行く人、行かない人、この33名の中ですよ、たくさんいるわけですね。それでは何もならんと思うんですよ。やっぱり市議会の議員の皆さん、市民の代表として行くんであればですよ、やはりそういう事前に、ただ志布志支所だけがあるようですけど、名前は本田修一ですよ、志布志市長で来ているわけですよ。今後の取組ですね。もう、私は今後の取組だが、ぜひ来年からやるんであれば、まだ春もありますけども、全市を組んでですね、やっていただきたいと要請をしときます。どうですか。

○市長（本田修一君） 今回の取組につきましては、いろいろ配慮が足りなかったということは深く反省いたしております。次回からは取組につきましては、様々な形で全市を挙げて参加していただけるような、そしてその趣旨がきちんと伝わるような、そして全市内の地域で取組が見られるような形していきたいというふうに思います。

○12番（本田孝志君） 初歩的なことかもしれませんが、ちょっとお尋ねしますが、市のその公用車は任意保険で、全部任意保険に入っていると思っておりますがですね、入っているかいなか。

それと、入っていればですね、過失割合が100対0ということで、向こうの方を全額弁償、補償をしなくてはいけないわけですが、市の公用車の修理のことも、この項目には載っていませんが、市の公用車の修理代はいくらぐらいかかったものか。

これも自損の場合の任意保険に入っておれば、自損で対応できると思うんですが、そこらあたりはどのような契約になっているんですか。

○企画部長（持富秀明君） 公用車の保険でございますが、これは全車両当然入っております。したがってですね、これにつきまして自損の場合の事故も入っておりますので、その分は全額保険の方で対応をするということにいたしております。ちなみに、総務管理費のですね、一般管理費の中の需用費の修繕料というところに予算計上しているということでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑は。

○14番（小野広嗣君） ただいまも出ておりましたが、教育委員会、こういった形で子供を乗せていく是非も含めてそうですが、例えば薩摩川内市であるとすれば、やはり2時間強という距離になるかと思うんですね。そういったところへ、公用車使って職員が行く場合、もし何かあった時の体制ということも含めて、いわゆる運転手が一人で行くのが好ましいのか。二人おって、やはり疲れの度合いも考えながらですね、行くことも大事なんじゃないかなあというふうに思うんですが、この事故があつて40日経過しておりますが、その辺の検討はどうだったのか。また、事故を起こす場合、本当ささいなことなんでしょうね。ちょっとした油断、でもそのちょっとした油断がなぜ生まれたのか。いわゆる、ひとつはその人が慎重性に欠けるとか、あるいは性格的な問題だとかいろんな角度もあると思いますが、健康管理の面から見てもどうだったのかと、そういった議論がその後あったのかどうかお伺いしたいと思います。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、特に児童、生徒を同乗させて競技等に参加する場合につきましては、十分注意をしなければいけません。そしてまた、保護者の理解も得て参加しなければならないのは当然でございます。この事故のあとにまた私どもも本人の体調はどうであったのかと。あるいは、油断はなかったのかという等のことにつきましては、いろいろと聞きました。しかし、事故も起こしているわけではございますが、日頃から非常に他の職員同様勤勉に職務を遂行している職員でございます。そういう職員でございましたので、先ほどの総務部長の説明もありましたように注意ということになったかもしれません。がしかし、それはそれといたしまして、やはりささいなことが大きな事故につながるということは十分考えられますし、そういうことは多うございますので、今後とも職員の事故等につきまして、そして日頃から健康管理につきましても十分今後注意して、二度とこういうことがないように気を付けてまいりたいと思っております。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○7番（鶴迫京子君） 関連してですが、子供が同乗していたということで、その子供は小学生ですか、中学生ですか。まず第1点。

2点目は、その事故を起こした職員もですが、その子供に対してどのように、職員が事故を起こしたことによって、事故の処理をしなければなりません、担当者が1人ということで、その子供に対する事故中の対応はどのようになされたか、まずお伺いします。

○教育次長（山裾幸良君） 中学生と聞いていたところでございます。

子供に対するケアはどうだったかということでございますけども、職員が事故を起こして警察にも届けられたところでございます。そして現場検証をし、そして相手の方と和解をしたということで、子供たちもその場にいたんですが、その時にですね、係長ももう1台の車で行ってまして、係長がまたちょっと帰りに途中で帰って来ないもんですから、連絡を取ったら事故を起こしたということで、すぐ引き返して係長が対応して子供たちのケアをしているところでございます。

以上です。

○7番（鶴迫京子君） 全く担当職員が1人ではなかったということでほっとしましたが、やはり事故というのはいついかなることも想定していなければなりませんので、まして中学生だったということで、それも不幸中の幸いといえますか、そこがまた小学生とか低学年の児童、生徒のときには、やはり動揺とかいろいろなことが考えられますので、やはり担当者一人で長距離のそういう研修とか講習とか大会とかそういうことは、やはり事前にこれでいいのかというふうに、協議をいろいろ想定されまして、検討してから研修に臨まれたらいいと思いますが、それを踏まえて、今後低学年のときにどう対応するかというところまで議論がなされたものかどうか質疑します。

○教育長（坪田勝秀君） 今御指摘のことについてでございますが、かねがね学校にも校長等につきましても、部活動等の子供たちの安全についても指導しておりますし、まして私ども教育委員会事務局の職員ということでございましたので、今後はこういうことがないようにということを指導もいたしました。そしてまた、交通教室等でも私どもは今後また、学校ではよくやるんですが、つつい事務職員、事務局職員の方がおろそかになる気分もございますので、今回はこういう不幸中の幸いといえますか、両方、一方の車は止まっている状況、そしてそれを回るときにということでしたが、どっちかが動いてたら、こらまた大きな事故になったかもしれないとぞっとするわけでございますが、運転技術の向上もさることながら、先ほど申しますように油断のないように、そしてまた交通教室等にも事務職員の参加もするような計画も今後考えていかなければならないかなと思っているところでございます。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

○16番（金子光博君） お尋ねします。先ほど教育次長の方で、子供が4名から5名というような答弁がありました。もしということがあったときには、どういうふうに考えておられるんですかね。4名と5名のそういういい加減な答弁でいいんでしょうかね。もし、まだいいですよ、これが最悪の事態のときに、4名亡くなったと、5名亡くなった、その命の重さですよ、それを市の職員が乗せて行ってですよ、そういういい加減な答弁では困りますよ。4名か5名かはっきりしてください。

○教育次長（山裾幸良君） 誠に申し訳ありません。私の発言で、4、5名という発言をしてしまいました。私が聞いたところは4名と聞いております。以上でございます。本当に申し訳ありません。

○18番（木藤茂弘君） それでは、基本的なことを聞かせていただきたいと思いますが、時間から見ますと、これは薩摩川内市かあるいは阿久根市かだろうと思いますが、出水市までは行かないと思います。市比野で昼食ということであれば。そこでですね、いろいろと一応それらのスポーツ団体はそれらの団体が開催するいわゆるスポーツ開催があるわけですが、県教委が後援になっておったもんか。

○教育次長（山裾幸良君） すみません。正確な資料がございませんので、ちょっと調べて答弁させて

いただきます。

○18番（木藤茂弘君） 後でいいです。

今後の出張の命令の仕方なんです、当然出張で行っておられると思うんですが、やはり市教委がそういう出張命令までして職員を出張させなくてはならない競技団体の催しであったのか。そこらあたりの一応今後のそれらの団体競技へのいわゆる命令の仕方、それについてどのように考えておられるのか。当然、県教委が後援でもしており、県教委が一応主催ということであれば、話は別でありますけど、いろんな団体の催しがあると思いますが、それらの考え方についてお聞かせいただきたい。

○教育長（坪田勝秀君） 特にスポーツに限らず、文化活動もそうでございますが、参加要請があった場合は、できるだけ支障がない限り参加をさせて、そしてその大会を盛り上げたいという気持ちはあるわけでございます、ただそういうときに、長距離であったり、あるいはまた費用がかさむということなどが考えられる場合は、また考慮もしないといけませんし、また保護者の理解も十分また得ていかなければならないと思うわけです。やはり今回の場合、こういうカヌーのということでございましたので、つい、じゃあ、ほんならこちらで一緒に乗せて行こうかという気持ちでやってしまったということがこういう事故発生をいたしましたので、今後はまたさらにもう1回主催者、あるいはまた参加の仕方、そしてまた送迎といいますか、輸送の問題等もう1回整理し、そして参加がある程度、危険あるいはまた無理があるような場合は、思い切って不参加という形を採るようにも指導しなければいけないと、かように考えております。

○議長（谷口松生君） 先ほどの答弁はまだですか。しばらく休憩します。



午後2時11分 休憩

午後2時22分 再開



○議長（谷口松生君） 議事を再開いたします。

先ほどの答弁を求めます。

○教育次長（山裾幸良君） 先ほど4名ということで私が答弁しましたけども、さらに確認しましたら、中学生2人、小学生4人、そして事故車の運転手ということでございます。申し訳ございませんでした。訂正をお願いします。

それから主催でございますが、県のB&G地域海洋センターが主催でございます。共催につきましては、ブルーシーアンドグリーン財団と、それから主管につきましては、阿久根市のB&G海洋センターが主管で開催された研修会に参加しているところでございます。よろしく申し上げます。

○18番（木藤茂弘君） やはり教育行政の立場から、やはりこれらの出張命令、行事への参加という分については、せめて県教委が協賛にでもなってるのであれば理解できますけど、すべてが各種関係団体、地元の教委も共催に上がっていないと、このような大会、このようないろいろな研修会なりそうしたもののとらえ方があるわけでございますが、私はやはり基本的にはすべてが公教育の場でものを考えるわけでございますので、やはりそのようなひとつの市教委なり県教委なりそうしたものがやはり関係し

た大会であるとするならば理解できますけど、今後これらのすべての団体が主催する競技等についての命令、出張等の在り方というものについては、教育委員会の方で十分検討され、そして内規、規則でも作って、そうした、いわゆるものへの支援援助をしていくというようなことを検討することをば要望して、私の質問、考え方をば終わらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（谷口松生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第131号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第131号は原案のとおり可決されました。



日程第19 議案第132号 平成18年度志布志市一般会計補正予算（第5号）

○議長（谷口松生君） 日程第19、議案第132号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。議案第132号、平成18年度志布志市一般会計補正予算（第5号）について、説明申し上げます。

本案は、事故による損害賠償及び落雷による施設の修繕に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

補正額は、既定の予算に187万5,000円を追加し、予算の総額を188億2,820万2,000円とするものであります。

歳入につきまして説明申し上げます。5ページをお開きください。まず繰入金の基金繰入金は補正の財源調整として財政調整基金を29万5,000円増額しております。

6ページをお開きください。諸収入の雑入は落雷に伴います公有建物災害共済金を127万円、事故に係る保険金を31万円計上しております。

次に、歳出につきまして説明申し上げます。予算書の7ページをお開きください。総務費の一般管理費は、公用車の修繕に要する経費を9万5,000円計上しております。

8ページをお開きください。土木費の道路橋梁総務費は刈払作業中の事故による賠償金を3万2,000円計上しております。

9ページをお開きください。教育費の保健体育総務費は、公用車事故による賠償金を18万5,000円計上しております。

体育施設費は、落雷による松山城山総合公園施設の修繕料を156万3,000円計上してます。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

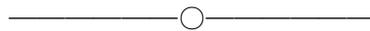
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。議案第132号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第132号は原案のとおり可決されました。



日程第20 認定第1号 平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第20、認定第1号、平成17年度松山町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号については、12人の委員で構成する平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思えます。

また本決算は旧町分でありますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、提案理由の説明を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、提案理由の説明を省略をし、12人の委員で構成する平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審議することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同

条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間しばらく休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時42分 再開

○議長（谷口松生君） 議事を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に丸崎幹男議員、副委員長に上野直広議員がそれぞれ互選されました。

日程第21 認定第2号 平成17年度松山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第22 認定第3号 平成17年度松山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第23 認定第4号 平成17年度松山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第24 認定第5号 平成17年度松山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第25 認定第6号 平成17年度松山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第21、認定第2号から、日程25、認定第6号まで、以上5件を一括議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっています日程第21、認定第2号から、日程第25、認定第6号まで、以上5件については、12人の委員で構成する平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

また本決算は旧町分でありますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第2号から、認定第6号まで、以上5件については、提案理由の説明を省略し、12人の委員で構成する平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委

員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間しばらく休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時52分 再開

○議長（谷口松生君） 議事を再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に小野広嗣議員、副委員長に吉国敏郎議員がそれぞれ互選されました。

日程第26 認定第7号 平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第26、認定第7号、平成17年度志布志町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第7号については、先ほど設置されました平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

また本決算は旧町分でありますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第7号については、提案理由の説明を省略し、平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

日程第27 認定第8号 平成17年度志布志町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第28 認定第9号 平成17年度志布志町と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第29 認定第10号 平成17年度志布志町国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第30 認定第11号 平成17年度志布志町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第31 認定第12号 平成17年度志布志町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第32 認定第13号 平成17年度志布志町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第33 認定第14号 平成17年度志布志町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第27、認定第8号から、日程33、認定第14号まで、以上7件を一括議題と

します。

お諮りします。ただいま議題となっています日程第27、認定第8号から、日程第33、認定第14号まで、以上7件については、先ほど設置されました平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

また本決算は旧町分でありますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第8号から、認定第14号まで、以上7件については、提案理由の説明を省略し、平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。



日程第34 認定第15号 平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第34、認定第15号、平成17年度有明町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第15号については、先ほど設置されました平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

また、本決算は旧町分でありますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第15号については、提案理由の説明を省略し、平成17年度旧3町一般会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。



日程第35 認定第16号 平成17年度有明町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第36 認定第17号 平成17年度有明町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第37 認定第18号 平成17年度有明町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第38 認定第19号 平成17年度有明町水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第39 認定第20号 平成17年度有明町下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第35、認定第16号から、日程39、認定第20号まで、以上5件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっています日程第35、認定第16号から、日程第39、認定第20号まで、以上5件については、先ほど設置されました平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。

また本決算は旧町分でありますので、会議規則第39条第2項の規定に基づき、提案理由の説明を省略

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第16号から、認定第20号まで、以上5件については、提案理由の説明を省略し、平成17年度旧3町特別会計決算審査特別委員会に、地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。



日程第40 認定第21号 平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第40、認定第21号、平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。認定第21号、平成17年度志布志市一般会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

歳入総額68億1,983万6,423円、歳出総額64億9,783万9,586円、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額5,784万9,000円、実質収支額は2億6,414万7,837円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは、市債が18億8,110万円で、構成比27.6%、県支出金が15億3,275万8,397円で、構成比22.5%、諸収入が14億5,489万7,883円で、構成比21.3%、国庫支出金が6億2,387万8,236円で、構成比9.1%、繰入金が3億1,870万9,097円で、構成比4.7%、地方交付税が3億434万8,000円で、構成比4.5%となっております。

歳出の主なものは、農林水産業費が15億9,581万1,964円で、構成比24.6%、公債費が13億612万6,849円で、構成比20.1%、民生費が11億4,095万4,934円で、構成比17.6%、総務費が9億1,089万9,795円で、構成比14.0%、土木費が5億2,129万2,418円で、構成比8.0%となっております。

平成17年度における本市の決算につきましては、合併に伴う新規事業及び旧町からの継続事業を展開し、旧町の長期振興計画及び過疎地域自立促進計画の実現に向けて鋭意努めてまいりました。

また、新市の新規事業に係る経費といたしまして、本年2月に執行されました市長、市議選挙に係る経費、市制施行による福祉事務所設置に伴う生活保護扶助に係る経費等が主なものであります。

なお、主要施策の経費につきましては、説明書を提出しておりますので、お目通しをお願いいたします。

今後も、市全体の速やかな一体性の確立、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図り、健全な財政運営に努めるとともに、効率的な行財政運営により経常経費の削減に努めてまいりたいと思っております。よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第21号については、12人の委員で構成する平成17年

度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第21号については、12人の委員で構成する平成17年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成17年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、平成17年度志布志市一般会計決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成17年度志布志市一般会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間しばらく休憩いたします。

○

午後3時02分 休憩

午後3時09分 再開

○

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に金子光博議員、副委員長に藤後昇一議員がそれぞれ互選されました。

○

日程第41 認定第22号 平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第42 認定第23号 平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

日程第43 認定第24号 平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第44 認定第25号 平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について

日程第45 認定第26号 平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第46 認定第27号 平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について

日程第47 認定第28号 平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第48 認定第29号 平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（谷口松生君） 日程第41、認定第22号から、日程第48、認定第29号まで、以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

認定第22号、平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

歳入総額14億612万3,614円、歳出総額12億6,527万7,276円で、実質収支額は1億4,084万6,338円を翌年度に繰り越しております。

また基金の総額は、平成18年3月31日末現在で1億3,296万7,546円となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が1億4,695万5,859円で、構成比10.5%、国庫支出金が7億2,951万7,513円で、構成比51.9%、療養給付費交付金が1億6,434万円で構成比11.7%、県支出金が1億6,408万6,109円で、構成比11.7%となっております。

また保険税の徴収率は、旧町分からを通年いたしますと、17年度の現年課税分は93.69%となり、徴収額が8億8,060万1,129円であります。

歳出の主なものは、保険給付費が8億5,494万6,881円で、構成比67.6%、老人保健拠出金が2億5,015万3,000円で、構成比19.8%、介護納付金が7,434万4,000円で、構成比5.9%となっております。

平成17年度における本市の国民健康保険事業につきましては、国、県等の交付金、補助金の削減、縮小などにより大変厳しい状況となっております。今後とも収納率向上等による財源の確保、保健事業の充実、医療費の抑制、適正化を図りながら、国民健康保険事業の健全運営に努めてまいります。

次に、認定第23号、平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

歳入総額15億4,908万1,146円、歳出総額14億1,244万2,162円で、実質収支額は1億3,663万8,984円を翌年度に繰り越しております。

歳入の主なものとしまして、社会保険診療報酬支払基金からの支払基金交付金が8億4,306万4,000円で、構成比54.4%、国庫支出金が2億8,296万3,967円で、構成比18.3%、繰入金金が2億5,451万1,000円で構成比16.4%となっております。

歳出の主なものは、医療諸費が13億9,324万2,728円で、構成比98.6%となっております。

平成17年度における本市の老人保健特別会計事業につきましては、平成14年10月から、対象年齢が75歳に引き上げられ、受給者数は減少していますが、市民の健やかな老後を確保するため、疾病の予防、治療、介護予防等の保健事業を実施し、老人福祉の増進に努めてまいりました。今後とも保健事業の充実、医療費の抑制、適正化を図りながら、老人保健事業の健全運営に努めてまいります。

次に認定第24号、平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

歳入総額9億916万247円、歳出総額8億9,786万9,973円で、実質収支額は1,129万274円となり、全額翌年度に繰り越しております。

歳入の主なものは、介護保険料が1億4,299万9,648円で、構成比15.7%、国庫支出金が2億8,216万6,000円で、構成比31.0%、支払基金交付金が2億1,276万1,000円で構成比23.4%、県支出金が1億2,229万6,000円で、構成比13.5%、繰入金が7,833万9,000円で、構成比8.6%、諸収入が7,057万6,899円で、

構成比7.8%となっております。

歳出の主なものは、総務費が624万1,066円で、構成比0.7%、保険給付費が8億6,211万1,289円で、構成比96%、諸支出金が2,951万7,618円で、構成比3.3%となっております。

平成17年度における本市の決算につきましては、介護保険法による介護保険給付事業等、旧町からの継続事業を展開したところであります。

また、老人保健福祉計画、介護保険事業計画の第3期計画策定年度であり、新市の計画書の策定を行ったところであります。今後も市の介護保険事業計画に基づき、事業を実施、介護予防を含めた高齢者福祉、まちづくりのための地域福祉の充実に努めてまいりたいと思います。

次に、認定第25号、平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

歳入総額は1億7,994万8,618円、歳出総額は1億6,555万2,682円であり、実質収支額は1,439万5,936円で、全額を翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは、下水道事業の市債1億870万円、一般会計繰入金4,134万5,000円、使用料及び手数料1,271万6,400円、旧松山町及び旧有明町の農業集落排水事業に関する特別会計からの歳計剰余金等の雑入1,332万5,065円であります。

歳出の主なものは、職員3名分の人件費のほか、市内4地区の浄化センターの維持管理費等に要する経費など、一般管理費として3,894万7,413円、公債費1億2,660万5,269円であります。

下水道管理特別会計は、松山地区、野井倉地区、通山地区、蓬原地区の市内4地区の農業集落排水施設の維持管理が主な業務でございますが、今後も加入率の向上など、効率的な行財政運営に努めてまいります。

次に、認定第26号、平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

歳入総額228万6,841円、歳出総額221万6,730円、実質収支額は7万111円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは、一般会計繰入金が220万6,000円で、構成比96.5%。雑入が8万815円で、構成比3.5%となっております。

歳出は、地方債償還金が221万6,730円で、構成比100%となっております。

次に、認定第27号、平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

歳入総額1億5,345万1,066円、歳出総額1億4,800万9,858円、実質収支額は544万1,208円となっております。

歳入の主なものは、公営企業収入1億1,032万8,630円で、構成比71.9%、繰入金2,254万円で、構成比14.7%、諸収入2,058万2,305円で、構成比13.4%となっております。

歳出の主なものは、管理費9,664万3,021円で、構成比65.3%、公債費5,136万6,837円で、構成比34.7%となっております。

今後も本地域の観光拠点として整備された施設でありますので、関係者一丸となって健全運営に努めてまいります。

次に、認定第28号、平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について、説明申し上げます。

歳入総額7,722万8,556円、歳出総額7,602万4,983円、実質収支額は120万3,573円となり、全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものは、諸収入が4,379万3,939円で、構成比56.7%、公営企業収入が3,343万3,770円で、構成比43.3%となっております。

歳出の主なものは、公債費が5,548万8,867円で、構成比73.0%、総務費が1,172万2,826円で、構成比15.4%、事業費が881万3,290円で、構成比11.6%となっております。

平成17年度における本会計の決算につきましては、合併時の決算歳計剰余金及びと畜場使用料等の収入を得て、公債費や電気料等の支出を行ったところであり、建設資金としての起債償還も、今年度末で完了いたしましたところであります。

なお、と畜場は平成18年6月30日をもって廃止、7月1日に、志布志畜産株式会社へ譲渡を行っております。

次に認定第29号、平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、説明を申し上げます。

決算の結果、総収益が1億6,664万7,804円、総費用が1億6,263万666円となり、401万7,138円の純利益となりました。

総収益の主なものは、営業収益1億4,607万6,693円で、構成比87.6%、営業外収益1,976万175円で、構成比11.9%、附帯事業収益81万936円で、構成比0.5%となっております。

総費用の主なものは、営業費用1億3,267万8,796円で、構成比81.6%、営業外費用の2,993万8,070円で、構成比18.4%となっております。

平成17年度における本市水道事業の決算につきましては、合併に伴い、これまでの上水道と新たに法を適用し、松山地区、有明地区の簡易水道を合わせて、志布志市水道事業として決算を行ったものです。

なお、建設事業の成果としましては、伊崎田山ノ口地区での老朽管布設替と水源地・配水池のフェンス取替、国、県の水道支障物の布設替を実施いたしました。

今後も、市民に安全で良質な水を安定的に供給するとともに、災害に強い施設の建設に努めてまいりたいと思っております。

以上、認定第22号から認定第29号まで説明申し上げますが、主要施策の成果につきましては、説明書を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） まず認定第22号、平成17年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 次に認定第23号、平成17年度志布志市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 次に認定第24号、平成17年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 次に認定第25号、平成17年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 次に認定第26号、平成17年度志布志市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 次に認定第27号、平成17年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 次に認定第28号、平成17年度志布志市と畜場事業特別会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 次に認定第29号、平成17年度志布志市水道事業会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第22号から認定第29号まで、以上8件については、12人の委員で構成する平成17年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限の委任を含めて付託し、閉会中も継続して審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第22号から認定第29号まで、以上8件については、12人の委員で構成する平成17年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の権限を含めて付託し、閉会中も継続して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました平成17年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、平成17年度志布志市特別会計決算審査特別委員会の委員は、お手元に配付した名簿のとおり指名します。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同

条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、平成17年度志布志市特別会計決算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、第1委員会室において特別委員会を開きます。その間しばらく休憩いたします。

午後3時28分 休憩

午後3時34分 再開

○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。委員長に小野広嗣議員、副委員長に吉国敏郎議員がそれぞれ互選されました。

日程第49 陳情第4号 障害者自立支援法（乳幼児期の療育）についての陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第49、陳情第4号、障害者自立支援法（乳幼児期の療育）についての陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第4号、障害者自立支援法（乳幼児期の療育）についての陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告をいたします。

まず執行部に対して、この陳情書に対する見解や当面の処理方針について質疑を行いました。質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑として、陳情項目（2）について、障害程度区分はしないのか。

答弁として、本人の状態の調査はするが、大人と同じような認定調査はしない。

質疑として、ふれあい移動市長室でにこにこはうすに行かれたと思うが、どのような感想であったか。

答弁として、早期療育に効果があると感じたところである。

引き続き討論を行い、市に十分な対応をしてもらいたいと考えるので、採択すべきであるという要旨の討論がありました。

続いて採決に入り、採決の結果、陳情第4号は、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。お諮りします。陳情第4号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は所管委員長の報告のとおり、採択されました。

日程第50 陳情第18号 志布志運動公園の整備に関する陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第50、陳情第18号、志布志運動公園の整備に関する陳情書を議題とします。本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第18号、志布志運動公園の整備に関する陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

委員会では、まず現地調査を踏まえまして、執行部の考えを問うたところ、次のような考えでありました。陸上競技場の整備については、6月議会で8,000万円の予算を承認してもらい、現在配管工事が始まっており、今後はアンツーカーの整備や芝の張り替えが行われていく予定である。教育委員会としては、今年度の工事で整備されたものと判断をしている。他の体育施設については、全市的に均衡を図りながら、整備を進めていきたいというものでありました。

続いて質疑を行いましたので、質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑として、タータンにしたらどれくらいかかるのか。

答弁として、2億5,000万円ぐらいかかると思う。

質疑として、タータンは無理でアンツーカーにすると判断したのはどこか。

答弁として、財政に対してタータンで整備ということで、2億8,000万円ほど要求をしたが、アンツーカーで整備ということで8,000万円になったところである。

質疑として、11年ほど前に、このアンツーカーに改修したとのことだが、また11年ぐらい後に改修しなければならなくなるのではないか。

答弁として、11年前の改修後の整備を怠っていたのではないかと思う。ちゃんと整備をしていけばもっと長持ちすると考えている。

質疑として、陸上競技場の整備は振興計画には入っているのか。

答弁として、過疎計画の中で芝張り替えを含め整備事業で8,000万円の事業費が計上してある。

質疑として、陸上協会の会員数と競技会等の開催はどのような状況か。

答弁として、会員数は39名で、年4回、フライデーナイター陸上を開催している。

これらの質疑を踏まえ、引き続き討論を行いました。

討論では、現在工事も始まっており、陳情で要望されていることの実現性については不可能であり、不採択とすべきであるという要旨の討論がありました。

討論を終え、起立採決の結果、陳情第18号は起立少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

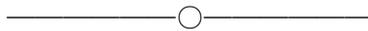
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。採決は起立によって行います。お諮りします。陳情第18号に対する所管委員長の報告は不採択であります。したがって、原案について採決します。採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（谷口松生君） 起立少数であります。したがって、陳情第18号は不採択とすることに決定されました。



日程第51 陳情第20号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求める陳情書

○議長（谷口松生君） 日程第51、陳情第20号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました陳情第20号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止の意見書採択等を求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

まず執行部に対して、この陳情書に対する見解や当面の処理方針について質疑を行いました。

質疑の主なものとそれに対する答弁について申し上げます。

質疑として、陳情にあるような状態になったら、どうなると認識しているのか。

答弁として、次の介護保険改正では国の方向性が示されてくると思うが、今の段階ではどのような状況になるか、つかめていないところである。

引き続き討論を行い、討論では、陳情の趣旨はよく理解できるので、採択すべきであるという要旨の討論がありました。採決の結果、陳情第20号は賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（谷口松生君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。陳情第20号に対する所管委員長の報告は採択であります。本件は、所管委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第20号は所管委員長の報告のとおり採択されました。



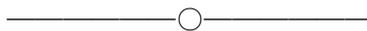
日程第52 議員派遣の決定

○議長（谷口松生君） 日程第52、議員派遣の決定を行います。

お諮りします。議員派遣の決定については、会議規則第162条第1項の規定により、お手元に配付してある内容のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣は配付してある内容のとおり決定しました。



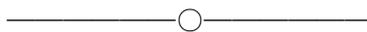
日程第53 閉会中の継続審査申し出について

○議長（谷口松生君） 日程第53、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。閉会中の継続審査申し出については、申出のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長及び文教厚生常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。



日程第54 閉会中の継続調査申し出について

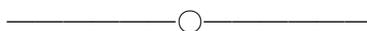
○議長（谷口松生君） 日程第54、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長及び議会運営委員長、並びに陳情第13号志布志市の活性化対策についての調査特別委員長から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。



午後 3 時 47 分 休憩

午後 3 時 48 分 再開



○議長（谷口松生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま配付しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり本日の日程を追加することに決定しました。

お諮りします。追加日程第 1、発議第 14 号及び追加日程第 2、発議第 15 号については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第 14 号及び発議第 15 号については委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



**追加日程第 1 発議第 14 号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について
(国)**

○議長（谷口松生君） 追加日程第 1、発議第 14 号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

〔「しばらく休憩をください」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） しばらく休憩いたします。



午後 3 時 49 分 休憩

午後 3 時 51 分 再開



○議長（谷口松生君） 議事を再開いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○19番（岩根賢二君） 発議第 14 号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について。

ただいま議題となりました発議第 14 号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者は志布志市議会議員、岩根賢二、賛成者、志布志市議会議員、鶴迫京子、本田孝志であります。

国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書（案）。

先の通常国会において成立した医療制度改革関連法では、今後 6 年間で現在医療型療養病床 25 万床、介護型療養病床 13 万床の計 38 万床ある療養病床のうち、介護型療養病床は全廃、医療型療養病床は 10 万

床の計23万床（6割）が削減されることとなった。

また、今年10月から医療型療養病床に入院する70歳以上の患者のうち、医療の必要度が低いと見なされる患者の食費・居住費が保険給付から外されることになった。該当の入院患者の多くは独居老人や高齢者夫婦世帯で、到底在宅医療はできない方々であるにもかかわらず、大幅な負担増を強いられていることによって、入院継続が困難になり、やむなく退院する方々が多数出てくることが予想される。

さらに、7月1日から削減計画を先取りする（経済誘導する）形で、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省がいうところの医療の必要度が低いとされる患者の入院基本料が大幅に引き下げられた。

この結果、現場は混乱し、医師や労働者の生活までもが脅かされ、正常な医療活動ができないところが出てきている。病床を減らされても、介護保険施設は充実されるどころか、介護保険法の改悪で、4月から国の介護施設分の負担割合が変わり、25%から20%に縮小、都道府県負担が12.5%から17.5%へ増え、各県の施設づくり計画にブレーキがかけられた。

その上、各都道府県介護保険事業支援計画で示されている国の参酌標準に基づく施設数の設定では、これ以上施設増加は見込めない状況である。現在でさえ、療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院（入所）までには、数カ月から数年かかるといわれ、特に、特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、本県では約8,500人近く（重複申請を含む。）と報告されており、このままいけば多くの療養病床を持つ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる医療難民、介護難民が各地であふれることは明らかである。

このような趣旨から、療養病床の廃止・削減計画を早急に中止するとともに、住民の身近にあって、地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させることを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日、鹿児島県志布志市議会

提出先、内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣、柳沢伯夫。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

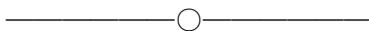
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第14号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第14号は原案のとおり提出することに決定しました。



**追加日程第2 発議第15号 国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について
（鹿児島県）**

○議長（谷口松生君） 追加日程第2、発議第15号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

○19番（岩根賢二君） 発議第15号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について。

ただいま議題となりました、発議第15号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出について、案文を朗読して説明に代えさせていただきます。

提出者、志布志市議会議員、岩根賢二、賛成者、志布志市議会議員、鶴迫京子、本田孝志であります。

国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書（案）。

先の通常国会において成立した医療制度改革関連法では、今後6年間で現在医療型療養病床25万床、介護型療養病床13万床の計38万床ある療養病床のうち、介護型療養病床は全廃、医療型療養病床は10万床の計23万床（6割）が削減されることとなった。

また、今年10月から医療型療養病床に入院する70歳以上の患者のうち、医療の必要度が低いと見なされる患者の食費、居住費が保険給付から外されることになった。該当の入院患者の多くは独居老人や高齢者夫婦世帯で、到底在宅医療はできない方々であるにもかかわらず、大幅な負担増を強いられることによって、入院継続が困難になり、やむなく退院する方々が多数出てくることが予想される。

さらに、7月1日から削減計画を先取りする（経済誘導する）形で、療養病床の入院基本料が大幅に削減され、特に入院患者の5割を占めるといわれる、厚生労働省がいうところの医療の必要度が低いとされる患者の入院基本料が大幅に引き下げられた。

この結果、現場は混乱し、医師や労働者の生活までもが脅かされ、正常な医療活動ができないところが出てきている。病床を減らされても、介護保険施設は充実されるどころか、介護保険法の改悪で、4月から国の介護施設分の負担割合が変わり、25%から20%に縮小、都道府県負担が12.5%から17.5%へ増え、各県の施設づくり計画にブレーキがかけられた。

その上、各都道府県介護保険事業支援計画で示されている国の参酌標準に基づく施設数の設定では、これ以上施設増加は見込めない状況である。現在でさえ、療養病床、老人保健施設、特別養護老人ホームの3施設では待機者が多く、入院（入所）までには、数カ月から数年かかるといわれ、特に、特別養護老人ホームの待機者は全国で38万人、本県では約8,500人近く（重複申請を含む。）と報告されており、このままいけば多くの療養病床を持つ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、いわゆる医療難民、介護難民が各地であふれることは明かである。

このような趣旨から、以下の点について、県は早急に対応されるよう強く要望する。

1. 療養病床の廃止・削減計画の早急な中止を国及び厚生労働省に強く要望すること。

2. 住民の身近にあって、地域医療や介護に重要な役割を担っている中小病院や有床診療所の入院機能をより充実、拡大させること。

3. 国及び厚生労働省に参酌標準の見直しを要望するとともに、鹿児島県においても介護保険事業支援計画を見直し、介護保険入所施設を増設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月29日、鹿児島県志布志市議会

提出先、鹿児島県知事、伊藤祐一郎、鹿児島県保健福祉部長、吉田紀子。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷口松生君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 討論なしと認めます。

これから採決します。お諮りします。発議第15号、国の療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第15号は原案のとおり提出することに決定されました。

—————○—————

○議長（谷口松生君） お諮りします。ただいま議決されました発議第14号及び発議第15号の字句整理及び提出手続については議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷口松生君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句整理のうえ提出することにいたします。

—————○—————

○議長（谷口松生君） これで今定例会に付議されましたすべての案件を終了いたしましたので、これをもって議事を閉じ、閉会といたします。御苦労さまでございました。

午後4時02分 閉会